

平成 16 年

塩竈市議会会議録

(第110巻)

第4回定例会 12月9日 開会
12月22日 閉会

塩竈市議会事務局

平成16年12月定例会日程表

会期14日間(12月9日~12月22日)

月日	曜日	区分	会議内容	会期
12.9	木	本会議	会期の決定、諸般の報告、行政報告、請願第11号ないし第14号、議員提出議案第6号、議案第63号ないし第75号	1
10	金	休会		2
11	土	"		3
12	日	"		4
13	月	"	総務教育常任委員会(北側委員会室) 10:00~	5
14	火	"	産業建設常任委員会(北側委員会室) 10:00~	6
15	水	"	民生常任委員会(北側委員会室) 10:00~	7
16	木	"	民生常任委員会(北側委員会室) 10:00~	8
17	金	本会議	議案第63号ないし第75号、請願第12号、請願第9号ないし第11号・第13号及び第14号 13:00~	9
18	土	"		10
19	日	"		11
20	月	本会議	志子田吉晃 議員 浅野 敏江 議員 伊勢 由典 議員 武田 悦一 議員	12
21	火	"	一般質問 木村 吉雄 議員 東海林京子 議員 今野 恭一 議員 吉田 住男 議員	1
22	水	本会議	一般質問 小野 絹子 議員 鈴木 昭一 議員 佐藤 貞夫 議員 (閉会)	12

塩竈市議会平成16年12月定例会会議録 目次

(1 2 月 定 例 会)

第1日目 平成16年12月9日(木曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
質 疑	5
小 野 絹 子 君	5
伊 藤 栄 一 君	8
議案第11号ないし第14号	10
議員提出議案第6号	10
趣旨説明	10
採 決	11
議案第63号ないし第75号	11
提案理由説明	11
総括質疑	23
田 中 徳 寿 君	23
伊 勢 由 典 君	25
伊 藤 博 章 君	27
吉 川 弘 君	31
散 会	36

第 2 日 目 平 成 1 6 年 1 2 月 1 7 日 (金 曜 日)

議事日程第 2 号	37
開 議	39
会議録署名議員の指名	39
議案第63号ないし第75号 (各常任委員会委員長議案審査報告)	39
討 論	44
中 川 邦 彦 君	45
田 中 徳 寿 君	46
吉 川 弘 君	46
今 野 恭 一 君	49
伊 勢 由 典 君	50
浅 野 敏 江 君	51
採 決	52
請願第12号	53
請願第 9 号、10号、14号 (総務教育常任委員会委員長請願審査報告)	53
請願第11号、13号 (民生常任委員会委員長請願審査報告)	53
討 論	55
曾 我 ミ ヲ 君	55
志子田 吉 晃 君	57
採 決	59
議案第 7 号	60
散 会	61

第 3 日 目 平 成 1 6 年 1 2 月 2 0 日 (月 曜 日)

議事日程第 3 号	63
開 議	65
会議録署名議員の指名	65
一般質問	65
志子田 吉 晃 君	

100円バス試行運転の内容について	66
実施の具体的内容は	
小型化・経路・広告収入・補助金上限等会派提言との違いは	
場外馬券場の積極的誘致について	66
進捗状況をどのように把握しているか	
積極的な誘致に対する方策はとっているか	
新浜地区の廃蛍光管事業の取り扱いについて	66
4月16日までに提出すべき意見書を出さない理由は	
出さない行為は法に違反していないか	
貞山地区の自動車リサイクル企業の進捗について	67
進出計画の進捗は	
P C B等の有害物質に対し、安全対策はどのように考えるか	
本町旧今野屋跡地の活用法について	67
跡地利用の具体案は	
旧徳陽銀行の活用あるいは取り壊しは	
交通事業健全化策定委員会の進捗について	67
経営健全化計画策定委員会での数値目標は	
事業予算1億円以上の考えはあるか	
市立病院事業の今後の方向性について	67
中核病院でなく取扱科目の専門特化は	
統合医学、予防医学の取り入れの考えは	
入札制度の改善対策について	68
落札率改善のための過去の方策と今後の対策は	
契約額500万円以上の随契の入札導入は	
港奥部の津波・高潮・洪水対策について	68
北浜造船所地域の対策は	
本町～海岸通のゼロメートル地区対策は	
小中学校の教科書の採択基準について	68
17年度採択までの手順と選定の基準は	

歴史教科書の選定基準は学習指導要領の準拠度か

浅野敏江君

学校総合学習について	82
福祉教育の考え方	
「中学生のためのホームヘルパー養成講座」開催について	
福祉行政について	84
高額療養費の窓口払いについて	
道路の環境整備について	85
国道45号線花立地区、照明について	
国道45号線、新浜町入り口付近の交通安全対策について	

伊勢由典君

「海辺の賑わい地区」について	96
塩竈市土地開発公社の土地に対して、提案書受付締切（12月10日）に 提案してきた企業と提案書の内容について	
地元企業の提案書提出について	
応募参加登録者の三つの資格基準を定めた理由について	
塩釜港航路について	97
塩釜港航路（水深マイナス9m）しゅんせつの国直轄事業について	
緊急雇用創出特別基金について	97
緊急雇用創出特別基金に変わる国の雇用創出事業と市の対応について	
小学校一年生の補助教員について	
五番地再開発に向けて市が取得した土地について	98
旧今野屋解体後の土地利用について	
旧徳陽シティ銀行の活用について	
市民の健康管理と予防について	99
前立腺がん検診について	
乳幼児2歳児歯科検診について	
思春期の骨粗鬆症の検診と予防について	

武田悦一君

財政再建策について 111

人員削減計画について

民間委託の導入について

市税、国保税、学校給食費、市営住宅費などの徴収のあり方について

企業誘致策について

新庁舎建設について 112

他市との対比について

新庁舎建設による財源確保について

新庁舎建設による活性化について

散 会 121

第4日目 平成16年12月21日（火曜日）

議事日程第4号 123

開 議 125

会議録署名議員の指名 125

一般質問 125

木村吉雄君

市長の政治姿勢について 125

行財政改革について

行政力アップ（向上）について

三役の職責と職員の意識改革について

災害における市民の安全・安心の確保について 126

未然防止や最小限に抑制する対応は

発生時の応急対応は

発生後のライフラインの確保、被災者のケア、復興への支援等の対応は

指定管理者制度導入について 127

NPO法人への体育施設委託の行政目的について

制度導入に向けて体育施設の今後の方針は

制度導入による多部門への計画について	
東海林 京子 君	
塩竈市の新エネルギー導入について	141
地球温暖化防止との関連と、重点導入リストの関係は	
具体的取り組みの年次計画について	
男女平等共同参画の取り組みについて	142
セクハラ・DV・パワハラに対応する機関及び制度設置について	
制度条例化の見通しと本市の特徴的課題について	
ワンコイン（100円）バスの試行運行について	143
予算、路線、距離の充実強化をめざして努力を	
マリンゲート経由の全廃は市民の意向か	
11時、2時台の増便の要望について	
市立病院の経営健全化について	144
地域医療、自治体病院の責務、役割分担を守る立場を堅持するために	
医師不足の解決をどこにどのように求めるか	
医療スタッフの人事について	
少子化問題について	146
少子化と人口流動に歯止めをかける本市の政策、アイデアについて	
次世代育成支援行動計画の具体化について	
危険対象から子供を守るために	147
変質者、空巣、熊出没等の確かな情報伝達について	
防災無線の活用拡大について	
今野 恭一 君	
財政再建の取り組みについて	160
一般会計及び企業・特別会計について	
新年度予算に取り組む姿勢について	
吉田 住男 君	
文化芸術振興対策について	168
文化芸術振興基本法成立後の本市文化芸術振興の支援策は充実	

しているのか	
音楽・美術・伝統芸能等の全般にわたる文化芸術活動の情報提供と そのワンストップサービスの窓口設置を	
若手、新進アーティストや文化芸術団体の活動推進のための環境 整備と活動拠点の提供を	
学校教育における文化芸術振興の活動の現状について	
〔伝統文化こども教室事業〕についてはどう対応されたのか	
文化芸術の振興は、地域の振興、活性化を促進するとの見解に 対するご所見を	
本市の文化芸術振興条例を制定し、その中で文化芸術推進のための 委員会等の設置を	
児童福祉について	171
児童虐待防止対策についての市・県の対応とネットワークの設置 についてのお考えは	
地域振興対策について	173
新球団 東北楽天ゴールデンイーグルスの誕生による本市の経済的、 文化的等の効果をどう誘導するのか。検討されているのかどうか お考えを	
散 会	186

第 5 日 目 平 成 1 6 年 1 2 月 2 2 日 (水 曜 日)

議事日程第 5 号	189
開 議	191
会議録署名議員の指名	191
一般質問	191
小 野 絹 子 君	
海辺の賑わい地区のまちづくりについて	191
公募と諸問題について	
未来都市づくり研究会について	192

11月の結論と今後の取り組みについて	
宮城県沖地震の対策の見直しと強化について	192
新潟中越大地震後の予想される宮城県沖地震の見直しと強化について	
バスの乗り入れについて	193
青葉ヶ丘、吉津地域へのバスの乗り入れについて	
市立病院について	194
市立病院の今後のあり方について	
鈴木 昭一 君	
街づくりの将来像について	207
塩竈市の未来を市長はどのように考えているのか	
各種街づくり研究会の提言をどう生かそうとしているのか	
街づくりの中に庁舎建設の構想はあるのか	
市町村合併との整合性はどうかとらえているのか	
旧今野屋の解体後の事業は	208
解体後の事業と旧徳陽相互銀行の利用価値は	
本町地区の活性化について市長はどのように考えているのか	
未来都市づくり研究会について	209
第7回研究会の結果と成果について市長はどのようにとらえ	
今後どう進めようと考えているのか	
広域的な取り組みが期待できるものが多くあると思うがどうか	
佐藤 貞夫 君	
各種会計の現状と行財政改革と来年の施政方針と財政方針について	221
平成15年度一般・各特別会計、水道・病院の企業会計からの決算	
状況から見て行財政改革をどう進め、平成17年度の施政方針・予算	
編成方針と事業の選択と集中について	
観光の振興、浦戸の振興、地場産品の振興について	223
観光の振興・地場産品の販売促進・浦戸地域の振興について	
県立高校の男女共学化方針について	223
県立塩釜高等学校と塩釜女子高等学校の男女共学化方針について	

どう考えるのか	
市立病院の経営方針について	224
塩竈市立病院の今後の経営方針について	
水産振興について	224
年末年始の仲卸市場の販売促進について	
魚市場地区再開発について	224
漁港背後地再開発の進捗について	
中心市街地再開発について	225
本町再開発と旧今野屋跡地の今後の活用について	
教育問題について	226
最近の学校の児童生徒に対する誘拐対策について、特に登下校対策は	
塩竈ヴェネツィア計画について	226
塩竈ヴェネツィア計画と海辺の賑わい地区の開発の整合性は	
閉 会	235

平成16年12月定例会

12月9日 開会

12月22日 閉会

議案審議一覽表

請願審議一覽表

請願文書表

議員提出議案

塩竈市議会12月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件名	議決結果	議決年月日
総務教育	議案第63号	職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	16.12.17
	議案第66号	塩竈市立学校設置条例の一部を改正する条例	原案可決	16.12.17
	議案第69号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決	16.12.17
	議案第71号	宮城県市町村職員退職手当組合への加入について	原案可決	16.12.17
	議案第72号	平成16年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	16.12.17
	請願第9号	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出に関する請願	採 択	16.12.17
民 生	議案第64号	塩竈市特定疾患患者等に対する見舞金支給条例の一部を改正する条例	原案可決	16.12.17
	議案第65号	塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	修正可決	16.12.17
	議案第67号	塩竈市障害者自立支援に関する条例	原案可決	16.12.17
	議案第68号	塩竈市在宅心身障害者福祉手当支給条例を廃止する条例	原案可決	16.12.17
	議案第70号	塩竈市中心身障害者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決	16.12.17
	議案第72号	平成16年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	16.12.17
	議案第74号	平成16年度塩竈市立病院事業会計補正予算	原案可決	16.12.17
産業建設	議案第72号	平成16年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	16.12.17
	議案第73号	平成16年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算	原案可決	16.12.17
	議案第75号	市道路線の変更及び廃止について	原案可決	16.12.17
	議員提出 議案第6号	郵政民営化に関する意見書	原案可決	16.12.9
	議員提出 議案第7号	義務教育費国庫負担制度が堅持できる三位一体の改革を求める意見書	原案可決	16.12.17

塩竈市議会12月定例会請願審議一覧表

受理番号	件名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第9号	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出に関する請願	16.8.31	総務教育	採 択	16.12.17
第10号	教育基本法の改正について反対の意見決議をあげる請願	16.9.3	総務教育	引き続き 継続審査	16.12.17
第11号	塩竈市立病院透析センター閉鎖に伴う請願	16.12.3	民 生	採 択	16.12.17
第12号	国民健康保険税の連続値上げを行わないよう求める請願	16.12.3	民 生	みなし 不採択	16.12.17
第13号	利用料負担の大幅増など「介護保険」の改悪に反対し、改善を求める意見書の提出に関する請願	16.12.3	民 生	継続審査	16.12.17
第14号	年金財源を口実に「定率減税」廃止、消費税増税の中止を求める意見書の提出に関する請願	16.12.3	総務教育	不採択	16.12.17

平成 16 年 1 2 月 9 日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 11 号
受理年月日	平成16年12月3日
件 名	塩竈市立病院透析センター閉鎖に伴う請願
要 旨	<p>【請願主旨】</p> <p>今般、塩竈市立病院透析医の退職に伴い、佐藤市長、長嶋病院長は医師確保の為大変な尽力を尽くされましたが後任の目処が立たず、透析センターが閉鎖される事になりました。私たち患者13名は近隣の透析施設へ転院せざるを得ない状況に追い込まれてしまいました。13名の多くは高齢者、介護の必要な患者、合併症（脳梗塞、心疾患、視力障害等）を併発している患者で二重、三重苦を背負って治療を受けております。</p> <p>転院する事により遠距離通院を余儀なくされ、壮絶な通院が予測されます。この事は体力的、精神的、経済的負担が益々重く申しかかってまいります。</p> <p>医師不足は塩竈市ばかりではなく、他県においても深刻な問題となっております。市、病院は医師の確保に全力で努力されていることも理解しておりますが、県、市町村全体で精力的に取り組む必要があると思われまます。塩竈市の透析患者全員が他の市、町で透析を受ける事態になりましたが、塩竈市立病院は塩竈市唯一の透析施設です。市民、現患者の為に一日でも早く透析センターを再開して戴きたく請願致します。</p> <p>【請願項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後も糖尿病腎症、高齢者の腎硬化症等により透析患者は増加していきます。塩竈市立病院が対応できる様に医師確保にあらゆる手だてを尽くして透析センターを再開して下さい。 2. 転院に伴い遠距離通院、現疾患、合併症治療通院の為交通費は現在の助成制度では経済的に相当な負担になります。交通助成制度のみなおしをお願い致します。 3. 現在、透析治療以外の現疾患、合併症治療に対し市立病院診療科での継続診療ができます様ご配慮下さい。
提出者住所・氏名	<p>仙台市青葉区木町通2-5-21 宮城県腎臓病患者連絡協議会 会長 近藤辰雄 塩竈市立病院腎友会 塩竈市庚塚53-44 会長 藤枝久子</p>

紹介議員 氏名	曾我 ミヨ 小野 絹子 東海林 京子
付託委員会	民生常任委員会

平成16年12月9日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 12 号
受理年月日	平成16年12月3日
件 名	国民健康保険税の連続値上げを行わないよう求める請願
要 旨	<p>【請願主旨】</p> <p>塩竈市は平成16年度の国民健康保険税を平均10.3%（年間一世帯平均16,042円）引き上げました。</p> <p>しかし、市は引き続き、平成17年度から平成19年度まで毎年連続して値上げを計画しています。ところが、市が平成15年4月に算定した平成19年度までの20億円の赤字見込みが、その後、平成16年7月には7億円余に「修正」しました。このような20億円という多額の赤字を根拠にして大幅値上げを行ったことは重大な問題です。</p> <p>さらに市は、平成20年度には国保会計が県一本化になるから4年間の連続値上げで赤字を解消すると言っています。しかし、県一本化は決まっておらず、県内の各自治体でもそのような見解には立っていません。</p> <p>現在、市民生活は不況の影響による収入減、年金カット、高齢者・配偶者特別控除の廃止、また、一方では高齢者への医療費一割負担の導入などで大変困難となっており、市民からは、今でも重い国保税なのにさらに上げられたらもう払えなくなるという切実な声が寄せられています。</p> <p>国民健康保険制度は社会保障制度であり、市の一般会計からの繰り入れを行い、また、県の支援基金の活用などで平成17年度の国保税の値上げをしないよう求めます。</p> <p>【請願事項】</p> <p>1.平成17年度の国民健康保険税の値上げを行わないこと。</p>
提出者住所・氏名	<p>塩釜民主市政推進連絡会 代表委員 塩竈市錦町16-5 山田 裕 塩竈市松陽台2丁目9-2 安井 達夫 塩竈市西玉川町4-21 虎川 太郎</p>
紹介議員氏名	<p>曾 我 ミヨ 中 川 邦 彦 小 野 絹 子 伊 勢 由 典</p>
付託委員会	民生常任委員会

平成16年12月9日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 13 号
受 理 年 月 日	平成16年12月3日
件 名	利用料負担の大幅増など「介護保険」の改悪に反対し、改善を求める意見書の提出に関する請願
要 旨	<p>【請願趣旨】</p> <p>いま政府は、介護保険法の大改悪を2005年の通常国会で行うとしています。大改悪の内容は、利用料を現在の割から二～三割に引き上げる、入所施設については「ホテルコスト」と称して、部屋代や食事代をすべて利用者負担にする、要介護度の低い人のサービス利用を制限する、介護保険を障害者支援費制度と統合し、二十歳から保険料の徴収を行う、家・土地などの資産のある者は低所得者対象から除外するなどです。</p> <p>介護保険制度は、「負担が重くて利用できない」、特別養護老人ホームの待機者が全国で三十二万人以上、など問題が山積しています。また、貧困な制度のもとで、施設で働く人たちの労働条件も厳しいものがあります。</p> <p>誰もが費用負担の心配をすることなく、安心して介護が受けられるよう改善を求めます。</p> <p>以上の趣旨にご理解いただき、下記の事項について、地方自治法第九十九条の規定による意見書を国の関係省庁に提出されるよう請願いたします。</p> <p>【請願項目】</p> <p>(1) 二割～三割への利用料引き上げをやめること。20歳からの保険料徴収をやめること。</p> <p>(2) 国の制度として、利用料、保険料の減免制度を設けること。</p> <p>(3) 障害者支援費との統合をやめること。</p>
提 出 者 住 所 ・ 氏 名	塩竈市錦町17-6 塩釜生活と健康を守る会 会長 虎川太郎
紹 介 議 員 氏 名	曾 我 ミヨ 中 川 邦 彦 小 野 絹 子 伊 勢 由 典
付 託 委 員 会	民生常任委員会

平成16年12月9日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 14 号
受理年月日	平成16年12月3日
件 名	年金財源を口実に「定率減税」廃止、消費税増税の中止を求める意見書の提出に関する請願
要 旨	<p>【請願趣旨】</p> <p>長引く深刻な不況のもと、収入や年金が落ち込み、年金・医療・介護などの負担は増え、私たちの暮らしは年々苦しくなるばかりです。</p> <p>いま、政府は、「年金・社会保障財源」を口実に、2005年度、2006年度に所得税・住民税の「定率減税」を廃止し、三・三兆円のものになる大增税を庶民に押しつけようとしています。</p> <p>「働き盛り世代の負担軽減」の目的に反し、負担は重くのしかかります。また、2007年度には消費税率の引き上げがねらわれています。</p> <p>消費税は高額所得者には負担が軽く、庶民には重い最悪の税金です。さらに、各種控除が廃止や大幅引上げ、さらに、課税最低限の引下げを計画しています。</p> <p>生活費に課税しないという憲法25条の理念にも反するものです。</p> <p>大企業減税はそのままにし、社会保障制度では大企業の社会的責任を後退させています。</p> <p>政府データでは、この5年間で大企業収益はプラス9兆円、一方家計収入はマイナス19兆円を示しています。本来、財源をどこに求めるかはデータでも明らかです。</p> <p>以上の趣旨にご理解いただき、下記の事項について地方自治法第99条の規定による意見書を国の関係省庁に提出されるよう請願いたします。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「定率減税」の廃止はしないこと。 2. 消費税の大增税をやめること。 3. さらなる課税最低限の引下げをやめること。
提出者 住所・氏名	塩竈市錦町17-6 塩釜生活と健康を守る会 会長 虎川 太郎
紹介議員 氏 名	小野 絹子 吉川 弘 伊勢 由典
付託委員会	総務教育常任委員会

議員提出議案第6号

郵政民営化に関する意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成16年12月9日

提出者 塩竈市議会議員

菊地	進	田中	徳寿
武田	悦一	伊藤	栄一
志子田	吉晃	鈴木	昭一
今野	恭一	嶺岸	淳一
浅野	敏江	吉田	住男
佐藤	貞夫	木村	吉雄
鹿野	司	志賀	直哉
曾我	ミヨ	中川	邦彦
小野	絹子	吉川	弘
伊勢	由典	東海林	京子
福島	紀勝	伊藤	博章

塩竈市議会議長 香取嗣雄 殿

「別 紙」

郵政民営化に関する意見書

政府は、9月10日、郵政民営化の基本方針を閣議決定した。基本方針は、郵便事業には全国どこでも一律に利用可能な全国均質のサービスを引き続き義務付けているものの、持株会社の下に置かれる郵便、郵便貯金、簡易保険、窓口ネットワークサービスの4つの新会社の地域分割を新経営陣の判断に委ねる等、不確定な要素も多い。

現在、郵政事業は全国約2万4千カ所に及ぶ郵便局のネットワークを通じて、都市部をはじめ中山間地域にも広く公平なサービスを提供しており、県内各地域では、不法投棄に関する情報提供等、行政のワンストップサービスの提供、地方自治体との防災協定や災害防止協定の締結のほか、去年の宮城県北部地震の際には郵便料金の免除等、被災者に対する救済対策も実施されており、県民生活の安定と福祉の増進に大いに貢献している。

また、離島や中山間地域の多い本県においては、約460カ所の郵便局ネットワークが、金融機関のない地域のカバーや高齢者世帯の状況把握等、県民生活のセーフティネットとしても機能しており、こうした機能は、市町村合併の進展による市町村役場の統廃合が予測され、金融自由化に伴う金融機関の店舗の統廃合が進む今日、ますます重要度を増すと考えられる。

こうしたなか、郵政事業の民営化が行われ、収益の向上等、採算性を重視した経営が行われることになれば、不採算地域においては郵便局の統廃合が行われることが予想され、全国均質のサービスの確保が困難になる上、郵便貯金等の地域における金融システムは崩壊を余儀なくされかねないことから、住民生活に大きな影響を及ぼすこととなる。

よって、国においては、郵政事業が地域において果たしている公共性、社会的役割の重要性にかんがみ、利用者の立場にたった利便性の確保、サービスの充実の視点から慎重に検討するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

関係機関あて

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣)

議員提出議案第7号

義務教育費国庫負担制度が堅持できる三位一体の改革を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成16年12月17日

提出者 塩竈市議会議員

菊地	進	田中	徳寿
武田	悦一	伊藤	栄一
志子田	吉晃	鈴木	昭一
今野	恭一	嶺岸	淳一
浅野	敏江	吉田	住男
佐藤	貞夫	木村	吉雄
鹿野	司	志賀	直哉
曾我	ミヨ	中川	邦彦
小野	絹子	吉川	弘
伊勢	由典	東海林	京子
福島	紀勝	伊藤	博章

塩竈市議会議長 香取嗣雄 殿

「別 紙」

義務教育費国庫負担制度が堅持できる三位一体の改革を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と全国的な教育水準の維持向上のため、財政面から義務教育を支え、今日まで多大な役割を果たしてきている。

しかしながら、政府は昭和60年度以降、義務教育費国庫負担金削減のため、旅費、教材費、恩給費、共済追加費、退職手当、児童手当について、同負担制度から適用除外して地方交付税で措置することとし、一般財源化を図ってきた。

これにより、ただでさえ厳しい地方財政は一層厳しさを増し、各地方公共団体間で財政措置の格差が生じている。

一方、地方分権の促進を図るために、今年8月に全国知事会で17・18両年度で、義務教育費国庫負担金について、公立中学校8,500億円の削減を盛り込み、平成21年までに小中学校分も削減するよう求めました。

これは三位一体改革が地方分権の理念に基づいた真の地方分権改革となるよう期待し、地方6団体がそろって削減案を提案したものと考えます。

よって、教育の機会均等と全国的な教育水準の維持向上のため、財政面から義務教育を支えるという、義務教育費国庫負担制度の本来の主旨にのっとり、同制度が堅持できる三位一体の改革を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

関係機関あて

(内閣総理大臣、文部科学大臣)

平成16年12月定例会

12月9日 開会

12月22日 閉会

塩竈市議会会議録

平成16年12月9日（木曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第1日目）第17号

議事日程 第1号

平成16年12月9日(木曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 請願第11号ないし第14号
- 第6 議員提出議案第6号
- 第7 議案第63号ないし第75号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第7

出席議員(23名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	6番	鈴木昭一君
7番	今野恭一君	8番	嶺岸淳一君
9番	浅野敏江君	10番	吉田住男君
11番	佐藤貞夫君	12番	木村吉雄君
13番	鹿野司君	14番	志賀直哉君
15番	香取嗣雄君	16番	曾我ミヨ君
17番	中川邦彦君	18番	小野絹子君
19番	吉川弘君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	助 役	加藤 慶 教 君
収入 役	田中 一 夫 君	総務部長	山本 進 君
市民生活部長	棟形 均 君	健康福祉部長	佐々木 和 夫 君
産業部長	三浦 一 泰 君	建設部長	早坂 良 一 君
総務部次長 兼総務課長	阿部 守 雄 君	総務部次長兼行財 政改革推進専門監	佐藤 雄 一 君
市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長兼 社会福祉事務所長	大浦 満 君
建設部次長	佐々木 栄 一 君	危機管理監	芳賀 輝 秀 君
総務部政策課長	渡辺 常 幸 君	総務部財政課長	菅原 靖 彦 君
市民生活部 市民課長	澤田 克 巳 君	産業部水産課長	福田 文 弘 君
建設部 都市計画課長	橋元 邦 雄 君	総務部 総務課長補佐 兼総務係長	佐藤 信 彦 君
市立病院長	長嶋 英 幸 君	市立病院事務部長	小山田 幸 雄 君
市立病院事務部 次長兼総務課長	伊藤 喜 昭 君	水道部長	内形 繁 夫 君
水道部総務課長	郷古 正 夫 君	教育委員会委員長	東海林 良 雲 君
教育委員会教育長	小倉 和 憲 君	教育委員会 教育次長兼 総務課長	伊賀 光 男 君
教育委員会 教育次長兼 生涯学習センター館長	渡辺 誠一郎 君	教育委員会 学校教育課長	歌野 正 一 君
選挙管理委員会 委員長	高木 英 助 君	選挙管理委員会 事務局長	丹野 文 雄 君
公平委員会委員長	白根澤 俊 夫 君	監査委員	高橋 洋 一 君
監査事務局長	橘内 行 雄 君		

事務局出席職員氏名

事務局次長	佐久間 明 君	事務局次長	遠藤 和 男 君
議事調査係長	安藤 英 治 君	議事調査係主査	戸枝 幹 雄 君

午後 1 時 開議

議長（香取嗣雄君） 去る12月2日告示招集になりました平成16年塩竈市議会12月定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第1号記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、6番鈴木昭一君、7番今野恭一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（香取嗣雄君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は14日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は14日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（香取嗣雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様にご配付しておりますとおり、監査委員より議長あてに提出されました定期監査の結果報告1件、例月出納検査の結果報告1件並びに企業会計例月出納検査の結果報告1件であります。

以上、報告いたします

これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって、質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって諸般の報告を終結いたします。

日程第4 行政報告

議長（香取嗣雄君） 日程第4、行政報告を行います。

市長より報告をお願いをいたします。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 平成16年12月定例会開催に当たり行政報告の機会をいただき、心より感謝を申し上げます。

私からは、未来都市づくり研究会におきます市町村合併への取り組み状況についてご報告を申し上げます。

未来都市づくり研究会は、現在約27万人の人口を有する2市3町と黒川管内の3町1村による人口30万人の中核都市を目指し、市町村合併に向けた調査研究を行うことを目的といたしまして、平成15年2月14日に設立されたものでございます。これまでに7回ほど広域合併に向けた意見交換を行いながら、市町村合併に関する諸調査内容の検討などを実施してまいりました。特に、昨年12月にはこの取り決めの一環といたしまして2市6町1村内の住民の皆様を対象に住民意識調査を実施したところでございます。住民の皆様方からは、合併に対する考え方などについてご意見をいただき、この問題に対する地域の基本的な考え方の把握や調査研究の基礎資料とするものでございました。調査結果につきましては、市民の皆様方には平成16年2月の「広報しおがま」でお知らせをするとともに、議員各位には報告書をご配付させていただいたところでございます。

その中で、9市町村の枠組みによる合併に関する調査研究が今後必要との回答が2市6町1村全体では約6割、本市におきましては約7割に上っております。これらを踏まえまして、本年に入りましてから各市町村における公共施設整備の状況でありますとか、具体的に住民生活に密接なかかわりのある現状調査の実施や、9市町村の連携協力施策の一層の充実を図るための広域行政のあり方等について調査検討を行ってまいりました。この間、各市町との意見交換を積極的に行ってまいりましたが、議論の過程で次のような問題が確認されました。一つは、本研究会は必ずしも合併特例法の期限内の合併を目指した研究組織の位置づけではないこと。もう一つは、研究会を進めるに当たって、構成する個々の自治体における独自の合併を妨げるものではないというような意思確認が行われたところでございます。

調査内容につきましては、合併に向けて議会の議決を受けて設置される法定協議会による調査項目を基本といたしておりますが、当初では未調査でありました総合計画等主要事業、公共

的団体など8項目を追加し、最終的には本来法定合併協議会が調査する項目の約8割、57項目中43項目に相当する項目を調査いたしてきたところであります。また、早期に取り組むべき課題であります広域行政につきましても、あわせて調査を行っており、24の事務事業を抽出し、特に効果的な取り組みと考えられる重点事業5事業について協議を進め、さらに広域行政を一層推進するために1事業、消防事務事業を追加して25事業を対象とするとともに、重点事業といたしましては廃棄物処理、斎場運営の2事業を追加し、7事業に拡大したところでございます。

11月22日に開催されました第7回研究会では、これまで実施してまいりました住民意識調査や基礎調査などの最終報告がなされ、未来都市づくり研究会における今後の進め方が議論されたところであります。その中で、合併特例法の期限であります平成17年3月31日あるいは特例期限であります平成18年3月31日までの期間で合併を実現することは、現状におきましては困難ではあります、中長期的な視点でぜひ未来都市づくりの枠組みでの合併を段階的に進めていくことが望ましいということが、それぞれ確認されたところでございます。また、これらの動きをより推進するとの目的から、合併を中長期的に見据えながら、それまでの間は広域行政の推進と充実を促進するという方向性が打ち出されました。本研究会の調査内容につきましては、市民の皆様方には広報紙などを通じましてお知らせしてまいりたいと考えております。

今後の取り組みといたしましては、塩釜地区における広域行政や未来都市づくり研究会の枠組みでの広域行政につきまして、まずは2市3町でこれまでの未来都市づくり研究会の成果を踏まえた広域行政のあり方に関する議論を深めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、未来都市づくり研究会における市町村合併への取り組み状況についての行政報告とさせていただきますが、なお直近の協議会におきまして本研究会の調査内容の詳細をご説明させていただきたいと考えておりますので、議員各位のご理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（香取嗣雄君） これより行政報告に対する質疑を行います。18番小野議員。

18番（小野絹子君） では、私の方からただいま報告されました未来都市づくり研究会の報告について質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、こういう方向で最終的に決まったというのは、河北新報を見て初めてわかりま

した。それで、その後に聞くところによりますと2市3町の議員連絡会というものがあるそう
でございますけれども、そこにこういった報告がされているというふうにお聞きしています。
私ども今直接報告を聞きまして、中身を見ていません。そういう点では、やっぱりこういう重
要な問題、私にすれば幸いにこうしたことではなかったのかなと、結果的にはね、そういうふ
うに思うわけですが、しかし議会に対してきちんとかいこうことを報告すべきものは、
きちんとかいこう手だてをとってやるべきじゃないかと。ちなみに、多賀城市では全員協議会
が持たれるとか、いろいろそういうのがあるそうです。こういうことが行政報告になじむのか
という問題が一つあるかと思えます。そういう点で、非常に議員の中でもわかっている部
分、わかっていない部分があるというのは、議員の調査活動の関係でそうなったというなら別
ですが、そうじゃなくてももう既にそういうところに資料が配付されているということ自体が、
しかも説明されているということがそうであるなら、なおのことやっぱり早いところをやるべ
きではなかったのかというふうに思いますので、その見解についてお聞きしておきます。

それから、今ご説明いただきながらざっと見たわけでありまして、結果的には河北新
報などにも書かれていましたように、要するに一定のそういう意味では9市町村の中にやっぱ
りいろいろ違いが出てきていると。言うなれば、もっと一緒にやれる要素がないと、だから今
回は見合わせるということで広域行政をということで出されているわけでありまして、その広
域行政の関係で一つ問題にしたいと思えますのは、合併を前提にした広域行政というのはおか
しいんじゃないかというふうに思うんですね。例えば一つ考えてみたいのは、先ほど市長が消
防を後から追加したと、これからの広域行政24項目の中にさらにプラスしたということで出さ
れておりましたが、消防がこの2市3町の広域で一つあるわけですが、それが黒川郡に
も今あるわけですね。それとが一緒になってやるということになったら、これまたやっぱり地
域的に広いところを、例えば救急車一つとってみても、それはここには分署なり何なりは置く
でしょうけれども、そういう点を考えてときに広域行政のあり方についてもやはりもっと議会
との検討も必要ではないかということを感じていましたので、その辺についてお聞きしたい。

それと、広域行政の中でなぜ市立病院が、病院関係が入らなかったのかなという気もします
ので、そういった関係も含めてお聞きしたいというふうに思います。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 先ほどの行政報告の中で、第7回の未来都市づくり研究会が11月22日に
開催されたということについてはご報告申し上げました。この会議、原則公開でやってまいり

ました。ですから、各新聞社の方々が会議を傍聴されるということは自由でございますので、そういった中から感じ取られたことを今までも記事にしてこられたのかなと思っております。ただ、今回につきましては最終的な取りまとめということもございまして、マスコミの方々は入らないままで会議を開催いたしました。その後、会長さんの方からその日の会議の概要について各新聞社にご報告を申し上げるという手順でございましたので、河北新報で掲載されたというのはそういう経過かと思っております。

それから、松島云々というお話をいただきましたが、これは行政の一環としてやっていることではないので、私の方からご報告することはできませんのでご理解いただきたいと思っております。

それから、広域行政であります、24項目を抽出したと。それから1項目を加えたということについては、今後そういう広域的な広がりを広めていく中で当面考えられるものをメニュー出したということでございまして、決してそれで決定するという意味ではないわけでありませう。そういったことの議論を深めながら、広域行政の行き着く先が市町村合併ではないかということについては、ご出席の大方の首長さんの意見が一致したところでございますので、まずはやれるものから広域行政の取り組みについていろいろ意見交換をさせていただこうということでございました。その中になぜ消防事務を加えたかということでございますが、そもそも2市6町1村、九つが一つの単位としてやろうということでございますので、当然のことながら市町村が合併して一つの組織になった場合は消防事務についても当然一元化されるということでございませうし、現状では議員おっしゃられましたとおり2市3町と黒川郡で別々の消防事務組合が設立されていることは私も了知いたしておりますが、先日富谷町で林野火災がありましたときにもこちらの方から消防車を応援するとか、そういった相互の交流が既になされているわけでありませう。そういったものを本当にどこまでやれるかということは今から議論していこうということで、消防事務組合もつけ加えたということでございませう。

病院という話でありましたが、今病院は塩竈市立病院でございます。一気にこういうテーブルにのせていいかどうかということについては私も迷いました。今回は上げておりませんが、またいろいろご意見をいただきながら適宜つけ加えたり削除したりということは十分考えておりますので、今後の勉強課題とさせていただきます。

私の方からは以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 小野議員。

18番（小野絹子君） 今説明受けました。それで、私は新聞に載ったのがどうのこうのと言っているわけじゃなくて、議会に早く報告すべきだということを含めて出していますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、広域行政との関係で言えば行政のサービスの効率化というか、それだけではだめなんですね。やっぱり住民との関係によって、住民にとってどうなのかという視点をやっぱりきちんとさせていく必要があるのではないかというふうに思いますので、そういった点を含めてやっぱり考えていく必要があるのではないかというふうに思います。

最後に、市長が言っている「中長期的な視点に立って」というのは、期日を示すのは難しいんでしょうけれども、どういったことで中長期的な視点、どれくらいの間隔をもって言っているのか、そのことをお伺ひして終わりたいと思います。あとは一般質問でさせていただきます。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 広域行政に限らず、我々の行政はあくまでも住民の方々が一番中心にあるべきだということについては、私も常々そういう視点で本市の行政に取り組んでいるつもりでありますし、個々の未来都市づくり研究会に出席されました2市6町1村の首長すべてが同じ視点だと思っております。

中長期的な視点というのは、具体的にということでしたが、この未来都市づくり研究会の中でも具体的な期日を示すべきではないかという意見もございました。ただ、残念ながら今のような状況の中で具体的な期日までお示しするということまでは至りませんでした。

以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 4番伊藤栄一君。

4番（伊藤栄一君） 私からも、行政報告の未来都市づくり研究会についてお尋ねをいたします。

去る11月26日、先ほど小野議員からちょっと質疑ありました2市3町議員連絡協議会、これらの研修会、私ら議員の仲間の勉強会ということで行っておりますが、講師といたしまして未来都市づくり研究会の会長さんである松島町の内田町長さんを迎え、勉強会を開いたということでございます。その中で、いろいろの今までの経過、ご説明をちょうだいしましたが、最後の締めくくりとして講師より、やはり2市6町1村、未来都市づくりについては将来的に合併したらメリットが大であるというような締めくくりがあったはずでございます。その中で、私はここ1年合併問題で当局へ質問をさせていただきましたが、今度皆さん方ご承知のように山

元町、亶理町、あそこにおいてもシミュレーションにおいてここ10年以内では60億円のメリットがあるんですよということを新聞で記載されておりました。そのほか、私の一般質問でもここ2市3町についてはいろいろのメリット、デメリットについてもお伺いしておりましたが、大体的にはやはりメリットが大であるというような経過を私たちは聞いております。

その中で、今市長が説明された中で、段階的に合併に向けて、または広域行政を進めるというふうな発言がございましたが、その中でもし広域行政じゃなく、できる町村だけでも合併できないかどうか、その辺をひとつお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

必ずしも合併というのは財政的なという部分だけではないということについては、先ほどほかの議員からご質問いただいたとおりだと思っております。やはり全体としての住民サービスという問題も念頭に置きながら合併問題を考えていかなければならないということであるかと思っております。そういった趣旨で、私もさきの議会等でご答弁をさせていただいたかと思いません。

そういった中で、やはり中長期的な合併を進めるということであれば時間がかかるので、伊藤議員の方からはその構成9市町村の中で個別に部分的な合併をというお話でありましたが、本未来都市づくり研究会の中でもそういった合併についてはどうなんだという質問が出ております。その際の共通の認識といたしましては、できるものからどんどんやっていくべきじゃないかと。中長期的には2市6町1村という単位であります。短期的にもしそういう熟度が高まっている市町村があれば、そういったものは決して妨げないと。むしろそういうものもこの研究会の中から応援していこうというようなことが基本的に確認されたところでございます。

以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 伊藤議員。

4番（伊藤栄一君） よくわかりました。2市6町1村の未来都市づくりについては、やはり国なんかで奨励している30万都市の中核都市というふうなもくろみもあるんじゃないかと。いうふうに考えておりますし、私らが考えている2市3町については現在19万5,000人、約20万都市という準広域都市ということでございましょうが、今市長がお答えになりましたいわゆる部分的、今回の三位一体改革とかいろいろ申しますと、各行政機関は大変苦慮していると、予算面で。そういう面で、すぐにでもという私ら仲間の議員の中からもお話が出ておりますし、

ぜひそういう面から段階的ということも出ているのであれば、ひとつその方向でも進めていただきたいと思いますので、ひとつお願いを申し上げまして私の質問を終わります。

議長（香取嗣雄君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって行政報告を終わります。

日程第5 請願第11号ないし第14号

議長（香取嗣雄君） 日程第5、請願第11号ないし第14号を議題といたします。

本定例会において所定の期日までに受理した請願につきましては、お手元にご配付の請願文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第6 議員提出議案第6号

議長（香取嗣雄君） 日程第6、議員提出議案第6号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第6号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。7番今野恭一君。

7番（今野恭一君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第6号について、提出者を代表いたしましてお手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

郵政民営化に関する意見書

政府は、9月10日、郵政民営化の基本方針を閣議決定した。基本方針は、郵便事業には全国どこでも一律に利用可能な全国均質のサービスを引き続き義務付けているものの、持株会社の下に置かれる郵便、郵便貯金、簡易保険、窓口ネットワークサービスの四つの新会社の地域分割を新経営陣の判断に委ねる等、不確定な要素も多い。

現在、郵政事業は全国約2万4千カ所に及ぶ郵便局のネットワークを通じて、都市部をはじめ中山間地域にも広く公平なサービスを提供しており、県内各地域では、不法投棄に関する情報提供等、行政のワンストップサービスの提供、地方自治体との防災協定や災害防止協定の締結のほか、昨年の宮城県北部地震の際には郵便料金の免除等、被災者に対する救済対策も実施されており、県民生活の安定と福祉の増進に大いに貢献している。

また、離島や中山間地域の多い本県においては、約 460カ所の郵便局ネットワークが、金融機関のない地域のカバーや高齢者世帯の状況把握等、県民生活のセーフティネットとして機能しており、こうした機能は、市町村合併の進展による市町村役場の統廃合が予測され、金融自由化に伴う金融機関の店舗の統廃合が進む今日、ますます重要度を増すと考えられる。

こうしたなか、郵政事業の民営化が行われ、収益の向上等、採算性を重視した経営が行われることとなれば、不採算地域においては郵便局の統廃合が行われることが予想され、全国均質のサービスの確保が困難になる上、郵便貯金等の地域における金融システムは崩壊を余儀なくされかねないことから、住民生活に大きな影響を及ぼすこととなる。

よって、国においては、郵政事業が地域において果たしている公共性、社会的役割の重要性にかんがみ、利用者の立場にたった利便性の確保、サービスの充実の視点から慎重に検討するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

議長（香取嗣雄君） これより質疑を行います。（「なし」の声あり）

以上をもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。議員提出議案第6号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第6号については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第63号ないし第75号

議長（香取嗣雄君） 日程第7、議案第63号ないし第75号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程いただきました議案第63号から第75号までにつき

まして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第63号は、「職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例」でございます。国立大学法人の設立に伴い、同法人から本市に採用された職員について退職手当算定の基礎となる勤続期間として、同法人の職員としての勤続期間と本市職員としての勤続期間を通算して取り扱うため、条例の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第64号「塩竈市特定疾患患者等に対する見舞金支給条例の一部を改正する条例」につきましては、議案第67号、第68号、第70号とそれぞれ関連しておりますが、現在行っております福祉サービスの見直しを行い、より一層の福祉サービスの公平と均衡を図りながら、今後新たな福祉サービスを行うに当たりまして長期療養者の方に対して支給している見舞金等を廃止する改正を行おうとするものでございます。

議案第65号は、「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」でございます。今後見込まれる収支不足に対しまして収支均衡を図り、国民健康保険事業運営の健全化を図るため、現行税率等の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第66号は「塩竈市立学校設置条例の一部を改正する条例」でございます。浦戸地区の小中学校を小中併設学校とすることで一貫的教育を行い、より高度で充実した教育を行うため、塩竈市立浦戸第二小学校の位置を塩竈市立浦戸第一中学校の位置に変更するに当たって、本条例に規定している同小学校の設置位置の改正を行おうとするものでございます。

次の議案第67号「塩竈市障害者自立支援に関する条例」につきましては、塩竈市障害者福祉計画に基づき、現在行っている障害者福祉タクシー利用助成事業の対象者を身体障害者手帳3級に該当する方の一部まで拡大し、新たに障害者自動車燃料費助成事業を行い、障害者の方の自立と社会活動への参加促進を図るために新たに条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第68号「塩竈市在宅心身障害者福祉手当支給条例を廃止する条例」につきましては、議案第64号と関連いたしますが、現在行っている福祉サービスの見直しを行い、より一層の福祉サービスの公平と均衡を図りながら、今後新たな福祉サービスを行うに当たりまして当該条例を廃止しようとするものでございます。

次の議案69号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、人事院勧告におきまして本市が寒冷地手当の支給地域から除外されたことに伴い、国家公務員の給与改定に準じまして同手当を段階的に減額し、平成20年3月をもって完全に廃止するため、関係する五つの条例の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第70号「塩竈市心身障害者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例」でございますが、議案第64号と関連いたしまして、同条例と同様の理由により「塩竈市心身障害者医療費の助成に関する条例」「塩竈市母子父子家庭医療費の助成に関する条例」「塩竈市乳幼児医療費の助成に関する条例」により助成していた医療費助成のうち、入院時の食事療養費の助成を廃止するための改正を行おうとするものでございます。

次は、議案第71号「宮城県市町村職員退職手当組合への加入について」でございます。現在、塩竈市、仙台市、石巻市、古川市、あるいは石巻地方広域水道企業団を除く県内各市町村及び一部事務組合が加入構成しております宮城県市町村職員退職手当組合に、石巻市、古川市、石巻地方広域水道企業団と同時に加入し、退職手当に関する事務を共同処理しようとするものでございます。

次に、議案第72号「塩竈市一般会計補正予算」でございますが、歳入歳出それぞれ 9,574万 5,000円を追加いたしまして、総額を 205億 8,980万 7,000円とするものでございます。

歳出といたしましては、

財団法人自治総合センターから補助を受けて行う大日向地区町内会連絡協議会の防災資機材整備費に係る助成金といたしまして 120万円

医療扶助の増加に伴う生活保護扶助費の増額を 5,000万円

寒風沢漁港内に消波構造物を新設する寒風沢漁港護岸改良工事といたしまして 500万円

緊急地域雇用創出特別基金事業補助金を受けて行う水産加工団地排水処理プラント残留污泥処理事業及び広報紙で使用されました記録画像のファイリング事業費といたしまして 2,278万 4,000円

海岸通地区の商業環境を整備するため、公衆トイレや駐車場を整備する海岸通地内顧客利便施設設置事業といたしまして 3,000万円

などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、

国庫支出金といたしまして 3,531万 1,000円

県支出金といたしまして 1,349万 6,000円

繰越金といたしまして 3,781万 3,000円

市債といたしまして 580万円

などを計上いたしております。

次に、議案第73号「塩竈市下水道事業特別会計補正予算」でございますが、県からの受託工事として行う本町道路改築工事費の計上に伴い、歳入歳出それぞれ 968万円を増額し、総額を52億 5,644万 2,000円とするものでございます。

また、松陽台地区の老朽管入れかえ事業の着手に伴い、公共下水道築造費として債務負担行為 5,000万円を設定いたしております。

次に、議案第74号「塩竈市立病院事業会計補正予算」でございますが、耐震診断業務に係る宮城県補助金の確定に伴い、医業外収益75万 5,000円を計上し、病院事業収益を28億 9,025万 5,000円とするものでございます。

次に、議案第75号「市道路線の変更及び廃止について」につきましては、市道北浜1丁目20号線の一部と市道北浜1丁目22号線の全路線が、仙台塩釜港（塩釜港区）港湾環境整備事業用地となることに伴いまして、それぞれ変更と廃止をしようとするものでございます。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきましては後ほど担当部長から説明をさせますので、よろしくご審議を終え、ご協賛賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（香取嗣雄君） 佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長（佐々木和夫君） それでは、私から議案第65号及び議案第67号について内容を説明させていただきます。

最初に、議案第65号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきまして説明いたします。

お手元の第4回市議会定例会議案資料、資料番号5をご用意いただきたいと思います。

初めに、これまでの経過を若干説明させていただきます。

本市国保会計につきましては、平成15年6月、国保会計の健全な運営を図るため、平成19年度を目標年度とする4年間の収支改善計画を策定し、同年9月議会においてその計画に沿って平成16年度分の税率等についてご提案を申し上げましたところ、継続審議となり、12月議会において減額修正の上、改定率10.3%でお認めをいただいたところでございます。平成16年度になりまして、平成15年度の決算、平成16年度の付加状況など最新の情報を踏まえ、財政見通しの見直しを行ったところ、税率の改定、収納率の向上等により、大幅な改善が見込まれ、累積赤字額の下修正が可能となったものでございます。しかしながら、なお平成19年度までに約

7億4,000万円の赤字額が見込まれることから、今回この最新の収支予測をもとに収支改善計画を見直し、平成17年度分の税額等の必要最小限の改定についてご提案申し上げるものでございます。

それでは、資料についてご説明をさせていただきます。

資料の4ページをお開き願います。

上から2行目、国民健康保険事業特別会計収支改善計画でございますが、今回全体の改善計画を見直いたしましたので、その内容を記載しているものでございます。ここでは、改定された部分のみ説明をさせていただきたいと存じます。

目的、期間及び目標については、前年同様でございます。

基本方針の でございますが、税率改定は4年連続で行うものとし、各年度の改定幅はできるだけ平準化するとしておりましたが、今回記載のとおり「税率改定は4年間の各年度とも単年度収支均衡を基本としながら行うものとする」と改めたものでございます。

次に、 でございますが、応益割は計画期間の最終年度において45%まで引き上げるとしておりましたが、今回「計画期間中に45%（7割、5割、2割軽減可能な率）まで引き上げる」と改めたものでございます。

5ページをごらんください。

ただいまご説明申し上げました基本方針を柱に、具体的内容として取りまとめましたものが国保税医療分税率改定計画でございます。一番上の表は、各年度の税率と税額の推移を示したものでございます。17年度から19年度までにおいて所得割、資産割、均等割、平等割のそれぞれにおける予定の改定率と改定額を示してございます。

表の一番下の行、応益割合をごらんいただきますと、平成17年度の改定により応益割が引き上がり、45%を上回るものと見込まれるものでございます。

その下の表、 でございますが、これは1世帯当たり及び1人当たりについて平均の増加額と増加率を示したものでございます。上の表、1世帯当たりをごらんいただきますが、平成17年度対前年度増加率6.52%の引き上げとなるものでございます。

一番下の表、 をごらんいただきます。これは、先ほど説明申し上げました の表の税額改定に伴う財政の見通しを試算したものでございます。下から3行目、差し引き収支不足額の16年度以降の欄に記載のとおり単年度収支均衡を基本としながら、一番下の行、累積歳入不足の欄に記載のとおり累積の収支不足を解消していこうとするものでございます。

最終年度、19年度におけるマイナス 1,800万円につきましては、本年度を含め収納率の向上になお一層努力し、何とか吸収してまいりたいと考えてございます。

6ページをお開きください。

ここでは、控除後の総所得金額別に世帯を区分いたしまして、それぞれの段階においてどのように推移するかを表とグラフによってお示ししてございます。ご参照いただきたいと思います。

7ページをごらんください。

今回ご提案申し上げております国保税条例の一部改正案について、その概要を記載してございます。改定の規模でございますが、先ほど申し上げましたとおり平均改定率6.52%、平均改定額1世帯当たり年額1万394円の増となる見込みのものでございます。

まず、1) 税率等でございますが、所得割額、資産割額につきましては据え置きといたしまして、均等割額につきましては現行「2万円」を「2万7,000円」に、平等割額につきましては現行「2万5,000円」を「3万2,000円」にそれぞれ改定しようとするものでございます。

次に、2) 保険税減額の額の改定でございますが、これにつきましては現在税負担の厳しい低所得者世帯につきましては、地方税法の規定により保険税の応益部分を軽減する制度が適用されております。今回の改定により、平成17年度の基礎課税分(医療分)の応益割合が45%以上になることに伴い、政令で定める基準に基づき医療分、介護分合わせまして制度の適用区分が従来の6割軽減が7割に、4割が5割にそれぞれ1割ずつ変更となり、さらに新たに2割軽減が適用となることから、それぞれの軽減区分ごとに軽減する税額を改定あるいは新設しようとするものでございます。なお、これにつきましては軽減額を、これにつきましては2割軽減の適用条件を定める旨をお示ししているものでございます。

次に、3) 施行期日を平成17年4月1日とし、4) 平成17年度分以降の保険税について適用させようとするものでございます。

同じ資料番号5の2ページないし3ページに、税条例の一部改正新旧対称表を記載してございますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

次の8ページをお開きいただきたいと思います。

ここからは、今回の改定案を実施するとして、どのような影響が出るかということシミュレーションによって試算したものでございます。ポイントのAからFまで六つのポイ

ントをお示ししてございますが、これは全体の8割弱を占める所得段階層に応じましてAからCの3ポイントを、それに中間所得層からD、Eの2ポイント、課税限度額を越す世帯を含むポイントFをそれぞれ抽出して試算モデルとしたものでございます。

その試算結果が、次の9ページの影響額比較表でございます。モデルケースといたしまして、夫婦2人世帯でどちらも被保険者の場合として算出してございます。ポイント全部の説明は割愛させていただきますが、例えば上から3番目のポイントCを見ていただきますと、課税総所得金額は69万円となり、新たに2割軽減の対象世帯となります。右端になりますが、改定前14万5,700円が改定後14万9,500円となり、差し引き年額3,800円の増額になると試算されるものでございます。

次の10ページでございますが、県内10市と隣接3町の平成15年及び16年度国民健康保険税あるいは保険料の率の一覧を記載しております。ご参照いただければ幸いです。

引き続きまして、議案第67号「塩竈市障害者自立支援に関する条例」について説明させていただきます。

同じ資料の12ページをお開きください。

最初に目的でございますが、「障害者の自立と社会参加を促進するため必要な支援を行い、福祉の増進を図る」としてございます。

次に、これまでの経緯でございますが、移動支援といたしまして身体障害者手帳1級、2級及び療育手帳A所持者に対して福祉タクシー利用助成を行ってまいりました。平成13年度になりまして「塩竈市障害者プラン」を策定し、保健と福祉の連携を図りながらノーマライゼーション社会を推進するために行う障害者福祉施策の進むべき道筋を示したところでございます。

次に、今回実施の内容でございますが、この障害者プランを推進するため、これまでのタクシー利用助成に加えまして、選択により自動車燃料費助成を受けられるようにし、対象者につきましてはタクシー、燃料いずれにおきましても身体障害者手帳3級、呼吸器障害者の在宅酸素療法者まで拡大しようとするものでございます。タクシー助成につきましては、平成2年度に利用助成事業実施要綱を定めまして実施してまいりましたが、今回の助成内容の拡大を機に条例化を図り、本市の自立支援に対する姿勢を明確にしようとするものでございます。

なお、事業実施の財源につきましては先ほど市長からご説明申し上げましたとおり議案第64号、第68号、第70号でご提案申し上げておりますが、福祉サービスの公平と均衡を図る観点から、さらには県内各自治体の実施状況をも勘案し、福祉事業の見直しを行い、例えば後発の国

の制度の適用により重複助成となっているもの、あるいは事業開始から長い期間が経過し、社会情勢等の変化により一定の役割は終了したと判断されるものなどにつきまして廃止を行い、行財政の改善を図りながら、よりよい、より必要性が高いと考えられる本事業に充てていこうとするものでございます。

以上で健康福祉部関連の議案の説明を終わりたいと思います。以上です。

議長（香取嗣雄君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） それでは、私から議案第69号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、お手元に配付させていただきました同じ資料ナンバー5に基づきましてご説明させていただきたいと思います。

恐れ入りますが、18ページをお開きいただきます。

初めに、1の平成16年の人事院勧告の概要についてご説明申し上げます。

まず、勧告の骨子ですが、8月6日に出されました本年の人事院勧告、いわゆる人勧では、月例給、ボーナスともに水準改定がなく、6年ぶりに前年水準を維持することとなりました。まず、月例給については官民給与の格差が0.01%と極めて小さく、民間のボーナスに当たる期末、勤勉手当についても民間の支給割合と均衡していることから、改定が見送られております。しかしながら、寒冷地手当につきましては全国的な調査結果を踏まえて検討が行われ、民間準拠を基本に支給地域、支給額、支給方法の抜本的な見直しを行う内容となっております。これを受けました国の人事院勧告に対する動きですが、今年度は支給基準日が10月29日に繰り上がることとなりますが、資料に記載のとおり改正関連法案が参議院で可決成立しましたのが支給前々日の10月27日であり、翌28日には公布施行され、基準日直前に制度改正が行われましたことから、国においては新制度の支給基準日である11月1日から改正内容に基づいた支給がなされております。

次に、2の本市に係る寒冷地手当の改正内容でございますが、まず支給地域、北海道と北海道と同程度の気象条件が認められる地域に限定されたことによりまして、本市は支給地域から除外されることとなりました。また、支給方法もこれまでは10月末日での一括支給でしたが、11月から翌年3月までの5カ月間に分割した月額制に変更されております。実施時期につきましては、本年の手当から対象になっておりまして、減額、廃止される地域については激変緩和のため経過措置が講じられることになったものであります。

それでは、3の経過措置でございますが、平成16年、17年の2カ年間は現行支給額の水準を

維持し、3年目には支給年額マイナス4万円、4年目以降はさらに3万円ずつ減額していく内容となっております。これを本市に当てはめると支給期間の最長は19年度までの4カ年間となります。また、支給方法は経過措置であっても制度改正に準じて月額制で支給を行う内容となっております。

最後に、4の本市の支給概要であります。資料の表に記載のとおりこれまでは国の支給地域区分の3級地に該当しております。世帯主である職員、その他の職員に区分され、扶養親族数に応じて全体では4段階の支給額となっております。これが経過措置に移行しますと5カ月間の分割支給になりますことから、表の右の列のように現行制度支給額の5分の1が基礎額となるものであります。また、支給につきましては今年度は基準日である10月29日に現行制度により一括支給を行っているところであります。これは先ほど申し上げましたとおり国の改正の動きと関係がございまして、これまで人勸に伴う職員の給与改定は国の法改正を受けて議会に条例改正をお諮りしていたところであります。今年度の場合国の法改正が支給基準日の直前でありましたことから、今年度は現行制度で支給せざるを得なかったものであります。

今回の条例改正の内容ですが、一番下にお示ししておりますように支給規定を削除し、手当を廃止するものであります。経過措置は附則において定めております。その内容は、今年度は既に支給を行っておりますことから17年4月1日から施行し、17年度から19年度まで国に準じた内容で経過措置を実施いたしまして、17年度は基礎額のとおり11月から3月に分割した月額支給、18年度は基礎額から8,000円の減額、19年度は基礎額から1万4,000円の減額を行うものであります。

以上の内容で改正が必要な条例は、「一般職の職員の給与に関する条例」、「特別職の職員の給与に関する条例」、「塩竈市教育委員会委員長の給与等に関する条例」、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」、そして「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」の五つの条例であります。13ページないし17ページに一部改正の新旧対称表を記載しておりますので、ご参照願います。

以上で議案第69号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第71号「宮城県市町村職員退職手当組合への加入について」ご説明いたします。

同じく資料ナンバー5の21ページをお開き願います。

本市では、現在職員の退職手当支給に当たりまして退職手当基金を設置し、その運用を図り

ながら独自の退職手当条例に基づいて支給を行っておりますが、新たに退職手当組合に加入することで退職者数に影響を受けずに負担の平準化を図り、組合の条例に基づいて退職手当を支給しようとするものであります。

まず、1の宮城県市町村職員退職手当組合についてでございますが、昭和31年4月に地方自治法に定める一部事務組合として設立され、現在は本市と仙台市、石巻市、古川市、石巻地方広域水道企業団を除いた99団体で構成されております。この組合が共同処理する事務といたしまして、組合市町村職員またはその遺族に対する退職手当に関すること、そしてもう一つは地方自治意識の高揚を目的とする財団法人の設立に関することの二つが規約にうたわれております。

次に、2の加入に伴う費用負担でございますが、一つには組合市町村負担金がございます。これは、退職手当支給の原資として職員の給料月額に負担率を乗じて得られる金額を毎月納入するものであります。負担率は特別職分が1,000分の330、一般職が1,000分の190となっております。さらに事務経費として1,000分の2の負担を行うものであります。

また、二つ目の新たに加入するに当たって求められる加入一時金としましては、加入負担金と支払準備金がございます。加入負担金は給料総額に組合が示した資産率0.7635を乗じて得られる金額を負担するものであります。資産率は15年度末における組合の財政調整基金の収入益金を構成市町村の給料総額で割って算出したものであります。

また、支払準備金につきましては、組合の給付費の資産残額を職員数で除して得ました職員1人当たり単価91万5,997円を、やはり退職手当の原資といたしまして本市の職員数を乗じて負担を行うものであります。

それでは、実際に本市が加入する場合には負担額が幾らになるかということでございますが、平成16年4月1日を基準として試算いたしました結果を3の でお示ししております。加入負担金が2億1,486万4,000円、支払準備金が7億5,203万3,000円、合計で9億6,689万7,000円ですが、加入日は平成17年の3月1日となっておりますことから、その時点の職員数、給料総額により若干の変動が生じてまいります。

また、市町村負担金は毎月の給料総額から計算されますことから、実際にはこちらも変動するものであります。16年4月の給料総額で試算いたしますと退職手当支給費用として6億4,788万4,000円、事務費用として337万7,000円、合計6億5,126万1,000円となるものであります。

22ページをお開き願います。

この表の左側は、加入一時金と市町村負担金を各会計ごとに計算したものでありますが、加入一時金は一括払いではなく、5年分割納付が認められております。各年度に負担いたします年割額につきましては、必ずしも均等払いの必要はなく、本市の財政見通しを踏まえ12月中に組合と協議の上で納入計画と協約書の締結を行い、2月に補正予算計上を予定しているところでございます。

4番目は、今後の退職者数の推移であります。各会計ごとに現在配属されている職員の今後の定年退職者数の推移を記載しております。計の段を見ていただきますと、団塊の世代が退職を迎える平成19年度以降、26年度の40名をピークに28年度まで30名前後で推移するものと見込まれております。

次に、5としまして組合加入の効果を記載しております。組合加入は、基金運用と同様に退職手当支給に備えた負担の平準化が目的であります。これまでの基金運用では思うような計画的積み立てができず、結局は平準化には至らない状況でありましたが、組合加入により各年度退職者数の影響を受けずに負担の平準化が図られるという財政面でのメリットを享受できるものと考えております。

そのほか、基金運用にはないメリットといたしましては、普通退職に伴う給付費用が市町村負担金の負担率に見込まれておりますことから、普通退職者が出ても新たな負担が生じないことや、勸奨退職者、整理退職者が出ても新たな負担が少ないことが挙げられるものであります。

最後の6は、加入に向けた手順でございます。加入日は3月1日になりますが、それまでに今回議案として提出しております地方自治法に基づく組合への加入の議決とあわせ、組合を構成する99団体すべてにおきましても加入に伴う一部変更規約の議決が必要でございます。その後、加入の申請と規約変更、協約書を提出しながら、加入一時金の年割額の協議や納入計画の協約書の締結を行ってまいります。また、補正予算と退職手当関連条例の廃止につきましては、2月議会に改めて提案させていただきます。

以上でございます。

続きまして、議案第72号「塩竈市一般会計補正予算」の概要につきまして、同じく資料ナンバー5に基づきまして説明させていただきます。

恐れ入りますが、23ページをお開きください。

この表は、一般会計及び特別会計の総括表でございます。今回、歳入歳出を補正いたします

額は一般会計で 9,574万 5,000円、下水道事業特別会計で 968万円、合計で 1億 542万 5,000円でございます。このことによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は一番下段にお示ししておりますとおり 410億 7,288万 6,000円となりまして、補正前と比較いたしますと 0.3%の増となるものでございます。

次に、一般会計の歳入の補正内容についてご説明申し上げます。

24ページ、25ページをお開きください。

まず、費目11の交通安全対策特別交付金 112万円、これは交付額決定に伴い増額計上するものでございます。

費目12の分担金及び負担金92万 5,000円ですが、これは保育所入所児保育料86万 3,000円、及び助産費自己負担金 6万 2,000円を計上するものでございます。

費目14の国庫支出金 3,531万 1,000円、これは生活保護費の増額計上に係る国庫負担金 3,750万円、私立保育園運営費に係る国庫負担金 694万 7,000円及び海岸通地内顧客利便施設設置事業を行う中心市街地商業活性化事業に係る国庫補助金 1,500万円などを計上するとともに、児童手当費に係る額の確定に伴い 2,656万 3,000円を減額するものでございます。

費目15の県支出金 1,349万 6,000円、これは乳幼児医療助成等に係る児童福祉費県補助金 375万円、緊急地域雇用創出特別基金事業に係る県補助金 2,278万 4,000円、寒風沢漁港改良事業に係る県補助金 315万円などを計上するとともに、同じく寒風沢漁港地域水産物供給基盤整備事業の事業費確定に伴う 1,449万円の減額でございます。

費目19の繰越金 3,781万 3,000円は、前年度からの繰越金を計上するものでございます。

費目20の諸収入 120万円は、財団法人自治総合センターからのコミュニティー助成金でございます。

費目21の市債 580万円でございますが、これは中心市街地商業活性化事業に係る市債 1,100万円及び寒風沢漁港改良事業に係る市債 130万円を計上するとともに、市道野田留ヶ谷線及び寒風沢漁港地域水産物供給基盤整備事業の事業費確定に伴い 520万円を減額するものでございます。

次に、歳出の補正内容についてでございますが、26ページ、27ページをお開き願います。

ここでは、歳出予算を目的別に計上してございます。この分につきましては所管の委員会におきまして改めてご説明させていただきますので、本日はご参照を賜りたいと存じます。

次に、28ページ、29ページをお開きください。

ここでは、歳出予算を性質別に分類、比較しております。

費目2の物件費 2,248万 4,000円は、緊急地域雇用創出特別基金事業及び中心市街地商業活性化事業等に伴う委託料などでございます。

費目3、維持補修費 990万円は、清掃工場の補修工事費でございます。

費目5、補助費等 287万 3,000円は、国庫補助金等の精算還付金、交通安全指導員の退職報償金及び自主防災組織育成事業補助金でございます。

費目6の普通建設事業費のうち、補助事業 950万円は中心市街地商業活性化事業費 2,950万円を計上するとともに、寒風沢漁港地域水産物供給基盤整備事業の確定に伴い 2,000万円を減額しているものでございます。また、単独事業 620万円でございますが、これは寒風沢漁港改良事業費 500万円及び交通安全対策特別交付金を受けて行う道路交通安全施設の整備費 120万円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（香取嗣雄君） ただいまより議案第63号ないし第75号の総括質疑に入ります。2番田中徳寿君。

2番（田中徳寿君）（登壇） 私は、ニュー市民クラブを代表して議案第71号の塩竈市の退職手当組合への加入について総括質疑をいたします。この政策が塩竈市民全体に対して、また塩竈市の財政にとって好ましい政策なのかを考えて質問させていただきます。

このたび、宮城県市町村職員退職手当組合への当市の加入を決断した背景を市長にお伺いいたします。そして、加入負担金、支払準備金で5年間で約9億 7,000万円の負担をするとのことですが、本市の財政で負担に耐えていけるのか、市長にお伺いいたします。

次に、市長の公約である「予算の1割削減」という大命題との整合性をどのようにお考えなのか、市長にお伺いいたします。また、このような条例を提案するときは補正予算は何ゆえ提案されないのですか。また、今年度補正予算を組まれるときはどのくらいの金額になると考えておられるのかを市長にお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） ただいま田中議員から、退職手当組合加入の背景について4点ご質問いただきました。

第1点目は、大変厳しい財政状況の中で今なぜこういう加入を決断したのかということでご

ございました。我々今ようやく行財政改革に一步踏み出したというふうに考えておりますが、行財政改革は1年、2年、3年というような短いものではなくて、今後10年、20年というふうに本市の行財政を安定させることこそが、我々が取り組む行財政の一番大切な部分ではないかと考えております。そういった視点、観点から、この退手組合加入につきまして私もいろいろ検討させていただきました。

理由につきましては、先ほど担当部長からもご説明させていただきましたとおり、各年度退職者数の影響を受けずに負担の平準化が図られるということがやはり最大のメリットではないかと考えております。あわせて、普通退職者あるいは勧奨退職者が途中で発生しても新たな負担が生じないでありますとか、あるいは負担が最小限にとどまるといったようなこともあわせての効果かと考えております。そういったことを考えましたとき、本市一般会計規模で申し上げますと17年度が大体13名ぐらいの退職者数、それから18年度が一般会計では15名程度であります。これが平成19年度になりますと一般会計での退職者数が31名ということで、倍増いたします。その後、20年度には29名、その後も順次若干減ってはまいります二十四、五名の退職者が出てまいるというような状況が、ここ19年度から6年ぐらい続くこととなります。そういった時期の行財政の安定化を図るためには、やはりこの機会に退職手当組合に加入いたしまして、負担の平準化を図っておくことが必要ではないかというふうに判断したところであります。

加入一時金の問題をお伺いいたしました。加入一時金の中で、加入負担金並びに支払準備金合わせまして議員の方からご質問いただきましたとおり9億7,000万円を本市が負担することとなります。これらにつきましては、5カ年間で分割負担させていただきたいということをご退職手当組合の方に申し入れをさせていただいているところでありますが、いずれこういった負担が必要となります。ただし、先ほど申し上げましたように平成19年度、例えば31名の退職者が出てまいるとしたときに、今の段階で試算いたしますと8.3億円ぐらいの退職手当を支払うことになる。今現在年間4.5億円の本市独自の基金に積み立てしていっていると。今後を考えましても、6億円ぐらいが基金の積み立てとしては最大限かというふうに考えておりますので、そういった状況を勘案いたしますとやはり今この時期に入る必要があるかというふうに考えております。

また、今申し上げましたようにいずれ団塊の世代を迎え、定年退職者数が年々増加の一途をたどっていくことを考えますと、こういった退手組合に入りまして負担の平準化を図ることは

もちろんであります。今我々が取り組みを始めております職員定数の削減、具体的に申し上げますと5年間で100名の定数削減。ということは、もう何としても実現させなければならない大きな課題ではないかというふうに判断をいたしたところであります。

三つ目といたしまして、予算の1割削減との整合性ということについて議員の方からご質問いただきました。現下の本市の行財政の状況を考えますと、予算の1割削減ということについては本市としては喫緊の課題というふうに考え、その一環としていろいろな取り組みを行わせていただきました。今回の退職手当組合加入につきましても、こういった行財政改革の一環としての効果が発揮できるような取り組みということで期待をいたしているところであります。

最後に、加入議案が提案されているにもかかわらず、なぜ補正予算が上程されないのかというご質問でございました。加入負担金、支払準備金でございますが、先ほど申し上げましたように具体的な年割額につきましては12月中に退職手当組合と協議を行い、納入機会計画の策定でありますとか、協定書の締結ということを議会の方でご承認いただいた後に速やかに進めてまいりたいというふうに考えております。また、加入を確定させるためには、これも先ほど部長がご説明申し上げましたとおり本市の議会の議決と合わせまして、組合を構成する99団体の議決が必要となります。現在組合の要請に基づいてその手続が今後進められるというふうにお伺いをいたしているところであります。なお、加入日となる3月1日までの間には退職者が出て対応できますように、大変恐縮ではありますが現在の退職手当条例と予算を確保しておく必要がございますので、12月定例会には補正予算を提案できない状況ということですが、負担額の確定を受けて2月定例会に向けまして補正予算の計上とともに退職手当条例、基金条例の廃止を提案させていただき予定でございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して、議案に対しての総括質疑を行います。

まず、議案第67号「塩竈市障害者自立支援に関する条例」が提案されております。先ほどの説明で明らかなように、新たな福祉制度として障害者の自立と社会参加を促進するため支援を行うとして、福祉タクシー券を障害者手帳1級、2級、療育手帳Aの方に交付していましたが、新たに加えて3級の呼吸障害者（在宅酸素療法者）の方々などに年間2万8,800円を助成しよ

うとするものであります。また、自動車等燃料費助成を年間1万2,000円助成するものであり、どちらかを選択して平成17年度4月1日から施行しようとするものであります。当市議団も佐藤市長に5月26日、要望として申し入れをしてきました。なお、議会でも一般質問などで再三取り上げられてきたところであり、この点で、障害者自立支援として条例で提案されてきたことについて評価をしたいと思っております。

しかし、一方で福祉の見直しと称して議案第70号で心身障害者や母子・父子家庭、乳幼児に対する医療費としての食事療養支払いの2分の1助成を廃止する条例が提案されております。廃止の対象は身体障害者1級、2級、3級や内部障害者の方々、療育手帳の方、ゼロ歳から就学前の児童、その父母であります。議案第68号では身体障害者1級、2級と3級の聴覚や平衡、音声言語機能障害者、知的障害者、IQ45以下などの方に、これまで年間1万円を在宅福祉手当として助成していた制度も今回廃止の条例提案であります。さらに、議案第64号では1年間の通院している方に対して年間5,000円の助成や、長期入院、1年間以上の方の年間1万円の見舞金を廃止する条例も提案されております。片方で新たな福祉をつくり、片方で継続していた福祉を打ち切ることは、重大な提案だと思っております。

私は、身体障害者で言語機能障害がある子供さんを持ち、市内の障害者の施設に通所させている親の方にこの話をしました。在宅福祉手当の廃止が12月議会に実は提案されるんです、こういう話を行いました。この方はしばし声も出ませんでした。子供さんが身体障害者として言語機能を持つ中で、母親として塩竈市の何らかの福祉の支援がないのか模索をして苦労しているいきさつを語りました。やっと周りから福祉で塩竈市で在宅福祉手当を制度化しているよだという話を聞き、申請をして手当を受けたという苦労が語られました。

議長（香取嗣雄君） 伊勢議員に申し上げます。これは総括質疑でございますので、市長の...（「見解ですね」の声あり）はい。わかっているようにお願いします。

20番（伊勢由典君） そこで市長にお伺いをいたしますが、佐藤市長が公約として掲げた「安心です、塩竈」の立場から言えば、福祉を打ち切る提案をしてきたことはこの考えと逆行するのではないのでしょうか。市長の見解をお聞きいたします。

二つ目は、提案理由に「福祉サービスの公平と均衡を保つ」と言われておりますが、福祉が切り捨てられることが公平であり均衡なのか疑問であります。佐藤市長の考えをお聞きいたします。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） ただいま伊勢議員から議案第67号の障害者自立支援を上程するに至った経過、あるいは関連しまして福祉に関連する条例を廃止するということについてのご質問をいただきました。

先ほど部長がご説明申し上げた中に入っておったかと思いますが、一つには他の制度が適応できるもの、あるいは制度上一定の役割を果たしたと判断されるものにつきましては、今回こういった見直しをさせていただいたということでございます。よりよい福祉サービスということが提供できますよう、なお一層我々も努力いたしてまいりたいと考えているところであります。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 20番伊勢議員。

20番（伊勢由典君） 市長は今の一言に尽きた答弁になりましたけれども、改めてこの問題を多岐の面から考えるならば、やはり私は先ほど述べたように一方で福祉の新たな制度を立ち上げながら、もう一方でこれまで市が誇るべき単独事業として継続してきたものを廃止するという事は、福祉のやはり逆行だというふうを考えざるを得ないところもあります。所管の委員会でこれは少しいろいろな意味でやっぱり議論をしていただきながら検討していくべき課題だろうと思いますが、いずれにいたしましてもこうした提案について残念ながら市長の2問目のお答えもございませんでした。公正と均衡ということについても残念ながらお答えがございましたが、国の制度があつて今までやってきた単独事業はなくしますと、これ自身私は福祉の後退だというふうには言わざるを得ないのであります。そこをやはり私は今度の議会で提案されているからこそ総括質疑をしたのであつて、市民の声を代弁して私はこの議会の初日の中で申し述べまして、この総括質疑での私の考え、訴えにさせていただきます。以上で終わります。

議長（香取嗣雄君） 23番伊藤博章君。

23番（伊藤博章君）（登壇） 塩釜ネットワーククラブを代表いたしまして、総括質疑を私の方からも行わせていただきます。

今定例会に提案されました議案第63号から議案第75号に関しまして、総体的に総括質疑をさせていただければと思います。

まず1点目にお伺いしたいのは、佐藤市長の行政運営の手法としては選択と集中、これが施政方針含めましていろいろなところで、市長の答弁の中でもいろいろ述べられているわけですが、本年度2月定例会での16年度当初予算、この審議の中でも大変厳しい予算編成だったとい

うことをお話しになっていらっしゃるわけです。そういった中で、通年予算という視点を随分言われていたような気がしますが、その中で今回の補正予算、4月から実際16年度始まりまして、この12月まで行政運営をしてきている中で補正予算を組まれたわけですが、具体的に選択と集中がどのように今回の提案の中に反映されてきているのか、まずお伺いをしたいと思いません。

それから、2点目です。初めの方で行政報告にもありましたとおり、地方分権の推進というのがあるはずでございます。そういった中で、地方分権の社会の中での要綱行政、これは今定例会の補正予算の中でもそういったものを根拠にしている部分が見受けられるわけですが、佐藤市長としてはこの要綱行政、どのように地方分権の中で認識されているのかお伺いをしたいと思いません。

3点目は、地方議会において予算の審査、要は歳入の入りと歳出の出だけの審査ではなく、本来であれば根拠となる条例の改廃の議論、その部分というのが大変重要になってくるかと思うんですが、そういった視点が今回の補正予算を見ると若干当局として説明に不足があるのではないかと思いますものですから、その辺につきましても市長としてこの12月定例会に当たりますとどのような考えで議案を提案されたのかお伺いをしたいと思いません。

以上で終わります。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 伊藤議員から3点についてご質問いただきました。

まず、行政の円滑な推進といえますか、行財政改革に臨むに当たって選択と集中ということをおし上げてまいりました。今回の12月補正の中でそれがどのように反映されているのかというようなご質問であったかと思っております。先ほど来いろいろご審議いただいておりますように、本市には喫緊の課題が山積いたしておりますが、そういった中で今回予算計上させていただいておりますのは、例えば本市が所有する管理施設の維持管理上必要最小限なものでありますとか、かねてから改築等の計画を持ちながら地元の同意をいただけないまま延ばしてまいったものが、たまたま今回そういった障害が取り除かれたといったようなものの喫緊の課題、必要最小限というような形で大分予算を絞らせていただいたというふうに私は考えております。その他、本来必要なものが多々あるかと思っておりますが、12月補正ということにつきましてはそのような観点から予算計上させていただいたというふうに考えております。

それから、ちょっと2点目、大変恐縮です。ちょっと地方分権の要……、よく聞き取れなか

った……、ちょっとこれは保留させていただきます。

それから3点目の条例の改廃につきましてでございますが、そういった意味から今後事業を円滑に進める上で今新年度の予算編成に当たり、今条例等の改廃を行い、議員の皆様方にご理解をいただくべきものに限らして、今回条例等の改廃についてご提案をさせていただいたというふうに考えているところであります。

それから、恐縮です、ちょっと2番目の地方分権の要綱というのがちょっと私よく理解できていないんですが、一度席に戻らせていただきます。

議長（香取嗣雄君） 伊藤議員。

23番（伊藤博章君） それでは、私も説明不足だったのかもしれないので、ご説明をしたいと思います。

あくまでも総括でございますので、できれば地方分権の流れの中での要綱行政のあり方の部分で、本市においては佐藤市長になられてから結構要綱をつくられているようでございますので、その辺での今回たまたまそれに関連する議案が予算として上がってきているわけございまして、私はそのように見ていたんですが、先ほどの市長の提案理由を聞きますと今回の提案が要綱での助成ではなくて、一方ではコミュニティー助成金の要は進達に基づいた市の防災上の助成だということがわかったわけですね。けれども、これまでの説明を聞きまして、たしか今コミュニティー助成金の防災関連の申請の進達窓口は防災課の方が担当なさっているかと思いますが、そういう中での具体的なこととお話しするとあれなのかなと思ったものですが、ただ一方で自主防災組織含めて要綱で対応されている部分があります。これは私の考えですが、要綱というのはあくまでも行政内部の……、要は行政運営をしていく上での基本的な指針なり内部の目安という位置づけになるべきだと思うんですね。ですから、要綱を通じてできるのは行政指導なんだけれども、行政指導というのはすべてが従わなくてもいいという任意の部分だという考えを、今地方分権の中でも分権社会の中での要綱行政のあり方についてはちょっとおかしいんじゃないかというふうな意見が出ているわけです。やはりこれは根拠として条例にしていくべき部分があるのではないかと思ったものですが、そういうふうな論点でお伺いをしたいなと思ったところでございます。

そこで一つだけ確認したいのは、ダブルスタンスをこれ認められるのかどうか、ここだけはちょっと確認させてください。要はコミュニティー助成金の防災関係の、これは県がホームページ等で一般の町内会含めて、NPOとか、そういう民間団体も申請をできるようになってい

ます。ただ、進達窓口は市町村のそれぞれの担当部課になるかと思うんですが、一方で塩竈市は要綱を定めてそういう市の要綱があるわけですけれども、これはダブルスタンス、どちらを選んでもいいというふうなことでこういうふうな補正予算になったのかということをもまず1点お伺いしたいと思います。

それから、先ほどもう1点お伺いしたのは選択と集中でございますが、これについては市長もご存じなんでしょう。選択と集中と、それからスクラップ・アンド・ビルド、これは違いがありますので、そういった意味では市長はわかっておっしゃっているんでしょうけれども、市当局内部ではまだまだ理解がされていないようですので、ぜひ市長が選択と集中とスクラップ・アンド・ビルド、これは違うということを明確にやはり具体的に指針を示されて、行政内部にいろいろ指示をされた方がいいのかと思ったものですから、これは総括的にお伺いをさせていただきます。

それから、条例の改廃につきましては確かに市長おっしゃるとおり必要な部分からということでございますが、塩竈市の水産加工団地排水処理センター設置条例という規則があるわけでございます。やはりそういった点からしますれば、加工団地組合に対する業務支援としての今回の予算議案、これは大変すばらしいものだ、よく考えられたものだと思います。ですが、一方ではやっぱり行政の手続としてこの公の施設の設置条例、これがどうなっていくかというのは議会にやっぱりきちっと、議会が議決したものですからそういったことをちゃんと同時並行で説明すべきものではないかと思ったものですから、その点もあわせてお伺いをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 1点目の、選択と集中とスクラップ・アンド・ビルドというのは違うということについてはおっしゃるとおりかと思いますが、全体として予算の総枠を考えていくときに、すべての事業を一時期にということじゃなくて、段階的あるいは施工をずらしながら、より投資効果を上げるという意味で我々選択と集中を使ってきたつもりでありますし、事業そのものについてスクラップ化するべき事業が必要なものもございまして、継続してやるのが必要なものもございまして、その辺はなお行政としてきちっとご説明できるように整理をしましてまいりたいと思っております。

それから、条例の問題につきまして我々今までも議会を通しまして市民の方々にご理解をい

ただいできたつもりであります。私の不徳のいたすところで、そういった部分が足りないところにつきましては大変反省をいたしておりますし、今後そういったことがないようになお一層努力をしてみたいと思っております。ぜひ車の両輪で情報を共有してみたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

要綱につきましては、担当部長よりご説明をさせます。

議長（香取嗣雄君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） まず、コミュニティー助成の 120万円と、それから今回の防災対策事業としての自主防災組織育成補助金でございますが、いわゆるコミュニティー活動に対する助成としてこの制度が宝くじを原資としてあるわけでございますが、今回市内に使われました自主防災に対する資機材の助成という形で使わせていただいております。

それから、要綱行政の問題でございます。確かに今伊藤議員おっしゃるように地方分権の時代の中だからこそ、いわゆるみずからの自治体の法律とも言うべく条例を定めて、行政の指針、方向づけをすべきだというのは当然でございます。ただ、今回の自主防災の要綱につきましては、これまでやってきた防災計画に基づきまして一定程度の、今現在各市内に喫緊の課題として自主防災の組織化を図るための啓蒙活動を行っております。それが具体的なものになれるような形での要綱を整備し、そして今度は具体的に財政支援をしていこうという形で今回は要綱を定め、それに基づいた助成でございますが、決して指導だけのための要綱整備だということではございません。今後、より高度な市民生活にかかわる重大な問題については当然それは条例を定めながら、その中でやっていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（香取嗣雄君） 19番吉川 弘君。

19番（吉川 弘君）（登壇） 私は、議案第65号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、日本共産党市議団を代表して総括質疑をいたします。

条例改正では、平成17年度の国保税を6.52%引き上げが提案されております。質疑は3点についてであります。

一つには、国保財政の見通しの判断について伺います。

平成16年度の国保税が、1世帯平均1万 6,042円が引き上げられました。その根拠となったのが、平成19年度までの財政見通しが累積赤字見込み額が約20億円と試算されたことでした。値上げが行われたその後、平成16年7月に行われた算定では累積赤字見込み額を7億4,100円と大幅に減らしました。平成16年度の値上げによる増収4億 4,000万円を差し引いて

も、8億2,000万円も赤字額を過大に見積もった、こういうことでございます。さらに、平成15年度の決算で検証しましても、当局は平成15年度の収支見通しを7,200万円の赤字と見ていました。しかし、決算では基金も含めて3,900万円の黒字となって、その差は1億1,000万円もの違いとなったのであります。財政見通しでは、歳入である国保税収入を少なく見積もり、歳出では医療費を過大に見積もっていたことではないでしょうか。財政の見通しの甘さが、今後の国保会計にも大きな影響を与えると考えます。なぜ財政見通しが厳密につくられなかったのか、お伺いいたします。

二つには、国保税の税率配分で均等割と平等割の応益割について伺います。

国保税の税率配分は、所得割、資産割、1人当たりに係る均等割、世帯に係る平等割の四つがあります。その中の均等割と平等割の応益割合についてですが、国は応益割合を45%まで引き上げれば軽減策の若干の枠を広げると指導しております。平成16年度の税率改定においては、応益割は計画期間の平成19年度の最終年度において45%まで引き上げることによって、7割、5割、2割軽減を可能にするという、このような内容でした。しかし、今回の提案では応益割は計画期間中に45%まで引き上げる、このように改定して今回応益割を46.94%まで引き上げよと提案されております。応益割が45%にとどまるのではなく、平成19年度までには応益割がさらに51.56%までなれば、低所得者にとって国保税がさらに納められなくなるのではないかと心配するものでございます。当局の見解をお伺いいたします。

三つ目には、国保財政悪化の原因について伺います。

この間、国民健康保険事業会計の現状について、各地域ごと町内会長への説明、さらには広報への国保のチラシの折り込みなどを行ってきております。説明の中で、財政悪化の原因の1番目に挙げているのが財政調整基金の取り崩しによって赤字を解消し、税率を低く抑えてきたこと、このように述べております。私は、昭和61年から63年までの3年間の大幅な値上げの結果、その後は毎年多額の基金として積まれていった結果、8億円近くになったものであり、取り過ぎた国保税は税率を引き下げて加入者に還元するのが当然のことだと思います。国保会計の不安定さは、これまで国が負担割合を45%から38.5%に引き下げたことだと考えます。しかも、国は国の負担を2割に当たる7,000億円ほどを減らして、県に役割を担ってもらおうという動きもあります。そうなれば、地方の国保会計はますます大変になってくると思います。国保財政悪化の原因をどのように考えているのか、お伺いいたします。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 吉川議員から国保税率改定につきまして3点についてご質問いただきました。お答えをさせていただきます。

まず第1点目。収支見通しを大きく誤ったというようなご質問でございました。昨年、税率改定を議会にお願いする際に、19年度までの収支見込みにつきましてご説明を申し上げました。その際に、20億円の累積赤字ということでご説明させていただいたとおりであります。しかしながら、その後状況の変化がございました。一つは、今年8月の財政見通し、平成16年の税率改定の効果が実はかなり大きかったのかなと。先ほど議員ご指摘のとりの金額であります。そういったもののプラス。それから、二つ目といたしましては高額医療費共同事業負担金制度というものが、国の方で補助を行うことが決定した等に伴う制度改正による歳入増などのプラス要因もございました。あるいは、前回値上げの議案を議決いただく際に、行政として一定の努力を当然すべきではないかというようなご指導をいただきました。具体的に申し上げれば、収納率の向上等にもっと行政として努力すべきだというふうなご指導をいただきました。我々もこの1年間、収納率のアップに努力をいたしてまいりました結果、1億円弱ぐらいの収納額の向上を記録することができました。これが3点目であります。それから4点目ですが、前回は単年度収支均衡という形ではなくてご説明をさせていただきましたが、その後20年以降という問題もご指摘いただきまして、今回ご提案させていただいております内容は、基本的には単年度収支均衡型というような形での税率の値上げにつきましてご提案をさせていただいたところであります。以上のようなことから、今後4カ年間で約7億4,000万円強の累積赤字が見込まれるというようなご説明をさせていただいたところでございます。

次に、応益割合の引き上げについてご質問いただきました。国保、確かに相互扶助という部分がございますが、税の負担に当たってはおおむねこういったことかと思っておりますが、一つは所得など能力に応じて負担いただく部分と、もう一つは加入者が等しく利益を受けられることに対して一定の負担をいただくということになるのかと思っておりますが、こういったことにつきまして国の方針では応能割、応益割の割合はほぼ均衡するといえますか、5対5が望ましいというようなことが打ち出されております。ちなみに県内10市でありますが、45%以下というのは現在本市とほかに1市というような状況にございますが、これらのことも総合的に勘案しながら、なおかつ先ほど申し上げましたような状況、さらには応益割の45%達成によって、また新たな負担軽減策ということが適応できますこと等を勘案いたしまして、今回このようなご提案をさせていただいたということについては先ほど部長の方からもご説明させていた

だいたとこであります。

最後に、今回こういった国保会計の置かれました現状につきまして、塩竈市が各町内会を回らせていただきまして、現状のご説明をさせていただきました。12月議会に値上げの議案を出させていただき予定であるというようなご説明をさせていただいたところではありますが、その際に先ほど議員の方からご質問いただきましたような過去の値下げの経過と申しますか、財政調整基金といったようなものを値下げの原資に活用してきたというような今までの事実経過をご説明申し上げたことは事実であります。その際に財政調整基金、本来はやはり急激な医療費の増加など不測の事態に対応して国保事業の健全な運営を目的として積み立ててこられたものかなというふうに私も考えておったところではありますが、今回その後の経済社会状況の変化でこのような大変心苦しいお願いを市民の方々にさせていただかざるを得ないというような、現状を理解していただくために資料としてお出ししたというふうに理解をいたしているところがあります。

私の方からは以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（香取嗣雄君） 吉川議員。

19番（吉川 弘君） では、2回目の質疑をさせていただきます。

先ほどちょっと私、国の補助ですね、45%から38.5%にこれは引き下げと、これはちょっと訂正させていただきます。

それで、今市長が言われましたけれども、4点にわたって財政見通し言われましたけれども、しかし1億円ほどやはり増収を図ったということと言われましたけれども、しかし15年度の予算を見ますと、結局15年の4月に財政見通しとして歳入ですね、国保税が見られていたのは16億 3,000万円なんですよ。ところが、その以前の2月議会で当初予算として議会に示されたのが17億 3,000万円と。ですから、後にこの財政見通しが示されているわけですが、もう当初予算よりも大幅に 8,300万円ですか、低い額で、そういう形で見積もられていた、そういう問題があったんですね。ですから、当初予算からすれば 1,000万円上回って決算では国保税が歳入となったと、そういう状況もあります。

それから、歳出面では医療費ですね、これが当初予算でいけば財政見通しでは32億円に見られていましたけれども、これが決算では31億円と。1億円の違いがあるんですね。ですから、この問題をとってみても、私これまでやはり医療費の今後の伸びを非常に倍に見ているんじゃないかというふうに言ってきましたけれども、市の方ではこれまで 1.5%の伸びを今回 1%に

引き下げたと、そういう経過があります。しかし、やはり医療費の改定で平成14年の10月から高齢者医療費が1割負担、15年の4月からは健保本人負担が3割になると。その結果、15年度の決算ではマイナス1.1%の前年度比伸び率なんですよ。ですからやっぱりそういうことからいっても、今後本当に1%に見えていますけれどもそれがどういうふうに出てくるかということです。それで、やっぱり私自身も本当に1%で推移するか疑問だというふうに思います。

そういう中で、16年度1,900万円の赤字に……。

議長（香取嗣雄君） 吉川議員に申し上げますけれども、これは総括質疑ですので、市長の見解をもらうだけであって、細かいところは委員会審議で。いつでも言われているからわかっていると思うんだけど、気をつけてください。

19番（吉川 弘君） はい。わかりました。

あともう1点ですね。相互扶助と言われましたけれども、先ほど部長の説明にもあるとおり、やはり国保加入者は本当に低所得者層が多いと。もう所得ゼロから200万円までの世帯が80%と。そういうことからいっても、確かに今回の値上げによって応益割合が46%を超えると。軽減策は若干ふえますけれども、しかし今後4年間の引き上げによっては本当にやはり低所得者ほど重い負担割合になっていくということを述べて、2回目を終わらせていただきます。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 1点目の収支見通しにつきましては、先ほどご説明させていただいたとおりでありますので、なお詳細の数字等につきましては所管の委員会で担当の方から詳しくご説明をさせていただきたいと思っております。

それから、応益割、応能割につきましても、公平負担という考え方については国の方から一定の指針が示されておりますし、我々といたしましても他市の事例等も参考にさせていただきながら、本市として今現在こういった数字で何とかお願いできないかということでご提案させていただいておりますので、ぜひ委員会の方でご審議、ご意見をいただければ大変幸いだと。

議長（香取嗣雄君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明10日から16日については常任委員会並びに

議会運営委員会を開催するため休会とし、17日定刻再開いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明10日から16日については常任委員会並びに議会運営委員会を開催するため休会とし、17日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時02分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成16年12月9日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会議員 鈴 木 昭 一

塩竈市議会議員 今 野 恭 一

平成16年12月17日（金曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第2日目）第18号

議事日程 第2号

平成16年12月17日(金曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第63号ないし第75号(各常任委員会委員長議案審査報告)

第3 請願第12号

第4 請願第9号、10号、14号(総務教育常任委員会委員長請願審査報告)

請願第11号、13号(民生常任委員会委員長請願審査報告)

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第4

追加日程第1

出席議員(23名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	6番	鈴木昭一君
7番	今野恭一君	8番	嶺岸淳一君
9番	浅野敏江君	10番	吉田住男君
11番	佐藤貞夫君	12番	木村吉雄君
13番	鹿野司君	14番	志賀直哉君
15番	香取嗣雄君	16番	曾我ミヨ君
17番	中川邦彦君	18番	小野絹子君
19番	吉川弘君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	助 長 役	加藤 慶 教 君
収入 役	田中 一 夫 君	総務部長	山本 進 君
市民生活部長	棟形 均 君	健康福祉部長	佐々木 和 夫 君
産業部長	三浦 一 泰 君	建設部長	早坂 良 一 君
総務部次長 兼総務課長	阿部 守 雄 君	総務部次長兼行財 政改革推進専門監	佐藤 雄 一 君
市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長兼 社会福祉事務所長	大浦 満 君
建設部次長	佐々木 栄 一 君	危機管理監	芳賀 輝 秀 君
総務部政策課長	渡辺 常 幸 君	総務部財政課長	菅原 靖 彦 君
市民生活部 市民課長	澤田 克 巳 君	産業部水産課長	福田 文 弘 君
建設部 都市計画課長	橋元 邦 雄 君	総務部 総務課総務係主事	伊藤 勲 君
市立病院長	長嶋 英 幸 君	市立病院事務部長	小山田 幸 雄 君
市立病院事務部 次長兼総務課長	伊藤 喜 昭 君	水道部長	内形 繁 夫 君
水道部総務課長	郷古 正 夫 君	教育委員会教育長	小倉 和 憲 君
教育委員会 教育次長兼 総務課長	伊賀 光 男 君	教育委員会 教育次長兼 生涯学習センター館長	渡辺 誠一郎 君
選挙管理委員会 事務局長	丹野 文 雄 君	監査委員	高橋 洋 一 君
監査事務局長	橘内 行 雄 君		

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間 明 君	事務局次長	遠藤 和 男 君
議事調査係長	安藤 英 治 君	議事調査係主査	戸枝 幹 雄 君

午後 1 時 開議

議長（香取嗣雄君） ただいまから12月定例会第 2 日目の会議を開きます。

本議場への出席者は、第 1 日目の会議と同様であります。

本日の議事日程は、日程第 2 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いをいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（香取嗣雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、8 番嶺岸淳一君、9 番浅野敏江君を指名いたします。

日程第 2 議案第 6 3 号ないし第 7 5 号

議長（香取嗣雄君） 日程第 2、議案第63号ないし第75号を議題といたします。

去る12月9日の会議において、各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。7 番今野恭一君。

総務教育常任委員長（今野恭一君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、12月13日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第63号「職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例」については、国立大学法人の設立に伴い、同法人から本市に採用された職員について、退職手当算定の基礎となる勤続期間を通算して取り扱うため、条例の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号「塩釜市立学校設置条例の一部を改正する条例」については、浦戸地区の小中学校を小中併設学校として一環的教育を行い、より高度で充実した教育を目指すため、塩竈市立浦戸第二小学校の位置を塩竈市立浦戸中学校の位置に変更するに当たって、本条例に規定している同小学校の設置位置の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」については、人事院勧告において、本市が寒冷地手当の支給地域から除外されたことに伴い、国家公務員の給与改定に準じ、同手当を段階的に減額し、平成20年3月をもって完全に廃止するため、関係する条例の改正を行おうとするものであり、本件についての主なる意見は次のとおりであります。

1．寒冷地手当は寒冷地に勤務する公務員の生計費を補てんするものとして支給されており、その廃止は生活のみならず、地域経済に大きな影響を及ぼすことになる。灯油価格も高騰しており、これまでと比べ1万円以上の負担増となることが人事院勧告の調査で示されている。官民格差是正のため給与、手当などの削減が行われているが、景気低迷を招いている状況は歴然としており、同手当の改正には反対である。

1．地球規模の温暖化の影響から、12月現在も温暖な日が多い状況である。今回の改正は本当に手当支給が必要とされる北海道や、北海道と同程度の地域に支給が限定されるものである。手当の廃止に伴って平成20年3月まで段階的な経過措置が講じられるものであることから、人事院勧告を尊重し、改正を行うべきものとする。

これらの意見を踏まえ、討論が行われ、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号「宮城県市町村職員退職手当組合への加入」については、現在塩竈市、仙台市、石巻市、古川市、石巻地方広域水道企業団を除く県内各市町村及び一部事務組合が加入構成している宮城県市町村職員退職手当組合に石巻市、古川市、石巻地方広域水道企業団と同時に加入し、退職手当に関する事務を共同処理しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号「平成16年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において防災対策事業費等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

総務教育常任委員長 今野 恭一

議長（香取嗣雄君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。6番鈴木昭一君。

民生常任委員長（鈴木昭一君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、民生常任委員会に付託されました関係議案について、12月15日、16日

に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第64号「塩竈市特定疾患患者等に対する見舞金支給条例の一部を改正する条例」については、現在行っている福祉サービスの見直しを行い、より一層の福祉サービスの公平と均衡を図りながら、今後新たな福祉サービスを行うに当たり、長期療養者の方に対し、支給している見舞金を廃止する改正を行おうとするものであり、質疑・討論・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望、意見の主なるものを申し上げます。

1. 本市の財政状況は厳しいものであると理解はするものの、福祉サービスの公平と均衡を保つためとはいえ、福祉施策を一律に切り捨てるべきではないと考える。本市においては今後も引き続き温かみのある行政に取り組んでいくべきである。

1. 今回の提案については、福祉施策の公平と均衡を保つために、関連する条例の廃止を行うものであるが、今後不足あるいは新たに必要とする施策についても、多角的に検討を加えるなど、本市の福祉施策の総合的な推進に向け、なお一層努力されたい。

次に、議案第65号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、今後見込まれる収支不足に対し、収支均衡を図り、国民健康保険事業運営の健全化を図るため、現行税率等の改正が提案されているものであります。

本委員会としては、国保会計の健全な運営をしていく上で料金改定はやむを得ないものとの結論に達しましたが、昨今の市民を取り巻く厳しい経済状況にかんがみ、その負担を極力軽減させるため、当該条例文中第5条の改正規定中「2万7,000円」を「2万6,500円」、第5条の2の改正規定中「3万2,000円」を「3万1,500円」に、第11条第1号及び第2号の改正規定のうち同条例第1号ア中「1万8,900円」を「1万8,550円」に改め、同号イ中「2万2,400円」を「2万2,050円」に改め、同条第2号ア中「1万3,500円」を「1万3,250円」に、同号イ中「1万6,000円」「1万5,750円」に修正し、第11条に1号を加える改正規定のうち同条例第3号ア中「5,400円」を「5,300円」に、同号イ中「6,400円」を「6,300円」にすべきであるという修正案が提出され、この修正案に対し、質疑・討論・採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決しました。

また、修正部分を除く部分については、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと

決しました。

また、審査に当たりまして各委員より述べられました要望、意見の主なるものを申し上げます。

1. 市民の暮らしが大変となっている中、平成16年度分に引き続き、2年連続で平成17年度分の国民健康保険税の改定が提案された。今回の改定では一定の基準所得に満たない世帯の軽減割合が7割、5割と拡大され、新たに2割の軽減制度が適用となるものであるが、軽減制度が適用とならない世帯については、大きな負担となるものである。

また、平成20年度における国保事業の県一本化に向けて、収支均衡を図っていくものとして、平成17年度においても税の改定を行おうとしているが、平成20年度の国保事業の県一本化はまだ確定されていない状況にある。今回委員会で修正案が提出されているが、原案からの修正額はわずかなものであり、賛同できない。平成17年度においては県の貸付金等の活用も視野に入れながら、国保事業は社会保障制度であるとの認識のもと、事業の健全化に努力していくべきであり、国保税の引き上げについては容認できないものである。

1. 今回の国保税の改定については、国の指導と沿った形で応能応益割合を50対50に近づけ、応益割を45%以上とすることで、一定の基準所得以下の世帯に有利となる軽減措置について現行の6割または4割の適用がなされるものから、7割または5割の適用となるよう拡充し、新たに2割の軽減措置をも適用とするものである。

今後の収支見込みからすれば、今回の税の改定はやむを得ないものであると判断せざるを得ないが、市民を取り巻く環境もかなり厳しいものとなっており、国保税の引き上げは市民生活に大きな影響を及ぼすことになることから、市民負担を軽減するため、引き上げ幅を圧縮した修正案の提出がなされたものである。

今後は、より一層の収納対策に努められるとともに、多受診対策や、医療費抑制啓発事業等にも鋭意取り組まれるなど、同会計の健全化に一層努力されたい。

次に、議案第67号「塩竈市障害者自立支援に関する条例」については、塩竈市障害者福祉計画に基づき、現在行っている障害者福祉タクシー利用助成事業の対象者を身体障害者手帳3級に該当する方の一部まで拡大し、新たに障害者自動車など、燃料費助成事業を行い、障害者の方の自立と社会活動への参加促進を図るために、新たに条例を制定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号「塩竈市在宅心身障害者福祉手当支給条例を廃止する条例」については、

現在行っている福祉サービスの見直しを行い、より一層の福祉サービスの公平と均衡を図りながら今後新たな福祉サービスを行うに当たり当該条例を廃止しようとするものであり、質疑・討論・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号「塩竈市心身障害者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例」については、議案第64号等と関連し、同条例と同様の理由により、塩竈市心身障害者医療費の助成に関する条例、塩竈市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例、塩竈市乳幼児医療費の助成に関する条例により、助成していた医療費助成事業のうち入院時の食事療養費の助成を廃止するための改正を行おうとするものであり、質疑・討論・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号「塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において医療扶助の増加に伴う生活保護扶助費等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号「塩竈市立病院事業会計補正予算」については、耐震診断業務に係る宮城県補助金の確定に伴い医業外収益に75万5,000円を計上し、病院事業収益を28億9,025万5,000円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告いたします。

民生常任委員長 鈴木 昭 一

議長（香取嗣雄君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。12番木村吉雄君。

産業建設常任委員長（木村吉雄君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、12月14日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第72号「平成16年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において寒風沢漁港改良事業費、緊急地域雇用創出特別基金事業費、中心市街地商業活性化事業費が計上され、また、その債務負担行為において、海岸通公衆便所解体工事が追加され、地方債において、中心市街地商業活性化事業が追加、道路新設改良事業、漁港整備事業が変更され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望、意見の主なるものを申し上げます。

す。

1. 海岸通地内顧客利便施設設備事業については、本市海岸通り地区再生の糸口とするため、現在の壱番館駐車場敷地を活用し、障害者等にも対応したトイレの建設、機械式駐車場の設置、駐輪場の整備等を行うものである。本事業は、来年度に国の補助事業が廃止されることとなり、急遽、本年度の補助採択が決まったものであるが、海岸通り地内の良好な環境整備に向けて、事業の速やかな進捗に最大限努力されたい。

また、トイレを設置するに当たっては、市民や観光客の利便性を考慮されるとともに、近年要望がふえてきているオストメイト対応型トイレの設置についても、今後前向きな検討を加えるなど、本市のさらなる観光振興に努められたい。

次に、議案第73号「平成16年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」については、県からの受託工事として行う本町道路改築工事費の計上に伴い、歳入歳出それぞれ968万円を増額し、総額を52億5,644万2,000円とするもので、また松陽台地区の老朽管入れかえ事業の着手に伴い、公共下水道築造費として、債務負担行為5,000万円を設定しており、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号「市道路線の変更及び廃止」については、市道北浜1丁目20号線の一部と、市道北浜1丁目22号線の全路線が仙台塩釜港（塩釜港区）港湾環境整備事業用地となることに伴い、それぞれ変更と廃止をしようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 木村吉雄

議長（香取嗣雄君） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、議案第64号、第68号及び第70号について委員長報告に対する反対者からの発言を許可

いたします。17番中川邦彦君。

17番（中川邦彦君）（登壇） 私は、日本共産党市議団を代表しまして、当局提案の議案第64号「特定疾患患者に対する見舞金支給条例の一部を改正」、第68号「在宅心身障害者福祉手当の支給を廃止する条例」、第70号「心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正」、入院時の食事療養費を廃止また母子・父子家庭医療費の助成に関し、入院時の食事療養費を廃止に、乳幼児医療費の助成に関し、入院時の食事療養費を廃止に対して反対討論を行います。

まず、議案第64号、68号について、当局は重複していると言っているが、私どもの調査では13件で14万円であります。減らそうとしているのは全体の額 1,400万円で1%なのであります。廃止することで市民は大変な思いをしております。このことが福祉の後退につながるものであります。今回提案されている三つの福祉施策は、塩竈市の単独事業として行ってきたものであり、該当する市民にこたえ、福祉事業を行ってきたものであり、今回の福祉施策の廃止は、市の福祉の後退であります。片方の施策を進めるからといって、片方の施策を切るとは、行財政のスクラップ・アンド・ビルドであるとする、今後こうして福祉の後退が行われることが懸念されます。

本市においては、社会福祉構造改革の流れの中で、福祉施策の方向性を明らかにするために障害児障害者プランを策定し、福祉の充実に努めてきたのではないのでしょうか。議案第70号乳幼児医療費、食事療養費は食事そのものが治療の一環であり、食事するだけでの問題ではないのであります。この食事療養費は、かつては県が2分の1の助成を、本市が2分の1の助成をしていました。その後、県は平成14年12月に廃止をいたしました。しかし本市の単独事業として今日まで助成を続けてきたことの意義は大きなものがあります。これらを廃止することが、市長の掲げている日本一住みたいまち塩竈は言葉だけではないのでしょうか。今こそ、障害や特定疾患を持つ患者や入院加療を必要とする方々に対して、社会復帰できるような施策を充実していくのが行政ではないのでしょうか。条例の第1条では見舞金を支給することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする、この目的にも反するものではないのでしょうか。

今回の提案理由では、当局は重複している部分もあり、福祉サービスの公平と均衡を図ることを目的に廃止と言っているが、このことが、温かみを感じる行政ではなくなるのではないのでしょうか。提案されている各議案の廃止そのものが福祉の後退と言わざるを得ないのであります。よって、議案第64号、68号、70号に対して反対討論といたします。

議長（香取嗣雄君） 次に、議案第64号、第68号及び第70号について委員長報告に対する賛成

者からの発言を許可いたします。2番田中徳寿君。

2番（田中徳寿君）（登壇） 私は、議案第64号、第68号、第70号の三つの廃止または一部を改正する条例に賛成する会派を代表して、賛成討論を行います。

これらの三つの条例と、委員会で委員全員が賛成しております議案第67号とは関連する条例であります。これらの中身は福祉政策の再配分、再構築であり、これが塩竈市の福祉政策の改革の第一歩であります。議案第64号は塩竈市特定疾患患者に対する見舞金支給条例の一部を改正する条例で、福祉政策が不備であった昭和48年より本市独自の施策として実施されておりましたが、制度としては特別障害者手当として引き継がれているため、現在では県内他市においては実施しているところがないのであります。

次に、議案第68号、塩竈市在宅心身障害者福祉手当支給条例を廃止する条例であります。これについても昭和49年度より本市の単独事業として実施されており、その後、国の制度が充実し特別障害者手当や、障害福祉手当で既に制度としては補完されております。

続いて、議案第70号は塩竈市中心身障害者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例であります。この条例は心身障害者、母子・父子家庭、乳幼児に対して入院時の食事療養費を治療ということで助成を行っていますが、平成14年10月から県では2分の1の助成を廃止しております。さらには施設入所者は食事代を自己負担していることでもあり、公平を保つために提案された条例であります。

以上、三つの条例は、本来であるならば、制度が引き継がれている時点、つまり何年か前に改正、廃止すべき条例であります。これらの三つの制度が変わっても、これらの制度の恩恵を受けている市民の皆様には特別障害者手当、障害者・障害児福祉手当、生活保護費、自動車税の減免、JR運賃、有料道路の割引等、いろいろな制度で守られております。このような観点から、福祉サービスの公平と均衡を保つためにも、今回条例を廃し、改正をすべきものと考え、賛成討論といたします。

議長（香取嗣雄君） 次に、議案第65号の委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。19番吉川 弘君。

19番（吉川 弘君）（登壇） 私は日本共産党市議団を代表しまして、当局提案の議案第65号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」及び議員提案の同条例の一部改正の修正案に対する反対討論を行います。

昨日の新聞各紙は、一斉に増税路線に本格突入、このように報道しました。まさに、国民生

活は現在不況の影響による収入減、年金カット、高齢者、配偶者特別控除の廃止また一方では介護保険料の値上げ、高齢者の医療費1割負担の導入など、大変な中での今後の大増税路線への突入であります。市民生活が大きな痛みを伴う中、塩竈市においては平成16年度の国民健康保険税を平均10.3%、年間1世帯平均1万6,042円引き上げに続いて、平成17年度の国保税を6.52%年間1世帯平均1万394円引き上げる議案を提出いたしました。国保加入者は世帯でいえば過半数の53.2%を占め、人口では37.39%を占めております。国保加入世帯は所得ゼロから所得200万円未満の世帯が80%を占めており、年金生活者など低所得者が大半であります。国保税の収納状況を平成15年度の決算で見ますと、現年度分の国保税の調定額約18億円に対し、収納額は約15億9,000万円と未収額は2億2,000万円、収納率は87.8%となっております。未納の原因は事業不振及び失業収入不安定が1億9,000万円と未納の86.4%を占めております。滞納額は現年度分、さらには滞納繰越分を合わせますと、7億4,320万円にもなっているのではありませんか。このような数字は高過ぎる国保税が払いたくとも払えない状況を示しているのではないのでしょうか。平成16年度の国保税が値上げされましたが、このことによって、昨年度よりも収納率が低下しており、今回の値上げによって、さらに収納率が低下することが予測されます。国保税を1年滞納しますと3カ月間の短期保険証発行の対象者になり、その数は726世帯で、国保加入者の6%を超えるものであります。窓口に来て、短期保険証を受けとっている世帯が422世帯ありますが、しかし、窓口を受け取りにこない加入者は304世帯あるのではありませんか。この人たちが病院にかかろうと思っても、保険証がないため実際には病院にかかるとは困難になるのではないのでしょうか。今回の12月議会に塩釜民主市政推進連絡会より提出された平成17年度の国民健康保険税の値上げを行わないこと、この請願署名はわずか3週間で5,735筆が寄せられました。これ以上の値上げでは生活ができなくなる。老人は死ぬというのか、月に2回は病院に行っておりますが1回は減らしているなど、悲痛な市民の声が寄せられ、署名を通して市民の願いの重さが感じられるのであります。

国保税の連続値上げに対する問題の一つは、市の国保財政の見通しの甘さがあります。市は平成16年度も国保税の値上げを行いました。その根拠は平成19年度までの赤字見込み額を20億円と算定した内容でした。しかし、その後、平成15年度の決算を踏まえて医療費の伸び率を訂正して、赤字見込み額を7億円余に修正したのであります。今後の医療費の推移を見きわめることが必要であり、財政見通しは厳密に予測していくことが求められていると思います。

二つ目の問題は、低所得者に大変重い負担を強いる問題です。国保税の税率配分は所得割、

資産割、1人当たりに係る均等割、世帯に係る平等割の四つがあります。その中の均等割と平等割の応益割についてですが、国は応益割を45%まで引き上げれば、軽減策の若干の枠を広げる、このような指導を行っております。今回の議案では、応益割が39.42%から46.94%まで引き上げるというものであります。これまでの軽減が6割が7割、4割が5割、新たに2割が新設されました。このことは理解できますけれども、しかし、今回4割軽減が5割軽減になる120万円の収入世帯を例にとってみますと、この世帯では生活保護基準の173万円の70%しか収入がない世帯であって、それでもこの世帯の平成17年度の国保税は6万8,700円も納めなければならないのであります。173万円の生活保護世帯よりも上の収入世帯は軽減の対象にはならないのであります。例えば、収入が200万円の世帯では高収入である500万円の世帯と全く同じ金額の年間2万1,000円の引き上げとなるものであります。さらに、200万円の収入世帯における国保税は、平成17年度の値上げによって、年間19万130円も納めなければならず、この額は収入の9.5%と、約1割に達するものであります。また、200万円世帯の平成17年度の値上げ率は12.41%となり国保加入世帯の平均値上げ率6.52%の約2倍にもなる負担の重い引き上げであります。そして平成16年度に値上げされた2万9,900円を加えますと、値上げ額は5万900円にもなり、値上げ率は36.5%にもなります。このように応益割が高くなっていくというのは、低所得者にとっては重い負担を強いることとなります。本来、税の負担というのは、低所得者には軽い負担を行うのが基本であると考えます。国の法定減免軽減策だけでなく、市独自として軽減策がない低所得者にしっかりと軽減策をとるべきだと考えます。

次に、議員提案の修正案についてですが、修正案は均等割、平等割いずれも各500円ずつ引き下げるものであります。このような微々たる引き下げだけでは問題の解決にならないのであります。

最後に、平成17年度の当局の赤字予想額は1億7,700万円と見ておりますが、この額についても今後推移を厳密にいく必要があると思っておりますが、私は市民負担を軽減するために県の支援基金を積極的に活用するなどして、平成17年度の国保税の値上げはすべきではないと考えます。支援基金は無利子で2年間据え置き、償還はその後、3年間でございます。国民健康保険法の第1条では社会保障という立場を鮮明にしております。社会保障とは国民の生存権の確保を目的とする保障であります。このようなことから今回の2年連続大幅値上げとなる当局提案の議案第65号とそれに伴う議員提出の修正案に反対して討論にかえます。

議長（香取嗣雄君） 次に、議案第65号の委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたし

ます。7番今野恭一君。

7番（今野恭一君）（登壇） 私は、議案第65号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、修正可決された委員長報告を指示する立場の会派を代表して討論をいたします。

同議案につきましては、本定例会において民生常任委員会に付託され、審査の経過と結果については、先ほど民生常任委員長から報告があったとおりであります。

さて、本案件の当局提案は、高齢化の進展などにより医療費が増加している中で、国民健康保険事業の安定運営のため、昨年第4回定例市議会に出された平成19年度までの収支改善4カ年計画を引き続き進めようとするものであります。

昨年は、計画初年度である平成16年度分の税率改定について審査した結果、市民の負担を軽減させるため、原案を修正し、その後については再度検討していくべきであると決定しており、大変重い議決であります。反対を表明している会派はただ反対というだけで、国保事業の運営をどうするかについては言及しておりません。反対、反対とって、この国保事業が破綻してしまつては、むしろ社会保障制度が崩壊してしまうのであります。私たち議員は、みずから襟を正し、議会で議決したことをもっと尊重していかなければなりません。

当局提案では、財政見通しにおいて、平成16年度税率改定の効果のほかに収納努力などにより、収支の改善が若干進んでいること、また、税率改定案では応益割合45%以上として軽減制度を従来の6割、4割から7割、5割、さらに2割の軽減制度適用の拡充を図り、低所得者と一部中間所得者の負担軽減に配慮し、さらに軽減分については、保険基盤安定制度により国・県の負担金を得ながら、収支改善を行っていかうとするものであり、これらについては評価できると考えるものであります。しかし、市民を取り巻く経済情勢はなお厳しいものがあり、その負担は極力軽減させるべきであるとの視点で、当局にはさらなる収納の努力を求め、修正案では応益割合45%以上となる範囲で、当局提案に対し均等割、平等割、それぞれ500円ずつ減額し、平均改定率は0.64%圧縮し5.88%とするものであります。修正後の応益割合は0.48%下がり、46.46%と、7割、5割、2割の軽減制度適用が可能な割合にとどまっております。なお、減額の影響は、改定原案に対する修正案の引き下げ額を世帯の総所得金額別に申し上げますと、所得なしの場合は552円、100万円未満は857円、100万円以上200万円未満は1,458円、200万円以上300万円未満は1,706円、300万円以上400万円未満は1,713円、400万円以上500万円未満は297円となるものであります。国民健康保険は、国民皆保険制度を支える地域

保険として、住民の健康と保健の向上を果たすべく大きな役割を担うものであります。現行の法制度のもとでは、被保険者は相互扶助として一定の負担をしていただく必要があり、現在の本市国民健康保険を取り巻く状況を見たときに必要最小限の税率改定による財政健全化、安定運営を図っていくことが必要だと考えております。また、自分の健康は自分で守るものと言われておりますが、健康であることが国保の負担の減少にもつながることも被保険者である市民の方々にご理解いただきたいところであり、民生常任委員会の中で国民健康保険の現状と収支改善の取り組みに関する説明と合わせて、今後、市民の方々に十分なPRを行っていくことが必要であるとの意見が述べられ、審議されたものであります。

以上のことを踏まえて、繰り返しになりますが、当局提案の6.52%を5.88%に抑えた内容をぜひご理解いただき、修正案にご賛同賜りますようお願い申し上げまして、賛成の討論といたします。ご静聴ありがとうございました。

議長（香取嗣雄君） 次に、議案第69号について委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君）（登壇） 私は、日本共産党市議団を代表して、議案第69号「一般職の職員の給与に関する条例等一部改正する条例」つまり寒冷地手当を段階的に減額し、平成20年から廃止する条例について反対の立場から討論を行います。

まず、寒冷地手当は、昭和24年議員立法で成立し、当時の経済状況悪化の中で暖房の燃料費など生活費の補てん、生活費の一部として制度化されたものであります。寒冷地手当の段階的減額と廃止の法律について審議した、ことし10月22日の衆議院総務委員会で北海道、東北等で灯油の消費は暖房費で多いし、本州でも灯油は少ないが電気代が大きいと、政府として答弁しております。昭和63年の寒冷地手当に関する附帯決議は、政府並びに人事院は寒冷地積雪地における公務員の生活実態に配慮し、今後における燃料価格の動きに対して必要に応じ寒冷地加算額の適切な改善を行うとしております。しかも石油、灯油は18リットル当たり、12月現在であります。1,000円を超えて値上がりをし、湾岸戦争開始以来の高値であります。まさに民間も公務員にも石油高騰の波が襲っているのです。今回の寒冷地手当は、よく言われる民間の支給実態から乖離している。だから民間も我慢しているのが公務員も我慢しろという論理であります。勧告のため、今回の寒冷地見直しで人事院がことし行った抽出調査、民間事業者を対象にした抽出調査でも、民間における寒冷地の給付状況では、民間事業者 1,043のうち公務員に準拠した寒冷地手当を行っている事業者が 226事業者あり、公務員準拠が民間給与にも

影響を与えていることを寒冷地手当の点でもこうした影響を与えているのであります。

もともと人事院勧告は、公務員のスト権が奪われたことを踏まえ、公務員の給与について政府に勧告するものとして発足しました。しかし、ここ数年マイナス勧告を行っており、公務員の給与を引き下げて民間の給与の引き下げを加速させる役割に変質をしております。その延長線上での今回の寒冷地手当の削減、廃止であります。この実施は、さきに述べた民間の寒冷地のこうした諸制度の縮小につながることであります。塩竈市の寒冷地手当は、全会計で平成15年度約4,900万円手当でされておりました。経過措置のある平成16年、平成17年は同額の支給であります。しかし、平成18年から1,460万円、平成15年度と比較しまして3,440万円減り、平成19年度では約1,040万円、平成15年度の比べて3,860万円、こうした圧縮になります。削減することになります。こうしたことが、なお一層市内の消費の冷え込みをつくり出すだけであります。なお、現時点で市職員労働組合との合意しないままの国の法律などで、当局が議会に提案して見切り発車したこうした点でも、以上の問題点を指摘をし、この条例に対しての反対討論といたします。ご静聴大変ありがとうございました。

議長（香取嗣雄君） 次に、議案第69号について委員長報告に対する賛成者の発言を許可いたします。9番浅野敏江君。

9番（浅野敏江君）（登壇） 議案第69号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、採決に当たり、賛成会派を代表し賛成の討論をいたします。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部とは、寒冷地手当の表記を削減するものです。これは去る10月27日国会において可決成立、翌28日公布施行されました寒冷地手当法改正関連法に基づくものです。今般改正されました寒冷地手当法により、寒冷地手当の支給地域は北海道と北海道と同程度の気象条件が認められる本州の市町村に限られ、本市は支給地域より除外になりました。北海道と比較しても平均気温も暖かく、支給地域除外は当然と思われまます。

本来、この制度は本年より実施されますが、改正に伴って寒冷地手当が減額、廃止される地域については、経過措置が講じられ、2年間は現行支給水準を維持し、最長4年をかけて減額廃止となります。

本市の本年度分につきましては、10月31日に既に支給されております。市民の方から常に質問されることは「寒冷地とも言えない地元でなぜ寒冷地手当が出るんですか」ということであります。それにつきましては、これまで人事院勧告に基づいて各市町村が行ってきた制度では

ありますが、今日民間での格差が少なくなり、是正されるものと思います。もとより職員の給与の減額は忍びないものではありませんが、現在の社会経済状況を見ますと、民間においては既に寒冷地手当が廃止されている企業、事業所が多いと聞き及んでいます。官民格差をより是正するという考えに基づき、本条例の成立は妥当であり、市民からも賛同を得ることとされます。

よって、議案第69号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての賛成討論といたします。

議長（香取嗣雄君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第63号、第66号、第67号、第71号ないし第75号について採決をいたします。

議案第63号、第66号、第67号、第71号ないし第75号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議案第63号、第66号、第67号、第71号ないし第75号については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号、第68号及び第70号について採決をいたします。

議案第64号、第68号及び第70号については委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって、議案第64号、第68号及び第70号については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号について採決をいたします。

議案第65号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって、議案第65号については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号について採決をいたします。

議案第69号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立多数であります。よって、議案第69号については委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 請願第12号

議長（香取嗣雄君） 日程第3、請願第12号を議題といたします。

請願第12号「国民健康保険税の連続値上げを行わないよう求める請願」について申し上げます。既に、議案第65号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例が可決されておりますので、請願第12号国民健康保険税の連続値上げを行わないよう求める請願は不採択とされたものとみなします。

日程第4 請願第9号、10号、14号（総務教育常任委員会委員長請願審査報告）

請願第11号、13号（民生常任委員会委員長請願審査報告）

議長（香取嗣雄君） 日程第4、請願第9号ないし第11号、第13号、第14号を議題といたします。去る9月定例会において、総務教育常任委員会に付託され閉会中の継続審査となっておりました請願第9号及び第10号並びに12月9日の会議において総務教育常任委員会及び民生常任委員会に付託されておりました請願第11号、第13号及び第14号の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。7番今野恭一君。

総務教育常任委員長（今野恭一君）（登壇） ご報告いたします。

去る9月定例会において総務教育常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第9号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出に関する請願」並びに請願第10号「教育基本法の改正について反対の意見決議を上げる請願」、今定例会において、総務教育常任委員会に付託されました請願第14号「年金財源を口実に定率減税廃止、消費税増税の中止を求める意見書の提出に関する請願」については、12月13日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査を行った次第ですが、その結果は、次のとおりであります。

まず、請願第9号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出に関する請願」については、採決の結果、願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

次に、請願第10号「教育基本法の改正について反対の意見決議を上げる請願」については、教育基本法を取り巻く状況、改正の内容等について総合的に検討するため、本委員会ですらに時間をかけ、慎重に審査する必要があるとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

次に、請願第14号「年金財源を口実に定率減税廃止、消費税増税の中止を求める意見書の提出に関する請願」については、質疑・採決の結果、不採択とすべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員から述べられました意見の主なるものを申し上げます。

1．依然として失業率は5%台のままであり、景気回復にはほど遠い状況となっている。収入が落ち込む中、税制改正により配偶者特別控除や、高齢者控除の廃止などが行われ、市民の生活は年々苦しいものとなっている。これらに加えて定率減税廃止や消費税増税が行われれば、より一層消費は冷え込み、さらなる景気の悪化を招きかねないことから、同請願を採択すべきである。

1．収入と収支のバランスをとることが重要であるが、国においても財源の確保が難しく、消費税以外に見込まれる財源がない状況ともなっている。定率減税や消費税については国の動向、推移を見守るべきと考える。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げ、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 今野 恭一

議長（香取嗣雄君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。6番鈴木昭一君。

民生常任委員長（鈴木昭一君）（登壇） ご報告いたします。

今定例会において、民生常任委員会に付託されました請願第11号「塩竈市立病院透析センター閉鎖に伴う請願」並びに請願第13号「利用料負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める意見書の提出に関する請願」については、12月15日に委員会を開催し、紹介議員及び、市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査を行った次第であります。

まず、請願第11号「塩竈市立病院透析センター閉鎖に伴う請願」については、質疑・採決の結果、願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

次に、請願第13号「利用料負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める意見書の提出に関する請願」については、今後国の動きを見きわめながら、時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げ、ご報告といたします。

民生常任委員長 鈴木 昭 一

議長（香取嗣雄君） 以上で常任委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

請願第14号について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

委員長報告は不採択でありますので、本請願に対する賛成者からの発言を許可いたします。

16番曾我ミヨ君。

16番（曾我ミヨ君）（登壇） 請願第14号「年金財源を口実に定率減税廃止、消費税増税の中止を求める意見書の提出に関する請願」に対する賛成者を代表して賛成の討論を行います。

昨日16日のマスコミ報道によれば、自民、公明両党は来年度からの税制改正を決定したと報じられております。定率減税廃止の内容は2005年度に半額にし、2006年度には全廃するという内容になっています。今回の税制改正には定率減税の半減と、高齢者の住民税非課税措置の廃止など、新たな大增税も行おうとしているものであります。消費税についても2007年度をめどに消費税を含む税制体系の抜本改正を実施するとしています。特に定率減税だけでも、これが実施されることになれば、塩竈市の影響は8億円にもなり、来年度から半額としても4億円もの市民負担増となるものであります。この間、政府は2003年度には配偶者特別控除の廃止で4,790億円の増税、消費税の事業者免税店 3,000万円でしたが、これが1,000万円に引き下げられました。市内を歩きましても中小業者は一同に悲鳴を上げています。また、簡易課税の限度額も2億円から5,000万円まで引き下げる課税対象範囲を広げました。総額表示方式の移行で5,040億円の増税、2004年度には公的年金控除の見直しで1,160億円、高齢者控除の廃止で1,240億円の増税、これら既に1兆2,230億円もの増税を行ってきたのであります。国民の生活がどうなっているのか、総務省の家計調査によっても勤労者1世帯当たりの平均実収入では、1997年から2002年間の間に6万円も減少したこと、また国税庁が行った民間給与実態調査の家計調査でも1998年を起点に2003年度までには19兆円も減っている、このように総務省、国税庁の調査でも家計収入、個人消費も落ち込み続けています。このような中で、加えて昨日、内閣

府は12月の月齢経済報告でも2カ月間連続下方修正する方向であることも報じられています。日本総合研究所でも定率減税については景気回復といっても企業の部分を中心であり、家計所得の部分まで波及していない、雇用所得などの改善がおくれていることにあり、既に決まっている年金負担増、配偶者特別控除の廃止などの影響を勘案すると、定率減税する時期は時期尚早と述べました。電力中央研究所でも性急な増税はより景気の腰を折ることとなる。このように中央総研でもあるいは電力中央研究所でも日本総合研究所でもいずれも定率減税に厳しく指摘をしているものであります。

景気対策の動向を見てみますと、私は、この増税を許すならば、ますます国民の生活と日本経済をどん底に落とし入れ、強いては市民、市内の中小業者はますます生活と営業破綻につながることは、火を見るより明らかだと考えています。もう皆さんもご承知のように、最近また市内の水産業者が廃業いたしました。この数年間で立て続けに地元の業者が廃業に追い込まれ、倒産が後を絶ちません。この倒産による失業者もふえているのが現状です。まさに国民の所得や、中小業者の状況はよくなっているどころか悪化しているにもかかわらず、大增税をするというのですから、国民や市民の置かれている実態を無視して推し進めるものと言わざるを得ません。そもそも定率減税は1999年から景気対策としての恒久的減税として実施されてきたものであります。所得税額の20%、上限25万円、住民税額の15%、上限4万円を減税としてきました。この恒久減税策は所得税率の最高税率の引き下げと、もう一つは法人税の基本税の引き下げとも行われたものであります。定率減税の廃止によって、年収が多いほど増税額もふえますが、定率減税に上限があるために最も負担が多くなるのは子育て世帯、働き盛りの中堅層になります。年収500万円から600万円の方が最も高く22%も税金がふえることになります。子育て教育費、住宅ローンなどのこの世代が大きな影響を受けることになります。まして、消費税増税となれば、低所得者ほど重い税金であり、これ以上の消費税増税は中止すべきであります。しかも、これまでの消費税についていえば、財務省の国税の主要税目の税収の推移が報告されていますが、2003年度までの消費税総額は148兆円です。一方、法人税減税額は145兆円となっていることが明らかになっています。消費税は法人税減税した分のまさに穴埋めにされてきていると言わざるを得ません。消費税はさらに引き上げ、課税最低限度も引き下げるとするのは、まさに憲法25条、国民は文化的で最小限度の生活を営む権利を有するとした権利をも否定するものになるのではないのでしょうか。自民党、公明党与党は国の財政破綻を理由にして、国民に負担をとというやり方を強行しようとしています。消費税で穴埋めをしている法人税減税

を廃止して、まともな税を負担してもらうことが一つあります。国の財政を建て直すというのなら、不要不急の大型公共事業の見直し、米軍への思いやり予算などを削減することで行うべきだと考えます。市民、国民生活をこれ以上悪化させてはならないと考える多くの議員の皆さんの賛同を心から呼びかけ、賛成討論といたします。よろしくお願いします。

議長（香取嗣雄君） 次に、本請願に対する反対者からの発言を許可いたします。5番志子田吉晃君。

5番（志子田吉晃君）（登壇） 請願第14号「年金財源を口実に定率減税廃止、消費税増税の中止を求める意見書の提出に関する請願」について、反対会派を代表して反対討論を行います。

請願事項では、

- 1．定率減税の廃止はしないこと。
- 2．消費税の大増税はやめること。
- 3．さらなる課税最低限の引き下げをやめること。

の3点を請願しておりますが、以下の理由で反対いたします。

確かに、税は安ければ安いほど、少なれば少ないほどだれでも喜ぶに違いありません。しかし、国家や市町村に必要な税収がなければ、一体だれが国民や市民の公益になる有用な活動なり社会保障や安全、財産、生命を守ってくれるのでしょうか。世界の歴史はそのよりよい方法論を求めて、政治的に繁栄発展を目指してきたのではないのでしょうか。

そのような中で、我が国の現在及び将来の税制、税金制度がどうあるべきかを具体的に議論し、政治的に民主的に打ち出されたのが、結論が今回の2005年度与党税制協議会の税制大綱原案であります。その中では、確かに定率減税の2分の1縮小が1999年から続いてきた特例的な減税を国税である所得税は2006年1月から、地方税の個人住民税は2006年6月より予定されているようでございます。しかし、減税が縮小されるとは実質的な増税ではありますが、あくまで減税幅が少なくなって、通常の税制に戻ろうとしている状態なわけであって、大増税ではございません。例えてみれば、2割引きして売られていたものが1割引きにしかまからないということでもあります。

定率減税の中身は後段に譲りまして、請願要旨の検討と反論を行います。

一つ、請願趣旨文中にどうしても賛成しかねる不適当な文言が散見されます。例えば、消費税を庶民に押しつけようとしています。例えば、消費税の引き上げがねらわれています。また、庶民には重い最悪の税金です。さらに大企業の社会的責任を後退させていますと、これでは

我々一般会派に賛成せよというのは無理な押しつけということになります。このような文章表現は国家は悪であるという一種のマイナス発想であって、正しいものの見方、考え方とは言えないのではないかと、あえて指摘いたしたいと思います。

また、次に、請願趣旨では、生活費に課税しないという憲法第25条の理念に反するものとありますが、憲法のどこから生活費に課税しないという文言や理念を持ち出されているのでしょうか。日本国憲法第25条はご存じのとおり、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国はすべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと書いてあるのであって、憲法第30条にあるとおり、国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負うのであります。生活費に課税しないという主張は党利党略的な憲法解釈論だと言わざるを得ません。

また、請願意見書の提出根拠に地方自治法第99条の規定による意見書とありますが、果たして、この請願内容が地方公共団体の公益に関する事件かどうか定かではないと申し上げます。なぜなら、この意見書は確かに地方公共団体の一部の住民の公益にはなるかもしれませんが、しかし、99条では当該普通地方公共団体の公益と規定されており、普通地方公共団体の住民の公益とは書いてありません。あくまでも普通地方公共団体の公益であり、塩竈市役所を含めた塩竈市全体の公益であるかどうか問われるものと思われまます。この請願を認めるのが公益か、認めない方が公益かを議員の皆様で決するべきものと考えます。

次に、消費税の問題であります。

請願では、消費税は高額所得者には負担が軽く、庶民には重い最悪の税金ですと述べられていますが、当然いろいろな考え方はあり、高額所得者ほど消費額が多く、消費税額も多くなることも事実です。また、この税は、消費したときお金を使うときにかかる税金なので、だれでも脱税ができない、つまり不正な手段で所得されたお金にも税金がかかるという意味では公平な税だと言えなくもないわけでありまます。そして、年々増大する社会保障費、つまり福祉や年金医療介護の財源をどこに求めるかという、難病を解決する一つの良薬であり、確かに口には苦いのでありますが、甘い砂糖はかえって体に悪いということも考えなければいけないと思いまます。

次に、定率減税の中身について、反対会派の考えを述べまます。現在の減税率、すなわち所得税については、一律20%を10%に、減税の上限額を25万円から12万5,000円に、また個人住民税は一律15%から7.5%へ、上限額4万円を2万円にそれぞれ半減するとしています。具体的

な負担増のモデルパターンでは特例減税の両方を合わせた場合、夫婦と子供2人の世帯のとき税額は、モデルパターン年収700万円なら現行納税37万7,000円が41万8,000円と4万1,000円の負担増となります。同じく最大の負担増となる年収1,500万円の例ではプラス14万5,000円、また年収500万円世帯は1万7,000円、年収300万円世帯では700円の負担増と試算されております。これは、結局税額が縮小されると、今まで恩恵の大きかった高所得者ほど負担増となり、もともと恩恵の少ない低所得者の負担は、ほとんどふえないということであり、財務省の説明では定率減税を縮小しても、高所得者は年収が多く、低所得者は増税額が少ないということになります。

さて、一方国や地方に収入となるべき年間ベースの増収額は、所得税が約1兆2,500億円、個人住民税が4,000億円ですが、所得税の32%は自動的に地方に回されるため、最終的な国と地方のとり分は、国が約8,500億円、地方が8,000億円となるため、塩竈市にとって定率減税の財政上の影響力すなわち市の歳入増の予想額は住民税で約1億円、交付税分で約1億円の計2億円の増収が見込まれます。また、自民党税制調査会では、2006年度の取り扱いは、所得課税全体を見直すため、定率減税は存在理由がなくなると述べており、2007年度は消費税を含めた税体系の抜本的改革を実現すると明記されております。

以上、今回の2005年度の税制改正大綱の原案が固まったわけではありますが、請願に対する反対の根拠となる要旨は次のとおりです。

- 1．税制改正の背景にあるものは、年金財源特に基礎年金の国庫負担費としての財源の問題であり、定率減税の改正は低所得者に余り影響負担増にならない税制度の改正である。
- 1．年金医療介護等の社会保障費の増大に対処する税の使い道の問題である。
- 1．国債や地方債の借金残高問題に対処する財政再建的税改正であり、本市にとって約2億円の財源が確保される。
- 1．地方自治法第99条の精神にのっとり塩竈市全体の公益を中心に考えるべきである。

以上の理由により、税のあり方を根本的に考え、また税制度の見直しが必要な時期であることを主張し、反対討論といたします。

議長（香取嗣雄君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、請願第9号ないし第11号、第13号については委員長報告のとおり決するに賛成の諸君

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、請願第9号ないし第11号、第13号については委員長報告のとおり決しました。

次に、請願第14号について採決いたします。委員長報告は不採択であります。したがって、採決は本請願を採択することについてお諮りをいたします。

請願第14号については、採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立少数であります。よって、請願第14号については不採択と決しました。

追加日程第1 議案第7号

議長（香取嗣雄君） お諮りいたします。ただいま1番菊地 進君ほか21名から議員提出議案第7号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、議員提出議案第7号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。提出者の代表から趣旨の説明を求めます。7番今野恭一君。
7番（今野恭一君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第7号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度が堅持できる三位一体の改革を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と全国的な教育水準の維持向上のため、財政面から義務教育を支え、今日まで多大な役割を果たしている。

しかしながら、政府は昭和60年度以降、義務教育費国庫負担金削減のため、旅費、教材費、恩給費、共済追加費、退職手当、児童手当について、同負担制度から適用除外して地方交付税で措置することとし、一般財源化を図ってきた。

これにより、ただでさえ厳しい地方財政は一層厳しさを増し、各地方公共団体間で財政措置の格差が生じている。

一方、地方分権の促進を図るために、今年8月に全国知事会で17・18両年度で、義務教育費国庫負担金について、公立中学校分8,500億円の削減を盛り込み、平成21年までに小中学校分も削減するよう求めました。

これは三位一体改革が地方分権の理念に基づいた真の地方分権改革となるよう期待し、地方6団体がそろって削減案を提案したものと考えます。

よって、教育の機会均等と全国的な教育水準の維持向上のため、財政面から義務教育を支えるという、義務教育費国庫負担制度の本来の主旨にのっとり、同制度が堅持できる三位一体の改革を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

議長（香取嗣雄君） ただいま上程中の議員提出議案第7号については、質疑、委員会付託、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、議員提出議案第7号については、さよう決しました。

採決いたします。

議員提出議案第7号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第7号については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明18日から19日を休会とし、20日定刻再開したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明18日から19日を休会とし、20日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時48分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成16年12月17日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会議員 嶺 岸 淳 一

塩竈市議会議員 浅 野 敏 江

平成16年12月20日（月曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第3日目）第19号

議事日程 第3号

平成16年12月20日(月曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(23名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	6番	鈴木昭一君
7番	今野恭一君	8番	嶺岸淳一君
9番	浅野敏江君	10番	吉田住男君
11番	佐藤貞夫君	12番	木村吉雄君
13番	鹿野司君	14番	志賀直哉君
15番	香取嗣雄君	16番	曾我ミヨ君
17番	中川邦彦君	18番	小野絹子君
19番	吉川弘君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君
市民生活部長	棟形均君	健康福祉部長	佐々木和夫君
産業部長	三浦一泰君	建設部長	早坂良一君

總務部次長 兼總務課長	阿部守雄君	總務部次長兼行財 政改革推進專門監	佐藤雄一君
市民生活部次長 兼環境課長	綿晋君	健康福祉部次長兼 社会福祉事務所長	大浦満君
建設部次長 兼建築課長	佐々木栄一君	危機管理監	芳賀輝秀君
總務部政策課長	渡辺常幸君	總務部財政課長	菅原靖彦君
市民生活部 市民課長	澤田克巳君	産業部水産課長	福田文弘君
建設部 都市計画課長	橋元邦雄君	總務部 總務課長補佐 兼總務係長	佐藤信彦君
市立病院長	長嶋英幸君	市立病院事務部長	小山田幸雄君
市立病院事務部 次長兼業務課長	伊藤喜昭君	水道部長	内形繁夫君
水道部總務課長 兼経営企画室長	郷古正夫君	教育委員会教育長	小倉和憲君
教育委員会 教育次長兼 總務課長	伊賀光男君	教育委員会 教育次長兼 生涯学習センター館長	渡辺誠一郎君
教育委員会 学校教育課長	歌野正一君	選挙管理委員会 事務局長	丹野文雄君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	橘内行雄君

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長	遠藤和男君
議事調査係長	安藤英治君	議事調査係主査	戸枝幹雄君

午後 1 時 開議

議長（香取嗣雄君） ただいまから12月定例会第3日目の会議を開きます。

本議場への出席者は、第1日目の会議と同様であります。

本日の議事日程は、日程第3号記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、10番吉田住男君、11番佐藤貞夫君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（香取嗣雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。5番志子田吉晃君。（拍手）

5番（志子田吉晃君）（登壇） ニュー市民クラブの志子田吉晃です。

本日、一般質問の機会を与えていただき、議員各位並びに関係の方々に御礼申し上げます。

また、本年の台風や地震の被害に遭われました皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、本日12月20日は、待ちに待った100円バスの開通日、運行初日という記念すべき日であり、思えば昨年12月19日の議会最終日にこの100円バスの実現要請のため市民生活部長に申し入れてからちょうど1年、また、早期導入を目指し、6月定例会初日に合同会派で市長に要望書をお願いしてから半年がたちました。その間、1月22日のバス試乗会を初めとし、毎週木曜日に100円バスの勉強会を行い、あるいは他地区の行政視察や市当局との検討会も実施させていただきました。また、6月定例会においては100円バス導入について何点かの質問をさせていただきましたが、その時点ではまだ具体的な答弁が示されるところまでは至りませんでした。しかし、そのような中で、今回11月25日に100円バスの試行運転を決断され、本日より運行されております。大変喜ばしいことであり、市長も公約の一つの実現がなされ、ほっとしているのではないかと思います。まずはおめでとうございますと申し上げます。

ところで、本日の私の質問は、この100円バス試行運転を1番目の事項として、教科書の採択基準まで10項目ございます。60分の時間制限の中で10個も聞くとは欲張りではないかと思いの方もおいででしょうが、それだけ現在の塩竈市政には難問が山積みしているということがあります。その山積みされた難問が一向に解決していないというのが市民の方々の実感ではな

いでしょうか。市長の答弁で申されている改革とスピードが停滞とブレーキーにしか働いていないように思われます。まるで情報を握りつぶしたまま決断が先送りになっているのではないかと疑いたくなるような情勢ではないでしょうか。

そのような観点で早速質問に入らせていただきます。答弁は発言通告書に記載のとおり具体的に簡潔にお願いいたします。

1 番目、100円バス試行運転の内容について。

1 週間ほど前、市内の各家庭に「しおナビ 100円バス」のパンフレット時刻表が配布されました。質問です。

1、実施の具体的内容は。

2、小型化・経路・広告収入・補助金上限等党派提言との違いは。

市民にこのバスの宣伝を兼ねてお答えをお願いいたします。

続いて 2 番目、場外馬券場の積極的誘致について。

ニュー市民クラブでは、ことし 2 回の市政報告会を行いました。市民の関心・要望として場外馬券場はどうなっているのかという質問が寄せられております。そこで質問です。

1、進捗状況をどのように把握しているか。

2、積極的な誘致に対する方策はとっているか。

この質問は、結局もっと市民にアピールする判断材料となるようなパンフレットとか、メリット・デメリットの比較表のようなものがあってもいいのではないかという問い合わせであります。

次に、3 番目、新浜地区の廃蛍光管事業の取り扱いについて。

これは、11月26日の民生常任協議会で資料をいただき説明を受けました。しかし、この説明では、なぜそのような対応でいいのだろうかという疑問を強く感じましたので取り上げました。質問です。

1、4月16日までに提出すべき意見書を出さない理由は何か。あるいはなぜか。

2、出さない行為は法に違反していないかの二つです。

この質問は、次の 4 番目の自動車リサイクル企業の取り扱いと関係していると思うのですが、リサイクル企業の方は保健所から意見書の要請があって、5月11日にもらって、提出期限内の5月28日に提出しております。ところが、こちらの蛍光管事業の方は、提出期限が4月16日で

あるにもかかわらず、いまだに出されていない。このような取り扱いでは制度の公平性が保たれていないのではないか、えこひいきではないかという質問でございます。市の顧問弁護士の方にも当然相談されていると思うのですが、意見書を出さないという不作為行為に対しどのような法的根拠があるのかお聞かせ願いたいと思います。

続いて4番目、貞山地区の自動車リサイクル企業の進捗についてお尋ねいたします。

この件は、私が議員となって初めてのときの質問、昨年6月定例会から取り上げております。

1、進出計画の進捗は。

2、PCB等の有害物質に対し安全対策はどのように考えるかという質問です。

先ほどの3番目の質問の廃蛍光管事業よりもこの事業の方が安全かという意味であります。

それから、5番目、本町旧今野屋跡地の活用について。

きょう現在、今野屋の建物は6,615万円の事業で取り壊しが完了いたしておりますが、10月1日に本町通まちづくり研究会より旧徳陽の建物も解体してほしい旨要望されたと思っております。質問です。

1、跡地利用の具体案は。

2、旧徳陽シティ銀行の活用あるいは取り壊しはということでお聞きいたします。

次に、6番目、交通事業健全化策定委員会の進捗について。

この件もたびたび質問しておりますが、なかなかの難問だと思います。11月26日の民生協議会で資料をいただきました。相当具体的に、また、積極的に取り組まれているとお見受けいたします。しかし、基本的な経営戦略、つまり事業規模を一体幾らの予算で計画されているのか、その辺が一つ気がかりになるところであります。そこで質問です。

1、経営健全化計画策定委員会での数値目標は。

2、事業予算1億円以内の考えはあるかの2点お聞きします。

私が主張したい要点は、16年度事業収入予測が9,372万円となっておりますので、売上規模に見合った新たな発想でもって対処してもらいたい。あるいは、同じ予算でもサービスの向上が図れるよう工夫をしてもらいたいということであります。

続きまして、7番目、市立病院事業の今後の方向性について。

市長は、これまで市立病院を中核的な病院と位置づけ、医師の確保に努めてまいりたい旨答弁されてきましたが、そのような甘い認識で果たして対処できるのかという意味を込めまして質問させていただきます。

1、中核病院でなく、取り扱い科目の専門特化は。

2、統合医学、予防医学の取り入れの考えはの2項目です。

現在日本では、がんを初めとして糖尿病や高血圧等の慢性病、つまり生活習慣病の方々がふえ続けております。そして、健康な人と病人の間である、半病人と言われる、病院からとってみては見込み客となる市民がたくさんおります。そのような意味で、第3の医療とか、免疫療法とか、代替医療とかと言われる治療法をぜひ取り入れて経営再建をなし遂げていただきたいし、また、結果的に市全体の医療費の縮減にもつながることなので、よろしくご検討をお願いいたしたいと思います。

次に、8番目、入札制度の改善対策について。

この件は、2度の決算委員会で質問させていただきました。15年度は全体の平均落札率が指名競争で92.5%から88.8%に、一般競争入札で96.1%が93.4%へ、それぞれ14年度に対し競争力が改善され、当局の取り組みに一定の評価をいたしたいと思います。そこで質問です。

1、落札率改善のための過去の方策と今後の対策は。

2、契約額 500万円以上の随意契約の入札導入は、ということで、制度の改善対策についてお答え願います。

さらに、9番目、港奥部の津波・高潮・洪水対策について質問です。

1、北浜造船所地域の対策は。

2、本町から海岸通りまでのゼロメートル地区対策はの2項目です。

もし仮に宮城沖地震が発生し津波が襲ってきた場合、塩釜港の地形上、一番被害が甚大になると予想されるのはこの北浜地区かと思われます。そこで、港奥部再開発の防潮堤ができ上がるまでの間は安心できないので、対策が必要であります。当局のお考えをお聞かせください。

また、洪水対策として新河岸川河口部の千賀ノ浦橋付近に水門が必要と思いますが、どうお考えかお聞かせ願います。

10番目、小中学校の教科書の採択基準について、という質問で最後の質問です。

来年度、中学校の教科書が新たに採択される年となりましたが、市長及び教育長はどのような考えで教科書をお決めになるのか、その基準となる根本的な考えをお示ししてほしいと思います。そこで質問です。

1、17年度採択までの手順と選定の基準は。

2、歴史教科書の選定基準は学習指導要領の準拠度か。

以上、全部で10種類、質問の項目でいきますと20問ということになります。大変恐縮ではありますが、横道にそれずに簡単にお答えいただければ幸いです。

これで第1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございます。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 志子田議員からの一般質問にお答えをさせていただきます。

10項目という多岐にわたる一般質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず初めに、100円バス試行運転実施の具体的な内容でございます。

本日12月20日から約6カ月間の予定で、これまでの市内循環バス路線を一部路線を変更しながら、100円バスの試験運転を開始したところでございます。けさほど宮城交通塩釜営業所におきまして南回りの第1便に合わせ出発式を行ったところでございます。このバス、愛称を塩竈をナビゲーションするという意味を込めまして「しおナビ 100円バス」というふうに命名をさせていただきました。料金につきましては、どの停留所から乗りおりにしていただいても大人100円、子供50円の均一料金といたしております。12月1日付で国の運行認可がございましたので、早速時刻表でありますとか運行路線のチラシを全所帯に配布するとともに、宮城交通バスの車内でありまして、公共施設にポスターを掲示するなど、「しおナビ 100円バス」の利用促進に向けた取り組みを進めておりますが、今後もあらゆる機会をとらえてPRに努めてまいりたいと思っております。

なお、今回の試験運転に伴い、宮城交通への補助金はおおよそ200万円程度増額になるというふうに見込んでおります。

小型化・経路・広告収入・補助金等上限に関する議員各位からいただきましたご提案との内容の違いに対するご質問でございますが、100円バス導入に当たりましては、議員の皆様方からもこれまで実現に向けたさまざまなご意見をいただきましたことに心から感謝を申し上げるところであります。議員の皆様方からお寄せいただきました先進地の事例等も参考にしながら、本市バス路線のこれまでの経過、そして現状を踏まえての対応が今後必要になると考えております。本市といたしましては、まず100円バスの運行の運行主体及び運行路線の一部手直しによりまして試験的な運転を行い、その結果を踏まえ、アンケートでありますとか、利用者の実態調査、さらには市民の皆様方のご意見などを賜りながら、課題を抽出させていただきまして、今後100円バス本格導入に向けた検討を進めてまいりたいというふうに考えているところであ

ります。

次に、場外馬券場の誘致についてお答えをいたします。

J R A では、場外馬券売り場について強い意欲を持って設置の方向で動いており、現在は用地の取得に向け取り組みを行っているとの旨をいたしております。また、このことにつきましては、民間の企業団体の方々が昨今の厳しい経済環境を打開するため取り組んできたものと理解をいたしております。本市といたしましては、これらの推移を注意深く見守りながら、周辺住民の方々の生活環境の保全といったようなことに十分配慮をしまいたいというふうに考えておるところであります。

新浜地区の廃蛍光管事業の取り扱いについて、2点ご質問いただきました。

まず第1点目ではありますが、4月16日までに提出すべき意見書を出さない理由ということでございます。若干今までの経過についてご説明をさせていただきたいと思っております。

昨年7月、当該事業計画予定の事業者から立地計画概要書が塩釜保健所に提出されました。塩釜保健所から本市に対しまして土地利用計画及び環境保全に関する意見照会がございましたので、課題・問題点を整理し、直ちに意見書を提出いたしております。

その内容について説明させていただきます。一つは、土地利用計画との整合・調整に努めていただきたい。二つには、周辺には住宅地もあり、周辺環境に支障を及ぼさないよう最大限の配慮をしていただきたい。三つ目は、説明会周知の範囲は、半径300メートル以内に居住する住民へ行くこと。周辺に立地する水産関連事業者の理解を得ることというものでございました。

この意見書を受け、11月末には、当該事業者は住民説明会を開催するとともに、本年2月、塩釜保健所に施設計画協議書を提出いただきました。これを受け、塩釜保健所では本市に対し生活環境に関する意見の照会が出されたところでございます。本市といたしましては、先般実施された住民説明会では、地元町内会の出席者数が14名にとどまり、地域住民に対する十分な周知・理解が得られていないと判断し、再度事業者へ説明会開催を要請いたしております。地域住民からは、事業そのものには理解を示しつつも、立地場所については反対という意見が強く出されております。当該事業者に対しては、住民の不安材料を取り払い、理解を得るための取り組みを強く要請したところでございます。

意見書の提出とその時期につきましては、これらの取り組み状況や住民の理解、不安解消を見きわめながら総合的に判断した後に提出してまいりたいというふうに考えているところでございます。

出さない行為は法に違反していないかというご質問でございますが、本市といたしましては、これまで塩釜保健所に対し、本市の考え方、取り組みについてその都度十分な説明を行っており、保健所としても住民の理解を得ることが最も大切であるという見解を示されております。前段申し上げましたとおり、本市といたしましては、意見書を提出しないということではなく、住民の理解あるいは事業者の説明責任の状況を十分に見きわめました上で最終的な判断を行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

貞山地区自動車リサイクル企業の進出についても2点ご質問いただきました。

第1点目でございますが、貞山地区の自動車リサイクル企業の進出計画の進捗についてお答えをいたします。

当該事業者は、産業廃棄物処理施設の許可手続として、今年4月、塩釜保健所に立地計画概要書を提出いたしております。塩釜保健所から本市に対しまして立地計画に関する土地利用計画と環境保全に係る支障について意見照会があり、5月に意見書を提出いたしております。その後、宮城県から立地計画調整事項通知が12月6日付で送付されたところでございます。今後当該事業者は、その通知を踏まえ、地域住民説明会の開催や処理施設設置許可申請書の提出、さらには市や地域住民等に対する生活環境保全上の意見聴取に向けた告示縦覧等に取り組んでいくことになるものと理解をいたしております。

2番目のPCB等の有害物質に対し安全対策はどのように考えるかというご質問でございます。

計画されている施設は、分別破碎を行う中間処理施設で、作業はすべて屋内で行い、フロンでありますとか、エアバック、バッテリー等は分解せず取り外しまして、ほかの施設で処理される計画となっております。

ご質問のPCBにつきましては、自動車の部品には基本的には含まれておらず、保健所や事業者にもその点につきましては再度確認をいたしたところでございます。

5点目の本町今野屋跡地の活用法について、2点ご質問いただきました。

跡地利用の具体案についてお答えをいたします。

旧今野屋につきましては、築40年ほど経過し、相当老朽化が進み、地震発生等の際には大変に危険な建物となっている状況から、まずは早期解体が不可欠であると判断したところでございます。解体作業は既に終了し、アスファルト舗装など若干の工事が残っておりますが、今週中には整備がすべて完了する予定でございます。

こういった中、今月の23日には、地元商店街組合で構成する本町通まちづくり研究会が中心となり、当地でクリスマスイベントの開催をすることとなっており、年末年始にもさまざまなイベントが企画されているところでございます。今後は、地元や市主催によるイベントを定期的開催するなど、商店街活性化のステーションとなるような利活用を進め、周辺住民や観光客など多くの人々の流れを引き寄せ、本市中心部のにぎわいを取り戻すきっかけとしてまいりたいと考えておるところであります。

旧徳陽シティ銀行の活用あるいは取り壊しというご質問に対してお答えをいたします。

当該施設の当面の活用方策といたしましては、旧今野屋跡地でイベント等を開催する際のトイレや電源供給等バックアップ施設として利用する方法が考えられております。本町地区の活性化を推進する上でこの地区は大変重要な位置を占めていると認識をいたしておりますので、今野屋跡地のさまざまな活用とあわせ、旧徳陽シティ銀行の今後の活用のあり方につきましては市民の皆様のご意見を拝聴しながら検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

交通事業健全化策定委員会の進捗につきまして、2点のご質問をいただきました。

初めに、浦戸交通事業経営健全化策定委員会における数値目標についてお答えをいたします。

交通事業は大変に厳しい状況に直面しており、より一層の効率的な事業経営が喫緊の課題となっております。この課題解決を図るべく、本年5月、交通事業の健全化を推進する具体的な方策などを検討する庁内組織といたしまして交通事業経営健全化計画策定委員会を設置し、その具体的な方策について検討を始めたところであります。今回の計画策定に当たりましては、浦戸各地区において住民懇談会を開催するとともに、漁協、学校、郵便局の皆様方との積極的な意見交換でありますとか、あるいは朝の便の利用者アンケート調査などを実施し、ご意見を賜ったところであります。これらを踏まえながら、浦戸地区住民の生活の足を確保できる交通事業経営健全化計画を策定してまいります。現在、経営健全化に向けた収支計画を策定中でございますが、一般会計からの繰入額の考え方などにつきましては、その中で具体的な数値目標として設定してまいりたいというふうに考えております。

事業収入1億円以内での事業運営の考え方はあるのかという質問にお答えをさせていただきます。と思います。

これまで経費の縮減に努めてまいったところでありますが、新たな取り組みといたしまして、老朽化した浦戸丸の維持経費の削減案でありますとか、本年4月に既に一部実施をさせていただいております人員削減計画に加え、船舶運航体制のさらなる見直しなどを進めてまいりたい

というふうに考えおります。

いずれ本市の交通事業は離島住民の生活航路であり、いわば海の道路と言っても過言ではないと考えております。浦戸地区住民の生活を守るため、現行サービス水準の確保を基本としながら、交通事業の経営健全化になお一層努めてまいりたいと考えているところであります。

市立病院の今後の方向性について、2点ご質問いただきました。

初めに、市立病院の診療科の専門化についてお答えをさせていただきます。

これまで市立病院では、消化器内科や消化器外科を中心に、小児科や泌尿器科などを設置し総合的に市民の医療を担ってまいりました。しかし、常勤医師確保の困難さは医師の第1期の臨床研修制度が終了する平成18年度まで続くものと見込まれますが、その間、現行の診療科目を維持することは相当に困難が予想されております。塩竈医療圏域内の医療機関との連携をなお緊密にしながら、診療科目でありますとか、病床数の見直しなどを進め、引き続き医療圏内唯一の公立病院としての役割を担ってまいりたいというふうに考えおるところであります。

また、総合医学についてのご質問でございますが、東洋医学と西洋医学のよい面を引き出すという総合医療の実践は、それを専門に行える医師が確保されなければならないという面がございますので、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

なお、予防医学につきましては、今までの取り組みや今後の課題解決に向け、なお一層促進のための努力をいたしてまいりたいと考えております。

次に、入札制度の改善対策につきまして、2点ご質問いただいております。

第1点目、落札率改善のための過去の方策と今後の対策についてお答えをいたします。

本市におきましては、これまでにさまざまな取り組みをいたしており、全体として落札率は近年低下傾向にございます。これまで、競争性をより高めるために平成10年度より一般競争入札を実施いたしました。あわせて競争の阻害要因でもあった完成保証人制度を廃止し、保証機関等による保証制度へと移行させていただいております。また、平成13年度からは、入札に関する透明性がより高まりますよう、年間の工事の発注見通しを年度当初に一括して公表させていただきますとともに、入札を行った経過及び結果につきましても閲覧による公表を行っております。平成16年度におきましては、指名競争入札における競争性をより高めるべく、入札参加者数をより確保できるような基準の見直しも行ったところであります。契約事務の執行に当たりましては、透明性を確保し、公正な競争がより促進されることが不可欠と考えておりますので、今後とも引き続き入札契約事務の改善に努め、落札率の低下につな

げてまいりたいと考えているところであります。

契約額が 500万円以上の随意契約の入札導入についてお答えをいたします。

契約は、競争によることが基本でございますので、随意契約につきましては、それが可能となる一定の要件を定めております地方自治法施行令第 167条の 2 の規定に基づきまして限定的に取り組んでいるところであります。本市では、具体的には、機械整備の納入業者に対しまして納入後の設備の保守点検業務を委託する場合がありますとか、電算化に当たり基本となるシステムを策定した業者にシステム変更業務を委託する場合など、契約の相手方を限定することにより経費の節減が期待されるような場合に限りまして、このような制度を採用いたしております。今後とも随意契約につきましては、随意契約の理由の客観性が保たれるかどうかについて十分に精査をした上で、こういった行為を行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

港奥部の津波・高潮・洪水対策につきまして、2点ご質問いただきました。

初めに、港奥部の津波・高潮対策についてお答えをいたします。

北浜造船所地域の対策及び本町、海岸通りのゼロメートル地区の対策でございますが、現在、宮城県が事業主体となり、港奥部の津波・高潮対策として継続的に防潮堤を整備いたしております。北浜緑地護岸につきましては、宮城県の土地買収の進捗率は今現在全体の 2 割程度となっております。平成21年度までにすべて完了する予定とお伺いいたしておりますが、本市では、宮城県に対し、買収済みの箇所から順次整備を進め、早急に具体的な津波対策の成果が発揮されますような取り組みを要請いたしているところでございます。また、マリゲートから千賀ノ浦緑地までの防潮堤につきましては、今年度から基本設計に入り、新町側河口の水門につきましてもこの事業の中で整備される予定となっております。海辺のにぎわい地区に隣接する場所でもあり、景観にふさわしい防潮堤になるように宮城県と協議を進めさせていただきたいと思っております。

また、津波被害を水際で防御する防潮堤の整備は、まさに地域住民の生命・財産を守る上で最優先すべき事業の一つと考えております。防潮堤の 1メートルが 1人のとうとい人命を守ると言っても過言ではないと考えております。このことにより、本町、海岸通りの海拔ゼロメートル地区に居住する方々の不安解消が大きく前進するものと期待をいたしているところであります。

最後に、小中学校の教科書の採択について、2点ご質問いただきました。

初めに、教科書の17年度採択までの手順と選定の基準についてお答えをいたします。

小中学校の教科書につきましては、国の検定を合格した各教科書会社の教科書から、県教育委員会に設置されております教科用図書選定審議会で示す採択基準に基づき、仙台教育事務所管内の13市町村で構成される採択協議会において、各市町村教育委員会の意見を聴取しつつ、専門的調査や研究を行いながら教科書の選定を進める手順となっております。選定の基準につきましては、一つは内容に関する事、また、組織と配列に関する事、さらには学習と指導に関する事、最後に表現と体裁に関する事の四つが大きな柱となっております。

次に、歴史教科書の選定基準は学習指導要領の準拠度かというご質問でございました。

学習指導要領への準拠の程度につきましては、文部科学省の教科書検定の段階で行われるものでございまして、13市町村では、構成される採択協議会にサンプルとして示される歴史教科書も含めたすべての教科書は学習指導要領に完全に準拠しているものであるというふうを受けとめさせていただいているところでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（香取嗣雄君） 志子田議員。

5番（志子田吉晃君） ご丁寧な答弁ありがとうございます。

それでは、第2回目の質問をさせていただきます。

答弁を聞いていて、なかなか頑張ってくれたなと思うところと、もう一度、もう一度確認しておきたい部分、私としては納得のいかない部分とか、もう少し詳しい説明が欲しいところもございまして、そこで何点が質問させていただきます。

まず、100円バスの件であります。ただいまの説明で幾つかの問題点がやはりあると思います。会派提言との違いがあり過ぎるのではないかなというのが実感です。ただ、市長の公約ですので、100円バスを実行したということでは公約を守っていただいたわけですから、合格点と言えば合格点なんでしょうけれども、もっと高い合格点を目指しているいろいろやっていただきたいなと思います。

それで、市長は、先ほどの答弁でアンケートや実態調査で課題を探すと先ほどご答弁いただきましたけれども、この「しおナビ 100円バス」の時刻表ですね。これを見て思ったんですけども、時刻表、北回りのところを見ているんですけども、ミスプリントがあるのではないかなと思って、ちょっと質問で聞きます。

この北回りの、1日北回り11本あるんですけども、3本目と4本目と5本目と6本目のと

ころを見ているんですけども、3本目の、例えば私のところだと塩釜体育館ゴルフ場と。そこで8時45分に北回りがあって、4本目は9時45分、5本目は10時45分、6本目は12時45分なんですけれども、4本目と5本目は日祝運休なんですよね。そうすると、8時45分に乗りおくれた人は、その次乗るのは12時45分と4時間あいています。これ、多分4番か5番、多分この5番のところが、土日祝運休と書いてあるんですけども、これは多分ミスプリントだと思っんですけども、4時間もあいている、そういうような時刻表は多分つくらないと思いますので、一応確認しておきたいと思います。

それから、小型化・経路ということで会派の方からはいろいろ意見を言っておりますけれども、中心市街地の活性化になる、この「しおナビ」のこれを見ますと、地図を見て、ドーナツのように回っているわけですね。そうすると、この塩竈市も市街もドーナツ化現象なっていますけれども、100円バスもドーナツ化しているんじゃないかなと。結局最初のいろんな研究会では八の字にループをするように市内中心地のところにへそを持ってくると。人間の体で言うと心臓部分が必要だと、そのような考えでいたのですが、どうもドーナツ化になっているので、また私のところを言いますと、体育館から本塩釜まで来るのに30分かかります。北回りで行っても30分、南回りで行っても30分です。歩いて来て20分です。下りだけですけれども。上りはもっとかかりますけれども。そのようにやはり、今のところは試行運転ということなので、6カ月間の中に、6カ月後から変えるということではなくて、課題はもう出ていると思うので、直してもらえるところからぜひ直していただきたいと思います。

それと、補助金、現行の1,000万円でやっていけるかどうかという心配もあるので、それは1年たったときにまたお願いしたいと思います。

それから、100円料金の区間の考え方ですけども、これもやはり市民にとっては安ければ安い方がいいかもしれませんが、2キロメートル以内が100円と。それ以上は、それ以上乗ったら200円でも安いのではないかなと。私の意見です。福岡市に行きまして、福岡市の場合ですと博多駅中心、それから天神駅中心、薬院中心という三つのところを100円バスの区間というのがありまして、全体がかぶさるところの循環バス区域も100円という形でやっています。塩竈に当てはめますと、塩釜駅中心の100円区間、それから、宮城交通の塩釜営業所中心の100円交通区間、それから、本塩釜駅を中心にした100円交通区間、それから、体育館を中心にした100円区間とやると売上収入は上がると思うし、それでも200円でも安いと思うので、ぜひその辺のところ、1回100円にしてしまうとなかなか難しいかもしれませんが、ぜひご検

討していただきたいと思います。それから、100円バスはほかの人も聞くので、その辺にいたします。

場外馬券場の件について聞きます。

毎回、市の当局側は「注意深く見守る」というご答弁です。それで、注意深く見守るだけでいいのかなという、そういう考えもございまして質問に取り上げさせていただきました。というのは、今東京の方では、そういう工事のプロカーという方が相当動いているそうです。塩竈でうわさになっておりますから。それで、大和町の競馬場の問題のときも同じようなことがありまして、実際に被害者が出ておりますので、本当にそれが進むのかなというのが、やはりうわさだけなんでないかなというのが確定していないというところが気がかりになるところで。それと、具体的に言えば、駐車場の予定地の土地の売買がまだ行われていないので、まだうわさの段階かなと、私はそのように認識しておりますが、その辺のところ、あやふやだと被害者が出るので、ぜひ市当局の方からもお言葉を願いたいと思います。

それから、廃蛍光管事業の取り扱いについて、これは、私は問題だと思えますよ。あくまで許可権は県にあるわけですから、例えば住民が反対なら反対という意見書を書いて、許可権は県にあるわけですから、県に預けて判断していただくべきだと思います。

それと、やはり法的根拠ってどこにあるのでしょうか。そういうことをとめられないと思います。

それから、住民がじゃあ 100%全員賛成でなければ通らないのかどうか。

それから、この事業は、廃蛍光管のガラスが出ますので、それを原料にして本町地区で計画案があるガラス工場の新しい産業のもとになるということで、ぜひやっていただきたい事業だと思っています。

それから、この今のような意見書を出さないということは、ひょっとすると地方自治法第2条の第6項違反で、第7項の無効に当たるのではないかと思いますけれども、市の顧問弁護士の方は何とおっしゃっているのでしょうか。

それから、民生資料の5ページでいただきました建築確認交付書後の対応の確認書を出しておいて建てるなというのは、やはりこれも違法行為ではないかと思いますけれども、その辺のところを裁判になったときにややこしくなると大変なので聞いているんです。その辺のところをぜひ確認していただきたいと思います。

それから、4番目、貞山地区の自動車リサイクル企業について、これは安全性ということで、

余りにも海のそばで近いものですから、波をかぶったときに松島湾が汚染されるというのが一番大変な問題だと思います。それで、海のすぐそばで湾内の汚染が心配されますが、その予定地の場所のところに、南西側というんでしょうか、道路側に、そこに県の方で防潮堤をつくるための土地買収がされているようにお見受けしますけれども、そこにもし防潮堤ができるとなれば、ここのリサイクル企業は防潮堤の外側ということになりまして、波をかぶるというところにこういう工場をつくるのかという、これは大変な問題だと思います。もしそうであれば、ちょっと県の政策は余りにもおかしいのではないかと申し上げておきます。

それから、5番目の本町今野屋の件ですけれども、今そのハトが、前は今野屋さんにいたんですけれども、結局徳陽の方に移っちゃったんですよ。そういうことですから、そのままにしておくと、また再利用にするにしても、大変な排水工事の経費とかかかりますし、あるいはトイレを利用するにしても、階段も急ですし、トイレの数も少ないですから、やはりここは早目に、意見書、要望書言っているとおりに取り壊しをしていただきたいと思います。

それから、6番目、交通事業の件については、これもなかなか難しいことなんです、市長の公約ではシャトル便と循環線の組み合わせでサービスを改善すると。私もその方が安くつくんじゃないかなということいろいろ言っているんですけれども、やはりそのような考えを取り入れないと、なかなか予算は出てこないと思いますので、よろしくお願いします。

それから、市立病院は、私のほかにも聞く人がいっぱいいるので。ただ、これまでの答弁と変わらないということでしたら、まだほかの方も聞きますので、ただ、病床数の変更とか、医師不足は困難だから難しいとか言われるということになると、やはり今後の事業の方向性は専門特化的な療養型介護型に変わっていくのが本来ではないかなとは思っていますけれども、たとえ今までの答弁と違ったにしても、ここの市立病院事業を守る方がやはり大切なので、方向性が違って、いい方向性でしたら大いに結構なので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、入札制度。これは、先ほど具体的例で魚市場の機械警備ということで、それは機械を設置した業者に警備をさせるから随契なんだという説明ですけれども、コンピューターのことでしたら別なんですけれども、実際の夜間警備というのは、その警備の機械の業者の警備会社でなくてもできることなんです。そして、そういう事例は宮城県のいろんなところでいっぱいあると思います。というのは、機械警備をつくっているこの機械をつくる会社というのは、日本で二、三社しかないわけですから、それ以外の警備会社の方は全部ほかの会社の機械警備をやっているわけですよ。その辺からしまして、たしか 1,700万円だと思いましたがけれども、

そのような大きな随契ということはやはり対処してほしいと思います。

それから、港奥部の津波・高潮・洪水対策について、やはり早急にそこに防潮堤ができないと安心してられないということがあります。それで、できるまでの間、じゃあどうしたらいいんだろうかと。宮城沖地震はこの防潮堤が完成してから地震が起こるという保証はございません。そうすると、その間に津波が来た場合に、実際に北浜地区の人は大変なわけですから、とりあえず歩いて5分以内で避難できるような一時避難所というものを民間施設合わせて市の方から紹介なり明示をしてくれると助かると思います。よろしくお願いします。

それから、最後の採択基準について、専門的にはなかなか難しいというところで、教科書の採択協議会で決めると。そうすると、ここの仙台地区の教科書採択協議会の代表者たる協議会長はだれなのか、その件だけでもまず一つ。

それから、最後に、これだけ一つお聞きします。市長さんと教育長さんに、現在学校で使われている中学校の今の歴史教科書をお読みになったことがあるかどうか、それだけ、その件を最後に質問しまして、2回目の質問を終わらせていただきます。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 10項目につきまして再質問いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、100円バスの運行であります。ご理解いただきたいんですが、本市、今市内17平方キロくらいになります。そこにかかなりの密度で既に宮城交通がバス路線を就航させていただいております。そういった中で、運輸局から許可をいただくということを前提に、まずは現行のバス会社の路線を活用してという形でスタートさせたということについては理解をいただきたいと思っております。時刻表については後ほど担当よりご説明をさせていただきます。

それから、場外馬券売り場、毎回同じ答えであるということではありますが、これは、直接市がかかわるという部分がないわけでありまして。市が許可をするわけでもありませんし、市を經由で提出される書類もないわけでありまして、その辺については市が的確な状況を把握することがなかなか難しい状況にあるということをご理解いただきたいと思っております。

それから、廃蛍光管、再三意見を出さないということではご質問いただいているんですが、先ほど私も、意見を出さないということではなく、出すための経過だということをご説明させていただいたかと思っております。その間、決してこれは市の判断だけでこういうことをやっているわけではなくて、塩釜保健所にも再三協議をさせていただいております。塩釜保健所か

らも、やはりこういった施設の立地については地域住民とのコンセンサスが大変に必要であるというお話をいただきまして、そういった努力を重ねている途中であるということをお話でもご説明させていただきました。その中で、建築確認、なぜ塩竈市がという話でございましたが、これも正確にご理解いただきたいんですが、これは県の建住センターというところがあります。建築確認を代行する機関であります。そういったところが受理して許可を出したということでありまして、本市の建築課の方でこういった手続を行ったことではないということはお話でもご理解をいただきたいと思っております。

それから、4番目の自動車リサイクル施設の立地であります。海のそばで、湾内の汚染等心配ないかというお話であります。先ほど申し上げましたように、一つには、バッテリーとか、それからフロンガス、そういったものは確かに有害といえますが、人に若干影響があるものだと思います。そういったものについてはばらさないでそのままそういうものを処分する工場に運んで、そちらの方で処分するというご説明をさせていただきました。水をかぶっていいとは申しあげませんが、水をかぶった場合でも、そういった湾内の汚染ということについては最小限の対策が講ぜられるものと考えております。

なお、防潮堤で云々の話ございました。これらについては、正確に申し上げます。先ほど議員が後の方でもご質問いただきましたとおり、本来防潮堤というのは全部線でつながらないと効果を発揮できないということについては、これはご理解いただけたと思います。どこかに穴があいていても、そこから津波が入っていくわけでありまして、本来の目的からするとすべてが連ならないと効果が上がらない。ただし、この港の場合には、そのために昭和三十六、七年から嘗々とチリ地震津波対策を進めてこられております防潮堤が全く効果を発揮しないということになりかねないわけでありまして。なおかつ、港橋で分断される地域でありますので、そういった不安解消を一刻も早くということで、暫定的にそういう道路側に暫定の防潮堤をつくって、周辺の地区住民の方々だけは少なくとも守ると。港の方で作業をしているの方々には、そういった2階とかに逃げ込んでいただいて、一時的に津波の被害をやり過ごしていただくということで、大変苦しいお願いではあったんですが、多くの市民の方々を守ることによってこういう取り組みをいただいていることをご理解いただきたいと思っております。

本町今野屋跡地、旧徳陽につきましても、今野屋解体後、壁が大変汚いとか、私の方にも再三苦情が寄せられております。私も朝晩現地を見ておりまして、心を痛めておりますが、先ほど申し上げましたように、しからば今野屋跡地を活用してイベント等開催した場合のトイレ、

水、電気はどうするかというようなことについても大変大きな課題となるわけであります。当面バックアップ施設としてぜひ徳陽の建物を活用させていただきたいと思っております。

交通事業、待ったなしの状況であるという理解は私も一緒であります。ことしも正職員から嘱託員に乗組員を1名切りかえさせていただきましたし、こういった取り組みをなお強めてまいりたいと考えておりますし、その他のことにつきましても積極的な取り組みをさせていただきたいと思っております。

それから、市立病院であります。言葉が足らなかったかと思っております。決して療養型、介護型に移行するという意味でご説明申し上げたわけではなくて、市立病院、おかげで高度な医療知識をお持ちの東北大学から派遣していただいております医師の方々、多数おられます。こういった方々にこの塩釜医療圏のリーダーシップをとっていただきながら、そういった技術力を最大限に活用する形で、安心して市立病院に市内の患者さんが通っていただけるような関係をつくってまいりたいと。ただ、残念ながら内科医師がどんどん減っていております。そういったことにつきましては、私と院長が今後積極的な医師確保対策に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

随契につきましては、担当部長よりご説明させていただきます。

避難所、先ほど申し上げましたように、すべての防潮堤が線をつながらない限り効果を発揮しないということについては申し上げたとおりであります。一日も早くそういった状況が創生されますことと、今地域に住んでおられる方々については、その臨時的避難所的なものも考えてまいりたいと思っております。先日も、例えば港の後ろにあるパチンコ屋さんでありますとか、ビルのオーナーをお願いいたしまして、2階を緊急の避難所としてご提供いただくような協定も結んだところであります。

それから、10番目につきましては教育長から答弁させますが、歴史教科書につきましては、私も読んでおりません。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 棟形市民生活部長。

市民生活部長（棟形 均君） 私の方から、時間の関係についてのご質問がありましたので、お答えをしたいというふうに思います。そうですね。ブルーのやつですね。

基本的には、このコースを設定する際、あるいは時間を設定する際に、担当部といたしましてはいろいろ委員さんの方からもいろんな情報をいただきまして参考にしている経過もあります。ただ、いろいろ経過ありまして、現循環バスのルートをまず基本にしたいということが一

つございました。それから、当然新たな路線につきましては既存ルートと重複するという部分もありましたので、こういったものと極力競合しないようなことを考えますと……（「ミスプリントでなくて」の声あり）ミスではございません。よろしくお願いします。

議長（香取嗣雄君） 小倉教育委員会教育長。

教育長（小倉和憲君） それでは、今年度の仙台教育事務所管内の教科図書選定協議会の会長ですけれども、多賀城市の教育長でございます。

それから、現在使用している中学校の社会科の教科書の歴史分野の教科書について、私は、旧教育事務所時代の所長として当時展示会に行き見ております。以上です。

議長（香取嗣雄君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 随契についてでございますが、電算については5年契約でやっております。議員もご理解のとおり、なかなかシステム変更につきましてはどうしても随契でやざるを得ない部分があります。それから、機械設備ですが、これはパテントの関係でございます。ただ、残念ながら内部的にそれをチェックするあれはありませんので、やはり第三者機関にその業者から提案されたものについて毎年チェックするとか、そういった形で、できれば競争を高めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（香取嗣雄君） 志子田議員。

5番（志子田吉晃君） ありがとうございます。あと時間少々です。1問だけ。

やはり、しつこいようですけれども、4時間も、8時45分の次、12時45分。そういうバスを、これで利用客数をふやすという考え方が出てこないと思うんですね。これは、やはりこの5番のところの5ルートはぜひ日曜日は休みにしないで、早速今月からでも修正してやっていただきたいと強く要望します。お願いします。

議長（香取嗣雄君） 9番浅野敏江君。（拍手）

9番（浅野敏江君） 12月定例会におきまして、公明党会派を代表して質問させていただきます浅野敏江です。

質問に入る前に、10月23日に発生しました新潟県中越地震において亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、厳しい冬を迎えられている被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。市長初め当局の誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、学校の総合学習についてお尋ねいたします。

今日の社会では、自然に触れ体験する機会が奪われる一方、人間同士の触れ合いの機会も減少し、引きこもりなどに見られるように人間関係が希薄化する現象などが起きています。引きこもりの総数は100万人に上る可能性があるとも言われ、今や引きこもり問題も無視できない状況にあると認識しております。また、社会が豊かになるにつれ、核家族化、少子化が進み、地域のかかわりもますます希薄になってきました。このような観点から、今こそ学校初め家庭、地域の教育力を再生するとともに、子供たちが地域の人との交流や自然との触れ合いの中で人間性を養うためにも、総合学習がより大切になるとと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

総合学習の目的は、子供たちがみずから考える力を養い、生きる力を生むことにありと聞いております。そのためのカリキュラムの中には自然体験学習や職業体験学習などが挙げられておりますが、その内容は地域にゆだねられており、一概に言えないとのこと。本市における総合学習の目的と取り組みを教えてくださいたいと思います。また、福祉に関する学習の取り組みについて教えてください。

日本は今急速な高齢社会を迎えようとしています。2015年には65歳以上のお年寄りが3,300万人に達し、人口の3割近くになると言われております。しかし、その一方、先ほども述べましたが、核家族がますますふえ、一つの家庭の中には親と子供たちだけで暮らして、お年寄りの姿が少なくなっているように思われます。また、1950年代は自宅で亡くなる人は8割だったそうですが、今は病院・各施設などで亡くなるのが大半ということで、自宅で亡くなる人は2割にも満たないそうです。子供たちは、老い、病む、死ということの重大さが身近な問題として実感しにくい状態にあるのではないのでしょうか。子供たちが高齢者に対し関心と理解を深めるためにも、地域のお年寄りと触れ合う機会が多くあったり、また、近隣の老人施設との交流を図ることが大切と思われれます。中学生を対象に介護保険制度のわかりやすい学習も大事な要素と思われれます。また、老人との触れ合いだけでなく、肢体不自由児施設の子供たちや養護学校の子供たちとも定期的に交流を図ってはいかがでしょうか。小倉教育長のお考えをお聞かせください。

次に、同じく総合学習の一環としてですが、ぜひ取り入れていただきたい事業として、中学生を対象とした「中学生のためのホームヘルパー養成講座」があります。これは、全国でも珍しい取り組みで、長崎県大村市でことしの夏休みに中学生を対象に実施したものです。大村市

の高齢者保健福祉計画に基づいた事業で、市内6中学から各校5人ずつ選出された生徒計30名に作業療法士、医師、大学教授らが計50時間の講習を受講したほか、おむつ交換、ベッドメイキング、入浴介助など高齢者と触れ合う2日間の実習を体験させ、終了時にホームヘルパー3級の資格が得られるというものです。もとより資格を得ることを目的としたものではありません。若年齢者に対する高齢者福祉の認識の高揚と将来の高齢者社会にとって貴重な人材を養育することにあります。今やニートと呼ばれ求職活動もさず就学もしていない若者も48万人とも52万人とも言われるような大きな社会問題になっています。本市においても、自分が何をしたいのか、何になりたいのかも見つけられないで苦しんでいる青年は少なくないと思います。さまざまな可能性を持っている10代前半の子供たちに職業体験学習の一環としてもぜひ「ホームヘルパー養成講座」の開催をお考えいただきたいと思いますが、市長の見解をお聞かせください。

なお、ホームヘルパー3級とは、在宅で暮らす介護の必要な高齢者や障害者の家を訪問し、調理、洗濯、掃除の家事援助や介護にかかわる相談を受けたり、行政機関との連絡調整の役割を担う仕事で、あらかじめ指定された研究機関において必要なカリキュラムを終了した場合のみが与えられているものです。講座は市から委託を受けた社会福祉協議会が行い、講習料は無料です。ベッドメイキングや初めての入浴介助を通して高齢者と触れ合うことを体験した子供たちは、入浴介助は手間取ったが、高齢者の方にありがとうと言われうれしかった。講義の内容が難しく、家でも勉強して、充実した夏休みが送れた。将来はホームヘルパーになりたいなどの喜びの声が続々と寄せられているとのこと。

小倉教育長は、本市の教育目標を次のように述べられております。「健康で豊かな人間性の育成。21世紀を主体的に生きる人間形成。ともに学び、ともに歩む、市民が輝くまちづくり」と。まさにこの目標達成のためにも、今さまざまな知恵を出し合って模索していく必要があると思いますが、教育長のお考えをお聞かせください。

次に、高額療養費の窓口払いについてお尋ねいたします。

さきの衆院予算委員会で公明党の井上義久政調会長が質問した中に、高額療養費の窓口支払いが自己負担分だけで済むように制度の見直しを図るよう求めたことに対し、小泉首相から、「ご指摘のとおり3割負担でもかなりの額に達する。どういう改善措置が可能か今後検討していきたい」との前向きな答弁がありました。

そこでお尋ねします。市長は、この高額療養費の窓口払い制度のあり方をどのようにお考え

でしょうか、お聞かせください。また、高額療養費の支払いについては、これまで市民の皆さんから相談されたことはおありでしょうか。また、その対策などはどのようにされてきたのでしょうか。

高額療養費は、ご案内のように市民健康保険の場合、医療費総額のうち3割を一部負担して医療機関に払いますが、その一部が高額で自己負担限度額を超えた場合、その超えた分を申請に基づき本人に支給される制度です。自己負担限度額は、高額所得者を除き、一般世帯で7万2,300円、住民税非課税世帯で3万5,400円とお聞きしました。限度額を超えた分は約2カ月から3カ月で戻ってきますが、問題は、一たん高額な医療費を払わなくてはならないことです。先日市民の方からご相談がありました。「外科の手術のため入院しているが、1カ月の請求額が30万円と言われ、とても払い切れません。何とかならないでしょうか」。私は、保険年金課に伺いご相談しましたところ、貸付制度があると教えられ、相談者のご家族の方が手続きをして、約19万円借りられました。しかし、残りの11万円は親戚の家を1軒1軒回って、やっと借りて支払ったそうです。しかし、中には、やむなくサラ金などから借り、その後の人生を大きく狂わせてしまった方も少なくないのではないのでしょうか。貸付制度を利用しても払い切れない状況は、市民にとって大変な負担です。そこで、高額療養費の受領委任払制度の創設のお考えはないのでしょうか。受領委任払制度の導入につきましては、過去に会派の吉田議員からも質問された経過がございますが、2006年度には制度全体の抜本的改革が行われようとしているこの時期に、改めまして質問させていただきます。

この制度は、宮城県において現在仙台市が行われている制度ですが、中身を申し上げますと、受領委任払受託医療機関と市と病院が契約を結び、自己負担限度額を超えた分を診療報酬に基づいて市が直接医療機関に支払う制度です。このことにより患者は限度額分だけ病院に支払えばよいので、大変喜ばれているとのことでございます。また、市も、本人に戻す分は病院に支払うだけなので、職員の事務も煩雑ではないということです。残念ながら、現在仙台市で登録されている受託医療機関の中には本市を含めこの2市3町の医療機関はありませんでした。しかし、本市においてこの受領委任払制度を導入すれば、予期せぬけがや突然の家族の病気で多額の経済的負担を強いられることになった市民の皆様がどれほど救われるかしれません。市長の見解をお聞かせください。

最後に、道路の環境整備についてお尋ねいたします。

初めに、国道45号線花立地区の照明についてです。

下馬交差点からNTTまでの区間は約400メートルありますが、その間、照明灯がなく、大変暗く、これまでも何度か要望されてきたところではありますが、最近も市民の皆様より、どうかかならないのかと強くお声が寄せられております。確かにこの区間はわずかに蛍光灯が1灯あるだけで、車が通らなければ真っ暗な状態です。夜、多賀城方面から車で走行してきて、下馬の交差点を過ぎますと突然視野が暗くなるのを経験されたドライバーは多いと思います。この道路は多賀城方面より緩やかな下り坂になっており、対向車のライトがまぶしく、横断する歩行者を見つけにくく、大変危険です。また、中学生、高校生の子供たちの遅い下校時や部活の帰り、塾の行き帰りなど、防犯上も大変心配だとも市民の方より訴えられております。ぜひ1日も早く市民の安全を図っていただきたいと思っております。

次に、同じ国道45号線ですが、昨年12月の定例会にも質問させていただいた新浜町入り口付近の交通安全対策についてであります。

この交差点には杉の入小学校、第二中学校の子供たちの通学路として歩道橋が設置されています。そのためこの交差点には歩行者専用信号機と横断歩道はありません。1日約2万7,000台以上の車両が通行するにもかかわらず、相変わらず歩道橋を利用せず、危険を省みず国道を横断する人は後を絶ちません。先日、交差点近くで、午後4時ごろ、20分ほど立って見ておりましたが、その間3人の方が左右を見ながら小走りで横断していきました。歩道橋が設置された昭和40年代当時とは状況も変わり、地域の高齢化も進み、歩道橋の階段の上りおりは身体的にも大変だと訴える方もふえてまいりました。また、近年急速にふえた大型スーパーと量販店などにより、地域の住民の行動にも変化が生じております。そのような状況の中で、ことし6月、町内の高齢者の方が事故に遭い亡くなるという悲惨な出来事がありました。子供たちの通学路としての歩道橋はこのまま残していただいて、生活圏の安全を確保するために、ぜひ交差点を挟んで歩道橋設置場所の反対側に歩行者専用信号機と横断歩道を設置してほしいと地域からも強く要望されております。市民の安全安心を確保するためにも、ぜひ早急な対策を図られますようお願いいたしまして1回目の質問を終わらせていただきます。ご清聴大変にありがとうございました。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） ただいま浅野議員からご質問いただきました内容につきまして、ご答弁をさせていただきます。

初めに、学校総合学習について、市長は総合学習の目的をどう考えるかというようなご質問

でございました。

当然のことながら、学校教育の中ではカバーできない情操あるいは徳育教育と、そういったものが総合学習によりまして、より質の高いものに向上していくのではないかというふうに考えているところであります。

具体的な事例を出させていただいて恐縮ではありますが、実は、ことしの敬老お祝い金、お祝いの制度であります。かつては出席者の方々にだけ敬老あめをお配りするということでありましたが、今年からすべてのお年寄りの方々に祝いをしようということで、議員のご提案もありまして、タオルをお配りすると。ただそのタオルをそれぞれのお年寄りにお配りするのではなくて、小学生の方々にメッセージを書いていただくということを総合学習の中で取り組まれた学校があったそうであります。それで、ある老健施設に私も生徒さん三、四人と一緒に邪魔いたしました。直接タオルを手渡していただきました。やはり老健施設ということもあり、大きな声を上げるお年寄りの方々もおられまして、瞬間的には子供さんたち大変びっくりしまして、もう体が固まったのを私も記憶いたしておりますが、ただ、そのタオルをお渡しになられて、お年寄りの方と握手させていただきながら、非常に表情が和みまして、うちに帰ってから、きょうこういうことを体験できたということをお父さん、お母さんと大きな話題にさせていただいて、大変喜んでいただいたというようなお話を聞かせていただきましたが、やはりそういうふうに小学生、中学生であっても、やはりこの地域の一員なんだというようなことを一つ一つ実感していただくようなことが総合学習の一番大きな柱なのかなというふうに私は考えております。また、この辺につきまして、教育長、見解の相違がございましたら、後ほど教育長からもご答弁をさせていただきたいと思っております。

それから、福祉教育の考え方については、教育長から後ほどご説明させていただきますが、基本の部分につきましてであります。やはりこの地域の福祉教育は、少子高齢化、あるいはノーマライゼーション等の時代の潮流の中で、大変に重要な教育課題の一つではないかというふうに私も考えております。現在、市内の各小中学校におきましても、それぞれ工夫を凝らした福祉教育の取り組みを展開させていただいているところでありますので、後ほど教育長の方からそういった事例も踏まえてご説明をさせていただきたいと思っております。

私の方からは「中学生のためのホームヘルパー養成講座」開催につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

「中学生のためのホームヘルパー養成講座」開催につきましては、高齢化社会を迎え、高齢

者の在宅福祉の向上でありますとか充実を図る観点からは、質の高いホームヘルパーの養成は今後ますます地域の重要な課題になってくるものと考えております。特に、中学在学中の生徒におきましてホームヘルパー3級資格を取得するため養成講座を開設するという取り組みについては、既に全国で数カ所実施されているというふうなことについてもお聞きいたしております。本市におきましては、後ほど教育長が述べますように、各学校におきまして、社会科や総合学習的な時間を活用しまして、それぞれの工夫を凝らした福祉学習活動を展開させていただいております。また、学校教育全般では、各教科学習を初め道徳教育、保健教育、さらには国際理解教育、情報教育、郷土学習あるいは進路指導なども含め、それぞれの学校で特色のある取り組みを行っているところであります。このような状況を踏まえますと、ホームヘルパー養成講座の開設につきましては、授業時間の制約があり、現段階ではまだ実施するというところまでは立ち至っておりませんが、今後先進地の事例等を十分に調査研究させていただきながら検討を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

それから、次の福祉行政につきまして、高額医療費の窓口払いについてお答えをさせていただきます。

高額医療費につきましては、国の現行制度では、所得区分などによって定められました一定の限度額以内で患者の方が負担することとなっておりますが、医療機関の窓口では一たん限度額を超えた分も含め自己負担の全額を払わなくてはならない仕組みとなっております。本市では、このような国の制度に基づく窓口支払いの患者さんの負担をできるだけ軽減するための対策といたしまして、国保加入者を対象に高額医療費の貸付制度を設けさせていただいております。これは、高額療養費支給見込み額の8割を限度に無利子の資金を市が用意いたしまして、窓口支払いに充てていただくこととさせていただきます。なお、これらの資金につきましては、後日高額療養費の受給金をもって市に納めていただくこととなっております。

具体的な事例をご説明させていただきますと、国保の一般所帯で例えば1カ月に100万円の医療費がかかった場合、現行制度では一たん自己負担3割の30万円を窓口で支払っていただくこととなります。後日、大体議員もおっしゃられましたように3ないし4カ月後になるかと思っておりますが、限度額8万円を差し引いた約22万円が高額療養費として払い戻されることとなります。その際、本市の貸付制度を利用させていただきますと、窓口で支払うためにみずから御用意いただく資金は12万4,000円となり、一定程度 一定程度ではありますが、高額療養費の支払い負担の軽減につながっているものと考えております。今後も当該貸付制度の活用

につかまして一層市民の皆様方にPRをさせていただきたいと考えております。

なお、高額療養費制度につかましては、議員の方からもお話しいただきましたとおり、国会におきましても現行制度の問題について議論がなされ、国として一定の改善の方向性について回答をしているようでございますので、先ほど議員の方からご指摘いただきました委任払制度も引っくるめまして、これらの今後の動向を見きわめながら、本市におきましても、さまざまな機会をとらえ、本人負担軽減の要望活動あるいはそういった施策の展開を行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、道路の環境整備ということで、国道45号で2点ご質問いただきました。

1点目、国道45号花立地区の照明についてお答えをさせていただきます。

ご指摘の地区につかましては、通学児童数も大変に多い中にありながら、周辺と比較しまして暗い状況にあると憂慮をいたしているところであります。当該区間の道路照明の設置につかましては、これまでも何度か国道45号を管理する仙台東国道維持出張所に働きかけを行ってまいりましたが、今後は本市といたしましても防犯灯の設置などにつかまして道路管理者と十分に協議し、市の役割も見詰めながら、不安解消に一層努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、国道45号線新浜入り口付近の交通安全対策についてお答えをさせていただきます。

国道45号線杉の入交差点は通行車両が年々増加の一途をたどっておりまして、平成11年11月に実施いたしました交通量調査では1日約1万8,000台、平成14年12月の調査では1万9,350台と年々ふえ続けており、新浜町入り口付近の歩行者安全対策が急務となっております。先日開催されました北部地区の町内会連絡協議会懇談会では、地元町内会会長さんから横断歩道の設置の要望が出されました。また、近々中に国や警察署に対しまして地元町内会長連名で要望書を提出するというにつかまして、担当よりも報告を受けておるところであります。このような当該地区の現状を踏まえ、北部地区の懇談会終了後、所管部に対し地元町内会と一緒に国に積極的な対応を行うよう指示を行っております。国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所が早速現地調査を行っていると聞いております。本市といたしましては、関係機関に対し、地域や市民の皆様方の声をお伝えしながら、国、公安委員会を含む警察あるいは市の三者で協議を進め、要望の早期実現が図られますよう積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

また、事故のない明るいまちづくりを進めるに当たりましては、運転者、歩行者、市民一人

一人の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践が何よりも肝要であると考えております。今後とも関係団体と連携を図りながら、交通安全対策に向けた啓蒙運動等につきましても、なお一層積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

私の方からは以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（香取嗣雄君） 小倉教育長。

教育長（小倉和憲君） それでは、まず総合学習のねらいと状況についてご説明いたします。

まずねらいですけれども、これは、子供たちがみずから課題を見つけ、それによってみずから解決する。その中で表現力とか解決能力を養うものであります。

この中で、そういうこと、解決能力を味わいながら子供たちなりに充実感、満足感を味わっていく。そしてさらに学習の楽しさを味わうということになっております。先ほど市長が話したとおりでございます。

と同時に、また、本市ではどういうふうになっているかと。小学校3年生以上。大体学年によって時数が違いますけれども、年間135時間程度各学校で実施しております。これの内容ですけれども、小学校3年のときは学校周辺からなりますけれども、それが発達するにつれて学校周辺から塩竈市、県、全国、世界へという課題で子供たちはそういうところで課題を見つけながら学習していく傾向があります。その中で、やはり英語、伝統芸能、調査活動をしながら、環境教育とか、福祉教育とか、そういうことも体験しております。学校の現状に応じてそれぞれ特色ある取り組みを実施しておるわけでございますけれども、これは、先ほどもお話ししましたように、子供たちの生きる力に密接に関係するものでありますので、非常に大切なものであるというふうに考えております。今後より一層充実させていきたいと思っております。

それから、養護学校との定期的な交流はあるのかと。

塩竈から見ますと、養護学校というのは一番近いのは利府養護学校、あと、仙台市の盲聾養護学校、工業養護学校あるわけですがけれども、現在は定期的にとということではやっておりません。

その中で福祉教育ということですがけれども、塩竈市の福祉教育の実情ですがけれども、例えば第二中学校においては、県の福祉協議会からの指定を受けまして福祉教育ボランティア学習推進協力事業ということで、今ことしで3年目を迎えております。その中で、学校内外においてさまざまな福祉活動の取り組みを行っております。主な取り組みの内容ですがけれども、特別養護老人ホームや介護老人保健施設を訪問し、入所されている方のお世話や洗濯物の後始末とか、

そういうことなどを体験し、福祉施設の体験学習の実施をしております。それから、先日は、新潟中越地震で被災された方々に対する義援金の募金活動も行っております。また、文化祭、合唱コンクールへ高齢者の方々を招待したり、文化祭に福祉のコーナーを開設しております。それから、地域の清掃奉仕活動、特に市民清掃のときにやっております、私のところにもその地区の方々から塩竈二中の子供が私たちよりも早く起きて清掃して、起きて行ったらもうする場所がなくなっていたというようなお話も聞いておりますけれども、そういうふうにご子供たちが頑張っております。それから、福祉講演会の実施もしております。

その他、また塩竈市独自ですけれども、塩竈市の社会福祉協議会でボランティア活動普及事業を実施しております、各学校の指定を受けております。例えば平成16年度は杉の入小学校と第一中学校が2校が協力校の指定を受けまして、杉の入小学校では、4年生ではバリアフリーの体験とか、それから5年生が施設訪問、第一中学校では車いすを寄贈するためのアルミ缶集めの活動や福祉活動体験などを実施しております。

その他の小中学校におきましても、やはり体験学習、介護体験学習や乳幼児の育児体験学習、あるいは目隠し歩行や車いすで行動する体験学習を初め、教育活動のさまざまな場面で福祉教育を実施しております。

それから、今後も我々としても、ともに生きる福祉の心を育てるため、地域の方々、それから福祉関係機関との連携を強化して、体験活動や交流活動を積極的に展開していきたいと考えております。

それから、中学生のホームヘルパーの養成講座、先ほど市長が話したとおりなんですけれども、なお本市では、これは中学生や高校生を対象に介護体験授業や育児体験の授業を行っております。市内の中学生19人を筆頭に、高校生を含め48人の皆さんが参加しており、このような生徒みずからの積極的・自主的な活動について支援してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

9番（浅野敏江君） ご丁寧なご回答、大変ありがとうございました。

今、市長と、教育長からもご答弁いただきましたが、本当に幼児虐待、それから老人虐待とか、差別によるいじめなどという、そういった社会的な問題が多数全国でも発生しております、そのすべての解決を学校に求めるものではありませんが、本当にこの福祉教育の目的の中に、すべての人を個人として尊重し、助け、ともに生きる人間の育成、このことが今子供たち

にとって大変重要な要素であると思いますので、今の教育長のご答弁にもありましたように、塩竈でもたくさんこの福祉教育に力を入れていらっしゃる事がよくわからせていただきましたので、今後ともこのような教育をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

先ほどの市長のご答弁にもありました。今私も2回目の質問の中に用意していたんですけども、子供たちがお手紙を書いたタオルをプレゼントした。実は、私事ですが、うちの母のところにもそのタオルをいただきまして、けさも母とその字を見てきまして、ちょっと涙ぐんだところもあったんですけども、本当にそのような年寄りが子供さんの、見ず知らずの子供さんからもそのような声をかけていただいて、健康で長生きしてねという声があり、また、そのことがうれしいと言って子供さんの方にありがとうという思いが子供さんにつながっていくところでお互いの目に見えない交流があつて、そしてお年寄りに対するいたわりというものが子供の中に芽生えていくのではないかなと思います。これが本当は本来であれば家庭の中でしてこななければならないことではありますが、本当にさまざまな、今シングルでお子様を育てていらっしゃる方とか、さまざまな社会的な状況もありまして、家庭が今大変不安定を抱えていることも事実であります。その部分を教育の中に求めていくというのも、母親の立場としては大変心苦しいところもあるんですが、やはり社会全体、将来を見据えまして、そういった総合的な教育というものは大変重要と思います。

今ゆとり教育ということで、また、授業の日数というか、時間が減った分、親御さんとしては子供の成績も気になるところでありまして、さまざまな学力低下に対する批判も出てきているとは思いますが、その両方を兼ね備えていくというのはなかなか厳しい状況ですけども、やはり心の問題とか、そのようなお互いを思いやるというのが、人間としてこれから生きていく上で一番の基本だと思いますので、その点をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

あと、ホームヘルパーの養成講座ですけども、実はこれは新聞で私知りまして、早速この長崎県の大村市にお手紙を書かせていただいて資料をお願いしたところ、快く送っていただいた経過があります。その大村市の福祉課の課長さんによりますと、医療・福祉の連携も大事ですが、これからは教育と介護との連携が大事だとおっしゃってありました。本市におきまして、これらの介護予防を推進していく上で、将来の福祉の貴重な人材の育成にもつながることだと思いますので、ぜひ来年、再来年という問題ではありませんが、これを契機にさまざまな取り組みにチャレンジしていただければと思います。

本当に早い時期での福祉教育というのが、先ほど教育長からもお話ありましたように、介護の施設の方に行って、普段見慣れていないおじいちゃん、おばあちゃんが寝た切りの状況だったり、あと、それこそ声を出したり、見慣れない姿を目の当たりにして、子供たちは大変緊張したり萎縮する部分はあると思います。でも、今テレビとかゲームの中で大量の殺人の場面があったり、また、ゲームなんか、敵が殺されてしまうとすぐリセットをしてまた生き返ってきたりというような、そういったのをバーチャルで体験している子供たちの中には、やはり命のとうとさというものが、そして人間はいずれ老いて、そして病になって、また死んでいくんだということを、さまざまな機会をとらえて命の大切さというものを教えていくことが、やはり今子供たちが簡単に同級生を殺傷してしまったり、また、親を殺傷してしまったりという事件も本当に全国で起こっております。根っこはやはり命を大切にするとということにすべての原点があると思いますので、その点でも本市におきまして福祉教育の充実を図っていただきたいとお願いするものです。

また、高額医療の窓口払いが大変で、結局支払えなかったというケースもあると思うんです。例えば市立病院などにおいても、患者さんというか、家族の方が支払いができなくて、何年もそのまま医療費を滞っていて、最終的には自己破産とかそういった形で病院に支払うべき金額が入らなかったと、こういった部分もケースとしてはあるかと思うんですが、そういった損害といいますか、そういったものも結構大きいのではないかなと思うんです。それで、これまでそれに対しては病院側もどのような今まで対処されてきたのかもちょっとお伺いしたいと思います。

また、受領委任払制度というのは、既に仙台で実施されているわけなんですけれども、仙台から本市に引っ越しされてきた方は、逆にこの委任払制度がないことが信じられないと言っている方もいらっしゃいます。また、産婦人科では今出産祝い一時金の一部を前払いとして直接医療機関に振り込むこともできる制度もありますが、一般のけがとか病気でこういった制度が導入するためには何が必要なのか。また、仙台で登録している実績もありますので、各病院での協力体制もできるのかどうなのか、その辺も市長のお考えもまたお伺いしたいと思います。

それから、国道45号線の花立地区の照明灯、それから新浜の杉の入交差点の安全対策につきまして、早速市長の方からもご答弁ありましたけれども、動いていただきましてありがとうございます。本当に去年からずっとこの問題にかかわって来ました私としましては、我が家のすぐそばの交差点を通るたびに、子供たちがまた走って行ってるなとか、買い物客の奥さんが荷

物を持って今左右を見てこちらに渡ろうとしているなどすごく気になっていた状況の中で、残念ながら事故もあってしまった。やはり町内の方だけでなく、近辺に住んでいる各町内会長さんたちも皆さん心を痛めまして、何とかって、私の顔を見るたびに、まず国道の45号線の問題は早急にやらなければだめだよということで、私もずっと激励やら、叱咤激励を受けてまいりました。そういった点で、今後も本当に早急の対応をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで2回目の質問を終わらせていただきます。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 初めに、福祉教育につきまして、議員の方から見解をお示しいただきました。

ゆとり教育の問題、課題につきましては、昨今マスコミをにぎわしているところであります。本市として、まだこういった方向でということは残念ながら整理ができていないと思いますが、私どももこの塩竈ならではの教育といったようなものもあるのかなと思っておりますので、その辺につきましては教育長と十分調整を図らせていただきながら、本当に次代を担う子供さんたちが伸び伸びと健やかに明るく勉強できるような環境づくりになお一層努力を傾けてまいりたいと考えております。

それから、ホームヘルパー養成講座、確かに本市としてはまだスタートいたしておりません。ただ、実は私も非常に記憶に鮮明であります。夏休みに中高生を対象として保育所のミニ体験というものを行わせていただきました。1週間程度の短い期間でありましたが、市内の中学生の方々も五、六名たしかご応募いただいたかと思えます。私も保育所の方に足を運ばせていただきましたけれども、やはり何よりも保育所に通っておられますお子さんたちがそういった中学生に非常に慣れ親しんでおられる姿が本当に鮮明によみがえってきます。中学生にも、「どう、楽しい」と聞いたんですけれども、こういうことがあるというのを初めて体験できたということで大変喜んでおられましたし、たしか申込者数も定員を超えて申し込みがあったというふうに記憶をいたしておりますが、やはり小学生、中学生にもそういった機会をどんどん与えていくということが地域ぐるみで必要なのかなということを改めて認識をいたしたところであります。ホームヘルパーにつきましても、今現在どういうことができるが検討させていただきたいと思っております。

それから、高額医療、窓口で支払いができなかった事例については後ほど病院担当部長の方

からご説明をさせていただきます。

実は、私もこの委任払制度ということについては十分に了知いたしておりません。早速勉強させていただきながら、本市としてどういうことができるかを検討させていただきたいと思っております。

それから、国道45号杉の入交差点、本当にこれだけ大きな交差点で横断歩道がないということがむしろ珍しい交差点であったのかなと思っております。私どももその辺については大変うかつであったと思っております。早急に関係者と調整を図らせていただきながら、地域の方々が安心してご利用いただけるような道路体制にしていきたいと思います。

私の方からは以上でございます。

市長（佐藤 昭君） 小山田市立病院事務部長。

市立病院事務部長（小山田幸雄君） 医療の現場と申しますか、市立病院におきましては、そういった場合になっても医療のサービスだけはまずはさせていただくということにさせていただいております。

議長（香取嗣雄君） 浅野議員、わかった。もう一回。

市立病院事務部長（小山田幸雄君） まず医療の現場では、医療のサービスはさせていただきます、その後に、あとは本人負担は当然そこでお支払いいただきますが、その後高額療養費の方でカバーされるというふうにやっております。

議長（香取嗣雄君） 浅野議員。

9番（浅野敏江君） 病院の方では、ちょっと私もよくわからないんですけども、受け取れなかった金額についての損害ということはないのでしょうか。

議長（香取嗣雄君） 小山田市立病院事務部長。

市立病院事務部長（小山田幸雄君） 部分的にはそういう、いわば取り損ないといいますが、そういう部分はございます。

議長（香取嗣雄君） 暫時休憩いたします。

再開は3時といたします。

午後2時45分 休憩

午後3時00分 再開

副議長（菊地 進君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。20番伊勢由典君。（拍手）

20番（伊勢由典君） 日本共産党市議団を代表して、12月議会での一般質問を行います。

さきに新潟中越地震の被害に遭われた数多くの被災者の皆さんに、まずもってお見舞いを申し上げます。

質問の第1は、「海辺の賑わい地区」についてであります。

ここ数年の間に、利府町内に利府ジャスコ店が出店したり、国道45号線沿線にロード型複合商業施設が進出をしております。加えて平成17年10月の予定で利府町野中南地区にヨークベニマル店など大型店が進出しようとしております。宮城県がまとめた商品販売額の商業統計で、塩竈市は平成11年で696億円だったのが、平成14年532億円と164億円大幅に減少しました。一方で利府町は172億円の増加であります。近年、近隣の大規模店進出は、塩竈市の中心商店街や仲卸市場などにとって経営の悪化と空洞化に拍車をかけているものであります。こうした点で、塩竈市にとって中心地に残された唯一の土地、貨物ヤード跡地活用は、塩竈市活性化のかぎを握るものであることを多くの市民は感じ、期待していたのであります。

「海辺の賑わい地区」の土地区画整理事業は、総事業費約45億円、下水道整備として27億円の投資であり、食・住・商が混在する恒久的整備であります。だからこそ有識者や塩釜商工会議所や地元地権者、塩竈市も加わり同地区のランドデザインがつけられたのであります。一方、貨物ヤード全体の中で塩竈市が平成8年に多くの労を要して旧国鉄清算事業団から取得した1万8,887平米の土地、塩竈市土地開発公社所有であります。現在平成15年度、簿価、利息も含めて約23億円は、市民にとって貴重な財産であります。この土地を地元企業にとって利用する、地元企業の再生として利用する活用がなされるのかに関心が払われてきました。ところが、11月24日、産業建設協議会に対して驚くべき報告がされたのであります。

その内容は、海辺の賑わい地区まちづくり参加事業者公募として、市所有の土地利用とあわせて地区のまちづくりコーディネーターにも参加意欲がある事業者の公募をする。公募受付公表は11月4日、応募参加登録受付締め切り11月26日とわずか22日間の短期間で、事業者の提案書受付締め切りは12月10日だというものであります。募集要綱公表は塩竈市のホームページを通じてインターネットだけで、市の広報での募集掲載は12月号で、市民は初めて広報で知ることになったのであります。

しかも、塩竈市の募集要綱で、原則として塩竈市または塩竈市土地開発公社所有の事業用地について8,000平米以上の取得または賃借を前提に事業を行うまちづくり参加事業者を募集す

るとしており、登録資格者として市有地等事業用地 8,000平米以上を取得または賃借し施設を整備し事業運営できる企画力・技術力・経営能力を持つ民間企業とする。資格基準は、1、資本金1億円以上、2、設立経過5年以上、過去10年間、商業業務開発実績5万平米以上としており、当然地元企業にとってハードルが高く、最初から応募できない仕組みをわざわざ示したとしか考えざるを得ません。

公募は、議会、地元地権者、市民にとってはまさに寝耳に水であります。事態を知った中心商店街の商業者は、公募基準で最初から地元企業は排除された。市民の血税を使った土地開発公社の土地を大手企業に丸投げするだけだ。大手企業になったら、塩竈市は大手企業の要望を聞く立場になる。今回の公募は市の方針変更だ。公募は建設新聞で知っただけだ。すぐさま市の関係者に聞いたが、結局大手のディベロッパーの公募になるのではないかなど、市政に対する厳しい意見が党市議団に語られました。

以上の点を踏まえ、次の3点について質問いたします。

1点は、塩竈市土地開発公社に対して提案書受付締切日12月10日に提案してきた提案書、提案してきた企業と提案書の内容について伺います。

2点目は、地元企業の提案書提出があったのか。あれば、提案書の内容について伺います。

3点目は、応募資格登録者の資格と三つの資格基準を定めた理由について伺います。

日本共産党市議団は、11月12日、平成17年度政府要望書提出と各省交渉を高橋千鶴子党衆議院議員同席のもと行ってきました。国土交通省に対して、塩釜港は特定重要港であり、塩釜港航路、水深マイナス9メートルしゅんせつ事業を国直轄で進め、塩釜港の港湾機能を図ることとした要望書を提出しました。塩釜港区の特定重要港の名称変更は、平成13年に特定重要港昇格が位置づけられたものであります。それを受け、議会から塩釜港機能充実と施設整備が関係機関に要望されてきたところであります。

私は、交渉を通じて、市の強い働きかけと地元関係者の働きかけが一層必要だと感じてきました。質問は、地元港湾業界や塩竈市の強い願いである塩釜港航路の国直轄のしゅんせつ要望と、国県に一層強く働きかけていく上での市の対応と考えについて伺います。

あわせて厚生労働省に対しても緊急雇用創出特別基金の継続の要望を持ってまいってきました。国の回答は、平成16年度で終了する。来年度の雇用創出は地域提案型で、市町村と経済団体が協議して地域再生計画を決定した上で、上限2億円と、期限として3年間としているというものでした。そこで、二つの点について伺います。

1点は、国が来年度予定している雇用創出事業と市の今後の対応について伺います。

緊急雇用基金での活用に関する2点目の質問で、教員補助について質問いたします。

小学校の低学年で取り入れている教員補助制度は、実質的な少人数学級であり、一定の役割を果たしております。今日、児童の学力の低下が問題になる中で、父母や教師に大いに歓迎されております。小学校1年生の教員補助制度について、来年度も継続して進めようとしていくのか、市の考えについてお伺いいたします。

五番地再開発地区にあった旧今野屋は解体され、更地として土地空間が生まれております。一方で、旧徳陽シティ銀行が建物として残されております。この土地と建物の活用について、本町通まちづくり研究会、北浜沢乙線開通に伴う研究会、今野屋跡地土地利用研究部会、空き店舗対策部会から旧徳陽シティ銀行解体に関する要望書が10月1日付で香取嗣雄市議会議長に提出されております。党市議団は、12月8日、旧徳陽シティ銀行内部を市の協力を得て内部を見ましたが、当時の銀行の受付窓口、2階の部分、3階と建物の内部の構造は見た目ではしっかりとしておりました。4階は男子の単身者の和室が10室あり、屋上からの景観は塩釜港の港奥部や鹽竈神社、勝画楼、本町、西町、佐浦町など中心地が広々と見渡せました。

第1点目の今野屋解体後の更地については、先ほど質問があり、回答もございましたので、この点については外させていただきます。

そこで、2点目になるわけです。1点目になっていましたが、旧徳陽シティ銀行の建物跡地の活用について伺います。

先ほど今野屋跡地のイベントのバックアップとして活用していくと。そして、市民の声も聞いて検討していきたいとの回答でございました。そこで、一つは、徳陽シティ銀行のこうしたバックアップのための上下水道など、12月から先ほどの回答では地元商店街が活用するということになっておりましたので、こうした12月の町内のこうしたイベントについてどういう対応をされようとしているのか、その点についてまずはお聞きをします。

さらに、来年度のこうした上下水道の整備について、来年度の予算化としてどう検討されようとしているのかお伺いをいたします。

さらに、提案として、著名な塩竈の誇るべき俳句人としての佐藤鬼房先生や、絵画の杉村惇先生の作品など展示する場所として徳陽シティ銀行などのこうした建物、旧徳陽シティ銀行などについて活用すべきだと考えますが、こうした提案について市当局として現在どのような検討が行われているのかお聞きをいたします。

質問の4番目は、市民の健康管理と予防対策について3点伺います。

塩竈市の住民健康診査は、基本健康診査、胃の集団検診、子宮がん検診など八つの検査検診を行っております。市民の健康管理に対して重要な役割を果たしております。しかし、今までやっていない検診で対象になっていないのが前立腺のがん検診であります。県内10市の中で未実施は塩竈市、石巻市、気仙沼市であります。多賀城市は平成15年度から基本検診に前立腺がん検診を組み入れ検診し、検診をした市民は1,421名で、その中で114人が精密検査し、がんの発見が23名であるということをお聞きしました。七ヶ浜町は2002年受診者数で630人から、2003年度は860人と受診者数がふえております。そこで1点目は、前立腺がん検診について、市当局としてやる気があるのか、端的にお聞きをいたします。

乳幼児の虫歯について宮城県が発表した3歳児1人平均虫歯数は、平成13年度、全国の虫歯数での発表は1.45本、県平均は2.38本、塩竈市は2.50本で全国と県平均を上回っております。歯が生えそろった2歳児の歯科検診が大事になるわけでありまして。先ごろ開かれましたさきの決算特別委員会での委員長報告でも、乳幼児の2歳歯科検診は取り上げられました。質問の2点目は、2歳児歯科検診の実施についてどう考えているのかお伺いをいたします。

三つ目の質問は、骨粗鬆症であります。骨の弱くなる骨粗鬆症を食いとめるため、市民が健康に生活していくことは大切なものであります。数年前にも保健センターでも検査をしていた時期がありました。しかし、高齢者の骨粗鬆症対策も大切ですが、同時に思春期の時期に骨の成長を高める予防と検診などが大事であると考えます。そこで質問は、この骨粗鬆症対策で思春期の検診や予防対策について市当局の対応や課題についてお聞きをいたします。

ご静聴大変ありがとうございました。（拍手）

副議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 伊勢由典議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、「海辺の賑わい地区」に関するご質問でございました。

過日、「海辺の賑わい地区」にかかわる提案書受け付け並びに締め切りといったようなことを行ってまいりましたが、このことにつきましては、周知の方法、期間等につきましては、私どもも反省材料といたしております。今後なお十分な周知徹底が図られるよう努力を重ねてまいりたいと考えております。

そういった中で、本市の中心市街地活性化に向け、「海辺の賑わい地区」につきましては、現在本市活性化の最重要課題との認識に立ち、積極的にまちづくりを進めているところであり

ますが、今回当該地区のにぎわいを早急に創出することにより魅力的なまちづくりを進めるべく、経験、ノウハウを有している方々から実効性、実現性の高いにぎわい地区のまちづくりの提案をいただくため公募を実施したところでございます。

11月4日に市の公式ホームページで募集要綱を掲載させていただいてから、11月26日の参加登録申込受付の締め切りまでに三つの企業とグループなどで構成される3件、都合6件の参加申し込みがございました。提案書の締め切りといたしております12月10日までに、既に三つの企業と一つの企業グループ、都合4件の提案があり、その他につきましては、それぞれの都合と理解いたしておりますが、まだ提案書が提出されていない状況にあります。

このような理由で、現段階での特定の提案企業名は差し控えさせていただきますが、4案件の業種といたしましては、1件は大手不動産ディベロッパーであります。それから、大手総合小売業者あるいは大手建設会社、それから市内企業と大手建設会社との企業グループの都合4件でございます。

提案の概要でございますが、3企業からは、にぎわい商業ゾーンの核となる商業施設でありますとか、物販・飲食のテナント数を複数の店舗配置で構成する提案となっております。市内企業が代表となる企業グループからは、テントによる物販や飲食の区割店舗を配置する提案が提出されております。また、4件とも地元出店希望事業者の方々も参画できる中で塩竈の地域特性や食を生かしたにぎわいを醸し出すような事業組み立てとなっているところであります。

提案につきましては、当該地区にふさわしい内容かどうかにつきまして、基本的な事項につきまして一定程度整理させていただきました段階で議会や市民の皆様方にお知らせをしてみたいというふうに考えているところであります。

地元企業の提案書提出についてお答えをいたします。

地元企業からの提案書提出の状況であります。11月26日の参加登録申し込みの受付締め切りまでに2件の参加申し込みがございました。提案書につきましては、既に企業グループについては提出をいただいております。他の1件につきましては、提案期限を過ぎた現在でも未提出という状況になっております。

次に、応募参加登録者の三つの資格基準を定めた理由についてお答えをさせていただきます。

今回の公募では、参加に当たりまして三つの資格基準を設定させていただきました。具体的には、資本金1億円以上、設立から5年以上経過していること、5万平米以上の商業や業務系開発事業の実績があることを条件とさせていただきました。資格基準設定の理由でございます

が、この地区全体では7万5,000平米程度の面積があります。地区のまちづくりを提案いただくため、ある程度まとまった規模の開発やコーディネートの経験実績が必要であると判断し、5万平米以上の開発実績を基準として設定をさせていただいたところでもあります。また、この事業を長期的・安定的に地区のコーディネートを継続していただくという観点で、設立から一定程度のまちづくりのための期間が必要でありますことや、主体的にかかわっていただくためには経営的な安定性といったようなことも必要であるとの判断で、資本金に設立後の経過年数を加えさせていただいたところでもあります。今回、公平性や透明性のある最も有効な募集方法として公募での実施とさせていただいたところでもあります。

また、提案の選択に当たりましては、「海辺の賑わい地区」は本地活性化に極めて重要性の高い地区でありますので、十分な資質と責任を持った提案であることが強く求められるため、こういった一定の基準を設け取り組んでいるところでもあります。

次に、塩釜港航路につきましてご説明を申し上げます。

国会の方にまでご陳情いただいたことにつきましては、心より感謝を申し上げますところですが、初めに、塩釜港航路についてお答えをさせていただきます。

航路の確保は、塩釜港の機能維持にとって不可欠となっておりますが、残念ながら粘土質の土質やヘドロが航路に長年にわたり堆積し、年々水深が浅くなっている現状にあります。港湾計画上の航路は水深が9メートル、航路幅は160メートルから250メートルとなっておりますが、現状では水深が7メートル、航路幅が80メートルという箇所も存在をいたしております。平成8年には塩釜海上保安部から航路が最大2.5メートル浅くなっているという水路通報が出され、この通報を受けて、平成9年から県事業として毎年1億円程度の事業費で航路の維持しゅんせつ事業が行われているところでもあります。しかし、港が湾の奥に位置しており、外洋への航路延長が約100キロに及ぶなど、しゅんせつ事業には多額の費用を要することから、思うように進んでいないのが現状でございます。このため、本市におきましても、抜本的な改善策といたしまして、直轄事業として取り組んでいただくよう、市議会議長ともども昨年国土交通省に対し要望活動を行ったところでもあります。

しかしながら、国におきましては、港湾法におきましては国の直轄事業の範囲が外国貿易船が入港する水深12メートル以上の係留施設や航路となっており、基本的には塩釜港の水深9メートル航路は該当しないという判断と、しかし、例外規定として国内のコンテナ船でありますとか、自動車運搬船、さらには貨物を積んだトラックがそのまま乗りおりできる新しいタイプ

の輸送船が入港する場合は、水深にかかわらず国の直轄事業化が可能という見解が示されたところであります。塩釜港におきましては、現在の航路幅や水深ではこうした船舶の入港も難しい状況にございますので、貞山2号埠頭の水深9メートル岸壁が供用される時期を目標に、入港可能となるような環境を整えていくことが必要不可欠であると考えております。また、一方では、こうした船が入港したという実績をつくることも大切であり、港湾管理者や港湾関連企業と連携を図らせていただきながら、誘致活動も行うことが重要であると考えております。今後とも、航路のしゅんせつ事業が国の直轄事業として行われるような条件整備に引き続き県ともども取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、緊急雇用創出特別基金事業についてのご質問にお答えします。

初めに、緊急雇用創出特別基金についてというご質問でありました。今年度で終了いたします緊急地域雇用創出特別基金事業による本市への配分額は3カ年間で1億1,239万円でしたが、宮城県の特段のご高配をいただき、さらに2,278万4,000円を追加することができました。このことによりまして新たに11人ほどの雇用が確保され、総雇用数は207人に上り、一定程度の雇用創出の役割を果たせたものと考えております。

このような成果を受け、現在厚生労働省では、来年度予算として全体で70億円の予算要求を行い、新たに地域雇用対策事業を立ち上げておりますが、緊急雇用創出特別基金事業と比較いたしますと、事業規模が約50分の1であり、また、活用にあたってはさまざまな条件が設けられております。具体的な条件といたしましては、地域再生計画を策定し、その認定を内閣総理大臣から受けること、地域の経済団体と協議会を発足させ雇用創出の事業プランを国に提出すること、さらには、国が組織した選定委員会が雇用創出効果などの一定基準に基づいて全国から集まったプランを比較審査されて競争の上選ばれること等であります。これらの条件を満たさないと、新制度を活用した雇用事業に取り組むことはできない内容となっております。また、これまでの緊急地域雇用創出特別基金事業では本市が仕事を発注する形態となっておりますが、新制度では地元企業が雇用創出プランを国に提案し、コンテストで選ばれて初めて国から直接支援を受けることができるというようなことになっております。したがって、プラン作成にあたっては、実際の企業活動とそれによる雇用を前提にした計画が必要でありますので、本市といたしましては、今後市内の経済団体と十分な連携を図りながら、雇用状況の分析でありますとか、調査研究に努め、事業者の新制度の活用に向けた取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えております。

なお、雇用対策の取り組みの一環といたしまして、10月末に市議会議長ともども、塩竈地区の19社の企業訪問を行い、雇用の確保をお願い申し上げ、新たに新卒高校生13名、中途採用57名を追加していただいております。地域雇用の創出につながるこのような活動を今後とも引き続き地道に続けてまいりたいと考えております。

小学1年生の補助教員についてお答えいたします。

教員補助者は、現在、市内小学校1学年全クラスに1名ずつ19名、第三中学校に学校図書館教育活動支援事業費として事務として1名、合計で20名を配置していただいております。この教員補助者の配置につきましては、小学校低学年における学習指導支援業務等や、各学校で必要としている人員確保の面で大きな役割を果たしたものと考えております。しかしながら、その財源とする国の緊急地域雇用創出特別交付金は今年度限りで廃止される見通しであり、来年度教員補助者を継続配置するという場合には、市の単独事業として実施せざるを得ない状況にあります。このようなことから、県内10市の市長会では、先ほど県事業として引き続き実施していただきますよう浅野知事の意見交換の場で強く要望させていただきましたが、残念ながら知事からは県財政の厳しい状況から困難である旨の回答がなされております。

来年度の教員補助者の配置につきましては、本市の財政、ご承知のように大変厳しい状況下にはありますが、来年度の予算編成の中で引き続きの検討課題とさせていただきたいと考えております。

本町、五番地再開発に向けての問題のうち、旧徳陽シティ銀行の活用についてであります。

志子田議員のご質問の際にもお答えをさせていただきましたが、当然当面は広場のバックアップ施設、トイレや水等のバックアップ施設として利活用させていただきたいと考えております。

なお、ご心配いただきました耐震面につきましては、本市建築担当職員による簡易的な耐震診断を実施させていただいております。耐震上は今のところは大丈夫なようではありますが、今後の活用形態によっては、さらに詳細の耐震調査が必要ではないかというふうに考えております。

また、この旧徳陽シティ銀行跡を活用して美術館的な利活用はできないかというご提案がありました。今、杉村 惇先生からちょうだいしました絵画、市内に散逸いたしておりますが、こういったものをまとめてというご要望が強くあることは認識をいたしております。しかしながら、当該地が非常に手狭であるということと、それから、できれば数多くの方々にご活用い

ただけるような形でありたいということと兼ね合わせまして、いろいろ検討させていただければと思っております。

最後に、市民の健康管理と予防についてのご質問であります。

前立腺がん検診につきましては、これまでも議員各位から議会を通してご質問、ご意見をいただき、調査を進めてまいりました。前立腺がんの早期発見の手法としては、90年代半ばから前立腺特異抗原検査が使われており、この前立腺特異抗原は前立腺のみに高濃度に存在する分泌たんぱくでありまして、前立腺がんが発生するとこの抗原が血液に大量に流れ出して急増いたし、この抗原の値が高ければ、がんの発生が疑われるという仕組みであるそうであります。

前立腺特異抗原の検査を住民検診へ導入することにつきましては、全国的にばらつきがございます。約50%・50%ぐらいというふうに理解しておりますが、その主なる理由であります、この検査の有効性について、現在まで専門家の意見が一致しておらず、胃がん検診や大腸がん検診のように老人保健法に位置づけられていないことによるものと理解をいたしております。

しかしながら、議員からご指摘のとおり、前立腺がんによる死亡率は近年確実に増加傾向にあるという現実を勘案いたしますと、市民にとって必要な検診ではないかという判断もいたしております。本市の財政状況、極めて厳しいわけではありますが、必要性は十分認識いたしておりますので、費用負担等も視野に入れながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

乳幼児歯科検診につきましては、これまでも議会の一般質問等でご意見、ご質問をいただいております。本市では、乳幼児の歯の健康指導に積極的に取り組んでおりまして、産後の育児交流会では、離乳食やおやつとの与え方などについて助言、指導に努め、また、1歳6カ月児検診及び3歳児検診では、歯科医師による検査と歯磨きの指導等を実施してきております。

しかし、残念ながら、本市の3歳児の1人平均の虫歯の本数、全国平均、県平均をかなり上回っております。やはり虫歯予防は歯科医師、歯科衛生士による虫歯検査、歯磨き指導、フッ素塗布とあわせて、食を初めとする乳幼児の望ましい生活習慣の確立が不可欠ではないかと考えております。現在、保健師や栄養士による健康教育と組み合わせました2歳6カ月児歯科検診につきましては、前立腺がん検診と同様、その必要性については十分に認識をいたしておりますので、今後検討を進めさせていただきたいと考えております。

思春期の骨粗鬆症の検診と予防についてお答えいたします。

思春期の骨粗鬆症の検診につきましては、現在のところ全国的にも学校教育の一斉検査とし

て実施されてはいないのが現状であります。しかし、骨量、骨の量が急激に増加する思春期の食習慣でありますとか運動量は将来の成長過程における骨量、骨の量に大きく影響を及ぼし、この時期の適切な指導が予防としてとても大切でありますので、本市では小学校高学年からの保健体育の授業の期間等を通して、計画的な健康教育に取り組んでいるところでございます。

私の方からは以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

副議長（菊地 進君） 20番伊勢議員。

20番（伊勢由典君） 市長の最初のご回答の中で、期間の問題で反省をしているというふうに回答がございました。私は、今日の時点で、やはり今のこの議場の公の場で私は反省していますというふうに言っても、既に公募は始まったわけでありまして。その点については、やはり私たちは議会の側でも、市民の側も、業界の方も蚊帳の外に置かれた今度のやはり公募ではなかったのかと、その点を厳しく私は指摘をしておきたいと思っております。

その上に立って、私が質問したのは、具体的に企業の内容についてお聞きをしております。私の質問事項の中で、第1問として私が市長に回答を求めているのは、提案者の受付締め切り後、12月10日提案してきた企業と提案書の内容。先ほど、大手が4件あるというふうに言っておりました。大手ディベロッパー、あるいは大手量販店、建設云々と、こういうことがございましたが、その内容について、もちろん差し支えないような範囲で結構ですから、その点について私はお尋ねをしているので、まずその点、改めて確認をしておきたいというふうに思うところであります。

それから、もう一つは、もう一つ2番目の質問の中で、地元の一定の公募もあったんだというようなことではございましたが、例えばその地元の提案している方が、過去10年間で5万平米、基準では1億円以上とか、かなりハードルが高いものを示しましたね。1億円以上ないしは5年間で企業を立ち上げたところ。ベンチャー企業と言われるところなんだろうと思うんです。それから、もう一つは、過去10年間で5万平米相当の開発。5万平米の開発といいますと、利府ジャスコと相当するんです。地元企業がそういう開発をやっているのかどうか、その辺のご認識を私は伺いたい。地元企業にそういう基準に該当したようなものが、企業としてグループ化として出しているというふうなお話のようですが、そういういわば基準の三つの基準に該当している、その5万平米に過去10年間携わってきた実績があるのかどうか、その辺を改めて確認をしておきたい。

それから、これを、この基準、公募について示しましたが、これは最終的には市長の判断で

この公募基準について決めたのかどうか。どの時点でこの基準を示したのか、再度お聞きをしたいんですね。やはり基準を決めたからに、どこかで決めたのだらうと思うんです。私どもは11月の末の産業建設常任委員会で日程は示されたけれども、基準については何一つ文書での報告もなかったわけですよ。まさに議会と業界と市民のこうしたところでは基準について何一つ示されなかった。その辺について改めてお聞きをしておきたいというふうに思います。具体的な内容についてお聞きする。

それから、例えばその貨物ヤードの土地というのは、1万8,000平米、約1万9,000平米ありますが、聞くとところによると、少なくとも道路とか公園とかこういうものの公的な整備を除く面積は1万2,000平米。その1万2,000平米のうち、公募基準をよく読んでみると、8,000平米でのいわば取得か賃借を前提にしたいというふうに公募基準の中では示されているんですね。つまり、端的に言えば、まさに市民の財産である、こうした1万8,000平米のうち、そういう公共部分を除く1万2,000平米ほとんどが賃借ないしは取得をして開発をしてほしいんだと。この発想はどこから生まれたのか、私は市長にお聞きをしたいんですよ。

私も改めてもう一回過去のこの貨物ヤード跡地をめぐる開発についていろいろな変遷を経ましたが、当時の暫定公募を改めて、当時のパンフレットをちょっと見ましたね。そうしたら、この暫定公募、この青いパンフレットの中で、期間は3カ月間ですよ。公募の日程として組んだのは。助役もおわかりですよ。当時産業部長としてやっていらっしゃったから、十分この辺は承知だと思う。そして、事業の種類についても、取り立てて今回みたいな厳しい幅はつくらなかったですよ。この資料を見ても。地元のにぎわいをもたらす集客力のあるものが必要だ。募集する企業の関係ですね。それから、魅力ある臨海部の施設としての要素が加味されている。最後が大事なんです。地元既存商業施設との協調が図られる。この当時の公募基準で、暫定公募と言われたこの公募のやり方は、まさに地元のためにこの土地を活用し、生かしていくべきだという、こういういわば本当に市民サイドに立った公募が示されたわけでありまして。残念ながらこれはその後取りやめというか、実質的にはなくなりましたけれども、当時のこうした市政のあり方との比較から言っても、全く今回の公募については当時とまさに隔たっている。この点について、なぜこういうことでのやり方をしているのか。市長の考えの中で、結局大手しか考えていないのか。その辺について私は問いかけて、確認をしたいと思うところであります。

それから、この問題で市長がどう考えるかわかりませんが、議会と市民、業界との合意があった公募だったんでしょうか。合意抜きの見切り発車ではないのかというふうに思うんですが、

その辺はどうなのか、再度私はお聞きをしておきたいというふうに思うところであります。

それから、公社というのはいわば名義としては全く別人なわけですよ、だれが考えましても。土地開発公社というの塩竈市とは全く違う。例えば私伊勢由典の土地に、市長さんがこの企業を募集したいから企画を立てたと、こういう性格と同じですよ。ルール無視も甚だしいのではないですか。私が公社の方に聞いたら、理事会は開いていないと言うんですね。この問題について、確かにいろいろなグランドデザインは出されたが、これについての最終的な理事会の取り計らいはやっていない。これは重大じゃないですか。市で勝手に、将来は買い取るということが前提にあっても、公社についていまだ別人格ですよ。その土地の公募の基準を市の方で示して、こういう公募の仕方をしたとすると、まさに私はこの点でも大きな隔たりと乖離をつくって市政運営がやられている。こう言わざるを得ないのであります。グランドデザインが示されて、グランドデザインの中身は私は非常にいいなと思いましたよ。しかし、11月末のこの11月4日だかに示した公募基準のその後の事態というのは、その点でもまさしくこれまでの貨物ヤード全体の区画整理事業の方針をすっかり変えたやり方ではないか、こういうふうに私は思うところでありますが、その点について、市長並びに当局の考え方というか、そういうことについてお尋ねをしておきたいというふうに思うところであります。

それから、例の航路については、そういう点で改めて今後市の鋭意努力を払っていただきたいというふうに思うところであります。

緊急雇用について、来年度の枠組みの中でいろいろ厳しい条件がつけられているようですが、これは、聞くところによると、国の方に直接商工観光課の方が呼ばれて説明を受けているようですが、枠が大変狭い。70億円だし、コンテスト方式という方法ですが、これ、全庁的な議論を起こす気があるのかどうか、その点についてお聞きしたい。

それから、あとは、例の徳陽シティ銀行の関係で、ちょっと私も前段最初に別の議員の方がお聞きしましたがけれども、12月からイベントを行うということですから、その辺の対応で十分12月末のイベントに備えるような対応が、あの徳陽シティ銀行の、例えば水とか、下水とか、そういうものが十分やれるのかどうか、全然お答えになっていなかったもので、その点について確認をしておきたいし、活用策については、先ほど言ったようないろいろな議論もあるでしょうから、問題は、来年度の予算措置がなければ当然これは整備されない。バックアップと言っても、財政上のバックアップ等がなければ、これは機能しないわけですから、その辺のお考えについて再度確認をしておきたいというふうに思います。

検診等については、先ほどのご回答の中で、いろいろ検討もされているということですので、十分これは、やはり多賀城とかそのほかの他市町の中でも既に実施をして、住民の健康を守る諸制度として制度化されております。私も、つい先ごろ、住民の方にお会いしたら、前立腺がんで手術したんだというふうなお話のある方、70歳ぐらいの方からお話を聞いたんですけども、薬の作用とかで、やはり大変らしいんですね。やはり早目に見つけれればよかったと。ところが、市立病院の方で1回検査したら、少し時間を置いてほしいみたいな話がされて、結局ほかの病院で初めてがんが見つかったんだそうですね。だから、基本検診の中できちんと早期に見つければ、そういうがんという不幸な病気に見舞われなくて済むわけですから、この辺については十分住民の、市民のやはりこうした健康を守る上でも鋭意努力していただいでほしいというふうに思います。

骨密度は、多賀城でもやっております。多賀城でも、私が聞いた範囲では既に実施しておいて、非常に精度も上がっているようなんですね。多賀城市でも、言いにくいんですが、骨粗鬆症ですね。なかなか舌が回らないんですが、35歳から、35歳、40歳、50歳検診しているそうです。何か16年度から始まって、7月14日から21日までの間で169人が検査をしたとかと書いていたんですが、いずれにしても、この辺もやはり制度として多賀城市でもきちんとした検診の仕組みにもしておるようであります。同時に、施政方針の中で健康予防21というのかな、そういうのもたしか取りまとめをする方向で一定の提案がされておりますから、学校のこういった要望も含めて取り入れながら、予防と検診についてきちっとやっていくような方向をあわせてどうように考えていけばいいのか、再度お聞きをしておきたいと思っております。

副議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 伊勢由典議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、「海辺の賑わい地区」であります。全体面積が7万5,000平米でございます。今区画整理事業として整備に着手を始めたところであります。こういった地域を今後の塩竈の産業、商業、あるいはまちづくりの活性化の起爆剤としていくためには、どういった土地利用がということで、実は全体的なコンセプトにつきましては、議員の方からもお話しいただきましたようなランドデザインという形でまとめさせていただきました。ただ、これはあくまでも、例えば商業系でありますとか、住居系でありますとか、駅広でありますとかという、そういうミクロな土地利用形態という形からは残念ながら抜け出せないという状況にあります。今後具体的な計画を進める上では、一つは、全体的な7万5,000平米全体的な土地利用を具体的にどの

ように進めていくかというようなことを提言、アドバイスをいただくような組織が必要ではないかということでもあります。残念ながら、本市の中ではなかなかそこまで広範囲の知識を兼ね備えた者はおらないということで、今回公募という形をとらせていただきました。

このような手法につきましては、本区画整理のみならず、ほかの地域の区画整理事業の整備に当たっても採用されております。先ほど、どうやって基準を決めたのかということでしたが、本市におきましても、他のそういった事例を勉強させていただきながら、庁内で議論を重ねまして、このような三つの条件をまとめ上げさせていただいたところでありまして、当然私も了知をいたしております。

そういった中で、結果として、結果として地元の方々が入り込める余地がないのではないかとというようなご質問でありました。実は、この公募後、あるいは公募締め切り後も、市内の各企業の方々から、今回の公募に参加できないと土地の取得ができないというふうにも誤解をされた部分がかかなりございました。この辺が私どもの反省材料だということで先ほど申し上げましたが、あくまでも今回はそういうマクロ的なものを若干それぞれの地区ごとに詳細の土地利用計画という形にまとめ上げるための我々は途中経過だと考えております。

先ほど議員の方から、具体的な利用についての説明がなかったということではありますが、繰り返しになりますが、全体として四つの提案がなされているということではありますが、三つは確かに大手であります。一つは、市内の企業と大手の企業グループという形で出されております。大手の3企業からは、にぎわい商業ゾーンの核となります商業施設や物販、飲食等のテナント複数を店舗配置で構成するというのがその中心部分の土地利用の提案であります。それに対してまして、市内企業が代表となる企業グループからは、建物を建てないで、テントによる物販や飲食の区割店舗を配置するというようなことで中心商店地区を形成するというような提案がなされておりますし、これも繰り返しになりますが、4件とも地元出店希望事業者の方々も参加した中で、塩竈の地域特性や食を生かしたにぎわいを醸し出せるような事業組み立てとすることを提案いただいているということをご説明申し上げさせていただきました。あくまでも地元の方々も参加しての海辺のにぎわいだということについては、基本的な考え方は何ら変わっておらないと思います。

ただ、やはり議員の方からもお話しいただきましたように、とは言いながら、地区全体がばらばらということではなくて、全体がトータルとされた整然としたまちづくりといったようなものをやはり積極的に進める上では、こういった手法は有効な手段ではないかというふう

我々は考えたところであります。

それから、緊急雇用創出、規模も50分の1、それから手続的にも若干今までの申請主義というよりはかなり厳しい審査が入るということをご説明申し上げさせていただきました。しかしながら、地元の企業の中で、そういう積極的な取り組みについての希望があれば、ぜひ国の方に我々も一緒になってつないでまいりたいというふうに考えております。

徳陽跡の利活用、ちょっと先ほども答弁から漏れまして恐縮でございました。23日のイベントの際には、施設の利活用まで間に合わないと思っております。その後の利活用に向けて、この徳陽跡をどういうふうに活用していくかということを検討させていただきたいと思っておりますが、そういった中で、当然のことではありますが、今の徳陽の建物は本市の下水道とも接続されておりませんので、当然そういった費用でありますとか、空調設備をもしそのまま活用するとした場合には、かなりのメンテナンスが必要になると。場合によっては2,000万円程度の費用がかかるのではないかとといったようなことも粗い見積もりの中では試算されておりますので、こういったことも総合的に整理させていただきながら、また、市民の方々のご意見等もよろしくお願いしながら進めてまいりたいと考えております。

骨粗鬆症、多賀城市で取り組んでいるということについては、私も今回のご質問を契機に勉強させていただきました。本市として今後こういった取り組みがなされるべきかということも引くくめて検討課題とさせていただければと思っております。

私の方からは以上でございます。

副議長（菊地 進君） 20番伊勢議員。

20番（伊勢由典君） 3問目の質問になりますけれども、結局、先ほどの市長の回答の中で、大手は三つだと言っていましたね。対比がはっきりしたと思うんですよ。地元の方はテントというかな、そういうものでやると。大手は結局物販の場合テナントなんですね。これはもうやはり結局のところそういうやり方についてそうならざるを得なくなるような方向づけがこの市長の回答の中ではっきりしたということをまず指摘をしておきたいと思えます。

それから、公社の関係での考え方の整理が出ていませんでしたので、その辺について、その2点についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

副議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 1点目の私の回答ということでありましたが、今現在、四つの提案の中身について、そのままご説明させていただいたわけでありまして、この中からこういったもの

を取り上げていくかということについては、広く意見をいただきながらということでご説明をさせていただいたわけでありまして、決して、例えば地元から提案されたテント方式かだめだとかいいとかという意味でご説明させていただいたのではなくて、そういった提言がされておりますと。

なお、恐縮ではありますが、参加意欲のございました二つについて、まだ出そろっておりませんので、そういったものを待って整理をさせていただきたいという意味でご説明をさせていただきました。

それから、土地開発公社の土地、実は今回は単に塩竈市が所有する土地だけについてこういうことをやっているわけではなくて、7万5,000平米、地区全体について、どういった土地利用であるべきかということをご提案いただくような内容になっております。そういった中で、当然区画整理区域内に土地開発公社所有地も入っておりますので、全体の中でまずそういうコンテンツといたしますか、土地利用計画の中間的な調整をさせていただいたというところでございます。以上でございます。

副議長（菊地 進君） 3番武田悦一君。（拍手）

3番（武田悦一君） 私は、ニュー市民クラブの武田悦一です。

このたび質問の機会を与えていただき、同僚議員の皆様には感謝を申し上げます。

今般、数多くの台風や新潟県中越地震による被害を受けられた方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

塩竈市職員の方々や企業の社員の方々、また、個人のボランティアで新潟に行かれて協力された皆様に心より感謝を申し上げます。

さて、通告に従い質問させていただきます。市長初め市当局の誠意ある答弁をお願いいたします。

1番最初に、財政再建についてであります。

それでは、1番目の塩竈市の人員削減についてお伺いいたします。

これまで市長は、市職員の数5年間で100人の人員削減を表明しておりますが、将来6万人の市民の皆様に対して、塩竈市にどのくらいの職員が必要と考えているのか、また、市職員の適正な職員数をどのくらいに考えているのかお伺いいたします。

次に、民間委託を導入する仕事の分野をお伺いいたします。

我が会派で視察に行きました太宰府市においては、人口約6万5,000人ですが、太宰府市の

財政再建策は、費用対効果、スクラップ・アンド・ビルド、優先順位を上げて、してきた仕事で民間でできる仕事から民間委託を行い、平成15年で7事業で2億1,000万円ほどの節減額が行政評価方式にのっとり実績を上げているところでもあります。そのときの人件費の職員1人当たりの単価は、給料、手当、退職金、互助会、公務災害等を含め約910万円と計算されておりますが、塩竈市においては幾らになっているのかお伺いいたします。

なお、その金額に当てはめて節約減額の計算を定着させ、おのおのの事業の中で5カ年の計画を立てて民間委託に移行するものは速やかに計画を立てるべきだと思いますが、市長はどの分野の仕事を具体的に民間委託するのかお伺いいたします。

次に、税金などの徴収の一元化について、お考えをお伺いいたします。

市税、国保税、市営住宅費、給食費等を市民の申し出により一元管理方式を導入し、なおかつ毎月の支払いで標準化した支払い額で市民に支払っていただくよう考えますが、市長はどのようにお考えでいるか。特に滞納者については、税負担標準化の視点に立って支払いやすい税支払い制度を考えると来ていると思いますが、市長にお伺いいたします。

次には、塩竈市の税増収対策として、企業誘致についてお伺いいたします。

これについては、先ほど志子田議員が質問した別の角度で質問いたします。

塩竈市の貞山地区に自動車リサイクル企業を誘致すると市長は言っておりますが、どのような形態で、何を取り扱う企業かお伺いいたします。

また、企業を誘致するときに、塩竈市はどのような優遇策を考えているのかお伺いいたします。私の考えの視点としては、貞山ポータランド構想としてこれまで提言してまいりましたが、貞山地区の港で日本三景松島の観光の入り口となる場所にふさわしい企業なのかどうかお伺いいたします。

なぜ私がこのような質問をするかということ、塩釜商工会議所より先日発表されました「塩竈夢マップ」というすばらしい提案がされたので、その提案との整合性について、市当局の見解をお伺いいたします。

2番目には、新庁舎建設についてであります。

他市との対比についてお伺いいたします。我が会派で視察に行きました太宰府市の人口は約6万5,000人です。塩竈市は約6万人です。面積は、太宰府市は29.61平方キロメートルです。塩釜市は17.85平方キロメートルです。また、公用車は、太宰府市においては30台で、塩竈市は市立病院など太宰府にない課を抜いて100台です。また、

職員数については、太宰府市は 400名、塩竈市は市立病院、浦戸交通課、水産課、港湾開発課の人数を入れないで 651名となります。そうしますと、塩竈市は人口で 5,000人少なく、面積では 11.76平方キロメートル、大体30%塩竈の場合は少ないのであります。公用車は70台多く、職員数は 251名多いこととなります。公用車と職員数については、市立病院、浦戸交通課、水産課、港湾開発課の分については入れておりません。これを年間に直しますと、公用車は 2 億円になり、職員の給与は22億 8,410万円になります。このほかには、庁舎管理費、物件費、また、数多くの分庁舎のためのむだな経費が多くかかると考えられます。これらを合わせると、なお一層の金額が節約されると考えられます。その節約を P F I 方式で新庁舎の建設という大胆な発想の転換をしてはと思いますが、市長はどのようなお考えを持っているのかお伺いいたします。

その次には、新庁舎建設による財源確保についてお伺いいたします。

長引く不況のため、国、県からの交付税や補助金などが少なくなっております。私たちの塩竈市も財政が厳しくなっております。そのためには、塩竈市も独自で経営をしていかなければなりません。分散している庁舎と土地を売却することによる売却益、固定資産税、都市計画税、法人市民税、上下水道料などの財源が確保されるが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、庁舎建設による活性化についてであります。

新庁舎建設する活性化については、前回の一般質問でも質問させていただきましたが、このことについては、どうしても大切なので、またも質問させていただきます。

塩竈市の商業界においては、多賀城市、利府町での大型店の出店により、塩竈市では中心市街地の空洞化現象など大きな問題を抱えております。塩竈市と商業界はまちの空洞化現象を建て直すためにも、大型店のまねのできない塩竈だからできるお金で買えない資源を生かしながら、塩竈市の活性化をしていかなければなりません。そのためには、海岸通 1 番地区と 2 番、3 番地区については、現在の闇市のある位置は塩竈で一番初めの魚市場であります。その名残りが闇市であります。また、この地区は道路で大きく囲まれており、路線バスが動きやすい環境を持っております。このような路線バスターミナルがよいのではないかと考えております。高齢化社会に向けて、その上の 5 階以上に塩竈市の新庁舎ビルを建設することにより、通勤通学の人たちにも便利でよいのと、商業界の活性化にもなります。

また、海岸通 1 番地区につきましては、現在の市営立体駐車場のある位置であります。鹽竈神社の表参道の入り口にもなります。そうであるとすれば、その位置は観光バスターミナルに

するとよいのではないかと思います。また、3階はJR仙石線の高さの位置になりますので、本塩釜駅西口神社方面にすることにより、本町の東入り口は塩竈神社の表参道の入り口になることにより、本町、釜の前、新町、西町は門前町として繁栄すると思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

これで1回目の質問をさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

副議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 武田議員からの財政再建策について、幾つかのご提案をいただきました。お答えをさせていただきます。

まず初めに、人員削減計画ということについてのご質問にお答えいたします。

本市の特別会計、企業会計を合わせました全会計の職員数は、平成10年度の903人から平成16年度では818人となり、この6年間で85人を削減いたしておりますが、類似団体の平均職員数と比較いたしますと、いまだ90人ほど多いという状況になっておるものかと理解をいたしております。

このような状況を踏まえ、平成15年度の全会計職員数947人を基準にいたしまして、平成16年度から5カ年間で100人削減を目標に職員数削減計画を作成し、初年度では26人の職員数を削減いたしております。今後とも、民間活力導入などに取り組みながら、目標達成に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

議員より、市長は適正な職員数をどの程度と想定するかということのご質問でありました。先ほど申し上げましたとおり、類似団体と比較いたしますと90名程度であります。本市の置かれた現下の厳しい行財政の状況を勘案した場合には、もう一步踏み込んだ取り組みをしなければいけないのではないかというふうな意識ではありますが、いずれ今後発生するであろう行政需要と、それから、例えば指定管理者制度の導入等による職員数の削減といったようなものを総合的に組み合わせながら取り組むべき課題ではないかというふうに考えているところであります。

次に、民間委託の導入についていかに考えるかというご質問でありました。

これまで本市では、ごみの収集・運搬業務でありますとか、体育館、温水プールの管理業務委託、さらには病院の外来窓口受付でありますとか、医療費請求事務、さらには病院給食調理業務などにつきまして、既に民間委託を行ったところであります。また、平成23年度からのごみ処理広域化に向けて、平成16年度から埋立処分地あるいはリサイクルセンターの業務委託を

実施しており、平成17年度からは清掃工場運転業務の一部委託を検討しているところであります。規制緩和が進み、公の施設につきましても民間活力の導入が促進されており、その一環として指定管理者制度が確立され、本市におきましても9月定例会では指定管理者の通則条例につきまして議決をいただいたところでございます。今後は、市民サービスの向上と運営コストの削減が可能となる公の施設につきましては、当該制度の導入を引き続き進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

市税、国保税、学校給食費、市営住宅費などの徴収のあり方についてご質問いただきました。それぞれで異なりますので、一つ一つご説明をさせていただきたいと思っております。

まず市税等の徴収でございますが、先般の9月決算委員会でもご審議いただきましたように、深刻な地域経済と相まって、市税等の収納率をめぐる状況は大変に厳しいものと理解をいたしております。滞納整理につきましては、文書、電話、家庭訪問等の粘り強い納税指導を基本としながら、応じられない場合には、公正公平なる行政の推進のために、関係法令に準拠し、粛々と滞納処分に着手することといたしております。財政再建にとりましても、収納率の向上は喫緊の課題でありますので、なお一層努力をしてまいりたいと考えております。

税務課の取り組みといたしましては、9月から16年度の出納閉鎖明けであります17年5月末までを収納強化月間とし、さらに12月には市税の増徴月間と設定いたしまして、夜間及び休日を含めた納税相談でありますとか、納税指導の実施と滞納処分を含めた収納対策を強化いたしておるところであります。

次に、国民健康保険税の徴収のあり方についてお答えをさせていただきます。

収納対策の現在の取り組みについてでございますが、納入割賦を持参する必要がなく、納められやすく、忘れにくい口座振替の促進PR、納税勧奨員による休日夜間を含めた臨戸徴収、納税相談の実施、さらには通常1年間の被保険者証の期間を短縮し、接触の機会をふやしながら、納税相談、納税指導を強化するために3カ月の短期証の更新を行っております。

また、収納対策の重点期間として、12月、3月、5月に夜間電話催告、休日徴収などの取り組みに努めました結果、平成15年度の収納率は前年度と比較しわずかではありますが、0.5%ほど向上いたしております。本年度は、国保税の収納率向上を図るための全庁的な取り組みといたしまして、11月2日から12月21日まで、管理職を導入し、週2回、計14回、管理職延べ42人参加のもとで夜間徴収を行ったところでございます。今後とも納税相談などにより滞納者の収入状況や世帯健康状態などの生活状況の把握を行い、納税しやすい環境、分割納入でありま

すとか、徴収猶予、さらには口座振替等になるかと思いますが、等の整備に努めるとともに、資産や収入が十分あるにもかかわらずお支払いいただけない方々につきましては、税の公平な負担という観点に立ち、場合によって差し押さえ等の厳しい対策を行うなど、収納率向上と国保財政の収支改善に向け一層の取り組みを進めてまいります。また、効率的で市民の利便性を図る上で、市税、国保税の収納事務の一元化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところでもございます。

次に、学校給食の徴収につきましてお答えをいたします。

本市の学校給食制度は、発足以来、それぞれ学校ごとに校長とPTA会長を中心に独自に運営するシステムになっており、すべての小中学校におきまして口座振替制度を導入しております。学校給食の滞納世帯に対しましては、各学校とも校長、教頭、担任、事務官それぞれ連携を図りながら、督促の手紙でありますとか、電話などによる催促、あるいは教育長名による文書等を送付するなど給食費の確保に努力をいたしているところであります。

次に、市営住宅使用料の徴収のあり方についてお答えをいたします。

長期化している景気低迷と入居者の納付意識の低下が相まりまして、年々収入未済額が増加傾向にありましたが、平成15年度決算では特にその額が大きく、平成14年度に比較いたしまして3,560万円となっております。このような事態を解消すべく、平成16年度では入居者の納付意識の高揚を図りますとともに、本人への納付指導と連帯保証人への納付指導依頼の強化に着手をいたしました。その結果、11月末現在の過年度分の収納は793万5,000円となり、前年度の過年度決算額663万4,000円を既に上回る状況にございます。今後とも入居者の納付意識の高揚と本人への納付指導、連帯保証人への納付指導依頼を継続して進め、場合によっては明け渡しや債権の差し押さえ等の法的な対応も念頭に置きながら、収納未済額の解消に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、企業誘致についてお答えをいたします。

自動車リサイクル企業の概要ということでありました。平成17年から、いよいよ自動車リサイクル法がスタートするわけでありまして、製造者にリサイクルの義務づけがなされるわけでありまして、自動車の購入時にそのリサイクル分の費用も前納するというような形式になるものと理解いたしておりますが、そういった自動車リサイクル法の施行に伴い、いよいよこういった自動車リサイクルということにつきましては、本市のみならず地域全体の大きな課題になってくるものかなと考えております。この企業では、リサイクルできる部品については極力そ

ういった部品を活用しながら、だめな部分については裁断してスクラップ化するというようなことが業務の大きな内容であります。なお、当該企業につきましては、塩釜港の貞山地区にございました石油企業が撤退しました跡地に立地したいという意欲を持って、今いろいろ調整に取り組んでおるといふような理解をいたしております。我々、かけ声だけではなくて、本当に地域のリサイクルがどうあるべきかということにつきましては、新エネビジョンの中でも一定の方向性を示させていただいておりますが、我々もみずから取り組むべき必要があるものにつきましては取り組まさせていただきたいというふうに考えているところであります。

最後に、新庁舎建設につきまして、何点かご質問いただきました。特に人口規模が若干本市より大きい太宰府におきましての事例を議員の方から事つぶさにご説明をいただきました。公用車の台数等につきましても、かなり大幅な違いがあるということにつきましては、我々も今後の行政の参考にしてまいりたいというふうに考えておりますが、そういった中で、庁舎建設にPFI方式を採用してはいかかがと、市長の考え方はということをございました。

既に国の方におきましては、PFI法が制定されまして、プライベート・ファイナンス・イニシアチブというんですかね、そういったことが積極的に利用できる土壌はでき上がったのかなと思っておりますが、残念ながら我が国におきましてはなかなか積極的な取り組みがないというのが実態かと思っております。

私なりの考え方ではありますが、やはり我々どうもPFIという手法を経費の節減ということだけを協調して取り組んでいるのではないかなというふうに私は考えております。例えばそういったものを民間が施行されると、では、行政が施行した場合との差額はだれが持ってくれるのかという話であります。当然のことながら、民間におきましても一定の利益を上げることが企業でありますから必要になるわけではありますが、やはりその差額をすべて民間に押しつけているのが日本のPFIではないかなというふうに私は考えております。

やはりもともとこのPFIのスタートは、あえて議員にご説明申し上げるまでもないかと思いますが、イギリスが発祥の地であります。サッチャー内閣時代に、サービス水準の向上ということを主体にPFIに取り組まれたと。ところが、日本に入ってきた場合は、公共団体が安く物をつくれるということだけを殊さら強調されて、本来の部分をどうも見失っているのではないかなというふうに私は理解をいたしております。

でありますので、PFIの採用につきましては、そういった一定の整理がなされないと、なかなか実施ということについては困難なのかなと思っておりますが、なお本市におきましては

残念ながら市内に各庁舎が分散いたしておりまして、市民の方々に大変不便をおかけいたしておることについては、我々も重々承知いたしております。そういった行政サービスを埋めるために、総合窓口の設置でありますとか、あるいは職員がみずから足を運んでというようなことに今後とも心がけ、できる限り市民の方々のご負担を軽減するといったような取り組みに全力を挙げてまいりたいと思っております。

なお、定数削減、公用車の台数削減については、これは我々も真剣に取り組む課題であると考えておりまして、成果をしかるべきご披露させていただければと思っております。

それから、新庁舎建設による活性化、空洞化ということで、例えば海岸通り地区にバスターミナルを建設し、その上を市庁舎に活用してはいかがかと。結果的に中心市街地の空洞化対策に大きな貢献を果たせることになるのではないかというお話でありました。我々も中心市街地の空洞化に対しましては、大変心を痛めております。先ほど伊勢議員からご質問いただきました海辺のにぎわいも、まずはその地域の活性化につがるものでなければならぬというふうに私どもも理解をいたしております。

しかしながら、一方では、小中学校の耐震強化すらもまだ十分に行われておらない。あるいは、患者さんが大勢入院されておる市立病院の改修すらもままならないというような現実が我々に突きつけられております。こういったものを十分整理をさせていただきながら、その先に新庁舎建設という問題があるのかなというふうに考えさせていただいているところでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

副議長（菊地 進君） 3番武田議員。

3番（武田悦一君） 市長の答弁、本当にありがとうございました。

2回目の質問をさせていただきます。

一番最初の人員削減については、市長はあと90名と申しておりますので、実際に太宰府市の場合の差ですと251名になっておるんですね。なるだけそこに近くなるように努力していただきたいと思っております。

あと、民間委託については、これは今度やると思っておりますので、市長の話では、すごい成果が出てくるのではないかと考えております。

その次の税金の一元化徴収については、今いろいろ話を聞きましたとおり、いろいろ分散しながらいろいろやっているということを知りましたので、これはいいと思いますけれども、実

際に払わない人の中で、パチンコとか、酒を飲んでいたり、それで払わない人もいるものだから、やはりそういうところをもう少し強く調べてみていただきたいと思っております。

その次に、企業誘致についての自動車リサイクルの誘致についての話ですが、やはり心配なのは観光地の日本三景の松島の玄関口でありますので、余り格好悪くないような方策をしていただきたいと思っております。

あと、もう一つは、貞山地区については、私、ポートランド構想というのを一応出したんですけども、これは、貞山地区というのは横浜の八景島にすごく似ているわけなんですね。ところが、私から見れば八景島より塩竈の方がすごくすばらしいんじゃないかと将来を期待しております。何でかという、ちょうど橋が3本ありまして、八景島もちょうど橋が3本あります。そして、ちょうどやんばいに引き込み線だった今の公園のところ、ちょうど貞山ポートライナー的なものを柱にすることができるのではないかと、ちょうどやんばいにできているのが塩竈市でないかと思っております。そして、公園については、貞山公園については、八景島の公園の数倍すばらしい塩竈の公園になっております。私も八景島に5回ぐらい、行政視察のほかにも5回ぐらい行っておりますので、すごく塩竈のよさというのをわかっているつもりでありますので、市長、もしよかったら1回八景島の方に行ってみて、やはりそうすると塩竈市というのはすばらしいなというのがわかると思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

あと、庁舎建設についての一番の問題ですが、やはり太宰府市、公用車が大体2億円ぐらい年間違うのと、あと、職員の給与が251名で22億8,410万円ぐらい違って来るんですね。やはり努力することによって、やはりPFIでなくてもできるのでないかと思っております。やはり私自身もPFIについては何回か仙台に足を運んでおります。ところが、やはりリースと同じで金利が高いと思いますね。やはり市長が言ったとおりです。やはりもうけるところがあるのではうまくないので、やはりそういうふうに金利の少ないものを借りることができるのであれば、それでやった方が裏づけとしては取れているんじゃないかと思っております。

あと、そのほかに、財源確保については、やはり分散している庁舎を売却するとか、土地を売却することによって、必ず入ることは間違いありません。庁舎については、先ほど太宰府の差額だけでもでき上がると思えます。

ただ、もう一つ、活性化について、私は何で活性化をもう一度やらなくてはいけないかという話につきましては、大型店のまねのできない部分がいっぱいあるわけです。庁舎建設、1番

館とつなぐと、1番館の図書館、遊ホール、もう全部生きてくるんですね。あと、そのほか観光バスターミナル、路線バスターミナル、本塩釜駅西口神社方面、このようにすべてが大型店の持っていないすばらしい地区ということはそんなにないと思います。塩竈の場合はそれが全部そろっているわけですね。だから、大型店と対抗しても大丈夫、お客さんは来るはずでないかと思っておりますので、市長だったらできると思いますので、頑張って、本当に佐藤市長だったら大丈夫、このぐらいの行動力だから大丈夫できるから、頑張ってほしいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

副議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 武田議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、人員削減、類似団体に比べて90人ほど多いとご回答申し上げました。平成16年4月時点で本市職員数が818人であります。この人数が類似団体規模で90人ほど多いということをお願いしました。今後とも、5年間で定数削減100名ということにつきまして、なお努力を重ねてまいりたいと考えております。

それか、民間委託。やはり大前提は、市民の方々のサービス水準を基本的に落とさないということになるのかと思っております。そういった中で、こういった分野にどういう民間委託ができるかといったようなことをあわせて検討させていただきたいと思っております。

税徴収の一元化の中で、不払いの方々にもっと指導すべきではないかということでございました。我々の方でも、いろいろ家庭訪問等させていただきながら指導助言をさせていただいているところであります。なお一層そういったことを強めてまいりたいと思っております。

それから、企業誘致の中で、貞山地区の自動車リサイクル、志子田議員のご説明の際にも申し上げましたが、全部建屋で囲われることになりますので、外からは見えないというような中身になっております。現在貞山地区、さきに議員の皆様方に現地視察をしていただいたときにも、スクラップの山という姿をごらんいただいたかと思えます。やはり中国が北京オリンピック、あるいは上海の万博等で鉄の需要が大変高まっております。そういったことで、貞山地区にかなりスクラップの山となっておりますが、あのような形ではなくて、建屋の中でこういったリサイクルが行われるということですので、松島観光の塩竈の出口としてふさわしいような形になるように、なお注意深く見守ってまいりたいと思っております。

庁舎建設、公用車、職員人件費等につきましては、できる限り今後とも縮減に努めてまいりたいと思っております。

財源確保、バスターミナル問題、いろいろご指摘いただきました。我々もできる限りの努力をしながら、まずは先ほど申し上げましたように小中学校の耐震強化でありますとか、病院の耐震強化といったようなところに全力を傾けてまいりたいと考えております。以上でございます。

副議長（菊地 進君） お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明21日定刻再開したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明21日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時45分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成16年12月20日

塩竈市議会議長 香取 嗣 雄

塩竈市議会副議長 菊 地 進

塩竈市議会議員 吉 田 住 男

塩竈市議会議員 佐 藤 貞 夫

平成16年12月21日（火曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第4日目）第20号

議事日程 第4号

平成16年12月21日(火曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(23名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	6番	鈴木昭一君
7番	今野恭一君	8番	嶺岸淳一君
9番	浅野敏江君	10番	吉田住男君
11番	佐藤貞夫君	12番	木村吉雄君
13番	鹿野司君	14番	志賀直哉君
15番	香取嗣雄君	16番	曾我ミヨ君
17番	中川邦彦君	18番	小野絹子君
19番	吉川弘君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君
市民生活部長	棟形均君	健康福祉部長	佐々木和夫君
産業部長	三浦一泰君	建設部長	早坂良一君

總務部次長 兼總務課長	阿部守雄君	總務部次長兼行財 政改革推進專門監	佐藤雄一君
市民生活部次長 兼環境課長	綿晋君	健康福祉部次長兼 社会福祉事務所長	大浦満君
建設部次長 兼建築課長	佐々木栄一君	危機管理監	芳賀輝秀君
總務部政策課長	渡辺常幸君	總務部財政課長	菅原靖彦君
市民生活部 市民課長	澤田克巳君	産業部水産課長	福田文弘君
建設部 都市計画課長	橋元邦雄君	總務部總務課 總務係主事	伊藤勲君
市立病院長	長嶋英幸君	市立病院事務部長	小山田幸雄君
市立病院事務部 次長兼業務課長	伊藤喜昭君	水道部長	内形繁夫君
水道部總務課長	郷古正夫君	教育委員会教育長	小倉和憲君
教育委員会 教育次長兼 總務課長	伊賀光男君	教育委員会 教育次長兼 生涯学習センター館長	渡辺誠一郎君
教育委員会 学校教育課長	歌野正一君	選挙管理委員会 事務局長	丹野文雄君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	橘内行雄君

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長	遠藤和男君
議事調査係長	安藤英治君	議事調査係主査	戸枝幹雄君

午後 1 時 開議

議長（香取嗣雄君） ただいまから12月定例会第 4 日目の会議を開きます。

本議場への出席者は、第 1 日目の会議と同様であります。

本日の議事日程は、日程第 4 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いをいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（香取嗣雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、12番木村吉雄君、13番鹿野 司君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

議長（香取嗣雄君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。12番木村吉雄君。（拍手）

12番（木村吉雄君）（登壇） まず初めに、台風23号、また新潟県中越地震の被害を受けた被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、私は、市民の皆様へ約束事をしております。「いつも市民の目線で徹底的な行財政改革で、安心して暮らせる日本一住みやすい町を目指し、力強く挑戦します」と約束し、行動しておりますニュー市民クラブの木村でございます。

今定例会一般質問は、私たち議員が市民から負託された意思を最大限尊重し、6万市民のため市長及び市当局との白熱した政策論争の場となり、権威ある議場とならなければなりません。

そこで、通告に従い、質問させていただきます。

1 番目、市長の政治姿勢について。

1 点目、行財政改革について伺います。

佐藤市長就任後、行財政改革を市民の目線から見れば、昨年 8 月発表された 5 年間で職員 100人削減で、約 8 億円の経費圧縮しか見えてきません。現在市債発行額 670億円、厳しい悪条件の環境の中、市政運営はこれだけでいいのでしょうか。行政の体質改善、制度の抜本的改革、財政建て直しのシナリオ、財源の確保は、全庁挙げて努力し、勉強し、力と知恵を合わせた対策、指針を早急につくらねばなりません。

今年6月定例会での財政健全化の私の質問で、市長は次のように述べております。「新行財政改革大綱を策定し、行財政改革の実施見通しを市民に明らかにし、平成17年度予算に反映させていくことを考えている」と答弁されました。市長の言われる新行財政改革大綱作成の行方は今どうなっているのか、お聞かせください。

2点目、行政力アップ、向上について伺います。

ごく一般的に、言葉として市民の間では政治力、経済力という言葉がごく普通に使われます。「あの国会議員の先生は、あの知事さんは、市町村長さんは政治力がある」、また、「あそこの企業の経済力はずば抜けていい」、「あの人は経済力がある」などなどという、このごろでは老人力、老人パワーという言葉で出てきております。

さて、行政力という言葉は余り聞きません。普段行政の最高執行者の地方自治体の長は、地域住民に対しリスポンシビリティー、業務遂行責任、アカウントビリティー、結果説明責任のもと、行政を執行していることと思います。

我が市の市長は、行政執行の最高責任者としてこの行政力という言葉があるとすれば、どのようにとらえ、考えているのか。

また、行政力を高め、市民へのサービス強化にどう対応していこうとしているのか、お聞かせください。

3点目、三役の職責と職員の意識改革について伺います。

我が塩竈市には助役、収入役が在任し、その職務に励んでおることでしょう。助役については、地方自治法第161、162条のもと、市長が議会の同意を得て選任されています。多くの市民が「助役さんてどんな仕事をしているの」と疑問を投げかけてきます。ある市民は、「よく市長の代理者としてイベントに参加しておりますね」、また、「議会の根回しをしたりする人ですか」と尋ねられたこともあります。現行制度では首長を補佐すると決めている助役の役所が実は、よくわからない。三役は、自己の責任をどのようにとらえているのかお聞かせください。

また、すべての始まりは、職員の意識改革にあると思います。自己の果たすべき職責について常に自問自答しなければならないと思います。

佐藤市長就任後、職員の意識改革はどう変わったのか、お聞かせください。

2番目、災害における市民の安全、安心の確保について伺います。

皆さんご承知のごとく、今年は不幸にも多くの自然災害に見舞われました。記録的な台風の

上陸や福岡、兵庫における水害、記憶に新しいところでは10月23日の夕刻、17時56分に発生いたしました新潟県中越地方を震源とする我が国最大の震度7を記録した地震など、多くの悲惨で痛ましい状況がマスコミ等で流されたところであります。

新潟県中越地方を震源とする地震は、直下型の複数の断層による地震だそうですが、その被害は、死者40名、負傷者 2,869名、全壊家屋 2,572棟、半壊 5,250棟、一部破損家屋 5万7,727棟、建物火災9棟と、多くの生命と財産が失われ、今なお避難所生活を余儀なくされている人がおり、この冬の寒さを降雪を前にして、今後の生活に不安を抱えていることでしょう。

一方、地震の発生以来、多くの人たちの支援、協力、国、自治体の対応により、復興に向けた動きも軌道に乗りつつあるとお聞きしており、非常に喜ばしいことと考えております。

これらの動向を見るにつけ、聞くにつけ、危惧されるのは、我が地域、我が塩竈市民の安全、安心の確保についてであります。

我々が住むこの地域においても今後宮城県沖を震源とする広域的な災害が高い確率で発生することが予測されており、新潟県中越地方の災害を踏まえ、市民の安全と安心をどう確保するかは、我が市が対応しなければならない緊急な課題の一つではないかと考えております。

そこで、質問させていただきます。

災害とはいつ起こるか予測不能であり、対応が非常に難しいものであります。市民の安全、安心を確保する対応としては、私は三つの対応が必要ではないかと考えております。

1点目、災害の未然防止や被害を最小限に抑制することや災害の発生に備えるなどの事前の対応であります。

2点目、万が一発生した場合、被害を最小限にとどめるなどの応急的な対応であります。

3点目は、発生した後のライフラインの確保や被災者のケア、そして復興への支援などの事後の対応の三つの対応が必要と考えております。

そこで、質問ですが、以上3点への対応が我が塩竈市では現在どう進んでいるのか。また、今後どう進め、市民の安全と安心を確保していこうとしているのかお聞かせください。

3番目、指定管理者制度導入について。

平成15年6月13日付で地方自治法第244条の2第3項が改正され、地方公共団体は条例の定めるところにより、法人その他の団体であって、当該普通地方公共団体が指定するものに公の施設の管理を行わせることができることとなり、これまでの管理委託制度から指定管理者制度に改正されました。

当議会においても通則条例が前9月議会にて可決成立しております。このことから、現在管理を委託している公の施設については、3年以内、平成18年9月1日まで、その施設の管理方式を決定し、移行しなければなりません。

この制度導入の最大の目的は、これまで以上の住民サービスの向上と行政コストの削減を図ろうとすることにあります。

そこで伺います。

1点目、NPO法人への体育施設委託の行政目的について伺います。

ちょうど委託して3年が経過しました。市体育館、温水プールの管理、運営をNPO法人塩竈市体育協会に委託したことで、行政目的、一つ、以前より施設の管理が向上したのか。二つ、市民へのサービス提供が向上したのか。三つ目、財政的な目的が達成したのか、お尋ねします。

2点目、制度導入に向けて体育施設の今後の方針はどうするのか。管理運営について公募または選定するのか、お聞かせください。

3点目、制度導入による他部門への計画について伺います。

我が市の財政状況をとらえたとき、行政コスト削減は避けて通りません。多くの部門でこの制度利用によりアウトソーシング、外部委託が考えられます。準備や計画はあるのでしょうか、お尋ねします。

以上、1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま木村議員よりご質問いただきました件につきまして、順次回答させていただきたいと思っております。

初めに、市長の政治姿勢について。

一番初めに、行財政改革についてご質問いただきました。お答えをさせていただきます。

本市の行財政改革は、にぎわいと活気にあふれ、未来への希望を持っていただける新しいまちづくりを実現するために、行政システムの抜本的な見直しを行いながら、本市の行財政全般にわたる考え方、進め方を明示し、計画的に推進していくことを目標とさせていただいております。

そういった中で、さきの議会で行財政改革大綱、新たなものを策定させていただきたいというご説明をさせていただきました。今現在進行中でありまして、六十数項目にわたります行財政内容につきまして今後の見直しを予定いたしております、1月にもその概要が取りまとめ

られると思っております。議会の方に改めてご説明、お示しをさせていただきたいと思っております。

そういった中で、私職員定数 100名削減ということをお願いしてまいりました。人件費率が比較的高い現在の歳出構造を改善するとともに、組織のスリム化、小さな行政、効率のよい行政組織の構築を目指すためにこのようなことを打ち上げさせていただきました。

そういった中で、まず、職員みずからが襟を正すべきであるというご意見でありましたが、全くそのとおりであると思っております。本市の昇給制度のあり方あるいはその他の項目につきましても、この地域ならではのというような、市民の方々に十分ご理解いただけるような制度を早い時期に確立してまいりたいというふうに考えているところであります。

行政力ということについてのご質問をいただきました。これからの行政は、住民を責任ある行為者としてその自主性、主体性を尊重し、役割分担を行いながら、対等な協力関係、パートナーシップとあえて呼ばせていただきますが、を築いていく必要があるというふうに考えております。

情報非開示から情報開示へ、供給者側の論理に立った行政から個々の生活する市民の論理に立った行政の転換がこのような経済社会状況であるからこそ、今こそ強く求められている現実を我々塩竈市職員一人一人が改めて認識をすべきであるというふうに考えております。

行政力アップは、こうした時代の流れの中で、市民と行政の情報の共有化を進め、行政マンとして市民の視点に立った行政執行責任能力でありますとか、説明責任能力を高めていかなければならないものであるというふうに考えているところであります。

現在策定を行っております行財政改革推進計画では、開かれた行政の実現を目標に、パブリックコメントの導入など、市民とともに歩む市政の推進を掲げ、市民と行政の情報共有化を図ったまちづくりの推進を最大の目標とさせていただきたいと考えております。

三役の職責と職員の意識改革についてご質問いただきました。お答えをさせていただきますが、これからの行政運営を考えますときに、トップマネジメントというものは、極めて重要な課題であり、トップみずからの意識改革が不可欠であるということで、我々も日々勉強をしていかなければならないと考えているところであります。

昨今、助役、収入役を置かない自治体がふえてきておりますが、本市では三役のマネジメントの役割分担を念頭に置き、私を初めとする三役それぞれが職員の意識改革の牽引者として先頭に立って行政を推進するよう、心がけてまいり所存でございます。

職員の皆様方には、失敗を恐れることなく、本当に市民の方々が期待する新たな分野に果敢にチャレンジしてもらいたいというふうに考えているところであります。

もちろん、市長が最終的な責任を担うべき立場にあるという認識をいたしております。たとえば小さなことであっても、まず始める勇氣、そして、それを大切にする根気が必要であるというふうに考えております。職員みずからが気づき、考え、率先して行動することによりまして、本当に市民に信頼される行政が必ずや確認できるものと確信をいたしているところであります。

そういった中、私が市長に就任して以来、職員の意識改革はどのように変わってきたのかというご質問でありました。私は、常々こういったことを申し上げさせていただいています。まずは、我々行政は地域で生活される方々の視線を大切にしていかなければならないということであります。

それから、本当にやるべき行政課題については、やらない理由を10探すよりもやるための理由、ただ一つでもいいですから、そういうことを探していただきたいというお願いであります。

それから、本市に置かれました経済社会状況を考えますと、待ったなしの状況であると考えております。やはり、スピードを上げていくということも行政に課された大切な課題ではないかというふうに考えておりまして、そういったことが着実に一步一步であります、実現できるよう、なお一層職員ともども頑張ってもらいたいというふうに考えておりますし、緩やかにではありますが、そういった方向に一步踏み出していただいたものかなというふうに考えているところであります。

次に、災害における市民の安全、安心の確保につきまして3点ご質問いただきました。

私も災害はまさに忘れたころにやってくるというふうに考えております。こういった中で、初めに、災害の未然防止や最小限に被害を抑制する対応についてというご質問をいただきました。これにつきましては、今現在大規模な地震が発生しました際、同時多発的に津波や災害等の被害が発生するというような状況になるものと予測をいたしておりますが、行政の対応にはおのずと限界があるかと思っております。

そうしました観点から、住民の方々がまずみずからを災害から守るという自助と地域社会がお互いを助け合いという共助、そして、国や地方公共団体等、行政の施策としての公助が適切に役割分担されている防災協働社会の構築が大変重要であるというふうに考えております。

地震や津波、台風などの天災を未然に防ぐということは、なかなか困難であります、災害に備え、日ごろからの準備、心構えがあれば、被害を最小限にすることは可能であるというふ

うに判断をいたしております。

現在、本市におきましては、各町内会にお邪魔をして開催させていただいております防災研修会を通して、来るべき宮城県沖地震に備えたみずからの心構えや住民が主体となって地域を災害から守る自主防災組織の必要性を説明申し上げ、当該組織体制の整備に向けた支援に努めさせていただいているところであります。

3点目ではありますが、発生時の応急対応についてお答えをいたします。

災害が発生したとき、極めて重要なことは、まずは、迅速な初動体制であり、初期対応であります。市民の皆様方には大地震が発生した場合、防災研修会などで自分は何をすべきか、どのように行動したらいいのかについて、行動マニュアルを参考に確認をしていただいております。

また、町内会の皆様方には地域の特性に合わせました役割分担、行動等に関します研修を行っていただきますとともに、町内会の核となるリーダー育成に努めていただいております。

さらに、被害の発生や拡大防止に迅速に対応するために、例えば塩釜建設協議会や塩竈市災害防止協力会の皆さんとの連携を密にして、初動体制づくりに努めているところであります。

本市の職員の災害時の対応といたしましては、災害時の職員活動マニュアル、初動時の対応をマニュアル化した大規模災害応急対策マニュアルを作成いたしますとともに、避難所に近くの職員がいち早く駆けつけ、スムーズな避難所運営ができる仕組みを現在構築しているところでございます。

災害発生後のライフラインの確保、被災者のケアあるいは復興への支援等の対応についてお答えをさせていただきます。

市民生活の生命線でもございます電気、ガス、水道等のライフラインにつきましては、1日も早く正常な市民生活が送られますよう、災害復旧活動がスムーズに行われることが不可欠であり、常日ごろからの災害対応訓練や関係機関の相互連携が大変に重要であるというふうに考えております。

今年度は、宮城県市町村相互協定や被災していない地域の広域的相互応援協定を締結し、連携強化を図ったところでございます。

被災された方々のケアにつきましては、健康問題、生活支援問題、就労の問題等々、多岐にわたっておりますので、被災者の方々にきめ細かいケアができますよう、関係機関とも連携を

図りながら取り組んでまいりたいと考えているところであります。

なお、復興支援に当たりましては、生活必需品や応急仮設住宅等の提供、さらには、災害援護資金や災害融資制度など、国、県の応援や制度活用を行いながら、迅速な支援体制を構築できるよう取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、指定管理者制度導入につきまして3点ご質問をいただきました。

議員より住民サービスの向上がまず大前提であろうというふうなご質問をいただきました。我々もそういったことで、指定管理者制度の導入に順次取り組んでまいりたいと思っておりますが、初めに、NPO法人への体育施設委託の行政目的についてお答えをさせていただきます。

体育館、温水プールにつきましては、より質の高いサービスの提供や人件費の削減あるいは組織のスリム化を達成することを目的に、平成14年度から民間に施設の管理運営を委託させていただいております。

委託による成果といたしましては、本市に2課3係24名の職員がおりましたものを、1課1係の5名と、大幅に組織を縮小させることができました。

施設の運営面では、委託先の独自の取り組みといたしましては、変則勤務を採用しながら、温水プールは1日を通して連続して使用できるよう、見直しを行ったところであります。

また、体育館等の開館、閉館時間を大会等の開催に柔軟に合わせ、利用者の利便を図るとともに、障害者の皆さんを対象としたスポーツ教室を開催するなど、積極的な活動を行っており、所期の目的は一定程度達成されたのではないかとこのように考えているところであります。

制度導入に向けて体育施設の今後の方針についてお答えをさせていただきます。

本市の機関となるスポーツ施設の体育館や温水プールは、先ほどご説明させていただきましたように、平成14年度から民間に委託し、現在3年が経過いたしております。一定の成果につきましては、ただいま申し上げたとおりであります。この間指定管理者という新たな制度が確立され、さきの9月定例会におきまして指定管理者制度導入の基本となります通則条例の議決をいただいたところでございます。

本施設につきましては、利用料金制の導入等により、市民サービス向上が期待され、また、直営で運営するよりもコスト軽減が図られると思われため、平成18年4月から指定管理者制度に切りかえが図られますよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

また、当該施設につきましては、現在管理運営を委託いたしております民間団体による安定した行政サービスの提供や事業効果が相当程度期待できますことから、当面非公募とする方向

で検討させていただけないかというふうに考えているところであります。

制度導入によります他部門への計画についてというご質問にお答えいたします。

現在公共団体等に管理委託している市民福祉交流センターあるいは老人福祉センター、マリゲート塩釜等につきましては、体育館、温水プール同様、平成18年4月から指定管理者制度を導入してまいりたいというふうに考えております。

ただし、これらの施設につきましても安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できますことから、当面非公募としてはいかがといったような検討を始めたところであります。

また、集会所につきましては、地域のコミュニティーセンター的な役割を果たしており、地域の人材活用の観点から、非公募といたしまして、地元町内会を指定管理者の候補としてはいかがといったような検討をいたしております。

保育所につきましては、「のびのび塩竈っ子プラン」に基づき、平成19年度から順次民設民営の民営化を図る計画であります。公設民営とする場合は、指定管理者の導入を図る予定であります。児童館、心身障害者・児童通園施設は、これらの施設の取り組みとあわせて指定管理者制度の導入を検討させていただきたいと考えております。

なお、赤字の解消や導入の可能性についての課題がある公共駐車場などの施設については、今後継続して検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（香取嗣雄君） 加藤助役。

助役（加藤慶教君） 助役の職責についてということでお尋ねがございました。

議員お話ございましたとおり、助役の職責につきましては、地方自治法の152条、それから167条でその職責が規定されておるわけでございますけれども、その中では、一般にお話ございましたとおり、職務がわかりづらいとかというような、そういったような表現かと思いますが、まずは、首長の補佐をするということがまず一つでございます。

そのほかに、職務の代理、さらには首長の補助機関としての位置づけがなされております。職員の管理監督をする、そういった機関にもなっております。

これらをわかりやすくお話をさせていただくとするならば、首長は、いわゆるその市や町の政策といいますか、あるいは方針、これを決定する最高責任者であろうというふうにとらえております。その最高責任者が決定したものを事務方を統括し、執行に責任を負うのが助役であ

私の役割と、そういった認識をしながら、現在その職務の遂行に当たっているところでございます。

なお、今お話ございましたような内容については、似たようなことがことしの9月ごろだったかと思えますけれども、ある新聞の社説の中でも助役制度というか、副知事、助役制度の見えない部分について国の方でも見直しに入るといような記事が載っていたのをちょっと私も見た記憶がございますが、そういった形でとらえられておるといこともございますが、私といたしましては、そういったことを念頭に置きながら職務の遂行に努力をしていきたいというふうに考えてございます。以上です。

議長（香取嗣雄君） 田中収入役。

収入役（田中一夫君） 私からただいまご質問のありました収入役の部分につきましてご答弁申し上げます。

収入役につきましては、会計出納事務の責任者ということで、公正さを保つため、執行部から独立した機関として自治法上位置づけられております。私といたしましても、公金の多くは、市民の税金によって賄われているわけですので、公正に執行できるよう努めまいりたいというふうに考えております。

先ほど助役からもありましたとおり、収入役についても助役と同様、いろいろな形で新聞等で言われているとおりかと思えます。ことしの通常国会で地方自治法の一部が改正されまして、市におきましては収入役は必置であります。今回法の改正によりまして、10万人未満の市については収入役を置かなくてもいいという条項が新たに定められましたという状況でございます。

なお、先ほど市長からもありましたとおり、三役の一員として市長を補佐し、トップマネジメントの役割を念頭に置きながら頑張ってまいりたいというふうに思っておりますので、なおよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 12番木村吉雄議員。

12番（木村吉雄君） 2回目の質問に入らせていただきます。

ご丁寧な三役の答弁もありまして、まず、市長の政治姿勢の行財政改革について、1月に大綱が出ますということでございます。

いろいろな面で1月と申しましても、市長就任して2年近く、2年弱でございますが、もっと早くできないものなのかと私は常々思っておりました。やはり、こういう大変な状況の中で

市長就任というのは、市長自身も大変だと思います。しかし、20世紀の行政、役場、そういうものを考えたとき、今まではしょうがなかったということもあるでしょうが、21世紀はもう市長も言われたとおり、スピードアップしなければいけないし、抜本的な改革をもうしなくてはならない。国みずからもいろいろなことを出してきて、地方も同じような物のとらえ方をしてくださいということでございます。細かいことは余り言いませんが、やはり先日新聞に出ておりましたが、公務員制度改革という人事が出てまいりまして、今月5日のことですが、年功序列の人事制度を改める公務員制度改革について。能力実績主義の人事評価制度を関連法案の国会で先行して、試験的にもう導入しますと。これを今月の24日に新行革大綱に盛り込むということをおっしゃっています。

このことをよく精査しますと、もう今からはやっぱり世間の皆様と同じような物のとらえ方をしてくださいと。私たちの市長もいつもおっしゃっていますが、税収が60億円で、その70%がもう人件費になっておると。これは、異常の何物でもございませぬ。そういうことではだめですよ。国でもどんどん変えていきますからということで、昇給、そういうものも多分この中に入っていると思います。新聞では細かく書いておりませぬが、そういうものでもどんどん私たちの塩竈は、特にそれを先駆けてしなければならない時代が来たんではないだろうか。これは大変ですね。職員の家族の方には恐縮ではございますが、なぜかと申しますと、ある方がこんなことをおっしゃっています。「一家の主よりお手伝いさんの給料が多いということはどういうことなんだ。これは異常の異常だよ。何の意識もないの」と。景気のいいときはいいでしょう。こういう状況になったときは、みんなでやはり考えなければいけない。

我々もちょうど2年前に議員定数削減という委員会をつくりまして、26名から3名下げ、大体年間事務経費を入れますと私たちは1,000万円、実際実質は1,000万円もらっていません。700万円弱でございますが、実質1,000万円だったんですね。予算書なんか見ますと。そうすると、3名削減して、年に3,000万円、1期4年間で1億2,000万円足らずでございます。しかし、市の職員さんが100名削減、まだまだ5年後、6年後、7年後にはまだまだ変わってくると思いますが、そのとき一番大事なことは、職員さんだけじゃない、議員たちも市民から必ず言われるはずですよ。「いいのか、その数で」と。「自分たちみずから手本を示さなければいけないのが議会じゃないのか」と。我々2年前はそのつもりで3名削減したと思います。

お互いにいろいろなものをお考えながら、抜本的な行財政改革を早くしなければいけない。そこで、一つ、今までの状況の中で、全庁的な取り組みとしてきましたけれども、他の財政改革

に財政専門家の知恵を導入するような物のとらえ方はしないのかどうか。今回はこの1点だけ聞かせていただきます。

次に、行政力アップについてと。市長もなかなかとてもいいお答えをいただいて、本当に私も考え方が大体似ているので、ありがたかったんですが、何のことはない。我々ちょうど6年前に会派を組んだとき一つの議員のバイブルとしてうんと勉強……、20回ほど読んだ本があるんですが、それを書いた方が現在大きな都市の市長をされている方なんですが、行政力というのは必ずありますよということで、行政を高める10箇条を庁内に掲げて、そして実行して、飛躍した都市がございます。これは、前の市長のときにも言ったんですが、余り理解されなかったようなので、ちょっとまたきょう言ってみました。

こういうことなんですね。市長、ちょっとだけ聞いてください。こんなことを言っていました。「行政力というのは何か。計画的に、しかも長期的視野と市民の目線をあわせ持ち、公正、公平を旨とし、積極的に情報を公開し、住民市民には説明責任を果たし、常に財源を意識し、施策実施のタイミングを失わず、簡素、効率的な組織運営で垣根をできるだけ取り払い、市民、職員とが一体となって取り組むことではないだろうか」と。一言でまとめれば、経営体ですよ。行政力というもののとらえ方を経営体として考えてくださいと。これは、民間企業では当然こういうことは当たり前のことのようにやっておることでございます。21世紀は、多分民間企業と同じような物のとらえ方をしなければいけない。行政もそういう中に入ってしまったということを次の段階でも麻生総務大臣が言っていますけれども、そんな関係で、この辺をこういう物の捕らえ方、市長も何か今同じようなことを言われたので、この辺は感想があれば、言っていただくだけで結構でございます。

それから、ちょうど助役が言われたとおり、9月27日の県知事、助役制度というものが社説に載ったんですよ。ことしの。それで、麻生太郎総務大臣が事務方に見直しをもう指示しているんですね。今までのやり方ではもうだめですと。助役と同じようなあれで、やはり全部皆同じなことで、こうやって見ますと、トップマネジメントなんていう言葉は、経営学の言葉なんですよ。だから、もう新聞でもトップマネジメントと、ここには書いていなかったですけども、助役いみじくも、市長も言いましたけれども、トップマネジメント、ミドルマネジメント、ローマネジメントと、これはもう経営学の基礎でございまして、だからその中でも今まで行政が学んできた皆さんが今度は経営学を学ばなければいけないだろうと。民間企業がやっているようなこと、利益を追求する場ではございませんが、市民のためにそういう物のとらえ方

をしていかなければいけないのではないかと。

特に、市長は、二つの顔を持たざるを得ないだろうと。政治家と行政の最高責任者としての、執行者として。二つの顔を持ってやらなければいけない。このごろ、前からそうですが、佐藤市長は、就任以来性格がまじめなせいか、余りにももう疲れたような顔を私よく見るんですよ。だから、「余り疲れしないでくださいよ」と言うんですが、やはり4年間 100%やってもらわなければいけない。1年や2年やそこらで倒れられると困りますから、やっぱりその辺をちゃんとすみ分け、助役、収入役のすみ分けをする。これが本当の経営学なんですよ。それをどういうふうな物のとらえ方で持っていくか、おわかりだと思いますから、余りくどくどとは言いません。政策決定したら、その実現の責任者はだれということ、それを一緒にやったのが日産のゴーンさんでしょう。多分。そんなにやると大変ですから、その辺を指揮系統をはっきり決めて、全庁的にやっていただきたい。そんなことでございます。

それから、助役に災害における市民の安全、安心の確保について、ちょっと2回目の質問として、今回の新潟県中越地震の中で、テレビとか、または行ってきた人の話……、その前に、先ほど市長が言われました研修会、町内会をぐるぐる回って、防災課、危機管理課がこれがとてもメンバーがいいせいか、なんか、ちょうど新潟で被災出身で塩竈消防の副署長さんがおられて、すぐ向こうに行つたと。現状を生々しくお話ししてくれて、町内会に来ていただいて、それで、大好評であるということで、ぜひこのことをどんどん進めて、全町内会に行き渡るように、大好評でございますから、よろしく今後ともお願いしたいと思います。

そこで、質問でございますが、新潟県中越地震のとき新聞、テレビで見えても、自衛隊や他地区の消防、そして多くのボランティアなどの支援、協力がありましたが、問題点の一つとして、現在指摘されていることが一つあります。それは、受け入れ体制。いつも言われますね。受け入れ側の体制。受援体制というらしいんですが、スムーズに支援協力の申し出を有効に機能させられなかった。この点今後の大きな問題点、各自治体で考えていることでございます。この辺を我が市ではどのように考えておられるのか。

あとまた一つ、塩竈市の場合は、丘陵地が多く立ち並ぶ町でございます。そんな中に家がたくさん建っております。国有地、県有地、私有地、民間用地などの災害におけるがけ崩れ、崩落、この危険箇所が何カ所ぐらいあるのか、お聞かせください。

あと、指定管理者制度については、1回目の質問でも申し上げましたが、ぜひ市長もいろいろなことでやりますということでございますから、ぜひ最大指定管理者制度が導入されたいき

さつ、何かということを知っていることだと思いますから、塩竈市にはこれが大変大事なことでないかと思えます。

それで、前にも述べたことはありますが、大体4年過ぎましたから、私の言葉は風化したと思いますが、皆さんご存じでホームページで、または新聞で見ていると思いますが、いろいろな物のとらえ方で、一番前に戻りますが、なかなか行財政改革というのは本当に難しいんですね。だから、そんな中で、だれがそれを評価するのも出てきます。ただ、おもしろいことに、1点だけ言っておきます。埼玉県志木市、板橋区の隣、人口6万6,000人です。その市長さんがとても昔からおもしろいことを言っていて、穂坂邦夫という市長さんでございしますが、自分のところの職員は619名、それを20年後には301人にします。半分にします。そのかわり、市長が先ほど言われましたパートナーと、それを行政パートナーとして、市民公益活動団体として20年後にはその方たちを有償ボランティア、時給700円で523人採用いたします。この方は、4年ほど前からこういうふうにして実行しておられる市長さんでございします。やはり、もともと大変だと。行政は人件費が大変だと。どうやって圧縮するかということが本当にどこの首長さんも悩んでおることとは思いますが、こういう例もございしますということを書いて、2回目の質問を終わります。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 木村議員の再質問にお答えさせていただきます。

初めに、行財政改革大綱、時間がかかり過ぎではないかというようなご指摘をいただきました。私もスピードアップということで、先ほどお話ししながら、行財政改革大綱の取りまとめにこれまで時間がかかったことにつきましては、大変申しわけなく思っております。

ただ、ご理解いただきたいんですが、議員のお話にもございましたとおり、我々市民の皆様方の血税60億円を預かって行政運営をさせていただいております。本当にそういう思いであります。今現在の本市の一般会計規模200億円であります。残念ながら、この税金では3分の1しか賄っていない。残りの3分の2は、やはりまだ補助金でありますとか、国からの交付金に頼らざるを得ないという地方自治体の財政の仕組みが実は重くのしかかってきております。

そういった中で、国の方におきましては、三位一体改革の中でいろいろな補助金のカットでありますとか、交付金のカットあるいは税源の移譲といったようなことが言われておりますが、その辺の姿が我々地方行政を担当する者にとっては、全く見えないと言わざるを得ないような現状でございました。

11月の末にやっと政府の方から三位一体改革のおおよその姿が示されてはおりますが、はっきり申し上げますと、我々にとってはいまだ不満という部分が残念ながらある現状にあります。

そういった中で、やはり行政運営の基本となるべき財政計画というのがなかなか立てられなかったということが現状でございます。ただ、先ほど申し上げましたとおり、11月末に一定の方向が示されたという時期をとらえまして、来年1月ぐらいいまでは何とか全容を議会の方に説明できるように頑張っていきたいということを申し上げたわけであります。

その中で、定数問題についても触れていただきました。本市経常収支比率が90%を超えておった。県内10市の中でも相当に高い方であることは事実であります。こういった1点からも、やはり定数管理といったようなことをきちっとやらなければならないという認識をいたしております。

いずれ、こういったことを進める上で、コンサルかなんかを活用するというような問題提起もいただきましたが、我々あらゆる力をかりて、こういったことを進めなければならない。ただ、繰り返すようでございますが、基本は市民の方々の目線を大切にしながらというところに尽きるのかと思っております。

行政力アップに関する質問の中で、議員の方から取り組みの視点について一考察につきましてご提言いただきました。我々今後行政力を向上させていく上での取り組みの視点の一つということで理解をさせていただきたいと思っております。

それから、三役の職責に関しまして、私の体の心配までいただきまして、大変恐縮いたしております。大変健康でありますし、今後塩竈市のためになお一層頑張るべき立場にあると思っておりますので、努力をしてみたいと考えております。

災害に関しまして、2点ご質問いただきました。

一つは、ボランティアの方々の力をかりることが非常に大切ではないかということでありませう。全くそのとおりだと思っております。災害が発生した場合、想定していただきたいんですが、行政はどうしても災害情報の把握でありますとか、応急対策といったようなことに恐らくは追いまかれるのかなと思っております。そういったときに、例えば破損した家屋の危険度判定でありますとか、被災者の健康面、精神面のケアでありますとか、あるいは破損した家屋や家具類の後片付けといったようなことにボランティアの方々のお力は大変大きなものがあるというふうに考えております。

本市におきましては、いざというときにすぐにボランティアの受け入れでありますとか、被

災者のニーズの確認などの総合窓口につきましては、塩竈市社会福祉協議会にお願いをさせていただくことになっておりまして、この協議会を中心に災害ボランティアセンターを設置させていただきますとともに、日ごろからボランティアコーディネーターの養成でありますとか、関係機関との連携を緊密に図りながら、被災者の方々にもボランティア活動に対する理解をいただくような環境づくりということに取り組んでまいりたいと考えております。

地震のときに崩れるような危険ながけ地についてのご質問でございました。現在宮城県が出示しておりますハザードマップに土砂災害危険箇所として明示されておりますがけ地、本市内に85カ所となっております。ほとんどが個人の所有地となっております。個人の財産は、基本的には個人で守っていただくということになるかと思いますが、人工ではなくて自然がけ地で高さが5メートル以上の箇所については、国の補助事業または県の単独事業で急傾斜地崩壊対策事業等を講じるような仕組みができ上がっております。

しかしながら、新潟県中越地震等の教訓から、がけ地にお住まいの方々の場合に、もし地震が発生した場合、まずはすぐに安全なところに避難していただくことが何よりも肝要でございますので、今後も防災研修会等を通じまして、そのような意識の向上を図ってまいりたいと考えているところであります。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 12番木村吉雄議員。

12番（木村吉雄君） 3番目で、最後に要望だけ一つだけお願いいたします。

指定管理者制度の中で、ノン・プロフィット・オーガナイゼーション、塩竈市体育協会のあるべき姿というものは、各スポーツ団体の指導的な役割を担うとともに、競技、スポーツ、生涯スポーツの普及や底辺拡大、そして一番大事な競技団体の横断的な組織の役割を果たすことだと強く考えております。

ぜひその辺のことを今後考えていただき、NPO法人塩竈市体育協会、いろいろな面でお世話になっておると思いますが、よろしく要望をお願いして、終わらせていただきます。

議長（香取嗣雄君） 21番東海林京子君。（拍手）

21番（東海林京子君）（登壇） 社民党の東海林京子です。

質問に入る前に、2004年度をちょっと振り返ってみたいと思います。

あと10日間で2004年、平成16年が過ぎ去ろうとしています。ことしの世相を反映する漢字は、「災」という字に決定されたようですが、すばらしかったオリンピックの成果は陰に隠れてしまうほど、まさしく災いの年になってしまったと思います。

日本国内では、あの真夏の暑さ、そして台風は10回も上陸し、その後は新潟県中越地震など、自然災害で多くの命を失い、その上土地や家屋、すべての財産を失う大きな被害をもたらしました。被災地の皆様には心からお見舞いを申し上げます。

また一方、人災については、親が子供を虐待し、殺し、子供が家族を殺す、女性や子供を乱暴し、さらに残虐な方法で殺し、捨てる。または、お年寄りをだまして金を奪うなど、こんなひどいことがどれほど繰り返されたのでしょうか。

対外的には、大儀なきイラク戦争へ日本の自衛隊が派遣されていること、有事7法案の制定により日本はどんどん普通に戦争のできる国へ突き進んでいることなど、2004年は紛れもなく歴史の大きな曲がり角に差しかかっている年であったと思います。

そんなことを思い起こしながら、一日も早く新潟県中越地震の被害者の皆さんの復興と1人の戦死者も出さないうちに自衛隊のイラク派遣が中止されること、そしてまた、まだ解決していない犯罪の解決、犯人の逮捕を祈りながら、私の質問に入ります。

最初の質問は、塩竈市の新エネルギー導入についてお尋ねします。

ことしの2月、塩竈市の地域新エネルギービジョンの策定、事業報告書が市当局より出されました。エネルギー問題については、その報告書で述べられているように、日本のエネルギー消費は、経済成長とともに右肩上がり、上昇消費を続け、今では世界第4位のエネルギー消費大国となっています。

しかしながら、膨大な消費量を賄うエネルギー供給源は、非常に脆弱な構造となっています。石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料は、貯蔵量においては限りのあることであり、また、地球環境への影響を考えたとき、CO₂排出量によって地球温暖化問題は、もう避けられない問題となっています。

また、原子力発電についても最近事故やトラブルが多発しているため、一つ間違えば長崎の原爆の何万倍という事故につながりかねない恐ろしいエネルギーであることが2002年以降特に認識されるようになり、世界的には歓迎されていないエネルギーとなっています。

したがって、これまでのエネルギーにかわる新エネルギーとして太陽、風力、火力などの自然エネルギーにごみなどのリサイクルエネルギーが導入されるようになりました。

塩竈市においても、水産加工業などの廃油を使ってバイオディーゼル燃料を取り入れる新エネルギービジョンが示され、導入の取り組みが図られています。

本市が導入しようとしている水産加工業の廃油のリサイクルについては、地域エネルギーの

活用というテーマに国の強い指導と若干の補助金がつくということでの早期導入になったと私は理解します。

しかし、そのほかに塩竈市が採用しようとしている幾つかの新エネルギーのリストの中では、バイオディーゼル燃料は、数字的には圧倒的に効果の低いエネルギーになっていると思います。それは、報告書のデータからもうかがえると思います。

水産加工業だけでなく、同時に学校給食、一般店舗、事業所、家庭などの廃油の活用もぜひやらなければならないと思います。

導入の必要性、先導性、実現性から、優先度を選択した結果としては、ほかの方法で効率性が高く、それらのエネルギーも同時進行しないとおかしいと思います。

まずは、省エネルギーです。例えば、使っていないコンセントは手まめに抜く。エアコンなど温度調節、冬は暑過ぎないように、夏は冷やし過ぎないように、または、近所にたばこや飲み物を買に行くのに車を使わないこと。車のアイドリング、これからは冬場にかけて多くなりますが、これをやめる。24時間営業店の時間短縮も企業にお願いする。一人一人の努力と企業に対しても理解を求めていくことで 32.63%のエネルギーの削減になります。こんな身近なことからの取り組みは、ぜひ行政としてすぐにでもアクションを起こすことだと思います。

さらに、最近、エネルギーの効率のよい家電や低燃費の車などの普及によって、これも 32.63%の削減が期待されます。

新エネルギーの本市の導入の目標値で見ると、太陽光発電や太陽熱利用では25.4%、クリーンエネルギーの自動車導入では 8.3%になります。塩竈市がメインとして取り組もうとしているバイオディーゼル燃料だけでは、わずか1.24%にしかならないのです。これで地球温暖化防止にそれほど貢献するとも思えません。今なぜトップの取り組みがバイオディーゼルで、そのほかのエネルギーが後回しなのか、お伺いいたします。今後のエネルギー活用の年次計画はどうなっているのか、ご見解、ご答弁をよろしくお伺いいたします。

次の質問は、男女平等共同参画の取り組みについて伺います。

塩竈市の男女平等共同参画基本計画の推進については、人が生きる共生のまちづくりを目指すことを計画の柱に据えて、平成13年度からスタートし、平成15年3月に基本計画が策定されました。

その具体的な指針に沿って、市の担当課と市民団体の皆さんは、常に連携をとりながら話し合いをし、講演会なども何度か開催して、努力を積み上げていることに敬意を申し上げます。

さて、最近では、セクハラやドメスティックバイオレンス、DVという単語に皆さんもなれてきたようです。最近では、パワハラという言葉も耳にします。パワハラとは、パワーハラスメントという言葉で、「上司の職権による強制的な物言い、嫌がらせや強制、組織の規範や慣習などによる圧力」と現代用語の辞書には書かれています。平たく言えば、職場の上司が部下に対して仕事上のことで人前で大声でどなったり、個人のミスを過度に指摘して、人格を傷つけるような発言をすることです。そのことによって、部下が精神的なダメージを受けて、人間不信に陥り、職場に出勤しなくなったり、放っておけば退職したり、自殺をする人も珍しくありません。特に、女性に対するしかり方は、女性蔑視など、差別的要素も多く含まれています。DV、セクハラ、パワハラで女性が泣き寝入りをするような実態はいまだにあらゆる職場に存在しています。

しかし、なかなか相談するところがなくて、困っているのです。職場によっては、人事担当係や総務係あるいは労働組合がその役目を果たす機関といえはそのとおりですが、当事者はあくまでも自分の職場内の機関、そして公的なところで責任体制のある機関を望んでいるのです。もう既に体制を整えている自治体もあります。塩竈市は、これについてどのように考えているか。

また、本市の男女平等共同参画の条例化についても時期と目安があるのかどうか、伺いたします。

質問の三つ目は、ワンコインバス、きのうからデビューをしたしおナビ 100円バスについて伺います。

100円バスの導入については、市長の選挙公約になっておりましたが、私も含めて数人の市議の方々からもこれまで要望されていた内容で、早く実現されることが待ち望まれておりました。

そして、昨日6カ月の試行運転が開始され、市民の皆さんが大勢乗っていただいたようです。料金 100円については、皆さん大変喜んでおります。

初乗りのご感想は、「安くて助かる」、「いつもこんなに大勢乗るとバス会社も助かるね」、「マリゲートや魚市場へ行かないのは不便だね」、「北周り11時台、2時台がまだ運行されていないね」、「日曜、祝日の運休、余りにも多いよね」、「自家用車を持たない人、主婦や年寄りには土曜も祝日もなく、バスで買い物に行くんだよ」、「これまでは電車と接続されていた時間割がなくなって、次の電車に乗る時間までの待ち時間が長くなったり、極端に短過ぎた

りで困る」など、たくさんの意見が既に出されています。こんな話を伺っていると、これからももっといろいろな意見が出てくるだろうと思います。

バスのダイヤを見たとき、マリンゲート行きがない、魚市場がないという改正案のダイヤには、私も驚きました。これは、どこでつくったダイヤですか。宮交バスや市民からの要望とも思えません。昨日の市当局の話では、「予算的に 200万円増額した予算にした」というお答えがありましたが、本当に大丈夫なのでしょう。これでやっていけるんですか。100円に値下げしたことによって、収益はものすごくダウンすることになるわけで、その分乗客は2倍以上にしなければ採算はとれないと思います。

そのためには、企業も行政も市民も「バスに乗りましょう」という宣伝、啓蒙活動をしっかりやらなければならないと思います。

市内はバスに乗って、自家用車を減らし、排ガスの抑制、渋滞緩和など、環境も守れます。市民の足を守るためにも、予算的裏づけ、そして、循環バスと複合する路線の廃止を行わないこと、距離の安易なカットを行わず、充実、強化を図ることに努力していただきたいと思えます。

試行の段階からしっかり利用しやすいしおナビのために取り組んでいただけるよう、お願いいたします。

四つ目の質問は、市立病院の経営健全化について伺います。

自治体病院の立場としての役割、責任を踏まえて医師不足にどのように対応して、病院健全化を図っているのか伺います。

市立病院の経営健全化については、平成12年度から16年までの5カ年計画の中で行われ、恒常化している不良債務発生の経営体質から1日も早い改善、脱却を図ることを目標とされ、市立病院の皆さんが真剣に取り組んでまいりました。その結果、平成12年、13年度は、計画に近い決算をすることができたと思います。

しかし、平成14年度に入って、医療制度、診療報酬のマイナス改定、平成15年の4月から患者本人負担が3割に引き上げられるなど、医療制度の改悪によって病院経営は大変厳しいものになりました。

その上、各自治体病院は、医師不足によって8割が赤字経営になっています。市立病院も平成11年度の累積不良債務が9億4,000万円に膨らみ、厳しい経営状況になりましたが、病院の経営健全化計画に沿った努力を職員が一丸となって頑張った結果、若干ずつではありますが、

改善の兆しが見えてきたと思います。

しかし、一昨年まで整形外科、眼科、耳鼻科、麻酔科の医師が退職され、常勤補充されないまま、去る11月27日の新聞記事のとおり、呼吸器科医師2名、ことしに入ってほかに内科医師3名が退職しました。そのため、在勤している先生方は、午前の外来診療、午後は入院患者の診療や事務処理、夜は当直、翌日また日勤と、休む暇もなく働き続けています。このような労働条件でいいのでしょうか。

そのため、午後外来はストップしなければならない状況になっております。その上、今後も泌尿器科の医師が来年3月で退職するので、透析患者は、周辺の医療機関への転院を余儀なくされるわけです。その患者さんから、塩竈市議会の方にこれまでどおり塩竈市立病院で透析が受けられるよう、早急に専門医を配置するようにと請願が出され、その件について所管の常任委員会で審議をし、満場一致採択され、本会議の中でも採決されました。

医師不足による医療業績の低下は、まさしく経営上の死活問題です。これまで市立病院に命を預けている患者さんやその家族、地域住民は、これからもずっとずっと市立病院にお世話になりたいと思っているのです。そして、安定した医療を提供していただくことを期待しております。

そのためにも現在市長初め、病院長、事務局、そのほかにも医療を支える方々の代表の方も日夜大学病院や医師会の方に足を運んで精力的に話をし、お願いをしているということは、私たちも聞こえていますし、その努力に心から敬意を表します。

市立病院は、全科の医師さえいれば、間違いなく黒字の望める病院なのではないでしょうか。診療科も多く、医療機器もそろっている。検査、看護師、医学療養士、技師、薬剤師、ケースワーカー、給食に至るまで、万全のスタッフそろいで、総合病院としての能力を十分持っている。したがって、住民、近隣近郊の中でも信頼感も厚く、評価も高いので、黒字の望める病院であることは間違いのないと思います。

それなのに、なぜ医師がほかの病院に行ってしまうのだろうか。大学病院が人事権を握っているから仕方がないのでしょうか。これにはもう手の打ちようがないのですか。本当にそうなのですか。

医師の絶対数が不足している。臨床研修医制度で学卒医師がどこかの病院で2年間研修を積むため、大学病院に残る医師は3割しかいなくなって、大学病院が困っているから大学に引き上げるという理由は、そのとおりだと思います。だから、塩竈市立病院の先生を他医療機関に

引き抜かれる、これを嫌だとか、だめだとか、残してほしいと言っても、お願いしても聞いてもらえないのですか。

市立病院の医師が退職したと聞くと、私はすぐこんなことが心配になります。塩竈市立病院は、医師の労働環境が悪いのではないか。給料が安いのではないか。働きづらい職場になっていないだろうか。塩竈市立病院は、医師にとって魅力がないのだろうか。ほかの病院の魅力って何なんだろう。やっぱり待遇でしょうか。お金だけでもないだろう。専門性の発揮できる職場になっていないのかもしれない。ゆとり、やりがいを持って診療や学習をしていける環境になっているのだろうか。医師が不足すれば、医師の仕事が一番きつくなる。それでも医療ミスをしないように気を張って頑張っている先生方、本当に気の毒だと思います。

まず、医師がいなければ病院は成り立たない。今年度の5億円の赤字がこれを証明しています。病院の人事で事務職の異動はこれまでやってきた方法の無難な本庁との交流だけでいいのだろうか。事務局に医療事務専門職の配置、そして、事務長などの異動年数が2年や3年ぐらいの短期間で回しているようなやり方はどうなのだろうか。もっと腰を落ち着かせて、経営の専門家になるようなつもりでやってもらえるぐらいの年数は配置できないのか。

医師の承認昇格の基準はどうなっているのか。めんこめんこ人事や好き嫌い人事など、不合理性はないのか、あるのか、などなど。こんなことを私が心配する前に、病院の首脳部、院長さん、事務長さん、そして本市の三役、部長方が既にご確認、お考えいただいていると思います。

そこで、改めて伺いますが、医師の退職、つまりほかの病院への転出、労働環境などについてこれまでどのように研修し、今後どのようにしていられるのかお伺いいたします。

私も市立病院の利用者です。よき理解者となって、応援団になりますので、前途に光の差すようなご回答をよろしくお願ひいたします。

五つ目の質問は、少子化問題について二、三伺います。

少子化についても全国的な問題で、どこの自治体も避けて通れない深刻な課題です。この問題には、自治体の独創的な発想と前向きな取り組みによって人口流動と少子化は歯どめをかけ、成果を見せている自治体も幾つかあるようです。

子供が少なくなったと言われてから久しいのですが、物質的には豊かになり、福祉、医療、子育て支援の政策もかなり充実してきているのに、子供の数がどんどん少なくなっています。少子化の原因はいろいろたくさんあります。子供を産む、産まないは個人の自由ですが、産み

たいけれども、産めないという要因は、自治体の責任において少子化解消のために産める条件の整備が不可欠になってきます。

今何が一番問題かといえば、子育てにかかわる経済的な負担が理想の子供の数と実際に産む数の間で差が出ています。理想の子供の数だけ産まないのは、子供に金がかかり過ぎるから産めないという理由が少子化の原因になっていることは、本市のアンケートの中からも明らかになっています。塩竈市も「のびのび塩竈っ子プラン」、次世代育成支援行動計画の中間案をこの11月発表しました。内容はとてもすばらしいものです。このまま1日でも早く実施していただければ満点だと思います。

ただし、計画年度が来年の平成17年から26年までとなっています。その内容は、理想高らかに希望に満ちています。こんな塩竈市に住みたい。ここで子育てをしてみたいと思えるような内容になっているのです。そして、どこを見ても「できるように取り組んでいきます」、「環境づくりを進めていきます」、「を築いていきます」など、非常に前向きに書かれていて安心しますが、の部分非常に抽象的で姿が見えません。10年間の中でそれをいつから何をどうやるのか、何も見えないのは大変残念です。

塩竈の人口の流動について調べてみましたが、平成12年度から15年までの転入、転出の差で見ても、4年間の中で689人の人が転出で多くなっています。全部が若い人とは言い切れませんが、結婚して新居を塩竈市以外のところへ求めて転出している例もかなりあるようです。若い人が住みたいと思う塩竈にしなければ、少子化問題には歯どめがかからないと思います。次世代育成年次計画の具体化についてどうしていくのか、よろしくお願いします。

六つ目の最後の質問は、危険対象から子供たちやお年寄りを守るためというテーマで質問します。

最近頻繁に新聞やテレビでは子供の虐待、殺害、連れ去りなど、子供への事件記事が載っています。余りにもひどい実態だと思い、心からの憤りを感じます。塩竈市においても最近変質者がうろろうしているとか、殴られたとか、車に乗せられ、連れ去られそうになったとか、実際に子供たちに危険が及んでいます。子供の機転で逃げて帰ってきたということが伝えられています。

このような話は、学校に行っている子供さんの家庭、保育所、幼稚園児などのいるご家庭では少なくとも1日から2日以内には事件の真相を伝えるお便りを各家庭に出しているようですから、情報は伝わっていると思います。しかし、子供さんのいない家庭ではほとんど知らない

でいることが多いのです。子供さんがいないところは、直接は関係ないと思う人もいますが、ねられるのはお年寄りや女性もだと思えます。したがって、危険なことはみんなに素早く知らせることが大事だと思えます。その方が皆さん用心すると思えます。

このような危険なことに対してみんなが情報を共有するため、防災無線を使って、全市的に知らせるということではできないのでしょうか。このことについてお伺いします。

もし、できないとすれば、迅速な対応、それにかわるものをぜひ教えてください。

以上、私の質問を終わります。市当局の誠意ある回答をよろしくお願い申し上げます。長時間ご清聴まことにありがとうございました。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 東海林議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、本市の新エネルギー導入について何点かご質問いただきました。地球温暖化防止との関連と重点導入リストについてのご質問にお答えいたします。

エネルギー問題、地球規模の大きな問題になってきておりまして、特に地球温暖化といったようなものを解決するため、本市の対策として平成15年度塩竈市地域新エネルギービジョンを策定させていただいたところであります。当ビジョンの中では、利用が期待される新エネルギーとして太陽光発電あるいは太陽熱利用、クリーンエネルギー自動車、バイオディーゼル燃料などを掲げており、今年度は特にバイオディーゼル燃料の製造施設の実現に向けた取り組みを進めることにつきましては、議員ご指摘のとおりであります。

ただ、これは、どれがということではなくて、これらのものを総合的に進めるということが本地域の環境対策としてぜひとも必要であるというふうな理解をいたしております。やれるものから率先してやっていきたいというふうに考えているところであります。

年次計画についてお答えいたします。

塩竈市地域新エネルギービジョンでは、2010年度までに2003年度消費エネルギーの15%削減を目指しております。短期的な取り組みといたしましては、バイオディーゼル燃料の事業化あるいは中期的な取り組みといたしましては、太陽光発電、太陽熱やクリーン自動車等の市民や事業所への導入促進、そして最終的には省エネ、新エネの啓蒙を行いながら、塩竈地域版の地域循環型社会構築を目指してまいりたいと考えているところであります。

庁内の省エネルギー活動としまして、率先して塩竈エコオフィスプランに取り組んでおるところであります。市役所みずからが市内の各事業所の見本となるような省エネルギー活動を

今後とも展開させていただきたいと思っております。

ちなみに、太陽光発電の取り組みといたしましては、市立病院3階の照明用に約4.4キロワットの発電機を設置するとともに、公用車といたしまして、1台ではありますが、ハイブリットカーを購入する等の取り組みをさせていただいたところであります。

また、小・中学生に対する啓蒙活動も大変に大切なことではないかというふうに考えておりました。今年9月には玉川小学校、第三小学校の生徒さんそれぞれ170人を対象に、新エネルギー教室を開催させていただいたところでありますが、こういった取り組みを今後ともなお一層強めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

2点目ではありますが、男女平等共同参画の取り組みについてご質問いただきました。

まず、セクハラ、ドメスティックバイオレンス、パワーハラスメントに対する機関及び制度の設置についてお答えをさせていただきます。

セクシャルハラスメントでありますとか、ドメスティックバイオレンスは、社会的に優位な男性が女性を力等で抑えようとするというようなことが一般に言われておりますが、女性の人権侵害あるいは女性の人権確保といったような観点から懸念される事件、事案となっております。

現在ドメスティックバイオレンスにつきましては、社会福祉事務所、それから県相談センター等で相談窓口を設けながらリーフレット発行や研修会を行うなど、防止に向けた取り組みも行っているところであります。

また、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントについては、各事業所での対応となりますので、本市といたしましても積極的に啓発活動を進めているところでございます。

いずれ、セクシャルハラスメント、ドメスティックバイオレンス、パワーハラスメントは、各事業所内部だけでは解決が困難な場合もございますので、法務局の人権擁護相談や県の相談機関等とも緊密な連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、ドメスティックバイオレンスにつきましては、本市におきましては、外部相談機関との連携を強化するとともに、専門家による相談窓口の設置について検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

制度条例化の見通しと本市の特徴的な課題というご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

本市の特徴的な課題といたしましては、多くの女性の方々が生涯学習や地域活動へ積極的に

参加していただき、さまざまな活動を行っていただいておりますとともに、就労率も極めて高くなりつつありますが、管理職、役職等への参画が少ないことが課題となっております。

このため、意思決定過程への女性の参画を推進することとし、まずは、市の審議会等の女性委員数を平成18年度末までに30%登用するという具体的な目標を掲げ、取り組みを始めたところであります。

さらに、男女共同参画を推進するためには、カウンターパートとなる男性の意識改革が重要な課題と考え、講演会や地域や学校での出前講座あるいは広報紙掲載など、女性はもちろんでありますが、男性や若い方々も含めて幅広い啓発活動に今後積極的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

条例制定でございますが、このような課題に取り組み、意識の高揚を図りながら、計画の中間年次であります平成18年度ごろに向けて本市の条例のあり方につきまして、市民参加の推進委員会でありますとか、女性団体連絡会議等で市民各層からのご意見をちょうだいしながら、検討を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

ワンコインバスについて何点かご質問をいただきました。100円バスの試行運転に関しましてのご質問であります。

運行をお願いしております宮城交通側では、100円バス試験運行に伴い 200万円程度の補助金の増額になるのではないかというような試算をされておることにつきましては、昨日もご説明させていただきました。

また、100円バスと重複している既存路線のあり方につきましては、6カ月間の試行を踏まえ、問題、課題を抽出し、利用者の方々のご意見等も賜りながら、より路線の充実につなげてまいりたいというふうに考えているところであります。

マリンゲートの乗り入れを廃止した理由であります。これまでのマリンゲート停留所乗降客数は、1便当たり1ないし2名という状況にございました。今回の試行運転に当たりましては、当該ルートを除き、今現在人口が集中しつつあります杉の入地区に新たにルートを設定し、利用客の増加が図れないかというような試験運転をさせていただいているところであります。

いずれ、今後改めまして運行ルート全体等の見直しを検討しながら、できる限り100円バスの定着ということに努めてまいりたいと考えているところであります。

市立病院の経営健全化についてご質問いただきました。

まず、地域医療、自治体病院の責務、役割といったような視点でのご質問にお答えさせてい

ただきたいと思います。

医療費総額の抑制という国の方針は、残念ながら病院経営をますます厳しいものにしております。こうした国の動きに柔軟に対応することが求められるわけではありますが、それ以上に現在の医師不足が病院経営に大きな影響をもたらしており、確保できる医師を前提とした医療体制と体質の改善を早急に図らなければならないというふうに考えているところでございます。

医師不足が緩和されるまでの間は、塩竈医療圏内の医療機関との連携を緊密に図りながら、診療科目でありますとか、病床数の見直しなどを進め、医療圏内唯一の公立病院としての役割を引き続き担ってまいる体制の構築をしまいたいというふうに考えております。

医師不足の解決についてでございます。

医師の方々にも現行の勤務体制の中では大変に厳しい環境下での取り組みをお願いしていること、心苦しく思っていますが、残念ながら年々医師数が減少しているという現実であります。医師確保は、市立病院の運営にとりまして大変に大変に重要な課題であるというふうに認識をいたしております。

さまざまな状況から判断いたしますと、卒後医師の臨床研修生が輩出される平成17年度末、18年度までは常勤医師をふやすことはかなり厳しい環境にございます。市民の医療を守り、また安定した経営を継続していくためには、引き続き東北大学医局に支援を要請させていただきますとともに、さまざまな方策による医師確保に向けた不断の努力が不可欠というふうに考えておりますので、これまで以上になお一層の取り組みを進めさせていただきますとともに、医師が働きやすい環境の整備といったようなことにも努めてまいりたいと考えております。

医療スタッフの人事問題についてお答えをいたします。

東北大学では教育、研究、臨床という三つの側面を評価しながら、医師の派遣を行っていただいているというふうにお伺いしておりますが、医師不足が顕著になりましてからは、医療圏内の中核病院に医師派遣を行うというふうに変更しつつございます。本院からの呼吸器科医師の転出もそのような背景があるものと思っております。

今後は、病院の進むべき方向性を早急にまとめ上げ、実地の医療を行うことを通して臨床研修医にもつながるような環境をつくっていく必要があるというふうに考えておるところであります。

また、事務局職員の人事についても触れていただきました。事務局職員は、当然のことながら、経営の一端を担う大きな役割が求められるわけであります。今後病院特有の事務に精通し

た職員の確保でありますとか、養成にも積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、少子化問題についてお答えいたします。

少子化と人口流動に歯どめをかける本市の政策、アイデアについてお答えをさせていただきます。

昨年度の本市の合計特殊出生率は1.24でありまして、国の1.29、県の1.27を残念ながら下回り、少子化の傾向がますます進みつつございます。この問題は、本市のみならず、日本全体、さらには一部の先進諸国における世界的な問題となっているというような認識をいたしております。

要因といたしましては、晩産化、未婚化に加え、経済的な問題あるいは子育てへの不安、責任感などが若い世代の大きな負担になっているということも一因かと考えております。

本市におきましても、子供や家庭にかかわる保育、医療、教育、地域づくりなど、幅広い分野から「のびのび塩竈っ子プラン」を平成16年度中に策定し、安心して子供を育てられる環境でありますとか、支援体制の充実強化を図ることで、これらの問題解決の一助にしてまいりたいと考えているところであります。

また、男女共同参画の推進によって家庭と仕事の両立を支えることで、子供を産み育てやすい環境づくりを行ってまいりたいというふうに考えております。

本市の人口減少は、社会減によるところで大きく、平成8年度から減少傾向が続いております。将来を担う若い世代の人口確保は、本市にとりましてまちづくりや産業振興の問題も含め、最重要課題の一つであるというふうに認識をいたしております。

このようなことから、現在本市では中心市街地活性化策として、魅力あるまちづくりに取り組んでおり、海辺のにぎわい地区等に若年層あるいは壮年層、老年層の方々が商・食・住というようなものを十分に求めていただける環境の創出に取り組みを始めたところでございます。

次世代育成支援行動計画の具体化というご質問にお答えをいたします。

本市では、行動計画「のびのび塩竈っ子プラン」を今年度内で成案化し、この計画に位置づけられる、いわゆる特定重要事業の段階的な実現を柱に、少子化対策を本市の重点事業として推進をしてまいります。

具体的な事業の取り組みといたしまして、ファミリーサポートセンターを平成17年度に立ち上げていきたいというふうに考えているところであります。これは、核家族化の進展やコミュ

ニケーションの希薄化等により、地域の子育てを支援する力が低下している現状を踏まえ、子育て支援の新たなシステムを構築しようとするものであります。藤倉保育所内の子育て支援センターの機能をさらに活用、充実させ、ファミリーサポートセンターの役割を付加しまして、相互援助活動のレベルまでアップしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

加えまして、ファミリーサポートセンターには看護師資格を有する方を配置し、病気回復後期にある児童の一時的な預かりを希望する家庭がある場合に病後時保育の居宅への派遣事業を平成17年度から実施する予定でいるところでございます。

近年増加する保育ニーズに対しましては、平成17年度の認可に向け、市内の市立幼稚園が保育事業への参加を計画いたしております。また、現在運営している市立保育園が増改築を行い、保育定数の拡充を計画いたしております。

市といたしましても、側面から支援を行いながら、増加している乳児、3歳児未満保育の受け入れの拡大を図り、市内に在住されず保育定員規模90人の拡充を目標に、待機児童の解消に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

最後に、危険対象から子供を守るためということで、防災無線の活用拡大についてご質問いただきました。

塩竈市地域防災計画に基づき、平成10年度から市内73カ所に防災行政無線放送用のスピーカーを設置して、災害情報の放送を行っているところであります。

当該無線は、地域防災計画の中では防災行政無線局管理運用規定や運用細則を定めており、地震、台風時に関する予報、警報の伝達などを主たる目的に掲げさせていただいております。市民の方々がいざというときに混乱等が生じないようにするためにも、今現在といたしましては、災害以外の放送については差し控えるべきではないかというような判断をさせていただいているところでございます。

なお、緊急な市民へのお知らせ等につきましては、市の広報車あるいは防犯協会指導車等でタイムリーに情報を提供してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 21番東海林京子議員。

21番（東海林京子君） ありがとうございます。私の長い質問に対して、丁寧にまとめていただきまして、ご回答いただきましてありがとうございました。

それで、まず、自治体病院の、市立病院のことからお伺いしますけれども、まず、当局も言

っているように、やっぱりすべての住民がいつでも安心して医療サービスが受けられるようにするのが自治体病院の責務だというふうに私は聞いているわけですがけれども、とにかく先生がいないことには医療というのは成り立たないわけですから、このことについて本当に努力するだけの回答で、私も何か納得できないというか、どういうふうに努力するのかということが見えてこないし、それと、今まで平成12年度から行ってきた病院の健全計画がありましたよね。コンサルタントをお願いして、いろいろやってもらったと思いますけれども、それに沿ってやってきたんだとは思いますが、その総括が果たしてどれだけやられたのか。そのことが私たちの方にも余り公開されていないくて、ああやりました、こうやりましたと言って、やりやすいことだけ、言ってみればやりやすいことだけをやってきて、そして、ああやりました、こうやりましたけれどもという言いわけになっていないのかなという部分もあるんです。

やっぱり先生方も含めて、医療スタッフ全部が本当に大変苦労してやっていると思いますけれども、その人たちから現場の話を聞いているのか。実際に、そういう中で総括されたことなのかということが私は心配なんです。コンサルタントに言われたとおりにやったんだけど、だめだったと。じゃ、自分たちの中でどう総括したのかということが実態として私は見えないんだなというふうには思うわけです。そういう点がまず一つです。はっきりとやっぱりいいものも悪いものも全部出し合って、ごちゃまぜにして、そしてここはこうだと。ここはこうやっていった方がいいとか、本当にみんな本音で話し合ってやっていかないと、やっぱり先生方がどんどん抜けていってしまうような……、引っ張られたから抜けたというのがありますけれども、それは一つの理由にもなっていると思いますよ。私は大学病院に身分を置く身だから、大学病院から引っ張られれば行かなくてはならないんですというものもありますけれども、逆に私はここでもっとやりたいから、大学病院をお願いするから市立病院に置いてくださいという部分は何もないんですか。そういうところが全然見えていないんですね。

まず、内科の先生が1人いなくなればもう、外来もそれから入院も診られなくなるわけですし、そのことは療養型医療の方にも、訪問看護にも、透析にも、全部及ぼしてくるわけです。そういうわけで、ぜひ本音で話し合ってほしいというのがひとつ私の……、これから市立病院がやるべきことではないか。そして、自分たちの中で総括をして、きちんと次のステップを踏んでもらうという、そういうことをぜひ私はやってほしいなというふうに思います。

これからも何かコンサルタントをお願いしてみたいな、かなりこれは金もかかると思うんです。前と同じような答えが出てくるのではないかと思います。それよりも、むしろ病院の中で

ぜひ皆さんで本音で話し合っていたいただきたいというのが私からのお願いであります。

それから、少子化の問題、一つご紹介いたしますけれども、京都府の園部町、これは野中さんという方、聞いたことのあるような名前の、実際聞いたことのある人の弟なわけですけれども、この方が町長さんなんですね。この方は、まず子供やお年寄りに対して対策をやっていく、これが行政の仕事だと。そこをまず重点的にやっているんだと。子供を宝として位置づけて、日本の行政にはとにかく子供に対するそういう施策が少ない。こういうことを嘆きながら、子供に対して「子宝条例」というのをつくっているわけです。

その中身はどんなものかという、やっぱり子供を産みたいと思っているお母さん方を応援していこうという、そういう中身なんです。園部町には3年以上住んでいれば、第1子の出産のときには5万円、第2子の出産のときには10万円、第3子のときには30万円をおあげするんだそうです。これが「子宝祝い金」というんですね。それから、満5歳までの子供さんには毎月第1子は3,000円、第2子は4,000円、第3子以上は6,000円、これが「健やか手当」というものですけれども、それから、毎月とにかく生まれた子供さんと前月に生まれた子供さんと親に役所に来てもらって、祝い金と「お子さん生まれましたね。祝い金あげますよ」という「子宝認定証」をおあげするんだそうです。子供さんが病気になれば、親の負担は1カ月200円、それは高校まで。後は全部行政が負担すると。そんなにお金ありそうな町とも思えないんですけれども、こういうふうに行っている。

そして、保育所に行かない子供さんを幼稚園のそばに保育所を建てて、幼稚園というのは時間が短いから、幼稚園から帰ってきた子供さんをまた保育所で預かるとか、そういう方法で、とにかく徹底的に面倒を見ている。

それと、あと別なところでは、やっぱり働く場所、保育所に入れる場所があったって、子供を大事にしてもらったお母さん方働かなければならないわけです。働きたいわけですね。そういう人たちのために静岡県の長泉町とか、兵庫県の五色町、こういうところでも人口なんか本当に4万人、1万人というようなところですが、まず若い人に働く場所を提供するような、そういう企業を誘致してくるとか、やっぱり子供さんに対してそういうものをいろいろな保育所の問題とか、わずか4万人くらいの人口の中で保育所が5カ所あって、子育てセンターが3カ所あってとか、幼稚園が6カ所あってとかと、すごいなと思うんですけれども、そういうものがやっぱり特徴的に行われているということで、私は少子化を応援しているんじゃないかと思います。

ぜひそういう点で、塩竈市は何か目玉的にうちのところで住んでください。塩竈に住んでください。子供さん大事にしますよ。そういう本当に目に見えるような政策をぜひやっていただきたいと思います。

それから、きのうも市長言っていましたけれども、なぜ子供を産まないかと。さっきは晩婚だとかいろいろのありましたけれども、一つには、やっぱり子供を育てていく自信がないという、お金の問題もありますけれども、子供が怖いみたいな感じがあるわけです。

幼稚園あるいは保育所に塩竈の中学生、高校生が行って子供さんを見てくれたという、そういうのが国でも奨励しているわけですがけれども、そういうのは本当に大事だと思います。今結婚して初めて自分の子供が生まれて、抱っこしたとか、そういうのが多いと思うんですよ。それで、初めて抱っこしてみたり、子供に泣かれて、どうしよう、どうしよう、どうしようということで、虐待してしまったりするということがあるわけですから、産めないというのもあります。

ですから、私は小さいときから、やっぱり小学校、中学校……、小学校にも及ぼしているところもありますけれども、子供さんのいる保育所、支援センター、そういうところに小学生、中学生を何人かずつ連れて行って、子供に触れさせておっぱいをやったり、おむつを取りかえたりして、初めて子供ってこういうものだな。触れてみて、かわいいとか、すごいとか、そういう状況を私はつくっていかねばだめなんじゃないかなというふうに思います。

そういう施策をぜひ塩竈でもやっていただきたいなというふうに思います。

それから、エネルギーの問題もありましたけれども、エネルギーの問題でもいろいろ本当にやっていただいていると思いますけれども、やっぱり今一番手っ取り早くみんながやるところというところというと、さっき私が言ったようなことから大変なエネルギーの節約になるということをや塩竈の中でも取り組んでいただきたいと思います。

そんな節約なんてという……、節約というだけじゃなくて、何かけちけちしているとか、そういう問題じゃないんですね。やっぱりみんながやれる、みんなが参加していくエネルギーの問題だと思いますので、ぜひそういう点では室内の温度は冬はこのぐらいにしてくださいとか、スイッチを切りましょうとか……。

この間環境問題で東北大学の先生をお呼びしたときに、市長も言っていたと思いますけれども、「800万円の冊子だけつくって、そんなとこにそれだけで終わるんだったら私は参加しないよ」と先生が言っていたというのを市長が言ったわけですね。それだけに終わらないように、

そして、斉藤先生はやっぱり断熱の部分のところでの塩竈の取り組みが大変弱いと。そこをやりなさいと。そこをやったら、6万の人口がむしろ10万になって、市長もかなり人気よくなって、10年も20年も市長やれるんじゃないのみたいな話もされたと思います。

ぜひそういう点では、やれるところからやっていただきたいというふうに思います。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 東海林議員のご質問にお答えいたします。

初めに、市立病院医師数の問題であります。

ここはぜひご理解いただきたいんですが、研修医制度が平成16年度からスタートいたしております。文部科学省の方では医師の方々にさらに2年間研修を積まないと言わせないというような制度をつくったわけでありまして。ですから、今まで毎年何十人、何百人あるいはもしかしたら何千人のお医者さんがこの地域社会の中に出てきていたものが全くとまったわけですね。ゼロというような状況が残念ながら2年間続くわけでありまして。これは、我々も決して尋常な事態ではないと。結果といたしまして、そういった医師定数確保を補うために、大きな病院でありますとか、中核病院にお医者さん、ドクターを詰めているというのが今の現状かと思っております。

我々ももちろん塩竈医療圏の中核的な役割を果たす病院でありますから、再三再四医師の定数確保についていろいろお願いに回っているわけでありまして、残念ながら悪戦苦闘といったような状況にあります。

ちなみに、市立病院で一昨年でしたか、整形外科のお医者さんがなくなったときと前年度の対比をいたしますと、これはおおよそでご理解いただきたいんですが、お医者さん1人が大体年間1億円ぐらいの事業収入に当たるということは事実でありますので、例えばお医者さんが3人、4人と欠けていけば、自立的な病院経営を行う上でも大変重要な課題となるということについては、我々も認識をいたしております。

そういった中で、しからは、市長はもっとドクターと緊密な打ち合わせ会ということでございました。私は、逆に……

議長（香取嗣雄君） 市長、答弁簡潔に。

市長（佐藤 昭君） ドクターの方々にはもっと本業の方で頑張ってもらいたいということではあります、年2回ぐらいは定期的な打ち合わせを開催させていただいておりますし、あるいは院長、副院長とは四半期に1回は定期的な打ち合わせを行わせていただきながら、問題

の共有化を図っているつもりであります。

少子化につきましては、本市としましては、子供の成長を長期的安定的に支援できるような環境の創出になお一層頑張ってもらいたいと考えているところであります。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 小山田市立病院事務部長。

市立病院事務部長（小山田幸雄君） 経営健全化についての総括についてどうかというお尋ねでございました。

実は、平成12年度からやっておりますけれども、100項目ぐらいの項目につきまして大体80項目ぐらい実現できているところであります。

ただ、残るのは2割ぐらいできていない。それは何かといいますと、例えば電子カルテとかオーダーリングとかといういわばIT関連、それからあとは、人件費を削減しようという部分、それからあとはベッド稼働率を高めていくこと。それからあとは、院内の院長から一般の職員まで含めたマネジメント、これがきちんとできていないのではないかというような総括をさせていただいているところであります。

ただいまそういったことを踏まえて、来年度以降どうするかということで、医療のビジョンということについて職員に示し、それに伴う経営はどうなるかというところを腹を割って語り合おうということで、今議論を始めたところであります。よろしく願いいたします。

議長（香取嗣雄君） 暫時休憩いたします。

再開は3時15分といたします。

午後2時59分 休憩

午後3時15分 再開

副議長（菊地 進君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。7番今野恭一君。（拍手）

7番（今野恭一君）（登壇） ニュー市民クラブの今野恭一でございます。

このたび一般質問の機会をお与えくださいました先輩並びに同僚議員の皆様には感謝を申し上げます、質問をさせていただきます。

このたびの新潟県中越地震により命を奪われた方々に対し、衷心より哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げ、1日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、私は、さきの第2回定例会、つまり6月定例会において佐藤市長に対し、財政再建の取り組みについてお伺いし、ご答弁をいただきました。

しかし、市民の方々は納得できずに、財政再建団体に転落するのではないかと心配しております。例えば、私たち議員は、先ほど木村議員の質問にもお話の中にもありましたように、議員定数を見直し、平成7年の統一地方選挙で28名だった議員定数を平成11年には26名に削減し、平成15年にはさらに3名削減して23名にいたしました。次の選挙までにさらに削減していこうとしております。

また、常任委員協議会は、10時に開会していたものを午後1時開会といたしました。なぜならば、午後1時開会であれば、弁当代が浮くという発想からであります。

議員報酬にあつては、平成8年度からずっと据え置きであります。決してそれを嘆いているわけではありません。いや、むしろそれよりも、私たち議員は、率先して範を垂れ、市当局に示してきたことは誇りに思っております。

しかし、そうして弁当代の果てまで削って、必死になって何とかしようという気持ちをあらわしているものの、それがどれほどの役に立ったのかを思うとき、悔しい思いをすることがあります。なぜならば、当局の対応は、決してそのような方向に、そのような流れに進んでいないからであります。

例えば、IT化が進み、ほとんどのデスクにはパソコンが置かれております。それを使うことによって仕事ははかどり、手がすいてくるはずでありますから、その分人件費が浮いてこなければなりません、その形跡は見当たりません。

また、ある部署では職員が携わっていた仕事を民間に委託しましたが、職員の削減には至っておりません。

財政再建の号令のもと、ありとあらゆる事業予算が削減されているにもかかわらず、予算総額の規模はいまだに膨らんでいるのはどういうことなのか、不思議でなりません。

平成15年度には197億8,000万円、本年度、平成16年度当初予算が207億8,000万円、ここで約10億円の予算がふえております。いつまでもこんなことをしていてもいいのでしょうか。

さらに、今定例会では一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が提案され、賛成多数で可決されましたが、職員組合が反対していること、そして、それを後押しする議員がいること、このことがはっきりとわかりました。このような状況では財政再建も改革もなかなか進みません。これこそ抵抗勢力以外の何物でもありません。

市長、頑張ってください。市長の背中には多くの市民がついています。そして、私たち議員も心ある者は市長の見方となって、応援いたします。市政は市民のためによかれかしであります。職員の皆さんは、本末転倒を改めて、市民のために働いてください。職員は、決して組合のために雇われているのではないことを自覚してください。

そこで、質問に入らせていただきます。

まず、財政再建の取り組みについて、基本的な姿勢をお示し願います。

次に、一般会計及び企業特別会計についてお伺いいたします。

本市の場合、長年にわたって一般会計から繰り出して企業特別会計に繰り入れを行い、さらには繰り上げ充用を行ってまいりましたが、今後もこれを繰り返していくのでしょうか、お伺いいたします。

次に、新年度予算についてお伺いいたします。

本市では平成16年度予算において基金もほとんど取り崩しており、これからは基金を当てにした予算編成はできないと思います。そこで、新年度予算編成に当たっての具体的な方策があったならば、お聞かせ願います。

以上、お伺いいたしまして、第1回目の質問とさせていただきます。ご清聴まことにありがとうございました。（拍手）

副議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 今野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、財政再建の取り組みについてというご質問でございました。

財政再建に向けた行財政改革の取り組みでございますが、平成13年度に準用再建団体転落を回避するため、財政健全化の基本方針を策定いたしまして、平成14年度から5カ年間で約60億円の収支改善目標を立て、収支改善に取り組んでまいったところでございます。

歳出につきましては、給与費や物件費あるいは繰出金、補助金、普通建設事業費、さらには維持補修費についても切り込みまして、削減を図ったところであります。

平成15年度では10%の予算削減目標を掲げた取り組みを行ってきたところであります。

職員数の削減につきましても5年間でこの計画の中では5%の削減目標を掲げましたが、平成14年度、15年度2カ年間で16人予定数を上回ったところであります。

歳出の改善額は14億2,100万円で、目標達成率が130%となっております。

歳入につきましては、収納率の向上、受益者負担の適正化、さらには市有財産の売却等、主

には三つの改善項目を掲げ、歳入の確保に努めてまいったところでありますが、下水道料金改定の収入増があったものの、市税の収納率が景気の低迷もあり、90%と、平成13年度の90.3%を残念ながら下回っております。

2カ年間の改善額は4億9,700万円で、目標達成率は38%にとどまっているところでございます。

歳入歳出を合わせた収支改善額は19億1,800万円で、目標達成率は81%となっており、残念ながら100%を超えるには至っておらないというような実態であります。

こうした収支改善の努力を行い、一定の成果は果たしてまいりましたが、市税収入は平成13年の69億8,400万円が平成15年度では62億9,200万円となり、6億9,200万円1年間で減少いたしております。これに対し、扶助費は18億3,700万円が24億4,500万円と6億800万円増加いたしております。これだけでも合計で13億円となり、財政悪化の大きな要因となっておりますという分析をいたしているところであります。

平成16年度の準用再建団体転落は、財形健全化の取り組みでありますとか、財政調整基金の取り崩しなどにより何とか回避はできましたが、大幅な市税収入の減少が依然として続いており、このまま推移いたしますと、平成19年度の財政再建団体転落の危機の可能性は極めて高くなりつつあるものと懸念をいたしているところであります。

こうした状況を打開するために、平成17年度の予算編成に当たりましては、経常経費の10%削減、政策経費の20%削減を目標に掲げ、市民サービスを何とか維持しながら、コスト縮減に努めているところでございます。

また、厳しい行財政環境と時代の変化に対応した新しいまちづくりを行っていくためには、従来の行財政システムを抜本的に見直し、行政資源を本市が取り組むべき行政課題や将来のまちづくりに向けた重要な施策に重点的かつ戦略的に投入していく必要があるとの認識をいたしております。

現在新たな改革を目指した行財政改革計画に着手をいたしております。六十数項目の具体的な目標を設定した個別計画の作成に取り組み、来年1月の成案化を目指してまいりたいと考えているところであります。

次に、一般会計及び企業会計特別会計についてお答えいたします。

毎年繰り上げ充用を行っております魚市場会計や駐車場会計につきましては、累積赤字解消の大きな課題となっております。

現在の一般会計の体力ではこれらの赤字を一挙に解消することは困難でございますので、まずは、基準外の繰り出しを行わなくても済むように、単年度黒字化を目指した経営努力を行ってまいりたいというふうに考えております。

具体的に、魚市場事業につきましては、平成16年度に職員1名削減を行うとともに、駐車場使用料の料金改定を行っておりますし、公共駐車場事業につきましても定期料金を改定するとともに、利用時間の延長等を行ったところであります。交通事業につきましては、平成16年度の職員数2名の削減に続いて、平成17年度も見直しを行い、運行経費の削減に努めてまいりたいと考えております。

各特別会計につきましては、業務委託など、民間活力の導入は可能な限り行いながら、なお一層コスト縮減を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

一方、市立病院につきましては、平成13年6月に策定いたしました現在の健全化計画は、今年度が計画の最終年度となります。この間、計画に沿って収益性の向上や経費の縮減などに努め、一定の成果を上げてまいりました。しかし、平成14年度からの医療制度改革や新たな臨床研修制度の開始などに伴う深刻な医師不足など、病院を取り巻く環境の激変に対応し切れず、当初目標といたしておりました単年度収支均衡を達成することはできませんでした。

このため、累積不良債務も昨年末で14億円弱にまで拡大をしつつあります。経営健全化計画が最終年度となったことを受け、新たな経営健全化計画の策定に向け、診療圏分析などの作業を行いながら、今年度に入りましてから内科医が次々に退職するなど、年度当初に想定した病院経営基盤そのものが大きく揺るがされる状況となっております。

新たな経営健全化計画の策定に当たりましては、塩竈医療圏の今後の医療需要の把握などを踏まえ、市民や有識者の方々のご意見も賜りながら策定すべきものと考えておりますが、現在の病院会計は、医師数の減少によりまして、急速に危機的な状況に陥りつつあり、次期計画の策定を待ってはられない状況であるとの認識をいたしております。

そこで、当面の対策といたしまして、病院再建緊急プランの策定に今取り組みを始めたところでございます。その中で、徹底したコスト縮減でありますとか、収益確保の経営努力を行い、基準外繰り出しを必要としない健全経営に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

行財政改革につきましては、現在平成16年度から5カ年計画で職員100人削減の目標を掲げました定員適正化計画を策定いたしているところでありますが、平成16年度当初で既に26人の

削減を行っております。希望退職者の募集も行っており、平成15年度では2人の応募者があったところであります。今後定員適正化による職員数の削減と特殊勤務手当などの給与費の見直しもあわせて行い、人件費の削減を図ってまいりたいと考えているところであります。

新年度予算編成についてお答えをさせていただきます。

景気の動向でありますとか、昨今の三位一体の改革の状況を考えますと、ここ二、三年が地方自治体、特に本市にとりましては、正念場となるというふうに考えております。平成16年度予算は、市税や三位一体の改革に伴う交付税の減少に対応するため、多額の基金繰り入れにより財源補てんを行ってきたわけでありましたが、平成17年度につきましても歳入面での回復はなかなか望めず、前年度以上に厳しい予算編成とならざるを得ないものと考えております。

新年度予算編成に当たりましては、具体的には以下のような取り組みを行ってまいりたいと考えているところであります。

まず、施策の選択と集中の徹底でございます。本市を取り巻く厳しい経済、社会環境にありましては、行政施策の選択と集中を行うことは不可欠であるという認識をいたしております。現在行っております多様な施策を見直し、より市民が求めている施策へと施策の選択と集中を進めてまいりたいと考えております。

また、先ほど申し上げましたが、現在行財政改革推進計画を取りまとめ中でありまして、この計画とも連動させながら、予算編成に当たってまいりたいというふうに考えているところであります。

財政運営状況の転換のためには、歳出面での改善に加え、いかに歳入を確保していくかが重要な課題となりますが、市税収入は景気の低迷でありますとか、人口の減少あるいは地価の下落等から、制度改正による増収要素は若干ありますものの、来年度も減少傾向は続くものと見ざるを得ない状況でございます。

市税収支の確保に向け、企業の誘致等にさらなる努力を重ね、雇用の確保でありますとか、地域経済の活性化に努め、ひいては市税収入の増加につなげてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

副議長（菊地 進君） 7番今野恭一議員。

7番（今野恭一君） ただいまは、市長からる詳しいご説明をいただいたわけでありましたが、さらに理解を深めてまいりたいというふうに思いますので、第2回目の質問をさせていただきます。

ます。

まず、財政再建の取り組みについての基本的な姿勢についてお伺いいたしました。どうしても平成14年度からの5カ年計画でありますとか、転落の危機にさらされたときに立った計画であります。なかなか思うように進まないというのが現状のようであります。行き着くところ、平成19年度あるいは転落するのではないかという危機感を持っておられるということはわかりました。

今後なかなか進まない収支改善の状況、これが81%であったと。これが100%にはなかなか届かない状況であるというようなことではあります。さらに69項目の改善点を見つけ、見出しで取り組んでいくというお話をいただきました。

この辺の69項目、これを全部すべて数えるわけにはいかないかと思えます。時間の関係もありますので、主なるもの、あるいは大きくくくってのこういう部分について削減していくんだというようなことがございますれば、市長、よろしくお願ひしたいと思えます。市民の方々にわかりやすくご説明を願ひたいと思えます。

次に、一般会計及び企業会計についてお伺いしたわけではあります。魚市場ですとか、駐車場、交通事業、市立病院などなど、具体的な会計別にご説明をいただきましたけれども、いかんせん、市立病院の累積債務の19億円、これが経営健全化計画も最終年度を迎えたと。見直しの時期に来ているだけけれども、あるいは見直すなどという悠長なことを言っていられないのではないかという、危機感迫るお話をいただきましたが、まさに、市民の方々も心配しておられるのは、そのところであり。これは、前々から議会でも話題になっておりますように、本当にどのようにしたらこの危機を乗り切っていくのか、あるいは回避していくのかというようなところ、本当に具体的な解決策というのはなかなか見出せないまま今日に至っているというのが現状でないかと思っております。何も病院だけではなく、各会計、一般会計を初め、それぞれに問題があるわけではあります。この現状を認識した上での各会計の再建に向けた具体的な道筋はどのようにお考えなのか、改めてお伺いさせていただきたいと思えます。

次に、新年度予算についてであります。これからは施策の選択と集中、そして歳入の確保、市税収入の増加ということが挙げられました。確かに、これは言うはやすく行うはかたしという大きな問題であろうかと思えます。ですから、掲げることは確かにできるけれども、これをどのように実行していくかという点がやはり市民の方々も心配しているところであり。

先日のどなたかの質問にもありましたが、我がニュー市民クラブの志子田議員の質問であったかと記憶しておりますが、例えば歳入の増のために日本中央競馬会、JRAのウインズの誘致をしてはどうだというお話も出ておりましたが、市長はこれについては余り積極的な姿勢はお示しになりませんでしたけれども、やはり、市税、市民税がなかなか上がってこないということになれば、やはり何らかの形で企業誘致をしていかなければならないと思います。

やはり、ただし、その企業誘致というものは、一朝一夕になるものではありませんので、時間がかかるものだとは思いますが、既に例えば廃棄物処理の業者であるとか、あるいはそういう日本中央競馬会であるとか、そうした名乗りを上げている企業があるということは、まだ塩竈にも望みがあると、塩竈市にもまだまだ望みがあるということであろうかと思しますので、その辺のところを胸襟を開いて、大胆に企業を誘致するという方向には行かないものなのかどうか。これは、あくまでも民間であることに違いはありませんが、やはり歳入の増を図るためには、ぜひとも必要だという認識があるかないかでもあろうかと思しますので、その辺のところもひとつもし答弁がございましたら、含めてご答弁いただければ幸いと存じます。

以上で2回目の質問を終わります。

副議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 今野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、財政再建について幾つかご質問いただきました。六十数項目の具体的な内容につきましては、後ほど担当よりご説明させていただきたいと思いますが、私の方からまず、基本的なことをご説明させていただければと思います。

財政健全化の基本方針というものが策定されて、取り組んでまいったということにつきましては、前段でご説明させていただいたとおりであります。その基本フレームは、例えば税収であります。その当時の67億円強の数字が安定的に4なり5年間維持できるという前提で組み立てられております。

ところが、残念ながら、そういった予想を大幅に下回るような税収の見通しであるということについては、ご説明させていただいたとおりであります。平成16年度当初予算では残念ながら60億円という市税収入の見通ししか立てられないというような状況にありますので、そういったところはやっぱりもう実情に合わなくなっているのかなというような話であります。

それから、扶助費の増加に代表されますようないろいろな分野で予想を上回る歳出があったということについてもご説明させていただいたとおりであります。

こういったものを現下の経済社会状況に照らし合わせた形で新たに行財政改革推進計画という形でまとめさせていただきたいというご説明をさせていただいてまいったところであります。

具体的な項目、繰り返しになりますが、後ほど担当より説明をさせていただきます。

それから、市立病院問題であります。先ほど東海林議員のご質問の中でも触れさせていただきました。本来定数の医師が確保されて、塩竈市立病院で行ってまいりました診療科目がすべて網羅できれば、子どもも本当に市民の方々に喜んでいただけるということは考えておりますが、先ほど申し上げましたような医師がなかなか出てこれないという状況にあります。そういった中で、一方では当病院、これは決して大げさではなくて、人の命を預かる立場であります。万万が一にも間違いというのは許されないわけでありまして。そういった中で、適正な医療が行われるような体制も考えざるを得ないということについてはご理解をいただきたいということでありまして。決してそのままということではなくて、再三申し上げるようでありまして、研修医が再度医療の第一線に出てくるような時期になれば、我々ももっともって声を大にして市立病院の方にそういった医師を派遣していただきたいというようなことを積極的をお願いしてまいりたいと考えておりますが、現下の状況をご説明させていただき、ご理解をいただければと思っております。

それから、新年度予算編成、こういった状況を踏まえまして、大変厳しいものにならざるを得ない。歳入をふやしながらか、極力歳出の方のむだな部分を削減していく。具体的には何かということでありまして、選択と集中という一言で申し上げました。それぞれ各部、各課で抱える課題は山積いたしておりますが、そういった中でも無理、むだなものがあれば、それは見直しをするということでありまして。

そういった中で、JRAの問題取り上げていただきまして、非常に私の方から消極的ではなかったかというお話でありましたが、私は法律的な要件を十分満たしておる経済活動については、基本的には民間の方々のお力をという意味で申し上げたつもりであります。法律的に問題があるものについては、これはやっぱり市として市民の方々の環境問題でありますとか、あるいは生活、財産の保全というようなことも当然考えていかなければならないわけでありまして、そういった意味で志子田議員の方にはご回答申し上げたところであります。以上でございます。

副議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 7番議員にお答えいたします。

平成14年度策定した行財政改善推進計画、残っている65件の事業はというお尋ねでございますが、私からお答えいたします。

残っておる事業の主なものといいますと、まず、項目別に分けますと、一つは、歳出抑制の部分。その中で給与制度の問題、それから、何と言いましても各企業特別会計に対する繰出金の問題でございます。それから、もう一つの柱としては、歳入確保の部分でございます。これは、市税の滞納収納対策、それから国保税の収納対策、それから市営住宅の滞納整理ということで、歳入の確保ということでございます。

それから、歳出抑制の中で特に大きな問題は、いわゆる使用料、手数料の改定の問題、それから税の見直し等々、これにつきましては、当然市民の生活に直接影響するものでございますので、今後十分実態を説明する中でご理解いただくよう努力を今後していきたいということでございます。

それから、前後しますけれども、給与制度につきましては、平成14年度、15年度、2カ年間にわたりまして、職員の給与費を人事院勧告を上乗せした形で1億円削減ということで、協力はいただいております。残された問題につきましては、国庫を上回る基準をどうするかと。国庫並みに戻そうということ。それから、項目が非常に多くなっている特殊勤務手当の整理ということで、現在関係団体等協議中でございます。

それから、歳出の中でいわゆる補助金、助成金等の整理でございます。これにつきましては、現在各課と全体にわたってヒアリングさせていただいておりますが、やはりこれは長きにわたって地道な活動をされている団体が多々あるんですね。ですから、これをじゃ来年からと全部切るというわけにはいかないわけですね。行財政改革の名のもとに。ですから、団体のこれまでの運営の実態等も十分見きわめながら、今後市の置かれた財政の実態というものを説明する中で理解していただくよう努力をこれから続けていきたいと。

それから、繰出金の問題につきましては、さきに市長答弁申し上げておりますけれども、魚市場事業会計、それから駐車場会計、交通事業会計につきましては、それぞれ改革の緒についてでございます。したがって、いずれにしても、基準外繰り出しはこれからは極力しない方向でやっていきたいと。そういう方向性で今取り組んでおります。

ただ、市立病院につきましては、現在新たな再生プランを策定中でございますので、それを踏まえながら、一般会計としても十分その辺を尊重しながら財政再建に取り組んでいきたいと。

いずれにしましても、待ったなしの改革でございますので、不測の事態だけは回避したいと

いう心構えで今後取り組んでいきます。以上でございます。

副議長（菊地 進君） 7番今野恭一議員。

7番（今野恭一君） ただいまはさらに具体的なお話をご説明をいただきました。ありがとうございます。

歳出の抑制、そしてまた、繰出金の問題、それから歳入の確保などなど、特に平成14年度、15年度においては職員給与の削減というお話もございました。

やはり、各種補助金や助成金の削減をされる市民の側も痛い思いをするかと思いますが、職員の皆さんに置かれましても相当痛手をこうむるかとは思いますが、やはりここで財政再建団体へ転落というようなことになれば、過去2回において職員の皆さんもちろん、市民の皆さんが経験をしてこられたわけでありますから、3度目の転落というようなことになると、これはまたやったかというようなことにもなりましようし、また、職員の皆さんも市民の皆さんも本当にみじめな思いをせざるを得ない、そういう状況になろうかと思しますので、何としてもこれだけは回避しなければならないのではないかというふうに思います。

本当にそここのところのかじを取っていかれる市長には大変重い荷物を背負っていただくことになるわけでありますが、今現在進めている行財政改革をさらに進めていただき、定数減も予定よりも進んでいるというお話もありましたが、さらに人件費のさらなる削減に取り組んでいただきたいと。

そしてまた、先ほど希望退職のお話もございました。これを本格的に募集することなど、早急に実施していかなければならないのではないかという、やはり市民の声も受けておりますので、どうぞその辺のところをさらに大きな課題としてとらえていただきまして、今後なお一層の財政再建に力を注ぎ、取り組んでいただきたいということをお願いを申し上げまして、私の質問を終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

副議長（菊地 進君） 10番吉田住男君。（拍手）

10番（吉田住男君）（登壇） 私は、公明党を代表し、前日の我が会派の浅野議員の質問に引き続き、一般質問を行わせていただきます。

2日目最後となりましたが、ご当局の簡潔明瞭なご答弁をお願いいたします。

質問に入る前に、台風や中越地震で被災されました多くの皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。1日も早い安心、安全の生活を願ってやみません。

質問の第1点は、文化芸術振興対策についてであります。

公明党が中心的な役割を果たして誕生した文化芸術振興基本法が平成13年に施行されまして、はや3年がたちました。その後独自の文化芸術に関する条例や基金を設けて、前向きに取り組んでいる自治体がふえてきております。制度や財政面などでより本格的に文化芸術振興に取り組めるようになってまいりましたことは、大変にすばらしいことでもあります。

この文化芸術の振興によって、この塩竈の地が潤い、豊かで香り高い文化の町へと歩み続けるよう願うものであります。

そこで、お伺いいたします。これまで本市の文化芸術活動に対する支援策の取り組みはどのようななされてこられたのか。現状をお聞きしたいと思います。

特に、本市の文化芸術を振興させるための予算は、年間どのくらいの額になっているのでしょうか。

また、新しい制度が施行されて以来、この制度をどのように活用されてきたのか、具体例があればお示しいただきたいと思います。

お伺いする第2は、文化芸術活動の全般にわたっての情報提供とその窓口設置についてであります。

本市には広く市民を対象とした音楽、美術、写真、演劇、舞踊など、また伝統芸能、茶道、華道、書道などの文化芸術団体は数多くあります。例えば、芸術文化協会に所属する多くの団体、民謡関係の団体、社会教育関係の団体など、各種団体がその道で積極的に活動を展開し、本市における文化芸術の向上に寄与しているところであります。

これらの各団体の活動を当局はどう把握されているのでしょうか、お伺いいたします。

本市の文化芸術活動は、他市町と比べても大変盛んに行われているように思われます。中でも市民文化祭や音楽会、美術展などは恒例になっており、また、本市には有名なアーティストを輩出しておりますが、個人や各種団体の活動をさらに発展させながら、市民がひとしく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、創造していくためにも活動の全般にわたっての情報提供をすることが求められております。

また、文化芸術振興基本法という制度は、どういう制度なのか。どういうケースの場合どういう手続をすれば支援を受けられるのか。その活用方法をわかりやすく市民に知らせることも大事なことであります。

その際に情報提供する総合窓口を設置して、その窓口に行けば文化芸術振興に関する一切の情報を知ることができるようにワンストップサービスの窓口を庁内に設置してはと考えるもの

であります、ご所見をお伺いするものであります。

第3にお伺いすることは、活動推進のための環境整備と活動拠点の提供についてであります。

今全国的に若手新進アーティストの活躍が目ざましく、話題になっているところであります。そういう影響も受けて、市民の中にも音楽や芸術を志している人も多いのではないかと想像されます。よく夏場の夜になりますと、本市の街角でギターを弾きながら歌っている若者の姿を見かけます。これは、若者たちの芸を披露するための実践の場としているのではないのでしょうか。また、どこからともなく、民家の一室からギターやドラムの練習している音が聞こえてくることがあります。そういうミュージシャンや市民の若手アーティストたちのためにも手軽に活動できる場を提供できるよう、環境整備に努めていただきたいと思います。

文化芸術振興基本法を受けて、本市の文化行政に求められるものは、例えば、各種文化芸術団体及び個人においても既存の施設を地域の大切な資産として有効に活用させていくことではないかと思えます。

その意味でも、施設を生かしていくための取り組みをどう今日まで進めてきたのか。例えて申し上げれば、遊ホールを拠点とする市民楽団があってもよいし、また、その他の施設や空き教室、公園など、野外を活用し、また拠点として提供することも考えられるのではないのでしょうか。ぜひご検討をお願いするものですが、いかがでしょうか。

4番目にお伺いすることは、学校教育における文化芸術の活動状況についてであります。

私は、平成13年9月議会の一般質問で文化芸術振興について当時の市長と教育長に見解をお聞きしたことがありました。特に、教育の面から「小・中学校の児童たちにすぐれた本物の文化芸術に触れさせる機会をつくるべきではないか」との質問に対し、「小・中学生の子供たちにもっと芸術鑑賞の機会をつくり、格調の高いものから感動を呼び起こして、真の芸術文化に触れさせたい」との決意を述べられました。

最近子供たちの文化芸術に関した催しが以前と比較してより活発に開催されているように見受けられます。市内小・中学校においては、雅楽、神楽、能演奏会、演劇など、学校や遊ホール、公民館、エスプなどで開催されていることは承知しておりますが、これからも工夫を凝らした魅力的な開催を積極的に行っていただきたい。

そこでさきに申し上げた小・中学校の子供たちにすぐれた本物の文化芸術に触れさせた中で、特に感動的なものとして挙げられるものがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

また、平成16年度伝統文化子供教室事業の募集について、文化庁所管の財団法人伝統文化活

性化国民協会から教育委員会の方に依頼があったこの事業については、どういう内容で、どう対応されてきたのか、お聞かせいただきたいと思います。

第5にお伺いしたいことは、文化芸術の振興は、地域の振興を促進するとの考えについてであります。

文化芸術を振興させ、発展させることは、地域の振興を促進し、低迷している地域に活力を生み出すとの指摘がございます。私も全くその考えに賛同するものであります。

本市でも従来より三つの再開発、緊急雇用対策、中小企業の振興など、どちらかといえば、ハード面の振興策の推進に努力してこられたと思います。

同時に、文化芸術振興策にもソフト面での強力な支援策を講ずることが大事ではないでしょうか。

本市が目指している「海・食・人が生きるまち塩竈」の都市像実現の中にこの文化芸術の香り高い魅力ある振興策を加えることによって、さらに塩竈の経済的・文化的活力がわき出てくるものと信ずるものであります。ご所見をお伺いするものであります。

第6にお伺いすることは、本市独自の文化芸術振興条例を制定することについてであります。

既に宮城県では気仙沼市が条例を制定いたしております。本市の文化芸術を振興させていくためには、その目的と理念を明確にしておく必要があるのではないのでしょうか。

私は、文化芸術活動というものは、多くの市民から理解され、市民から必要な養分を吸収し、その成果を市民に還元することで、連帯感を高め、物心両面にわたり市民の豊かさと活力を生み出していくものであると思っております。

その上で、行政に支援策として求めたいことは、芸術にかかわる人の社会的地位を認め、さらに向上させていくことではないのでしょうか。

また、芸術家が活躍できる地域社会、すなわち環境整備を進め、若手芸術家や文化芸術団体に舞台や拠点を提供することです。そして、新しい文化芸術を育て、先人たちが築いた伝統文化や大衆芸能を振興させ、保護していくことでもあります。

これらの政策目標を実現させるためには、文化人や芸術家の代表から成る（仮称）文化芸術推進委員会を設置し、市民の声を聞き、市民とともに本市の文化芸術振興条例の制定に向けて全力で取り組んでいただきたいと思います。市長のご決意をお伺いするものであります。

質問の第2点目は、児童虐待防止対策についてであります。

児童虐待による死亡事件が報じられるたびに「なぜ」という驚きと同時に胸の痛む思いであ

ります。今も記憶に新しいのは大阪の岸和田市で起きた中学3年の男の子が餓死寸前まで親から虐待されていた事件、栃木県の幼い兄弟が同居人に虐待され、死亡したむごい事件などがありました。またじき最近でも、今月練馬区で長時間母親に殴られ、3歳の女の子が死亡、また、北九州市ではエアガンで撃たれた、これまた3歳の女の子が意識不明で病院に運ばれた事件がありました。

これらの事件の状況は、学校と児童相談所、また警察署との連携がうまくとれていなかったために問題が生じたようであります。

家庭訪問をしても、親が虐待はしていないと否定したり、関係機関の調査を拒否したり、実情を把握することは困難であるといえますが、しかしながら、その後の状況を継続して見守り、虐待防止法の法律が的確に運用されていれば、早期に子供を救済できたはずであり、また、未然に虐待死を防ぐことができたのではないかと指摘がなされております。

今回の事件は、まさしく今後の虐待防止対策に大変重要な教訓を与えてくれたものと思います。

ところで、厚生労働省が発表した昨年度の児童虐待相談処理件数は、2万6,569件で、前年より2,831件も増加している現状です。さらに、10年前と比較すると、16.5倍と、驚くべき数字となっております。恐らく把握できない軽度の児童虐待の数を含めるとその数字はかなりの件数となっていることは想像できます。

そこで、現在県及び本市の児童虐待の現状をどう把握されているのでしょうか。

相談処理件数についてお知らせいただきたいと同時に、虐待の相談を受けた場合、どういう流れの中で対応されているのか、お伺いいたします。

本年10月に改正児童虐待法が施行されましたが、例えば、改正条文の一例を挙げれば、「児童虐待を受けた児童を発見した者は、だれでも速やかに通告しなければならない」とされていた国民の通告義務が今回の改正で「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は」と改められました。改正後は、虐待をはっきりと目撃しなくても、例えば異常などなり声が聞こえるとか、子供の体にあざがあるなど、虐待が疑われる場合には、通告義務が生じるということになったわけであります。

つまり、これからは通報しやすくなったわけで、その意味では各関係機関はもちろん、では市が、行政側としても虐待の予防、早期発見、保護から自立、支援に至るまでの切れ目のない支援を行っていかなければならない責任を定められたものと思います。

そもそも、児童虐待という忌まわしい行為は、どうしてこんなにも多くなっているのでしょうか。その背景となる原因をどうとらえておられるのか。今後どのような対策が求められるのか。大変難しい課題ではありますけれども、これは、行政としても明確にしておく必要があります。

そのためにも、各機関と連携し、児童虐待防止ネットワークを設置して、防止対策に真剣に取り組んでいただきたいことをお願い申し上げる次第でございます。ご決意をお伺いいたします。

質問の第3点目は、楽天イーグルスの新球団が仙台を本拠地とすることによって、塩竈市としてどうアクションを起こすのかについてお伺いするものであります。

楽天イーグルスの仙台拠点誕生は、仙台、宮城、そして東北全県においては、近年にない朗報と受けとめられております。いまだ景気回復の実感がわからない今日、新たな活力を吹き込んでくれることの期待は、予想を超えるものがあり、歡喜に満ちた盛り上がりを見せているところであります。

先日、楽天の試合は、日程も決定し、来期よりいよいよ地元で観戦することができることになりました。しかし、試合があるたびにとにかく球場を観戦者で満杯にして盛り上げなければならぬということで、各種団体や自治体としても強力な応援体制を検討中であると聞いております。

このことについてはどう考えておられるのでしょうか。強力に支援するのであれば、本市でも楽天進出による経済的、文化的メリットをどう誘導していくか。その方策を真剣に考えていかななくてはならないと思います。

しかしながら、現状ではすべて仙台中心で物事が進んでいると言っても過言ではありません。仙台以外のある地域では、仙台を中心に野球ファンの人たちが集まり、地域の活力が仙台に吸い取られてしまうとの不安を抱いているところもあると聞き及んでおります。

野球はほとんどナイターで行われ、試合後帰宅しても塩竈の場合、11時過ぎになることが予想されます。その際、地元で誘客できる体制は整えられるのか。逆に、仙台での商店や飲食街を利用する機会が多くなり、地元での消費力は低迷することが予想されます。既に仙台駅の東口の開発が進み、飲食店街が形成され始めております。

先日我が会派で広島市民球場を見てまいりました。駐車場はほとんどなく、市電や地下鉄を利用しているようであります。聞くところによりますと、終了後ほとんどの観客は球場とつな

がる広大な地下街に吸収されてしまうとのことであります。

塩竈においても試合後の誘客対策を考えなければなりません。その点どうお考えでしょうか。

ところで、野球を見に東北6県から多くの野球ファンが集まってくるわけでありますから、そういう多くの観客をこの地元にとしたら呼び寄せられるのか、知恵の絞るところでございます。

既に旅行者やホテルなどではいかに客を引き寄せるのか、あらゆる手段を講じて争奪戦が始まっているとも言われております。そういう状況の中で、塩竈においても地元ならではのよさを生かしながら、それと抱き合わせによるチケット販売を考えてもよいのではないかと提言するものであります。

例えば、地元の特産物やすしをメインにしたもの、また、松島の遊覧船との抱き合わせによる野球セット方式で売り込みキャンペーン、すなわちルールに基づいた集中的な販売戦略を立て、行動を起こしたらいかがでしょうか。

さらに、浦戸振興の上から考えれば、野球選手やコーチ、スタッフの人たちが利用するトレーニングセンターや研修センターなどの設置も考えられるところであります。

また、日中においては、野球教室を開催し、サイン会など、小・中学校児童と定期的に交流を図ることも、いわゆる教育、文化的メリットとして大変大事なことと考えます。

今回提言した事柄についてだけでなく、さらに多角的な発想のもとで、地元商工会議所や観光課との連携を深め、受け入れ体制を早急に立ち上げることが求められているのではないのでしょうか。

それにしても、これからぜひ楽天イーグルスや県との関係者と接触を持っていただき、地元をアピールし、この地元に経済的、文化的メリットをもたらしていただきたいと思うのであります。市長のご所見、ご決意をお聞きかせいただきたいと思っております。

これで第1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

副議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 吉田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、文化振興対策について何点かご質問をいただきました。

文化芸術振興基本法成立後の本市の文化芸術振興の支援策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

文化芸術振興基本法では、国が文化芸術の振興を図るための基本理念を明らかにし、これを

指針として各自治体が総合的に推進するということといたしております。

本市ではこの趣旨を踏まえ、文化芸術活動を行う団体の集まりであります、例えば塩竈市芸術文化協会や市民の教養と文化の振興を図る遊ホール協会に対する支援でありますとか、あるいは伝統芸能でございます塩釜神楽、さらにはいそやまあかり太鼓キッズ等に対する助成などを行ってきております。

また、公民館におきましては、社会教育団体への場所等提供においての使用料の減免などにより、より活動しやすい環境づくりを進めてきたところであります。

年間予算等につきましては、後ほど恐縮であります。担当の方からご説明をさせていただきたいと思っております。

そういった中、音楽、芸術、伝統芸能等の全般にわたる文化芸術活動の情報提供と、そのワンストップサービスの窓口設置についてご質問いただきました。

文化芸術活動につきましては、関連団体と連携を図りながら、「広報しおがま」を始め、「ウェブしおマガジン」やエスプで発行いたしております「ウェイ」「エスプキッズ」あるいは図書館で発刊しております「しおかぜ」等に掲載させていただきますとともに、ケーブルテレビ等を活用しながら、適宜適切な情報の提供に努めてきたところであります。

ワンストップサービスについてはいかがかというようなご提案でありました。市役所にという話でありましたが、私といたしましては、今現在も市民の皆様方に活発に活用していただき、なおかつ集まりやすいエスプ壱番館等に議員からご提案いただきましたようなワンストップサービスが提供できるようなコーナー等があればいいなというふうなことを考えているところであります。

なお、今後とも情報の一元化を含めまして、市民の皆様方がより一層芸術文化に親しめる環境づくり、組織体制についてなお一層取り組みを深めてまいりたいというふうに考えているところであります。

若手新進アーティストや文化芸術団体の活動推進のための環境整備と活動拠点の提供についてのご質問にお答えいたします。

若手の芸術家を養成することは、文化芸術を推進する上で極めて大切なことではないかというふうな認識をいたしております。

本市では文化芸術に関する活動場所の提供を積極的に進めさせていただいておりますが、例えば、ふれあいエスプにおきましては、新進ピアニストによるクラシックコンサートでありま

すとか、アマチュアバンドによるアコースティックライブ等に対し、発表の場を提供させていただくとともに、フォトサークルや絵画、木工等の作品の発表の場としても広く開放させていただいているところであります。

また、文化芸術活動を行っている方々に対し、発表の場を開放する、市民祭りなんかもそれに該当するかと思いますが、と同時に、写真や絵画を展示し、来館者の方々に気楽に芸術文化に親しんでいただく機会の提供に努めてまいったところでございます。

今後とも引き続き文化芸術の振興に関する活動につきましては、可能な限り活動拠点の提供を行ってまいりたいというふうに考えておるところであります。

比較的既存施設の有効活用は図られておりますが、なお一層そういった情報の発信といったようなことに努めてまいりたいと考えております。

学校教育における文化芸術振興の活動の現状についてお答えをさせていただきます。

学校教育の中で音楽、絵画等を鑑賞させる機会をつくり、実際のものに触れさせることは大変な効果があると、学校教育に対して大変な効果があるというふうに考えております。

市内の小学校では年に1回芸術鑑賞教室を開催し、舞台芸術でありますとか、音楽を鑑賞していただいております。中学校では教育活動の一環として観劇や美術館鑑賞等の機会を設けさせていただいております。

また、このような学習を基礎にして、小学校と中学生の触れ合いコンサートや中学生同士のジョイントコンサート、さらには先日浦戸中学校の生徒と教師が一体となって上演し、感動を呼んだ「運命の錨」のような観劇活動にも積極的に取り組んでおるところであります。

議員の方から市長が感動したのものがあるかというご質問でありましたが、実はこの「運命の錨」であります。浦戸中学生、たしか13名でありましたか、2役か3役をこなしながら、一生懸命塩竈のかつての歴史を再現していただきました。数多くの小・中学生並びに父兄、さらには一般の方々が入れまして、本当に心から感動し、涙を流しておられました方々が数多くおられましたことに私も感激をいたしました。

一部の方々からぜひ再演をということの声も上がっておりますが、生徒さんたちは「もう燃え尽きました」ということで、改めての再演ということについては、若干否定的なお話をいただいております。私はその浦戸のわずか13名の生徒さんたちがこの塩竈市内に住む我々にこれだけの感動を与えてくれたということが大変素晴らしい活動でありましたし、本来の教育というのはそういったものかなということを改めて感じさせられたところでございま

した。

伝統文化子供教室事業の対応についてお答えをさせていただきます。

伝統文化子供教室事業につきましては、ご質問のとおり、文化庁の委嘱事業として財団法人伝統文化活性化国民協会が主体となりまして、平成15年度から我が国の伝統文化を子供たちに体験、習得させる機会を提供する事業に取り組みを始めたところであります。

本市でも窓口になりまして、開催団体の募集をさせていただきましたところ、昨年度は華道の小原流多賀城支部、本年度は同じく華道の清楽古流の塩竈支部が小学生を対象に華道教室を開催していただいたところであります。参加者はどちらも定員を大幅に超えるなど、大変盛況でございまして、子供さんたちへの伝統文化の継承において大変有意義であり、貴重な機会となったというふうに評価をいたしているところであります。

今後とも市内のより多くの子供さんたちがこの国の伝統文化への理解をより一層深められますよう、華道に限らず、茶道等の伝統文化活動を行っている団体へも広く働きかけを行いながら、こういった活動の推進拡大を図らせていただきたいと考えております。

文化芸術の振興は、ひいては地域の振興、活性化に大きく貢献するのではないかとこのようなご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

やはり、我々毎日忙しい日常生活を送っておりますが、こういった生活を満ち足りたものにするためには、やはり心のゆとりが何よりも肝要ではないかなというふうに考えております。芸術文化活動、議員おっしゃっていただきましたように、ソフトであります、まさに人の心を豊かにして、社会全体の活性化に大きくつながっていくものと私も考えております。

市民の皆様方に本物の文化芸術に触れていただき、みずからも参加して親しんでいただきますよう、今後とも文化芸術の振興、活性化に努めてまいりたいと考えております。

そういった中で、佐藤市長としてこういったことをとということでありました。実は、塩竈ヴェネツィア計画に昨年度取り組まさせていただきました。これも私は直接、間接的に本市の芸術文化の振興、活性化につながる事業であったのではないかなと思っております。

この町の中に埋もれておりました歴史文化を改めて掘り起こしながら、例えば塩竈石という材質を基礎にしまして、そういった横のつながり、連携を深めるでありますとか、そういったものを新たに掘り起こすためにヴェネツィア計画というものがこういった文化振興に大きな役割を果たしたのかなと。

また、今後ともそういった役割を果たせるように、こういった計画を進めてまいりたいとい

うふうに考えているところであります。

芸術振興条例の制定と委員会の設置というご質問でありました。

本市では現在塩竈市芸術文化協会及び社会教育団体が中心となりまして、文化芸術活動が活発に展開されているところであります。

また、平間 至さんでありますとか、菅野 潤さんを初めといたします塩竈市出身の皆様の多大なるご協力をいただき、数多くの文化芸術啓発事業を展開していたところであります。

今後もこのような活動を継続し、積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。

なお、文化芸術振興条例につきましては、文化芸術推進のための委員会の設置とあわせまして、既に制定されております文化芸術振興基本法を基準にしまして、他市町村の状況等も勉強させていただきながら、今後検討させていただきたいと考えております。

次に、児童福祉について2点ご質問いただきました。

第1点目であります。児童虐待防止対策に関する市・県の対応についてお答えをさせていただきます。

児童福祉法及び児童虐待防止法が一部改正されまして、虐待防止等に対する市町村の果たす役割、議員ご指摘のとおり、全く大きくなりました。改正内容は、主に2点に集約されるかと思っておりますが、一つは、児童虐待対応の第一義的な対応機関として市町村の責任が明確に規定されたことであります。

もう1点は、要保護児童の適切な保護を図るための要保護児童対策地域協議会の任意設置規定が盛り込まれたことでございます。増加する子供への虐待問題の解決は、大変重要な地域課題であると認識をいたしております。

ちなみに、本市では虐待問題を含めた児童にかかわる相談件数、年々増加をいたしております。平成10年ごろには延べ1,000件前後で推移をいたしておりましたが、ここ数年間は延べ2,500件を超えておまして、新たに発生する件数は100件前後でありましたものが現在では200件まで増加をしてきております。

児童虐待の問題は、虐待の未然防止が何よりも大切であり、発生した場合の早期発見と早期対応、さらにはその後の子供と家庭へのサポートが不可欠でございます。

本市の具体的な取り組みといたしましては、母親の心の安定が母子の愛着形成や子供の健全な発育、発達に大きな影響を及ぼし、さらには虐待の予防につながるものでありますことから、本年度より妊婦の方が母子手帳交付手続のため保健センターを訪れていただきましたとき、

出産後保健師等が新生児訪問した際に簡単なアンケート調査を行い、育児に対する強い不満を抱いている母親に対し、継続して相談、指導、支援できる体制の強化に努めているところであり、ります。

また、藤倉の地域子育て支援センターでは、乳幼児の親子を対象に育児相談を行うなど、子育て家庭の悩みへの支援を積極的に行わせていただいているところでもあります。

虐待問題が発生した場合の対応についてでございますが、地域の一番重要な窓口といたしまして、福祉事務所に専門の家庭児童相談員を2名配置させていただいております。市内の各学校、保健所、保健センターなどの関係機関や地域の民生児童委員の方々との連携強化を図りながら、個々の相談、虐待の通告、さまざまな虐待のケースに応じた対処を図っております。具体的には面接でありますとか、指導、家庭訪問等であります。

なお、緊急性や困難度が高いケースにつきましては、県の専門機関でございます中央地域子どもセンターと連携し、緊急一時保護でありますとか、施設入所などによる対応を行っているところでもあります。

今後とも改正されました児童福祉法の趣旨にのっとり、地域での第一線部門として人員増等による充実した専門体制の検討や関係機関の連携に努め、虐待問題の取り組み強化を進めてまいりたいと考えています。

ネットワーク設置につきましての質問にお答えをさせていただきます。

今回の児童福祉法の改正を踏まえ、平成17年度県・市専門機関地域の関連団体や人材による構成メンバーで、地域ネットワーク組織の立ち上げを計画いたしております。虐待の現状などに対する共通の認識に立ち、虐待を未然に防止するための家庭、地域への啓発活動やキャンペーン等の広報活動、さらには虐待の早期発見、早期対応、その後の支援など、地域と一体となった取り組みを推進してまいりたいというふうに考えているところでもあります。

最後に、地域振興対策についてということで、楽天イーグルスの誕生による本市への活性化というご質問でございます。今回宮城県に東北楽天ゴールデンイーグルスが誕生いたしましたことは、本市にとりましても大変喜ばしいことであり、地域活性化や産業振興などの点におきましても改めましてビジネスチャンスが芽生えたというふうに考えております。

球団が進出したことによる経済効果は、宮城県だけで180億円とも試算され、仙台市のみならず、本市経済への影響は少なからざるものがあると考えております。

本市には既に全国に誇れるすしでありますとか、酒、水産加工品、菓子など、PRできる素

材は十分に存在し、東北各地から来県される皆様方にはぜひ塩竈に足を運んでいただきたいというふうに考えております。

そういった中で、抱き合わせによる販売戦略あるいは浦戸振興のためにもというお話をいただきました。そういった市内全域に波及効果が広がるような取り組みを検討させていただきたいと思っております。そのためにも、本市といたしましては、この大きなチャンスを生かせるよう、積極的な情報発信を行いながら、関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

ちなみに、先日企画員により発行しましたフリーペーパーしおナビに楽天歓迎の情報を掲載させていただきました。そのことを球団の方に報告させていただきましたところ、地元のこのような協力に対して大変な感謝を寄せられたところであります。

なお、いろいろな機会をとらえまして、こういった活動を展開してまいりたいというふうに考えております。

また、こういったことのみならず、スポーツ文化振興の面でも球団の進出により、例えば本市で今活発な活躍をいたしておりますリトルリーグでありますとか、スポーツ少年団の子供さんたちの夢も大きく大きく膨らむものではないかというふうに考えておりますし、さらなるスポーツの振興と活性化が期待されるところでございます。

このように、楽天球団の進出は、地域に大きな活力をもたらすものと期待をいたしており、本市といたしましてもこの機会に市内の関係機関と緊密な連携を図りながら、塩竈のPRでありますとか、活力再生といったようなものにつなげてまいりたいと考えております。

本市の青年4団体では、既に勉強会を開催し、新たな塩竈市のイラストマップ作成にも取り組んでいると聞いております。

また、宮城県におきましても、市町村も参加するサポーターズクラブ編成を検討中であるというふうにお伺いをいたしておりますので、本市でもこういった組織に積極的に参加し、塩竈の町をPRさせていただきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

副議長（菊地 進君） 小倉教育長。

教育長（小倉和憲君） それでは、文化振興の面の予算についてご説明させていただきます。

直接的な援助ということで、予算面については、先ほど市長が話しました各協会、遊ホール協会とか、芸術文化協会等へ事務的経費も含めまして約1,000万円程度の予算を組んでおります。

それから、具体的な例ということでお話がありましたけれども、間接的な援助、支援につきましては、例えば市民文化祭とか、市美術展は、市民の方々が主体となって実行委員会をつくっておりますけれども、それらについて人的や予算的な支援をしております。

と同時に、また各種団体からも共催の取り組み、それらについても積極的に行っております。

同時にまた、場所の提供、先ほど市長の回答にもありましたけれども、減免措置等をしながら、そういうことにも援助しております。

それから、ポスターやチラシの作成とか、そういう、あらゆる場面において援助の形をとっているのが現状でございます。以上でございます。

副議長（菊地 進君） 10番吉田住男議員。

10番（吉田住男君） 私の第1回目の質問に対して本当に真心こもった丁寧なご答弁いただきまして、本当にありがとうございます。

今の回答で何も第2回目の質問もないくらいに、文化芸術振興については、塩竈市としては一生懸命なされているということを実感として感じたわけでございますけれども、ちょっと時間がある間、第2回目の要望なり提言みたいなものを当局の方に要望したいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、今芸術文化振興ということについて、塩竈市の芸術文化協会が中心となってやっておられると。そういうことについては、以前から承知しているところでございますけれども、実は先日ですけれども、この略させていただきます。芸文協会の30周年記念誌「文化の風」という題名で発刊された、本当に貴重なものをいただいております。議員の皆さんにも配られているんじゃないかなと思っております。これを読んで、本当に頑張っておられるということをもたこの芸文の長い間、30年にわたる実績、歴史がつづられておりまして、本当に塩竈における芸術文化の活動を改めて実感したわけでございます。

また、この芸文の主催といいますか、この間最近河北新報に掲載された記事をちょっと読ませていただきましたんですけれども、30周年を記念して企画コンペを開催したんですね。7団体に対して補助金を交付したと。これによりますと、限られた時間なんですけれども、5分間に例えばコンサートや書道の展示会などの事業の概要や目的を説明して、それを審査して、選ばれた団体に5万円ないし10万円の補助金を交付したと。このことは、本当に素晴らしいことで、私は高く評価したいと思います。

こういう企画こそ、要するに文化芸術振興に最も大事な活動であると思っておりますけれど

も、ただ、30周年を記念して芸文でその予算を準備して、5万円ないし10万円を交付したと。これはもう自助努力でなされていたと思うんですけども、その辺の事情は行政として支援があったのかどうか。聞き及ぶところによると、本当に自助努力で一生懸命頑張ってきたお金をそういう団体に交付したということ。

本来ならば、私が質問した文化芸術振興基本法の中にそういう団体が個人的にそういう事業の内容とか、概要、目的を持って申請すれば、文化庁あたりから、あるいは県からか、補助をもらえるというような、そういう基本法の中身にあるんですね。ただ、それがあということを一一般のそういう芸術を志す人たちが知っているのかどうか。そういう意味で、きめ細かな法律がのっておりますので、そういうものの具体的な情報というものをやっぱり示す必要があるのではないかということなんです。

先ほど市長がそういうものに一切にわたっての情報を、例えば壱番館のコーナーを設けて、非常に前向きな姿勢で、私は評価させていただきたいと思えますけれども、本来ならば、エスプとか、遊ホールとか、市民交流センターとか、公民館とか、そういうものの情報が一体となって、一つのものとして提供されるということが一番便利なんですけれども、なかなかそういう機能がそれぞれに違うわけで、一本に絞って情報を提供するということは大変なことだと思いますので、せめてこの文化芸術基本法に関しての情報というものをその窓口に行けば一切教えていただけるというようなワンストップサービスの体制を整えていただければありがたいと思っております。

それから、例えば音楽活動をする場として、先ほどいろいろこういう行事をやっているんだということのお話がありました。本当に多角的にいろいろそういうイベントを開催されているということについて本当に評価しますけれども、例えば、公的な施設のフロアーを使ったラウンジコンサートとか、あるいはロビーコンサート、または、店で音楽を聞かせるライブハウスとかというのもあります。それから、ストリートミュージシャンといいますか、町の中で音楽を聞けるような状態になったり、あるいは公園敷地を利用したライブとか、そういうものの会場を提供するということが非常に大事かと思えますけれども、市長もそういうニュアンスを持った回答をなさっておりますので、ぜひやっていただきたいと。

きのうも議論になりましたけれども、旧徳陽銀行の建物、一時的に利用することも考えられるし、また、すぐそばの旧今野屋の跡地の活用も考えられると思えます。

そういう意味で、例えば塩竈でもことし7月でしたか、廃校になった浦戸第一小学校で島ラ

イブ2004が開催されたことは、大変すばらしいことだと思います。

また、ちなみにきのうかきょうの河北新報でしたか、もっと二、三日前でしたか、宮城県の県議会庁舎でも来年の2月定例議会から定期的にコンサートが開催されることになったということも報道されております。

そういうこともあります、塩竈市においては、遊ホールなどの使用状況はどうなっているのかなと思うわけなんですけれども、使用料の関係で利用したくても利用できない団体が多いのではないかと。

そういう意味で、社会教育関係では減免措置もあるということなんですけれども、遊ホールの場合はどうなのかと思います。例えば減免できるような措置は講じられるのかどうか。

また、そのために条例の改正あるいは規約の改正というのは可能なのかどうか。ちょっとお聞きしたいと思うので、その辺の事情について。

もしそういうことであれば、もっともっと遊ホールというものは、活用できるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺のことについてお聞きしたいと思います。

それからあと、先ほど学校教育における文化芸術に触れさせることということで、市長からも非常に感動的なことがお話しされました。実は、ここで紹介させていただきますけれども、こういうことも恐らく教育委員会の方でやっているかとは思いますが、ある自治体の学校で外国の有名なバイオリニストを招請しまして、多くの児童の前でこの曲を弾いている姿に真剣に聞き入っていた画面が先日テレビに映されておりましたんです。私もたまたまそれを見て感動したんですが、その子供たちのひとみの輝いている姿というのは、本当に感動したわけでございますけれども、確かに舞台上で芸を披露するというので、子供たちに鑑賞させるということも必要なんですけれども、このバイオリニストは、舞台からおりてきて、皆さんの子供たちの目の前まで行って、真剣になってバイオリンを弾いているんです。その姿を見て、奏者の真剣な姿、そしてまた、バイオリンというその楽器そのものを間近に見て、すごい真剣な顔で見ていたのが非常に印象的だったんですけれども、ですから、そういうことで、触れさせるということは、この音楽の場合、楽器の場合でも遠くから舞台上で弾いているものを鑑賞するというだけじゃなくて、こういう方法もあるのかなと。

それからまた、子供たちに有名な絵画を鑑賞させるという機会もあると思うんですけれども、その絵をただ見るだけじゃなくて、その絵を見てどう感じたかをやはり先生を中心にして子供たちにその感想なり、思いを自由に語らせていくという中において、要するに芸術に関する感

受性というものが高まっていくんじゃないかなと。

そういう意味ではこれを総合学習の中で鑑賞させるということも実践の一つだと思いますけれども、あるところでは美術館、これは私設ですね。私の美術館でそういう先生と子供たち、小グループで見に来てもらって、そこで自由に語り合える場に提供しているというところもあるんですね。公的な美術館とかというところではそういうことはなかなか声を出したりなんかすることもできないので、なかなか難しいかなと。

そういうことで、これから工夫を凝らした形で進めていっていただきたいと思います。

私は、いろいろ全体的にどのようにやっていったらいいか、文化芸術に関する振興という問題においては、やっぱりわかりやすく1カ所でいろいろなそういう芸術文化に関する塩竈の実情を提供できるような、そういうサービス窓口を設けていただきたいということでございます。

文化芸術協会のことは、そういう形で中心的な役割を持って一生懸命頑張っているということとを改めて評価したいと思います。

その「文化の風」という本の中に実は佐藤市長がこれに祝辞を載せておりました。私もちょっとそのところを読ませていただくの文言の一部にこういうことを述べておりました。「芸術文化は、地域をはかるバロメーターであり、本市としましても今後の文化活動への支援や施設の提供を通じて、芸術文化の振興、発展に努めてまいる所存でありますので」ということの文言がありました。

非常にやっぱり先ほどの答弁の内容を聞いても、佐藤市長は本当にこの芸術文化振興に深い深い思いをいたしているというところに私は非常に感動しましたし、これからも大いに期待していきたいと思いますので、そういう思いを持っていただきながら、ぜひ塩竈市の独自の文化、芸術振興条例というものを制定していただきたいと、そういうことを要望したいと思います。

それから、児童虐待防止対策については、これはいろいろな今答えがありましたけれども、要するに、そのフォローというか、その後一時に終わらせることなく、その後どうなっているのかということで、気を配るという姿勢が大事だと思います。

子育て支援センターも重要ですけども、確かに今度は家庭訪問するという形での子育て支援センターを通してのこの対策に当たっていただきたいなと思うんです。虐待防止というのは、間接的に人から聞いたのはだめなんですね。だから、実際に家庭訪問をし、今度変わった改正法を活用していけば、かなり解決できるものだと私は思っているんです。法律はできても、それを実践しなければどうしようもない。確かに人権問題とかなんかで入りづらい面はあります

けれども、どこまでも、最後までどうなっているかと。一時的に終わらせることなく、その辺の気配りというのは大変必要だと思います。そういうことがあれば、少しでも改善されていくのではないかなと思います。よろしく願いいたします。

楽天イーグルスの新球団誕生については、本当にいろいろ考え方がありますがけれども、この誕生によって塩竈市における産業、文化、経済、あらゆる面でこの地域の活性化というか、活力の源になるということだけは私もそういう意味で大変期待しているところがございますけれども、そういう意味で、今後とも塩竈の振興に大いに役立たせていっていただきたいと、そういうふうに思います。以上でございます。

副議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 吉田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、芸術文化協会の活動の中で、企画コンペがあって、こういったものに県並びに文化庁よりの補助制度があるのではないかというご質問でございました。

十分勉強させていただきながら、今後の芸術文化活動に役立てていきますよう、努力をいたしてまいりたいと思います。

音楽活動、何か宮城県議会がホールとなってという話、大変うらやましく思っております。我々もいろいろな場所でこういった音楽活動が行われるような企画をさせていただきたいと思っております。

なお、遊ホールの活用状況については、後ほど担当からご説明をさせていただきます。

それから、学校教育の中で、たまたま議員の方からバイオリニストの状況を挙げていただきながら、本物の芸術に触れる機会をふやすべきではないかということでありましたが、ご答弁の中でも申し上げましたとおり、やっぱりそういうものに数多く小・中学生等が触れる機会ができますように努力をしてまいりたいと思っております。

虐待防止、おっしゃられるとおりであります。面接、指導、家庭訪問等々のそれぞれの段階に応じた対策を講じてまいりたいと思っております。

楽天イーグルス、我々も期待いたしております。一生懸命頑張ります。よろしくお願い申し上げます。

副議長（菊地 進君） 渡辺教育次長。

教育次長（渡辺誠一郎君） 芸術文化協会等についての質問ありましたので、お答えさせていただきます。

30周年の記念事業としましては、今説明があったような中身で、コンペの形をとりまして、広く提案を募って、できるだけ市民の方々にみずから持っている芸術文化の波を、風を提供したいということで、今回行った事業です。

これは、30周年に向けて基金をためておりまして、たしか 250万円ぐらい基金がありまして、その一部を使ってこういう事業を展開しております。

一つは、行政でもこういう形をとるやり方もありますし、現在県の方でもこういう制度を持っております。具体的には、塩竈市としましては、さきに杉村 惇さんの絵画展を酒蔵の跡で開催いたしました。このときも60万円ほど資金の提供をいただいて、活用しております。

この制度の宣伝、広く市民に活用できるように今後とも情報を提供していければと思っております。

それから、遊ホールの幾つかありますけれども、最後ですけれども、遊ホールの活用につきましては、遊ホールは、そもそも政治、宗教活動もできるような、そういう施設になっております。いわゆる文化施設になっております。しかし、反面減免等ありませんので、敷居が高い、市民が利用しづらいという問題がありますので、今後は先ほどから議論になっております指定管理者の問題も含めて、今後のありようにつきましては、検討させていただきたいと思っております。以上です。

副議長（菊地 進君） お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明22日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（菊地 進君） 御異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明22日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時55分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成16年12月21日

塩竈市議会議長 香取 嗣 雄

塩竈市議会副議長 菊 地 進

塩竈市議会議長 木 村 吉 雄

塩竈市議会議員 鹿 野 司

平成16年12月22日（水曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第5日目）第21号

議事日程 第5号

平成16年12月22日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第2

出席議員(23名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	6番	鈴木昭一君
7番	今野恭一君	8番	嶺岸淳一君
9番	浅野敏江君	10番	吉田住男君
11番	佐藤貞夫君	12番	木村吉雄君
13番	鹿野司君	14番	志賀直哉君
15番	香取嗣雄君	16番	曾我ミヨ君
17番	中川邦彦君	18番	小野絹子君
19番	吉川弘君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君
市民生活部長	棟形均君	健康福祉部長	佐々木和夫君
産業部長	三浦一泰君	建設部長	早坂良一君

總務部次長 兼總務課長	阿部守雄君	總務部次長兼行財 政改革推進專門監	佐藤雄一君
市民生活部次長 兼環境課長	綿晋君	健康福祉部次長兼 社会福祉事務所長	大浦満君
建設部次長 兼建築課長	佐々木栄一君	危機管理監	芳賀輝秀君
總務部政策課長	渡辺常幸君	總務部財政課長	菅原靖彦君
市民生活部 市民課長	澤田克巳君	産業部水産課長	福田文弘君
建設部 都市計画課長	橋元邦雄君	總務部 總務課長補佐 兼總務係長	佐藤信彦君
市立病院長	長嶋英幸君	市立病院事務部長	小山田幸雄君
市立病院事務部 次長兼總務課長	伊藤喜昭君	水道部長	内形繁夫君
水道部總務課長 兼経営企画室長	郷古正夫君	教育委員会教育長	小倉和憲君
教育委員会 教育次長兼 總務課長	伊賀光男君	教育委員会 教育次長兼 生涯学習センター館長	渡辺誠一郎君
教育委員会 学校教育課長	歌野正一君	選挙管理委員会 事務局長	丹野文雄君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	橘内行雄君

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長	遠藤和男君
議事調査係長	安藤英治君	議事調査係主査	戸枝幹雄君

午後 1 時 開議

議長（香取嗣雄君） ただいまから12月定例会第 5 日目の会議を開きます。

本議場への出席者は、第 1 日目の会議と同様であります。

本日の議事日程は、日程第 5 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等をご持参されている方は、電源を切るようお願いをいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（香取嗣雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、14番志賀直哉君、16番曾我ミヨ君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

議長（香取嗣雄君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。18番小野絹子君。（拍手）

18番（小野絹子君）（登壇） 3日目の一般質問をさせていただきます。

本日は悪天候にも、大変寒い中、こうして大勢の傍聴人の方においでいただきましてありがとうございました。トップバッターとして御礼を申し上げます。

それでは、私、日本共産党塩竈市議団の小野絹子でございます。伊勢由典議員に続きまして質問させていただきます。

5点ほどございますが、第一に、海辺の賑わい地区のまちづくりについてお伺いいたします。公募と諸問題についてお伺いするものでございます。

一昨日の伊勢議員の質問で、開発公社の土地利用について理事会も開かないで勝手に公募してよいのかという質問に、市長は今回の公募は開発公社の土地の利用だけでなく、7.4ヘクタールの全体の土地の利用について公募した趣旨の答弁を行っていることは重大でございます。

塩竈市は 7.4ヘクタールの土地を区画整理事業で45億 8,000万円、下水道整備で27億円、合わせますと73億円もの投資を行って整備をする事業であります。仮に、土地開発公社の土地を取得しなければならないときは、約 100億円近くの投資をすることになります。ところが一昨日の答弁では、その上物になりますグランドデザインを受け入れて、一括土地利用のできる業者を公募し、そこに任せるような答弁でございました。特に、賑わい広場に当たる土地は、開

発公社の所有地で市民の財産でもあります。当該の土地は市民の最後の宝であり、塩竈市の中心部に残されたまとまりのある土地で、土地利用計画次第では、塩竈市の活性化及び市の財政問題にも重大な影響を与えるものでございます。だからこそ、土地利用についても市民や議会の合意が必要ではなかったでしょうか。なぜ市民や議会の合意のないままの公募になったのかお伺いいたします。

さらに、伊勢議員の質問に公募事業者については大手不動産ディベロッパー、大手小売り、大手建設の3事業者で物販とテナントの提案があり、また、大手建設と地元が組んだ提案はテナント方式と答弁しました。そこでお伺いしますが、今回の募集の目的と公募事業者にどのような事業をやらせるのか、どのような事業をやってもらうように考えているのか、市民や議会にわかるようにご説明願いたいと思います。

大手企業が開発の主体となれば、その開発にかかった経費の回収を優先に進めることになるでしょう。そうなれば、地元を入れるといっても地元が入れなくなり、地域経済の活性化どころか疲弊してしまう、そのことは県内でも大手資本が進出したことにより、地域商店が疲弊している実態があらわれているのではありませんか。しかも、土地を賃借するのであれば、大手業者にとって、採算が見込まれなければ撤退も当然考えられます。こうした場合、市民の長年の願いであった貨物ヤード跡地を中心としたまちづくりは壊され、結局市民に残されるのは、基盤整備にかけた莫大な借金と負担だけという事態になったら大変なことになると思います。その責任は佐藤市長に求められると思いますが、お伺いいたします。

第2に、未来都市づくり研究会について、11月の結論と今後の取り組みについての市長の認識をお伺いいたします。

12月9日の定例会初日に未来都市づくり研究会の行政報告を受け、私は、質疑を行っておりますので、今回簡単に質問いたします。

11月22日に行われました第7回未来都市づくり研究会の結論は、平成17年4月を目指した合併はやらない。今後の工事造成の検討、推進を行うなどの報告でありました。さらに、当面、研究会での調査データを活用して、それぞれの市町村が、未来都市づくりに向けた整備手法について検討を行う必要があると考えられるとまとめております。未来都市づくり研究会のこうした結論について、市長はどのように認識をなさったのかお伺いいたします。

第3に、宮城県沖地震の対策の見直しと強化についてお伺いいたします。

去る10月23日の夕方発生しました新潟県中越地震は、震度6強、川口町で震度7の地震で、

大変大きな人的、物的被害をもたらしました。11月22日、新潟県の地震発生後1カ月を経過して発表しました被害状況は、死者40人、負傷者2,859人、住宅全壊2,515棟、大規模半壊428棟、半壊4,492棟、一部損壊4万4,042棟、その他の被害として道路が6,062カ所、崖崩れなど442カ所、河川229カ所。さらに避難状況でいえば、指定避難所への非難者数は、この時点で5,910人、テント、車中の避難者数は939人と、阪神大震災以来の惨事になりました。きのうの新聞では、避難所での生活者は全員仮設住宅に入れたと報道されており、ほっとしております。

去る11月26日、27日の2日間、日本共産党塩竈地区委員会は新潟中越地震災害救援のため、第3次ボランティアを派遣しました。私と中川邦彦議員、利府町、富谷町の党議員や地方労連、年金者組合の人など6人の派遣団は、早朝4時に塩竈市を出発し、長岡市の日本共産党全国救援センターに午前9時に到着しました。持参した物資と現金を届けてから、直ちにボランティア活動に参加しました。長岡市、小千谷市、川口町に入って、援助物資の配布や住民の要望の聞き取り活動を行い、また、道路が寸断されている山間集落を回って、被害の実態を現実に見てまいりました。長期の非難生活を送っている人たちは本当に疲れ切っているし、これからの生活や住宅の見通しが立たず、精神的にもまいっていました。震災1カ月経過しても、自宅前の畑や田んぼの中でのテント生活をしている人は、雪の降る前に1日も早く仮設住宅への入居を求めている状況でございました。罹災証明は外側だけで判断するのではなく、家の中もよく見て判断してほしいと、住民の方々からは調査の結果に不満があり再調査を求める声や、家の補修や建てかえにもお金がかかる、お金が欲しいと切実に訴えられました。国は被災者の実情に見合った法的援助を行うことが急がれております。

私は、この場をお借りしまして、震災でお亡くなりになった方々へのご冥福と被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復興をお祈りいたします。

さて、質問でございますが、30年以内に99%の確率で震度6強の宮城県沖地震が予想されておりますが、新潟中越地震を踏まえて、地震対策の見直しと強化についてどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

第4に、バスの乗り入れについてお伺いいたします。

市民から要望されておりました低料金バスは、しおナビ100円バスとして6カ月間の試行運転が開始されましたが、市民が利用しやすいように時間の間引きをしないよう改善を要望いたします。私は、青葉ヶ丘や吉津地域へのバスの乗り入れについて、今回、お伺いいたします。

日本共産党塩竈東部支部は、11月25日に青葉ヶ丘、吉津地域へのバスの乗り入れを求める要望署名 800筆を添えて佐藤市長に提出し、ぜひ地域内のバスの乗り入れを実現してほしいと要望しました。署名に入りますと地域内では高齢者が多くなっており、病院通いや買い物に行くのにバスの乗り入れを切実に求めております。利府バスが通っているのに、なぜ塩竈はバスが通せないのか、幼稚園バスのような小型のバスでよいから、ぜひ通してほしいと要望されております。また、循環バスを 100円で走らせることや、新たに杉の入地区を通すのは喜ばしいが、バスの通っていない地域はいつまでも置き去りにされている。同じ市民への対応として、1日も早く青葉ヶ丘や吉津地域へバスを通してほしいと訴えられたのであります。

この要望に対して、市長は青葉ヶ丘地域への乗り入れについては、以前に宮交バスとの協議をした際、宮交バスからは、現在の所有のバスでは難しく、かといって小さいバスの購入は考えていないと言われた経過があります。しかし、この地域は人口もふえており、地域の皆さんの要望も理解できるので、再度宮交バスと協議をするよう指示したいと述べておりました。

その後、宮交バスとの協議をしておれば、その経過についてお伺いいたします。また、市長としてバスの通っていない地域の足の確保をどのように考えているのかお伺いいたします。

最後に、市立病院の今後のあり方についてお伺いいたします。

まず、最初に市立病院の平成16年度決算の見通しと、平成15年度決算との比較についてお伺いいたします。また、平成17年度の予算編成も行われていると思いますが、どのような市立病院を目指した予算編成を考えているのかお伺いいたします。

市立病院の位置づけは、ベッド数 199床をゆえに中核病院 300床の位置づけはされておらず、したがって大学病院からの医師派遣も難しくなっていることを聞くにつけ、今後の市立病院のあり方をどうすべきか大きな問題になってきていると思いますが、市長の見解をお聞かせください。また腎臓透析の患者さんから出されました請願が、この定例会で全会一致で採択されましたことを踏まえて、しっかりとした対応を行われることを期待しますが、その対応方についてお伺いし、ご答弁をいただきますよう心からお願いしまして、私の第1回目の質問にさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 小野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、海辺の賑わい地区のまちづくりに関しましてご質問をいただきました。公募に至るまでのお話でありました。前段、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、塩竈地区二市

三町のみならず、黒川も含まれますかつては商業圏が形成されておりました。残念ながら約7年ほど前から塩竈商業圏というものが消滅をいたしております。これは、伊勢議員のご質問にもございましたが、近隣の例えば多賀城、利府町に新たにできました商業施設にどんどん買い物客が流出しているということが、私も大きな原因ではないかなというふうに理解をいたしております。いわゆるストロー現象というようなことが、この地域で発生し、残念ながら商業者の方々、大変悪戦苦闘いただいておりますが、なかなか先の展望が見えてこないというのが、今の塩竈の商業圏の実態ではないかなと思っております。

なおかつ、これも議員のご質問にもございましたが、野中沢地区にも新たな商業施設の整備が進められつつあります。さらには仙台港背後地といいますか、多賀城市の一部を含みます地域に仙台港背後地のセンター地区構想、これは20ヘクタールというふうにお伺いいたしておりますが、そういった大規模な施設整備が並行して進められております。いずれ、あと1年ぐらいの間には、こういった新たな商業施設が塩竈近辺にどんどんオープンするというような大変厳しい環境下にあると思っております。そういった状況を踏まえまして、議員の方からご指摘いただきましたように、区画整理、下水道整備入れますと73億円、土地開発公社の土地を合わせますと96億円という多額の投資をして、何とか、この塩竈市に活気を呼び戻そうというものが、今回の海辺の賑わい地区土地区画整理ではないかというふうに思っております。

そういったこともございまして、10年待ってこの施設整備をということでは、とてもこの地域の活性化には間に合わないということで、さきの議会におきましても3分割させていただきまして、第1期、第2期、第3期、第1期につきましては、十八、九年ぐらいには部分的な許容が図られるといったようなスピードアップを図っていかないと、10年後には、この塩竈、本当にシャッター通りになるのではないかというようなことを申し上げさせていただきました。

そういった中で、いよいよ区画整理事業が本格的にスタートを始めたわけでありまして。ランドデザイン策定させていただきました。地域の皆様方に10年後にはこの地域が大体こういった形になりますよということをお示しをさせていただきました。残念ながら、まだ、絵という段階を出ていないわけでありまして。具体的にこの地域、それぞれの地域にこういった業種を導入しながら、全体としてこの7,007ヘクタール強の地域が全体としてこういった調和のとれたまちづくりができるかといったような、基本的なコンセプトをぜひ民間の方々のお知恵をお借りして提案していただこうというのが、今回の公募でございます。公募に当たりまして、一般市民の方々にも十分行き渡っていなかったことについては、昨日もおわびを申し上げます。

今後こういったことがないように、市民の方々ともどもこういったことを進めてまいりたいと思っておりますが、今、そういう中で、公募ということでもありますので、特定の業種、特定の地域どう使うということではなくて、全体の地域をまずどういう土地利用であることがこの塩竈の地域の活性化に一番つながるかといったようなことのご提案をいただくわけであります。当然のことではありますが、こういったまちづくりを進める上での核となる部分の持つ意味合いの重要性というのは、殊さら高いものになるかと思っております。やはり、集客力があっての地域の活性化だと思っております。そういったこともあわせて提案者に企画を提案していただくといったようなことが、今回の中身であります。申し上げましたように、まずは全体をどういうふうな土地利用にするか、その中で、特にセンター地区についてはどういった土地利用であるべきかといったようなことについてのご提案をいただき、それらを具体的に審議をさせていただきながら、一定の整理ができました段階で、議会並びに市民の方々にお示しをさせていただき、最終的に土地利用計画といったようなところまで結びつけてまいりたいというようなことをご説明させていただいたわけであります。よろしくご理解をいただきたいと思っております。

公募に関するお尋ねの中で、どういった形でということにつきましては、昨日伊勢議員の方にもご説明させていただいたところでありますが、12月10日までに提案締め切りをお願いいたしておりました。三つの企業と一つの企業グループから4件の提案があったということにつきましては、議員の方から、今ご質問あったとおりであります。実際は、六つの企業並びに企業グループから申し込みがあったわけではありますが、今、現在まだ二つの企業並びに企業グループからの提案は出そろっていないという状況にあります。もう少し待ちまして整理をさせていただきたいと思っております。

繰り返しになりますが、この地域で、本当にこの塩竈の商業の活性化の反転ののろしを上げさせていただいて、かつての商業圏、塩竈商業圏といったようなものをぜひ復活させていきたいということが、私どもと申しますか、市民の方々の強い期待であると思っております。この事業、都市基盤の整備を目的としたものでございますので、先ほど議員の方からご指摘いただきましたように73億円、96億円に対して直接的な利益ということではなくて、やはり地域全体が活性化することによる間接的な効果というものが、本市にとりましては大きな課題になるのかなと思っております。当該地区の整備は、本市中心部にまさに位置しているわけでありまして、本当に塩竈市の再生のための将来がかかった地域であります。今後とも、本当に地元商店

街の皆様方、地域に居住されます市民の皆様方の総力をおかりしながら、この事業の進捗につなげてまいりたいというふうに考えているところであります。

未来都市づくり研究会についてご質問いただきました。今回の未来都市づくり研究会の結果を受けて、市長はどう思うかというご質問でありました。

未来都市づくりの答申につきましては、行政報告の中でも触れさせていただきましたが、合併を中長期的に見据えながら、広域行政の推進と充実を図るという方向が確認されたところでありますということは、ご報告を申し上げました。これはとりもなおさず合併特例期間であります来年3月までには、こういった二市六町一村のまとまりはできないという結論であるかと思っております。当面の間、広域行政を一生懸命取り組みながら、先ほど申し上げましたように、二市六町一村の広域合併につきましては、もう少し熟度を高めていくという必要性があるのかなと思っております。

私といたしましては、まずは、現在、本市が取り組んでおります行財政改革を強力に推し進めながら、本市の行財政力の向上を図り、周辺の市町村から、ぜひやはり塩竈市と合併して一緒にやってみたいというようなことを望まれるような魅力あるまちづくりといったようなものに全力を挙げて取り組まさせていただきたいと考えておるところであります。

なお、広域行政の中で、早急に取り組むべき課題として25事業、重点的に進めるものとしてさらに7事業掲げているということにつきましては、行政報告で申し上げましたので、繰り返しのご説明は省略させていただきたいと思えます。

3点目、宮城県沖地震の対策の見直し・強化ということにつきまして、新潟中越地震災害を踏まえて本市の場合はどうかということをございました。本当に、この暮れかけて、大変寒い中、雪が降っている中でいまだ復旧の見通しの立たない方々もおられますことに、私も心よりお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復興を願ってやまないところであります。10月23日に発生いたしました新潟中越地震マグニチュード6.8と言われておりますが、新潟県川口町では震度7を記録するなど甚大な被害が発生いたしました。本市といたしましても、地震発生直後の10月25日に給水支援として水道部職員2名、下水道施設被害調査支援といたしまして職員3名、また食料支援として震源地であります川口町に14名の職員を派遣させていただきました。避難所生活をしている被災者の皆様方に、我々ができる限りの災害復旧支援をさせていただいたところであります。また、ボランティア休暇を取得し、職員3名が現地で災害活動に従事してきたところであります。これらの支援活動に携わった職員の体験を、私も聞かせてい

いただきました。こういった体験を通しまして、本市の防災体制の課題が改めて浮き彫りにされたところがございます。やはり、災害が発生した場合の初動体制の重要性ということに尽きるのではないかという思いを新たにさせていただいたところでもあります。また、情報システムの重要性、特に災害が夜間に発生した場合は、殊さら大変な、大切な課題であるということも、改めて認識をさせていただいたところでもあります。

議員の方からもお話しいただきましたとおり、宮城県沖地震、近い将来極めて高い確率で発生が予想されておりますので、震災対策につきましては、平成16年度、本市の施策の大きな柱とさせていただいてまいりました。具体的には一般住宅に対する耐震診断士の派遣、助成事業でありますとか、新たに改修計画や耐震工事のための助成事業、さらには危険なブロック塀等の除却事業、また学校、保育所、病院等の耐震調査などを実施させていただいておりますが、これまでの実施してきた内容をなおスピードアップを図ることの重要性を認識したところでもあります。

こういった中で、今回の新潟中越地震のように、やはり大規模地震が発生した際、どうしても例えば火災でありますといったような災害が同時に発生する状況となりますので、行政の対応にはどうしても限界が発生するのかなというふうに考えております。具体的に申し上げますと、災害調査でありますとか初期対応といったところに行政の職員がどうしても手を奪われます。やはり、住民がみずからを災害から守るという自助と、地域社会がそれぞれお互いを助け合いながら守るという共助が何よりも大切であり、日ごろの準備、心構えがあれば、被害を最小限にすることができるのではないかなといったようなことを考えております。

また、災害後の対策につきましてご質問いただきました。災害後につきましては、1日でも早い正常な市民生活が送られますように、関係機関一丸となりましてライフラインの確保を初め、被災された方々への健康問題、生活支援問題、就労問題等のきめ細かいケア、生活必需品の提供や、応急仮設住宅の提供問題などについて迅速に対応できる仕組みづくりに取り組んでまいりたいと思っております。昨日の回答でも申し上げましたとおり、いち早く避難所でありますとか、そういう場所に職員が参りまして、避難誘導あるいは再建対策に市民と一緒に取り組むことができるような体制づくりに、今取り組みを始めたところでもあります。

また、本市が独自に創設いたしました災害救助支援基金の活用を図るとともに、災害援護資金や災害融資制度等、本市だけでは対応できない問題につきましては、国、県などの応援や制度の活用を図りながら、全体として支援してまいりたいというふうに考えておるところであります。

ます。

次に、バスの乗り入れについてご質問いただきました。おかげさまで、議会の皆様方の大変なご支援をいただきまして、昨日から100円バスが就航させていただきました。あくまでも試験運転でございますので、まだまだいろいろご不満、ご不安等があるかと思えます。そういったものを6カ月期間の中で集約いたしまして、改めて体制を立て直してまいりたいというふうに考えているところであります。そういった中、青葉ヶ丘、吉津地域へのバスの乗り入れについてお答えをいたします。11月25日に青葉ヶ丘、吉津地域へのバスの乗り入れを求める要望書が住民の方々より提出いただきました。これを受けまして、本市では12月2日に市内路線バスの運行事業者であります宮城交通に参りまして、バスを初めとした公共機関が整っていない地域の実情と、当該地区への新たなバス路線の開設につきまして要望説明を申し上げ、ぜひ積極的なご検討をいただくようお願いをいたしましたところであり、宮城交通からの回答であります。現在、宮城交通では塩釜営業所管内のバスの利用客が年々大幅に減少し、危機的な赤字体質になっているということから、新たなニーズに沿った抜本的な路線の見直しを進めていこうとお伺いしてまいりました。しかしながら、本市といたしましては、バスはまさに市民の足として重要な役割を担っているものと認識をいたしておりますので、宮城交通に対し、既存路線の堅持と地域ニーズに対応した新たなバス路線の拡大を積極的に要望いたしてまいりたいというふうに考えているところであります。

市立病院問題についてご質問いただきました。

本年度最終年度を迎えます市立病院の経営健全化計画に沿って、これまで収益の向上、経費の削減などに努め、一定の成果は上がってきたところではございましたが、平成14年度からの医療制度改革や新たな医師の臨床研修の開始などに伴う深刻な医師不足など、病院を取り巻く環境の激変になかなか対応し切れず、累積不良債務も残念ながら昨年度末で14億円弱までに拡大している残念な状況でございます。今年度の決算見通しは、内科医師が次々に退職するなど病院経営の基盤そのものが大きな影響を受け、減価償却費を除いた収支では、現時点では5億円程度の赤字が予測される深刻な状況になりつつあります。現在、当面の対策といたしまして、このような危機を乗り切るための緊急プランの策定に取り組んでおります。これは消化器診療分野を核にした、病院の将来像を明らかにすることにより、これまで長年続いていた赤字体質からの脱却を図ろうとするものでございます。

現在の医療環境は大変厳しく、医師不足の中で収支を均衡するためには、相当思い切った経

費削減策が必要であるというふうに考えております。このプランがまとめ次第、議会にもご報告を申し上げる予定でございます。平成17年度の病院関係の方針や予算はこのような過程を踏まえ、非常に厳しい内容にならざるを得ないと考えているところであります。医師不足と経営難に直面している今日の医療を考えますとき、医療機関だけではなく県や市町村、そして、医師会を含めた関係者間で医療資源を有効に活用した効率的な医療を提供するシステムづくりを協議していくことが、何よりも必要であり、宮城県に対する新たな要望の中にも加えさせていただきますところであります。

また、人工血液透析につきましては、常勤医師を確保するめどが立たない中で継続させていただくことは、安全な医療を提供するといった観点から問題があるという認識でありまして、ご利用いただいていた皆様方には大変なご迷惑をおかけいたしますが、他の医療機関への転院をお願いし、現在、円滑に転院ができるよう担当医師が誠意を持ってその調整に当たっているところでございます。現在もこの分野の医師確保に、院長ともども私も大学病院の方をお願いに上がっているところでありますが、残念ながら現時点ではそのめどが立っていない現状であります。よろしくご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 18番小野絹子議員。

18番（小野絹子君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

ただいまご答弁いただきましたが、賑わい地区のかかわりでございますけれども、7.4ヘクタールの土地を活用しながら、市長の話では、近隣の周りの商店街、大手にやっぱり対抗するような感じに受けとめたわけでありまして、今大手関係が入るとどうなるかということについて、大変危惧するわけです。一つは、なぜそういうことを言いますかといいますと、当然そこに大手業者の方が任された場合、土地を恐らく借りるようになるのだと思うんですけれども、借りるにしても、いずれにしてもかかった資本については回収しなくちゃいけないわけです。ですから回収するには、先ほど言いましたように、地元の人と、これから地元を入れるんだということを幾ら言っても、その意向によっては、非常にその採算をとるためには、いや地元のことを考えて、そして安く地元が入れるようにするというふうなことができるようなものではないでしょう。したがって、どんどん利用するときには、地元じゃなくて、自分たちがその採算がとれるような業種を集めてくる、そういうことなんか非常に危惧されるわけです。そういう点で、あの地域が地元の活性化のために、地元の商店街を含めて、それこそ地域の活性化に役立つようにというふうに、私ども議会の中では、そして市民の中でもそう

願って取り組まれたものが、今日に来て、全然知らない間にぼんと没収されるという事態になったということは非常に問題があるというふうに見ているわけでございます。

現に、私どもは大手が入って、地元のテナントがうまく入れているのかというのは、マリンゲートで苦い経験をしております。さらには、お隣の多賀城市でもあの長崎屋を中心にして区画整理をするということで取り組まれていたのが、なかなか客層が入らない、そういうことの中で撤退をしていくということがあるわけです。ですから、大手の場合には、自分のところで採算がとれなければ当然撤退をするということだって考えられるわけです。そういったことも含めて、市長は考えておやりになっているのかどうか、その辺をお聞きしたいというふうに思います。

それで、実際には、やっぱり一番問題なのは、あの地域は市民の財産だと、市長自身も地域の活性化のために使わなくちゃいけないというふうに述べておるとおり、そういう意味ではあのヤードのところは市民の財産という点で、地元の活性化や、また事業意欲などの点から、まず地元商工業者や経済界などの意向を聞きながら、商工会議所などを通じて説明会などの開催などを行って周知をするという、そういう周知をし検討する時間が必要ではないかと思うんです。今の取り組みですと、提案する2社を待って、それから21日には大体決めてしまうというふうな意向ですけれども、私たちは、今の市長の説明の中でも、具体的にどういうふうにそこをその業者が入って、どう開発しようとしているのか、どんなふうになっているのかというのは全くわからないわけです、終わってから示すということでしょう。それでは全然わからないことです。議会はそういうことについても、知っているんですかなんて言われても全然わからない。そういうことではやっぱり大きな問題だし、大きな禍根を残ることになるわけです。したがって、やっぱりもっと具体的にどういうふうな取り組みで進めようとしているのか、提案しているんでしょう、提案した中身を知らせるべきなんです。そういう点で、私は今の地域の経済のかかわりのある方々、市民に、こういう問題についてこう出ているよということを含めて、広く知らせて、やっぱり検討する時間が必要じゃないかということをお願いしているんですが、それについてどういうふうにお考えになっているかお聞きしたいというのと。それから地元が本当に入れるのかという問題、テナントとして入るといのはなかなか、先ほど言いましたように、いろいろ問題が出てくると思います。ですから、どだい、さかのぼっていけば公募の時点からの問題があったというふうに言わざるを得ません。これは、一昨日伊勢議員も述べていましたので、ダブリますからそこまでは言いませんけれども、その辺のところを含めて、

やはりその前にもう一つ、その土地利用、73億円なり、場合によっては96億円かかるであろう整備するのに、それくらいの事業費、莫大な事業費になるのに、そして、特に開発公社の土地1.9ヘクタールの分については、言うなれば市民の財産というべきものなのに、こういった募集に当たって議会や市民の同意は要らないというふうに思っているのかどうか、その点をお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、時間も迫ってきますので、次の分野でございますが、未来都市づくりのかかわりについては、ぜひそういう点では一言だけ申し上げますが、これで一定落ち着いたというふうに思うわけでありませけれども、合併等のかかわりがもし出てくるようなときには、これは住民の合意が必要だということを、ぜひ念頭に置いて事を進めていく必要があるかと思っておりますので、その辺だけ一言申し上げさせていただきます。

次に、災害の関係ですが、実際に災害を受けた方のところに行ってみますと、あと5分遅かったら、うちがつぶれて自分もだめになってたというところもありました。そこはもうすっかり住んでいるうちが撤去されておりまして、私ども1カ月ぐらい後に行ったものですから、撤去されて広い土地が残っておりまして。もう1人の方は、その地震が起きたときに、逃げようと思ったら玄関の戸が開かなくて、やっと裏口の戸が開いたのでそこから逃げられたというふうなお話も受けております。

今、市長からも言われましたように、地震対策については、予備の対策をどうするのか、地震起きてからどうするのかという二つの大きな取り組みがあると思うんです。ですから、予備対策として今進めていることについても、どれくらいの目標にしながらどれくらいの期間でやるのか、そういった計画をきちんと立てるべきではないかというふうにひとつ思います。そういう予備対策での取り組み。それからもう一つ、地震後の対策の中で非常に重要だと思ったのは避難所の取り組みですが、避難所は山間部でもあったということもあるかもしれませんが、要するに、その地域の一点まとまった地域の、どこか土地があればそこにみんな集まるというのがあったんです。指定された避難所まで行くのには遠い、したがって近くのところの空き地のところに集まって、お互いに励まし合って、そのうちに市の方とも連絡がついたと思いますが、そういう生活をしていたということをお聞きしました。そういう点で避難所を小規模に分けた避難所のあり方、これは改めて考えていく必要があるのではないかというふうに思いました。

それから、今回の取り組みでは、先ほど職員の方々もいろいろお手伝い行かれたり、ボラン

ティアで行かれたりということがありましたが、特徴的だったのはボランティア活動なんです。今でもやられていますけれども、きのうの読売新聞の中でもボランティアに期待するというのが7割もありました。その中で自衛隊が5割という状況でありましたけれども、やはり大事なのはボランティア活動です。進めていく上で、県で出しているマニュアルなどもあるようでありますけれども、そういったものを具体的に受け入れ側、派遣する側含めて、対応をきちんと考えておく必要があるのではないかというふうに思いますので、その辺も含めてお願いをしたいと思います。

さらに、あわせてバスの問題であります。早速、宮交バスと協議していただきましてありがとうございます。残念ながら宮交バスは企業であります。ですから採算がとれなければやらない、これは前の方も述べていたと思います。そういう点で、やはりバスを走らせるのに、これはそれぞれの自治体の施策なんです。そういう点でどういうふうな走らせ方をするのかという点で、宮交バスにだけ依存するということだけでなく、もちろんそこに財政的な援助が、どういうふうになっていくのかとかいろいろあると思うんです。ですから、その辺を含めて、実際に実現するような方向をぜひお願いしたいというふうに思います。よろしくどうぞお願いします。

それから、もう一つは市立病院のかかわりです。大変市立病院が、今までの再建策とは全く違う方向をとらざるを得ないというふうに思うんです。ですから、いろいろこの間の答弁をお聞きしましても、やっぱり大変な事態になっていると思うんです。緊急的にこれからプランをつくるということでありまして、できたら議会とも協議するという、議会にも示すということですが、やっぱり大事なものは議会の中にも問題をあれしまして、議会でも全員で取り組んでいくような取り組みというものが、今必要ではないかと、当然出ましたプランについて、そういう取り組みをさせていただいたらありがたいなというふうに思うんですが、今、本当に市立病院としてどう乗り切っていくかと、あるいは今後どうあるべきかということ、改めてここで真剣に対応していかなくてないんじゃないかというふうに思いますので、再度その辺についてお聞きしておきたい。第2問の質問です。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 初めに、海辺の賑わいにつきまして何点かご質問いただきました。私、前段のご質問の中で、利府、多賀城地区に新たな商業圏が形成されつつあるということをご説明申し上げました。決して大手と言ったつもりはなかったんですが、いずれそういった商業圏、

本来塩竈市にございました商業圏が、残念ながらそういった形でほかの方に移ってきているという現実を、我々厳しく受けとめなければならないのではないかなというようにことを申し上げさせていただいたつもりでいます。なおかつ、野中沢ですか、利府町部分になるのかと思いますが、そういったところに、また新たな商業が展開されつつある。それから先ほど繰り返しになりますが仙台港背後地、ここにつきましては20ヘクタールを超える大規模な開発が、今、もうまさに進められつつあるという現実を、我々厳しく受けとめながら、本市ならではの、要するに海口にある、こんなに交通の利便性が高い場所であります。こういったところの持つポテンシャルというものをやっぱり最大限に活用しながら、先ほども申し上げましたが、市内の商店主の方々と力を合わせ、場合によっては、そういった方々、ほかの方々の力もおかりすることもあるかもしれません。それらについては、ですから、今、企画書はまだ2社分がそろっておりませんので、大体こういう形ですということをご説明できないということは、昨日申し上げたとおりであります。いずれ、そういうものがきちっとそろった段階で、今の段階でどうと決めるのではなくて、こういった提案書が出されておりますということにつきましては、一路ご説明をさせていただきたいと思っております。

当然のことながら、地元の商店街の方々が、参加意欲のある方々は参加できるような仕組みであるべきだろうというふうに考えさせていただいているところでありますし、先ほど来、議員の方から採算ご指摘いただいておりますが、73億円であります。本当に、もしかしたら本市で最後で最大のプロジェクトになるのではないかなということも、私も考えておりました、こういったものが持つ経済効果、波及効果というものが、最大限に期待されるようなそういうまちづくりを当然のことながら進めていかなければならないというふうに考えておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

未来都市づくり研究会、市民の方々と十分なコンセンサスというご指摘いただきました。今回のことにつきましても、市の広報誌等を通じまして、市民の方々にはお知らせをさせていただきたいと思っておりますし、必要とあらば我々が出向きまして、そういったところで出前講座でもやらせていただきたいと思っておりますが、今、本市の置かれた環境を、市民の方々になるべく適切に把握していただけるような努力を、今後とも一生懸命続けながら、この塩竈の町が将来どうあるべきかといったようなことについて議論させていただきたいと思っております。

地震災害につきましても、何点かご提案いただきました。戸があかない、まさにそういうと

きこそ隣近所の方々のお力をおかりして、みんなでそういう戸をあけて逃げられるようにするとかということが非常に大切になるのではないかなと思っております。避難所、まとまった空き地に一たん集合というようなお話をいただきました。これは、それぞれの町内会の特異性があるのだと思っております。一律にこういう形がいいのかというのは、いろいろ議論があると思っております。そのために、私どもの防災安全課、各町内で防災教室を開催させていただいておりますが、その中で、ぜひ各町内会単位のハザードマップを作成していただきたいというお願いをさせていただいております。ぜひ、そういった中で、地域特性を生かした避難誘導のあり方について、地域の全体としての合意を形成していただければ大変ありがたいと思っております。

ボランティアに対する期待が非常に高いと、災害復旧についてはというお話をいただきました。対応につきましては、昨日、木村議員からも同様の質問があり、本市におきましてはボランティアの窓口には社会福祉協議会が当たるということをご説明させていただきました。社会福祉協議会には大変な仕事になっていただくこととなりますが、そういったことでボランティアの受け皿にさせていただきたいと考えています。

バス問題、いろいろ、大変な宮城交通の事情はあるとは思いますが、我々もいろいろな機会をとらえて要望活動を行ってまいりたいと思っておりますし、議会の中でも、前にも触れさせていただきましたが、本市、仙石線、本線合わせますと市内に四つの駅があるわけでありませう。そういった駅とそれからバス路線というものの結びつきということについても、改めて考えながら、やはり都市内の総合交通体系というものを、今もう一回見つめ直す時期に来ているのかなと思っております。ぜひ、そういったことにつきましても、今後の課題として取り組んでまいりたいと思っております。

市立病院、大変厳しい状況であります。本当に、今、内科につきましては午後の診療をお休みさせていただいております。市民の方々に大変なご不便、ご不安をかけておりますこと、開設者として、本当に心よりおわびを申し上げます。ただ、残念ながら医師確保の見通しというものがどうも明らかになってきていないという中では、やはり、緊急的な対策ということも講じる必要があるのではないかなということにつきましては、答弁の中でも触れさせていただいたところであります。なお、本当に市民の方々の医療環境が少しでもよくなるように、なお努力を重ねてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 18番小野絹子議員。

18番（小野絹子君） それでは、3回目の質問をさせていただきます。

賑わいゾーンのかかわりのところでございますけれども、私ども非常に心配して、地元歩いてみました。そういう中で、非常に市民の声や、地権者や商業者の方からお聞きした言葉は、今回の公募のやり方について非常にあきれた、地元の入れないのを気にしている、何を考えているのかというふうなお言葉とか、憤りを感じている、早急にやってほしいという方もおります。しかし、方向転換したのではとか、別の方向へ転換しているのではと、これでは地元は入れない、市長は何を考えているのか、方針転換したのではないか。大手の条件をのんだら大手の言うことを聞かざるを得ないでしょう、まさに丸投げだ、大手中心の開発になるのではないかとにかく寝耳に水だということでの言葉がありました。私はそういう点で、当局はきちんと、この市民の声そして議会の声を聞いていただいて、先ほど同意の問題についても回答がありませんでした、きちんと対応すべきだと思っております。そういう点では、議会や市民に対しての同意の問題についてどうなのか、最終的にこの問題について市長が責任をとってやるということなのかどうか、お聞きして私の質問を終えたいと思います。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 再質問にお答えさせていただきます。

海辺の賑わいの今回の公募につきましては、私どもの方にも問い合わせがございました。その中身につきましても先日ご説明申し上げましたが、今回、この提案に参加できない、出店できないというふうに誤解をされていた方々も結構ございました。これらについては、我々の説明が不十分であったということは、前回の答弁のときにも、伊勢議員の答弁のときにもおわびを申し上げたところでもありますし、議会に対しましても十分な説明がなかったということについては、本当に改めてこういうことが繰り返されないようにきちんと、今後は進めてまいりたいと思っております。

それから、海辺の賑わい、事業主体が塩竈市でありますので、当然市長としてこの事業に対して責任を持つべき立場にあるというふうに理解をいたしております。ただ、繰り返しになりますが、今回はあくまでも提案であります。そのどれに決めるということでは、まだないわけでありますので、この過程につきましては、先ほど申し上げましたように、その都度議会に十分な説明を尽くしてまいりたいというふうに考えているところであります。よろしく願いいたします。

議長（香取嗣雄君） 6番鈴木昭一君。（拍手）

6番（鈴木昭一君）（登壇） 平成16年最後の12月定例会もきょう1日となり、一般質問も私を含めて2人となりました。市長初め市ご当局の皆様には大変お疲れのこととお察しをし、心からご苦労さまでしたと申し上げ、ニュー市民クラブを代表し、主に市長にご質問をいたします。

質問に入ります前に、各質問者からもありましたが、このたび新潟県中越地震で被災に遭われました皆様に心からお見舞いを申し上げ、1日も早い復興されますよう心からお祈りを申し上げます。

また、本市から各担当部署並びにボランティアで被災地に赴き、被災者にいつときでも幸せな気分を与えられた各位に心から敬意を表したいと思います。今後99%の確率で宮城県沖地震が起これと言われておりますが、我々も十分な備えをしていきたいと感じる次第であります。

次に、一言職員の皆様に御礼を申し上げます。

私は、この5年間に幾度となく職員の写真入り名札の着用を、市民サービスの一環として実施していただくよう前市長時代からお願いを申し上げてまいりました。佐藤市長におかわりになられてからもお願いを申し上げた次第であります。9月定例会以降、職員の皆様が少しずつであります。着用が見受けられるようになりました。このことは佐藤市長のリーダーシップのあらわれと着用された職員の意識改革がなされ、自発的な行動であるものと心から敬意を表する次第であります。役所内での職員と出会う際は、自然と胸元を見るわけではありますが、着用されている職員の方々には、あいさつもさることながら心の中で感謝をし、本当の職員らしさを感じ、敬意を表している次第であります。この場をおかりいたしまして、着用されている職員の方々、心からありがとうございますと申し上げさせていただきます。また、着用されていない職員の皆様に、なお一層着用促進にご協力いただきますようお願いを申し上げ、通告に従い質問いたします。

まず、まちづくりの将来像について、お伺いいたします。

私はこれまで、議会の中で市長のまちづくりについて、各議員からの質問に対してお聞きをしてまいりました。しかし、佐藤市長が塩竈市の未来をどのような町にしようとしているのか、なかなか見えてこないのであります。市長の所信を伺います。

また、現在、塩竈市では再生委員会など各署のまちづくり研究会が発足し、市長に対し数々の提言をしていることは承知しておりますが、市長はそれをどう生かそうとしているのか、市長の考えをお聞かせ願います。また、提言された中で、市長の考えをどのように反映されよう

としているのか伺います。

市長は、市長に立候補した際には、自分のまちづくりの大きな夢を持っていたと思いますし、だからこそ立候補したと理解するのであります。しかし、これまでの市長の言動からは、市長自身のランドデザインが見えてこないであります。つまり各種のまちづくりに関連する団体に任せて進めようとしているのかどうか、また中心となる庁舎の位置及び建設について何ら言及していない。本来、まず庁舎があってこそ、それに伴って周りにまちづくりが伸びていくと、私は考えるのでありますが、市長はどのようにお考えか、お聞かせ願います。また、市長は庁舎建設に言及しないのはなぜか、単なる財政上の問題なのか、または市町村合併の絡みで言及できないのか、所信を伺います。

また、現在海辺の賑わい地区の整備や、港奥部再開発の整備など、また中心市街地活性化基本計画の変更など、やるべき事業はたくさんありますが、西部地区や南部地区、北部の丘陵地の問題など、市民生活に密着した事業がなおざりにされているような感がございますが、市長は塩竈市の町全体をとらえ、どのような施策をとろうとしているのかお伺いいたします。

また、海辺の賑わい地区のランドデザインが今回発表されましたが、現在の財政状況の中で、どのような手法で実施していくのかお聞きをいたします。

また、商工会議所で作成した塩竈市の夢マップとの関連はどうか。市民の中には強い関心を示している方もありますが、単なる夢と思えばいいのか、市長はどのような受けとめ方をされているのかをお聞きをいたします。また、今後考えられる市町村合併との整合性はどうか図ろうとしておられるのか。以上について、市長のお考えを市民が理解できるような説明を求めたいと思います。

次に、旧今野屋の解体後の事業についてお伺いいたします。

既に関連した質問は、我が会派の志子田議員が質問しておりますが、若干同じような質問になろうかと思いますが、答弁が重なる部分はお答えを省いていただきたいと思います。

私は、今野屋の解体については、前市長時代から早く実施をし、本町商店街及び塩竈市全体にわたる活性化につながるのではと質問をしてみました。このたび、佐藤市長の決断で日の目を見たわけであります。今回、解体が終了し、いよいよ本町の再生が図られる期待が強くなったわけでありますが、私はその後の利用方法については、本町地区のイベント、またはフリーマーケットまたは魚の安売りデー、そして大みそかの駐車場などに利用を図るよう提言をしてきたわけであります。市長はどのような利用法をお考えかをお聞きしたかったのであります。

すが、既に、答弁をされている部分もございますので、もしほかのお答えがありましたら、お聞きをしておきたいと思えます。ただ、今後、市民に開放とか、また駐車場等の利用、そういった手段についてどうなのかお伺いをいたします。つまり解体費用は6,500万円かかったわけでありまして、何らかの収入を図るべきと考えますが、市長はそういった点、無料開放とするのか、または有料として利用するのかお聞かせをいただきたいと思えます。私は、現在の財政状況から費用回収はすべきと思えますが、いかがお考えでしょう。

また、今回、旧徳陽銀行の利用価値があるとの理由で、取り壊しにはなかったのですが、隣の横田屋が旧今野屋が解体が始まって、それに合わせるように解体をし、既に駐車場として営業をしているわけでありまして、市長はその解体について事前に把握していたのかどうかお聞きをいたします。手法としては旧徳陽銀行も同時に解体した方が、経費の面でかなり格安で実施できたのではないかとと思えますが、市長はどのようにお考えか伺います。また、旧徳陽も使い道があるようなお話をされているわけでありまして、私が考えるには、かなり内部はハト小屋化しているのではないかと、使えるには到底難しいのではないかと、このように思いますが、一昨日の答弁では、補修に2,000万円程度かかるとのことでありまして。しかし、果たして2,000万円かけて単なる旧今野屋の更地で行うイベントの電源や、トイレ、水道だけの利用だけで、貴重な財源が使われることについて、市民感情から納得が得られるものか、市長はどのようにお考えかお聞きをいたします。

次に、本町地区の活性化について市長はどのように考えているのかをお聞きをいたします。市長は、就任1年目の活動報告を市民に配布しておりますが、その中では、日本で一番住みたい町塩釜を目指して、安定した市民サービスが提供できる、行財政改革を実行していくとありますが、その会報には、本町地区の活性化には一切触れていないのであります。現在、北浜沢乙線事業が進んでおりますが、完成後はその沿線の活性化は期待されますが、本町通りはどのような活性化を目指しているのか具体的にお聞かせ願います。

次に、未来都市づくり研究会についてお聞きをいたします。

今回、発表された第7回研究会の結果と成果について、市長の率直なお考えをお聞きしたいと思えます。また、塩竈市長として研究会での発言や方針はどのようなものだったのかお聞かせ願います。私は、それぞれの市町村は、将来の市町村合併を視野に入れながら臨んでいたのではないかとと思えますが、どのような感じだったのかお聞きをいたします。

また、佐藤市長は合併について明快な答弁やはっきりした態度表明をされていないような感

じがありますが、また合併に向け態度を表明し、行動を今こそ起こすべきと考えますが、いまだにはっきり見えてこない、これはどういったことなのかお聞かせ願います。

また、発表の中で各市町村の財政力を含めた指標が出ておりますが、塩竈市としては合併に向けた指標はどのようなものがあるのか、または他の市町村と比べて塩竈市はどのような位置にあるとお考えかをお聞きをいたします。また、研究会の発表の中に広域的な取り組みが期待できるものがあるとされておりますが、市長は二市三町以外に今後取り組んでいく要素があると感じているのかお聞きをいたします。現在二市三町による広域行政が行われておりますが、広域行政の延長線上には市町村合併があると思っておりますが、市長の見解をお聞きをいたします。また、佐藤市長は合併について二市六町一村については、先ほどの質問で難しいとのことでございます。しからば二市三町での合併なのか、今後の進め方として率直なご意見をお聞きをいたしまして、第1回目の質問といたします。ご静聴ありがとうございました。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、まちづくりの未来像についてということでございます。塩竈市の将来にどういう夢を描いているのかというようなご質問でありました。端的に申し上げれば、私といたしましては、この町にかつてのように人や物があふれ、本当ににぎわっていたころの塩竈の活力というものをぜひぜひもう一度取り戻したいということが、私の宿願であります。例えば、水産業、水産加工業あるいは商業を初めといたしますあらゆる産業分野で、皆さんが元気ですよと言っていたようなにぎわいの町を取り戻し、また多くの市民の方々がこの塩竈というふるさとに誇りと愛情を持って、大好きですよ塩竈と言っていたような町を目指す。さらには、市民の方々の暮らしと安全が十分に確保される、安心ですよ塩竈といったようなことを一層促進していくということが、私の目標であります。この三つのキーワードの行き着く先になるかと思いますが、産業の振興、福祉、教育の充実、生活基盤の整備あるいは防災対策など市民生活に直結する身近な課題問題の解決に積極的に取り組み、さらなるサービスの向上に努めるということが、私に課された使命であるというふうに理解をいたします。

そのような中で、市長就任以来いろいろな研究会、委員会等を開催させていただきました。そういった提言の活用についてというご質問をいただきましたので、お答えさせていただきたいと思っております。

地方分権が叫ばれましてから久しくなりますが、地方分権は、ここの地方の自立に向けた取

り組みでありますから、まずは、市民の皆様のご意見を伺いながら市民の視点に立ち、市民との協働で、特色を生かした個性的な魅力あるまちづくりを進めていかなければならないというのが基本理念であると思っております。このような考え方から、本市の課題解決に向けて、市民のご意見をいただく再生委員会を昨年立ち上げ、活発な議論が進められているところであります。また、先ほど来、議論になっております海辺の賑わい地区、グランドデザイン策定委員会や水道、下水道事業懇談会、さらには「のびのび塩竈っ子」計画策定委員会等を設置させていただいております。具体的な提案といたしましては、例えば、塩竈再生委員会からは職員給与費の見直しでありますとか、交通事業会計への経営健全化、さらには補助金のあり方等について、また海辺の賑わい地区グランドデザイン策定委員会からは、食、住、商による賑わいの創出につきまして、また、水道や下水道事業懇談会からは積極的な市民へ対する情報提供の必要性を強く言われたところであります。また、「のびのび塩竈っ子」計画策定委員会からは、子供の幸せを考える視点などに関する提言をいただいております。今後、これらの委員会からいただいた提言を十分参考にさせていただきながら、将来のまちづくりや行政改革の市民サービス向上につながるものについて、順次実施をさせていただきたいと思っております。

庁舎問題についてご質問いただきました。私も本来、一つの場所ですべての行政サービスが完結するという姿があるべき姿であろうというふうに理解をいたしております。そういった中で、現在の庁舎、昭和35年に建設されており、本庁舎も、もう手狭になりましたことから宮町庁舎壱番館、水道庁舎等々、残念ながら市内に分散をいたしております。そういった中で、なぜ庁舎建設に言及をしないのかということですが、一つには、厳しい現下の財政状況もあることは事実であります。もう一つは、残念ながら、本市の公共施設、特に小中学校あるいは病院等、いわゆる災害弱者の方々が集まる施設の災害対応が、残念ながらまだ遅々として進んでいないという現実があります。そういうものをさておきまして、果たして我々の庁舎建設をしていいのかというじくじたる思いであります。ぜひ、こういった学校あるいは病院の耐震強化を図りながら、小中学生の皆様方あるいは病院で診療されております皆様方が、本当に安心して、勉強なり医療なりを受けられるような環境をつくるのが、まず我々の率先されるべき課題ではないかなというふうに理解をいたしているところであります。そういったことが一段落しましたら、ぜひ庁舎建設といったようなことにつきましても、真剣に取り組まさせていただきます。

また、海辺の賑わい地区につきましても、ご質問いただきました。

先ほどの小野議員のご質問にもお答えさせていただきましたとおり、塩竈の新たな活性化の中核というか、まさに原点にしていきたいということで、そういった新たな都市づくりの中から塩竈ならではの産業なり情報をぜひ内外に発信していきたいというふうに考えているところでもあります。

夢マップは、市長はどういうふうに考えるかというご質問をいただきました。

この夢マップにつきましては、商工会議所の若い方々が中心となって、塩竈の本当に将来の姿を語り合い、作成されたものであるというふうに認識をいたしております。郷土塩竈を愛するお気持ちに改めて感謝を申し上げさせていただくところでもあります。現在、本市では海辺の賑わい地区の整備をいよいよ進め始めましたので、夢マップの思想は十二分に参考にさせていただきながら、塩竈の特性を生かした本当に喜んでいただけるまちづくりでありたいというふうに考えているところでもあります。

市町村合併について、市長の考え方が見えてこないという大変厳しいご質問いただき、何度か議会でも、私、表明させていただいたかと思っておりますが、基本的には、私は合併は賛成であります。ただ、数合わせの合併というものはいかがかなと思っております。やはり合併に至る必然性といえますか、先ほどの小野議員の質問の中にもありましたが、市民の皆様方が十分そういったことについて理解をいただく合併であるべきだろうと思っております。単なる数合わせあるいはその財政面ということだけの合併ということはいかがかなと思っております。

そういった中で、未来都市づくり研究会、二市六町一村、要するに九つの自治体が一つになりまして、いわゆる中核都市づくり、30万都市を目指そうという構想であります。私も中に入りまして積極的に発言させていただいてまいったつもりであります。ただ、残念ながら、若干温度差があるということについては、議会でもご説明させていただいたとおりであります。例えば、仙台都市圏を思考しておられる町村もあるようでありますし、それから私が一番今感じておりますのは、やはり旧来宮黒地区と言っておりますが、どうしても宮城郡二市三町と黒川郡の間には見えない壁があるのかなという気がいたしております。その壁を乗り越えるというのは、かなり時間がかかるのかなと、今まで歴史文化を残念ながら共有してこなかったのかなと思っておりますが、そういった共通点というものをもっと見つけ出す努力をしないと、なかなか二市六町一村という大同団結というのは道が遠いなということを感じておるところであります。そういった中でも、決して二市六町一村にこだわらない、合併についてもこの未来都市づくり研究会の中では、積極的に進めるという確認がされておりますので、私もいろいろ

るな機会を見ながら、この塩竈の町がどうあるべきかということを経会の皆様方と真剣に意見交換をさせていただきたいと考えております。

今野屋解体であります。

私も昨日の夕方6時過ぎに役所を出まして、今野屋跡地に行きました。ちょうど舗装が終わっておりました。あの場所に15分ぐらいたたずみまして、さて、これをどうやって、本当にこの町の活性化につなげていくかということをお立ちどまって考えてまいりました。なかなか大きな大変難しい課題だということをお、改めて現地に立って考えたところではあります。ここで、ちょっと確認させていただきたいのですが、やはりもともと、この問題は本町4、5番地区の再開発に端を發するわけではあります。地元商店街が中心となって立ち上げました準備組合の要請を受けまして、本市が土地開発基金を活用して先行取得をさせていただいたということですが、残念ながら、そういう大きい計画が実現しなかったということが、今日に至ることになるのかと思っております。ですから、やはり、今回の暫定的なと、あえて言わせていただきますが、そういった使い方が本来の使い方ではないということは、私も認識いたしております。やはり、本来はもともと描いておりました本町4、5番地区の再開発に近いものが実現できるような努力を、やはり行政と、それから何よりもやっぱり商店街の皆様方が真剣に考えていただくことこそが、この本町の活性化を取り戻す最大の課題であろうというふうに、私は思っております。議員の方からもお話しいただきました北浜沢乙線が完成いたしますと、今本町通りを走っている車両の台数は恐らく10分の1ぐらいに減少するかと思っております。こういった場面を車が通らなくなったという受けとめ方をするのか、あるいは新しいビジネスチャンスが発生したという見方をするのかということではあります。この辺は、やはり商店街の方々がおどちらを選ぶかということが、まず基本になるのかと思っております。当然、本市も一定の役割を果たすべきであるということは重々認識をいたしておりますが、やっぱり商店主の方々がお、自分たちこそがこの地域のまちづくりのリーダー役を果たさなければならないという誇りを持って、取り組んでいただけるような環境づくりに本市としても努力を傾けてまいりたいと思っております。

これから、大みそかにかけてまして、商店街に大漁旗をつり下げると言っておりました。本市の職員と本町通り研究会の方々がお、先週の土曜日、日曜日にかけてそういう作業をして、大みそかには、そのお客さんの流れを、参拝客の流れをぜひ本町通りに呼び込もうということで、今頑張っているようではあります。こういった企画が成功することによって、地域の皆様方も自

信を持たれるのだと思っております。こういったきっかけとなりますイベントが成功裏にまいりますように、我々も全力を挙げて支援をさせていただきたいと思っております。あすもクリスマスのイベントをやるそうであります。ぜひ多数の方々にご参加いただきますようお願いを申し上げますところであります。

未来都市づくり研究会であります。

先ほど、前段の方でもちょっと触れさせていただきましたが、経過につきましては、行政報告とダブりますのであえて繰り返してご説明は申し上げません。そういった中で、合併問題につきましては、この塩竈市はということでしたが、先ほどの回答に繰り返しになるかもしれませんが、その他の地域から、やはりぜひ塩竈と一緒にやってみたい、塩竈とパートナーシップを持ちながら、ぜひ一緒にまちづくりをやっていきたいというような、そういう望まれる塩竈市という形に、まず立て直しをすることが喫緊の課題であるというふうに、私は認識をいたしております。職員ともども、議会の皆様方のご指導を賜りながら、市民の方々と一緒になって、この町の再生に取り組んでまいりたいと思っております。

そういった中で、広域行政につきましても若干ご質問いただきました。もっと広い範囲での広域的な行政を企画されているものが25事業の中にあるのかという意味でのご質問であったかと思いますが、これも行政報告の中でちょっと触れさせていただきましたが、黒川郡の方々からは、今までの交流の実績を踏まえまして、例えば消防事務の広域化について勉強してはいかがというようなご提案をいただいております。二市六町一村でそういった問題点につきまして、今後検討させていただくということにいたしておりますが、25事業の中から順次そういうものを取り上げていきたいということが、今回の基本的な考え方でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（香取嗣雄君） 6番鈴木昭一議員。

6番（鈴木昭一君） ご答弁いただきましてありがとうございました。

まず、再質問させていただきますけれども、まず、まちづくりの将来像、市長のまちづくりということでご質問したわけでありましてけれども、残念ながら、私はちょっと理解できない、市長の本当の塩竈の町のどんな町にしようとするのか、その夢がよく見えてこないのであります。いろいろ、いろんな各委員会からの提言をもとにして、そして、またその塩竈のまちづくりをしていくというお考えがあったわけでありましてけれども、本当の市長の町の長としての指針はどうだったのか、そしてその指導力はどうなのかという点がちょっとよく理解できないと

いうことであります。そういった意味では、これからそういった委員会の提言を受けて進めていくということでは、非常に我々議会人としても、本来議会も一緒になって提言をすべきところではありますが、どうしてもそういった再生委員会など、まちづくりの研究会に委託しているといえますか、お願いしているという実情が何か非常に残念だなと、このように思うわけでありませぬ。

あとは、庁舎問題、庁舎問題はやっぱりほかの施設の老朽化なり耐震診断等々が残っておりましてなかなかできないという、こういう財政の問題が絡むということもありますけれども、ちょっと、私とは視点が違うのでありますけれども、やはりそういった散らばっている分庁舎を整理をして一つにまとめ上げると、そこに何らかの分庁舎を処分することによっての財源が生まれていくのではないかなと、そのことによっての再生といえますか、そういった他の施設への支援が出てくるのかなと、このように私は感じるのでありますけれども、同じ会派の武田議員も同じようなことを言っておりますけれども、非常にそういった点では、考えの違いがあるかと思っております。それは、やむを得ないわけではありますけれども、本来、せっかくの貨物ヤードの跡地が先ほど言った公募によっていろいろつくられているということについては、私も非常に残念なんですけれども、先ほど言ったようにランドデザインができたということで、今後、進めていくということではありますから、市長の執行権者としてのお考えでございますので、これ以上は申し上げませんけれども、もっともっと塩竈市全体を考えたまちづくりが必要なのかなと、何か海辺の賑わい地区に、そういった港奥部とか、そういったところにだけかなり日の目が当たっているような感じがするわけではあります。

先ほど、質問の中でそのほかの地区についてはという質問には、何らお答えがなかったわけではありますけれども、非常に残念だったなとこのように思うわけではあります。そこにだけ住むわけではありませぬ。もっともっと西部、南部、東部地区にも住民がいるわけではありますから、そういった塩竈市全体を見据えた、やはり指導力が発揮されればなと、このように思うわけではあります。

それから、商工会議所の夢マップは単なる参考だったということではありますけれども、非常にああいった大きなすばらしいマップをいろんなところに張ってあるわけではありますけれども、やっぱり見る市民にとっては、将来こんな町になるのかなというような思いも持っている方もおられるわけではあります。それがいいのかどうかわかりませぬけれども、単なる若い方々の発想だろうというふうに思いますが、当然、本当に夢のようなマップだったというような感がしてなりました。

せん。それについても単なる参考としての市長が受けとめ方をしておりますので、これ以上は申し上げません。

それから、2番目の今野屋の跡についてであります。残念ながら、本当に詳しい答弁がされなかったということで、非常に残念でありますけれども、確かに今野屋を解体して、更地にして、どんな使い方をするのかなというのは、我々も期待をしているところであります。単なるそういう広場にしているのか、それからあの本町地区の方々だけのイベントにするのか、それともほかのいろんな団体に貸し出してするのか、そういったところも今後の課題になるかと思っておりますけれども、そういった点での使い道、使い方、有料か無料かについてもお答えがなかったのでありますけれども、6,500万円もかかったわけですから、費用回収もやはりこの財政も厳しいわけですから必要ではないのかなと、このように思っているわけであります。

また、あわせて徳陽銀行の解体、突然旧今野屋の解体、それに合わせるようにして横田屋もやってしまった。そこにぼつんと旧徳陽銀行が残ってしまったという点では、何となく不釣り合いな使いにくい広場になったわけですが、その時点で市長は事あるならついでにということもあるかと思っておりますけれども、旧徳陽銀行の解体は考えられなかったのかどうか。もし一緒にやれば、それこそかなり格安な解体費用でできたのではないかなと思っておりますし、しかしながら、きのうのご答弁でもあるように、その空き地利用についてのイベントに使う水道とか電源とかそういったこと、トイレとかということですが、しかし、そのまま使えるわけではないのだとこのように思います。もちろん水道だって配管は使い物にならないと思っておりますし、トイレもしかりでありますし、トイレも水洗化といっても浄化槽のあれではないのかなと、このように思いますし、やっぱりそういった点では、今後かなり費用がかかるのではと、そのイベントに使うだけの果たして利用価値といいますか、そういったものがあるのかなと、それとも市長にとってはそのほかに別な利用が考えられているのかどうか、一つお聞きをしておきたいなと、このように思います。

それから、本町の活性化、先ほどいろいろありましたけれども、確かに交通量が減る、それは正直言って、あそこの北浜沢乙線が出ることによって、車の流れは市内全体にわたって変わってくるものとこのように思っております。私ども西部地区に住んでいる者にとっては、あそこの開通を待ち遠しく、毎日のように何十万台との車の騒音に悩まされている西部にとっては流れが変わることによって、少しは静かになるのかなと、このように期待をしているところであります。しかしながら、そのことと本町どおりの活性化がどう結びついていくのかなと。今

回、その更地になった旧今野屋さんの跡地でクリスマスのイベントをやるようでありますけれども、ちょっと夢みたいな話ですけれども、徳陽銀行も解体をしてそれこそあそこに巨大クリスマスツリーでも飾れば、かなり人も集まるのではないかなと、そんな夢も持ったわけでありますけれども、そういったやっぱり何らかの旧徳陽を活用した、人が集まるような一つそういったイベントもいいのかと、本町の商店街の若い方々の力で、旧徳陽を飾りつけてちょっと電球でもつけて色とりどりにして、この年の瀬を迎える、新年を迎えるという、そういったことも、また人の回遊性が生まれてくるのかなと、このように感じるわけであります。そういった点でも本町の方々はどのようなお考えなのかよくわかりませんが、もしその辺の情報がございましたら、お聞きをしたいと思います。

それから未来都市づくり研究会、確かに行政報告の中でした。大変ぶ厚い資料をいただいて、全部を見ることはできませんでしたが、なかなか各市町とも、塩竈市もよいところもあったような資料が出ているようであります。そういったところで、またその提言の中には、広域的な事業もできる部分もあったように見受けられます。そういった中で、ちょっと、かなり先ほど壁があるというお話でございましたけれども、その壁がどんなものかわかりませんが、その壁を取り払った広域行政はできないのかどうか、ひとつ市長の所信があれば伺いたいとこのように思います。

実際的には、二市三町が一番いいわけでありますけれども、なかなか今、私どもの議員連盟でやっている広域行政の中での提言でも、なかなかうまく各市長とも一致を見ないわけでありますけれども、やっぱり将来は二市三町を視野に入れた合併はやっぱりあるのかなと、そして、またこのままですと、いろんな県や国からの指導が生まれるのかなと、このように思いますけれども、もう期限も迫って、もう間に合わない状態にありますから、その辺市長は将来的にどんな感じを持っているのか、県や国の指導を待つのかどうか、その辺をひとつお聞かせいただきたいと思います。確かに市長、望まれる合併というお話がありました。なかなか塩竈市は、いろんな各市町の議員の方々のお話を聞くと、望まれているとは言えませんが、しかし、塩竈は塩竈の大きな特性なり、財産があると思いますし、そしてその中での二市三町の合併によって、そういった各市町へのいろんな波及効果も出てきますし、また、塩竈市にとっても大きな波及効果が出てくると、このように感じております。そういった中で、速やかな合併といえますか、いろいろ各市民の異論もあるかと思えます。そういった市民の意向調査やりましたけれども、今後、さらなるその意向調査などもあるのかどうか、ひとつ塩竈市としてあるのか

どうか、お伺いをして2回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 初めに、何点か答弁漏れございましたこと、心よりおわびを申し上げます。

まちづくりの将来像につきまして、いろいろな委員会からの提言というご説明をさせていただきました。私、当然議会の皆様方とは常日ごろから、いろいろ議論、意見交換をさせていただいておりましたので、あえて触れさせていただきませんでした。当然、議会は市民の皆様のご代表だと思っておりますので、今後とも活発な議論をさせていただきたいと考えております。よろしくご指導をお願い申し上げます。

そういった中で、我々のややもすると気づかない視点、観点ということが市民の皆様方に潜在的にあるという部分もございます。そういったものを改めて掘り起こしをさせていただきながら、小さいことであっても我々必要なものについては、一生懸命取り組まさせていただきたいという趣旨でそういう発言をさせていただきました。庁舎建設問題、今、市内にあるすべての施設を売却するというご提案でありましたが、繰り返しになりますが、もしそういうことが許されるとすれば、私の気持ちとしては、やはり小中学生が勉強する校舎の耐震強化とか改築、さらには病院等の耐震強化というものが優先されるのかなというのが、私としての考え方です。これは、庁内の合意ということではなくて、今、私の考え方ということであえてご説明させていただければと思っております。庁内におきましても、そういった議論を喚起してまいりたいと思っております。

それから、海辺の賑わいだけかというご質問でございました。大変失礼いたしました。全体といたしましては、今、本市長期総合計画、10年間の長期総合計画を持っておりまして、およそ、前期がほぼ見えつつある状況にあります。そういったものを踏まえまして、長期総合計画の達成状況等につきましても、改めて精査しながら、後期の長期総合計画のスタートに当たりまして、そういった課題問題をもう一回検討させていただきたいと思っております。当然のことながら、我々の行政範囲、市全体でありますので、北部、西部、東部あるいは南部地域の方々、さらには浦戸諸島に居住されるの方々にも夢と希望を持っていただけるような地域づくりに、なお一層努力をいたしてまいりたいと考えております。

夢マップについて、ちょっと、私の説明が不十分であったかと思っております。こういった夢とか希望が、市民の方々あるいはそういう商工業界の関係者の方々から数多く出されること

については、我々大歓迎だと思っております。そういったことが活発に議論されるような地域であるべきだろうと思っております。ですから、これをすべてやるということについては、なかなか問題が山積していると思っておりますが、こういう市民があるいは商工会議所が掲げた夢の中から、本市にとりまして実現すべき課題というものもあるかと思っております。そういったものを今後、いろいろ検討させていただくという意味で、参考にとということで申し上げたつもりでございます。

それから、今野屋跡地、費用の問題、説明いたしませんでした。今考えておりますのは、管理運営に必要な、若干の有料という形での土地利用を検討させていただいております。ただし、ボランティアでありますとか、そういった活動の場合には、当然一定の減免措置が講じられるものと思っております。要は、料金を高くして使いづらくするよりは、やっぱり数多くのイベント等をこの場所で開催していただきまして、市民の方々がまた中心市街地に戻ってきていただくということが、本来の目的であるかと思っております。もっといえば、やはり長期的にきちっとした利用が図られるべきなんだろうなと思っております。ぜひ、そんなことにつきまして地域の皆様方と、今後とも引き続き意見交換をさせていただきたいと思っております。

徳陽跡地につきましては、ほかの議員の方々からもご質問いただきました。当面、バックアップ施設として活用させていただくということを申し上げてまいりました。きのうも壁のところを見まして、随分見すばらしいなと、私も思いました。ただ、前回の回答でも申し上げましたとおり、あの辺を直すとすると、新たに2,000万円くらいの費用がかかると、その2,000万円を本当にかげられるかどうかということで、今、自問自答いたしております。何とか当面は、活用方策、使う方向で意見調整をしてみたいというふうに考えておるところであります。

そういった中で、横田屋の解体については、市長は知らなかったのかというご質問いただきました。解体が始まりましてから気がつきました。請負業者の方がたまたま今野屋解体と同じ業者の方でしたので、確認をさせていただきました。そうしたところ、横田屋さんの方から、今野屋と同時期に解体をしてほしいという仕事の依頼があったということをお伺いしました。跡地については、当面駐車場として活用する予定であるということも、その際にお伺いをいたしましたところあります。土地の所有者とも一定の接触をさせていただきました。何か建物でも建てる計画がおりますかということについては確認をさせていただきましたが、土地を取得されました方も、できれば、全体として一定の秩序ある土地利用をしたいということで、もし地域としてあるいは塩竈市としてそういう計画があれば、一緒になって取り組まさせていただきます。

きたいというふうな、大変前向きなお話も承ったところであります。

本町通りの活性化、先ほど触れさせていただきましたが、まずは、この地域の商店主の方々がこの町をどうしたいかということ、やはりきちっとした考えを持っていただくということがスタートになるのかなということについては、先ほど申し上げたとおりであります。そういった地域の商店主の方々の、そういうまちづくりを我々一緒になって支えていくというのが、本市の役割だと思っております。先ほども、ちょっと大漁旗の話をさせていただきましたが、そのほかにも、例えば31日の大みそかには塩釜汁をつくりまして、参拝客の方々の流れを本町商店街の方に呼び込みまして、ある一部のお店の方々は夜通し店を開けるようなことも計画されているやにお伺いいたしておりますが、そういったことで、町の活性化に向けた取り組みが少しでも前進するよう、我々も一緒になって頑張っていきたいと思っております。

未来都市づくり研究会、私も昨年5月から参画をさせていただいておりますが、改めて市町村合併の難しさというものを実感いたしております。例えば給与の問題、さらには医療水準の問題、福祉、学校問題等々、改めて合併ということ的前提に物を考えますと、いろいろな問題、課題が改めて浮かび上がってくるということを実感いたしました。そういった中にありますが、やはりせっかくこういう研究会をつくった以上は、ぜひ、一歩でも二歩でも踏み出すようなことを、私は中から提言をさせていただきたいと思っております。二市三町、今おかげさまで消防事務あるいは環境組合等々、広域的な取り組みをさせていただいております。介護認定もしかりであります。今後は、本市の方でもごみ問題に絡みまして、東部衛生組合の加入ということも今視野に入れているわけでありまして、あるいは本市の斎場についても二市三町で活発に使っていただいております。あるいは塩竈市立病院、話題になっておりますが、本市の市民が6割であります、残りの4割の方は二市三町の方々もご利用いただいているわけでありまして、こういった、市民の方々は、市町の境界というのは、もう意識しないで、活発に行ったり来たりしているというのが実態であるかと思っております。やはり、市民の方々のそういう活動は、広域的なということに向かっているのかなと思っております。我々もそういったことをしっかりと勉強しながら、またいろいろ意見交換をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 6番鈴木昭一議員。

6番（鈴木昭一君） それでは、一言だけご要望して終わりたいと思いますが、先ほど、庁舎建設で分散している庁舎を処分するという話にはちょっと乗れないということで、もし、あつ

たとすれば、他の施設ということでもあります。確かにそのとおりであります、しかしながら、その地震の規模によっては、この庁舎自体も非常に危険だと思うところもございます。ここにいる我々もそこの中にあるわけですから、この庁舎で働く職員もしかりであります。そういうことも含めて、今後ひとつ、その辺も市長の心の中にしっかりと受けとめていただいて、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で終わります。ありがとうございました。

議長（香取嗣雄君） 暫時休憩いたします。

再開は、3時10分といたします。

午後2時53分 休憩

午後3時10分 再開

議長（香取嗣雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。11番佐藤貞夫君。（拍手）

11番（佐藤貞夫君）（登壇） 平成16年12月議会も9日に開幕をして、きょうは22日、14日目で最終日であります。一般質問も最後になりましたが、ネットワーク塩竈を代表して、新しい塩竈を想像しながら、あるいは希望を持ちながら、期待をしながら、質問戦を展開してまいりたい、こう思っているわけであります。

まず、今、私たちは平成12年度議決をした第4次長期振興計画の最中にあります。これは、いわゆる特別委員会をつくって、海、食、人が生きるまち塩竈の創造をし、五つの都市目標を、そして基本目標を定めたものであります。その中で平成15年の市長選挙で佐藤 昭市長が誕生し、そして非常に厳しい財政の中で施政を強いられていることは大変な、私は苦しみの中にあると思っております。思ったより以上に、塩竈市の財政は困難になってきたのであろう、したがって、この本会議場でもいわゆる平成19年、財政再建団体に転落をする可能性があるということの本会議で申されました。私は、非常に深刻に受けとめて、そうならば3度目の財政再建転落となれば大変な事態でありますから、何としても回避をしなければならぬ、そのためにはどうすればいいか、今までの行財政改革ではもう打開できない、新たな行財政改革を進めながら、この難期を乗り切っていく以外にない、そして少しでも財源を浮かして、市民サイドに立った事業展開をしながら市民の負託にこたえていく、そういう姿勢が最も大事になってきた、こう思いますので、そういう意味で、まず、私は第1番目に通告したのは、いわゆる行財政改革と来年の市政方針と財政方針についてでありました。あの9月議会で一般会計あるいは特別

会計、企業会計からの決算状況から見て、何とか決算は承認したものの、これらの議論を通じて、それでも改革はもっともっとしなくちゃならんだろうと、こういう認識をしたのは、議員皆同感だと思います。したがって、この議場の中では議員定数の問題も論じられました。したがって、その中、定数削減をしたからこそ、やはり当局にもそれなりの努力をしてほしいと、こういう希望もあったんだろうと、そう思いますので、ぜひとも、そういう立場で市長はいわゆる頑張ってもらいたいなとこう思っているわけでありまして。いわゆる、決算を通じながら一般会計の厳しさ、特に経常収支比率は92.8%、基金のこれも危険な状態にあるという形でありますから、大変な事態だなと、私はそういう面で、経常収支比率を本当に下げる努力をどうやっていくのか、具体的に明らかにしていただきながら、本当に本気になって行財政改革を進めていく、その気力を見せてほしい、こう思っているわけでありまして。

特に、私は、この先ほどの議論の中でも、市立病院のこの問題について、本年度は5億円ぐらい赤字が出ると、そうなりますと、また今年度あるいは来年度において、繰り上げしなければならぬ状況が生まれてくる。そうなりますと、いわゆる当市の財政は本丸が危うくなる。財政再建本当に難しくなってしまうわけでありましてから、本気になって市立病院の再建を含めて、この当市の財政再建というものを本気で考えていかななくてはならない、こう思いますので、その辺の兼ね合わせ、いろいろお聞かせいただきたいものだなと、こう思っているわけでありまして。

特に、歳入予算は限られているわけでありまして。市長は、選択と集中だという表現を今年度使いました。私は、これではもう生ぬるいなと、取捨選択の時代だと。やっぱり凍結するものは凍結して、やめるものはやめる。そして継続するものは継続していくと。そして選択をして事業に取り組む姿勢こそ必要だと、私はそう思いますので、その辺の考え方もお尋ねを申し上げたいと、こう思っているわけでございます。

特に、塩竈市は平成7年、8年、9年は77億円の市税収入がありました。ことしの予算は市税収入60億円であります。もう既にあの当時から比べますと17億円も市税収入減っておるわけでありまして。平成12年には地方交付税が54億円でありました、現在51億円であります。地方消費税交付金も12年は6億1,200万円、本年度は5億4,000万円でございますから、どんどんと歩どまりは見られるものの、かなり減ったわけでございますから、これはやっぱり年間20億円の市税が落ち込む、あるいは交付税が落ち込むことになると、50億ないし55億の事業展開は無理になってくる、こう思いますから、私は歳入に見合った事業展開こそ必要になってきた

など、あらゆる角度から検討し直して、見直して、そして塩竈市のあるべき姿を改めて構築していかなければ塩竈市はもう生き残れない、こう思いますので、その辺の考え方も、ぜひお尋ね申し上げたいと思います。

次に、観光の振興と、浦戸の振興と地場産品の振興について通告いたしました。

塩竈市には離島があります。4島5部落、いわゆる特別名勝松島のこの湾内にあるわけですから、仙塩広域、その都市計画区域内の市街化調整区域でもあります。特別名勝地域でありますから文化財保護法の適用も受けます。文化庁の許認可も必要であります。それだけに、なかなか難しい問題もあります。県立自然公園法の中にもありますし、あるいは漁港法、港湾法、森林法、海岸法、こういう法律の中で、いろいろこの規制がなされているわけですから、あらゆる角度から検討し直して、そして観光の島あるいはリゾート島この浦戸をどうやって観光に結びつけていくのか、その辺も真剣に考えていかななくてはなりません。私はそういう意味では浦戸の振興というのは言葉だけでなく、具体的にどの部分からいろいろ手をつけてやっていくのか、難しい問題を一つ一つ、ひもといていかなければならん、こう思っているわけですから、その辺の考え方もお尋ね申し上げたいと、特に、地場産品はどこかの加工屋さんがどういうものをつくって、どういうのが売れて、いわゆるかなりばらつきがあるようでございますから、塩竈でこれだけのまだいいものがあったと、そういう宣伝が非常にほかのマスコミ対策からいったら非常におくれているわけですから、もっともっとマスコミ対策をして塩竈市の地場産品をやはり宣伝するような、この対策を徹底的にやっていかなければ、私は塩竈市の地場産品がこのままじり貧になっていくのではないかと、こう思いますので、その辺のお考えもお尋ねを申し上げたいと、こう思っているわけがあります。

次に、県立高校の男女共学化の方針についてお尋ねを申し上げたいと思います。

平成13年3月に、宮城県教育委員会は、平成22年までに男女共学化の方針を打ち出しました。この問題について、伝統ある仙台一高とか二高とかいろんな意味で動きがありますけれども、私も塩竈市に住んでいてどんな動きがあるんだろうと、たまたま地域にはどちらも泉ヶ岡にあるわけで、市長の地元でありますけれども、この泉ヶ岡地域というのは、第一小学校がある、もちろん県立女子高校もある、あと聖光幼稚園ですか、ありますけれども、そうしますと昼間の人口が物すごい人口密度が高いわけです。ですから、そこに一方高地で何かあったら大変でございますけれども、やはり簡単に共学化はいくものではないだろう、したがってどこかに県の方針でも建てようと思っても塩竈市に土地がありませんからこれも難しい、したがって、最

最終的に今どうなっているのだろうか、世論、いろいろ耳にしていますけれども、市あたりはこれについて、あるいは塩竈市教育委員会あたりはどういうふうに把握しているのか、この辺もお尋ねをしたかったのであります。

次に、4番目に通告したのは、市立病院の経営方針についてでございます。

何人かこの問題について質問がありました。今、医師退職に伴う緊急プランを立てて何とかやっていこうと、そして議会の皆さんにもお示しをして、いろんな意見を聞きたいと、こういうことですが、手おくれになっては大変だなと、私はそう思いますので、本気になってこの問題に取り組んでいかなければ、議会もいろんな面で批判をされる恐れがあります。私も議長にもいろいろ話をして、やはり医師の確保についても議会が乗り出すべきだと、東北大学に市長と一緒に行って、それなりの努力はすべきではないだろうかということも申し上げました。やはり医師確保が至上命題でありますから、医師が来なければ病院の経営は成り立たないわけでありまして。そういう意味では、何としてもいわゆる医師確保をしながら、一方では緊急プランを議会に1日も早く示していただいてあるべき姿を議論したい。かつては、医師会を初め各団体の意見を聞いて、いわゆる市民からの意見を聞いて今から35年ぐらい前にいろいろ議論をしたという経験もございました。あの議論をもう一回やる必要があるのかなと、私は思いますが、この辺の考え方も改めてお伺い申し上げたいと、こう思っているわけでありまして。

次に、水産振興について通告いたしました。

平成3年から魚市場の再開発について、ずっと議論してまいりました。平成10年度予算、結果的には平成11年1月でございますが、魚市場の再開発が議会に示されました。その当時は魚市場は新しくしよう、そして塩竈の産地市場とする役割を果たそうと、こういう計画でもあったわけでありまして。私はそういう意味では、あの当時、魚市場の第1案が84億ですか、第2案が54億、こんな状況ではできませんよと、そしたら第3案を考える以外ないんじゃないですかといったら32億が上がってきました。それもそのままになってしまいました。したがって、いわゆる一方で、漁港背後地の問題も出てまいりましたけれども、これはいわゆるAゾーン、Bゾーンどうするかと、その中でいわゆる新しい組織をつくって背後地を活性化しようということで、市長も本気になって動き出したようでありましてけれども、いずれにしても、県に対しては土地の改良申し込みをする、平成18年度からそういう施設をつくってやろうと、幸い宮城県は食材王国みやぎということを標榜して、私は塩竈に対する期待というのは、私は大きいのだらうと思うんです。塩竈の水産加工団体あるいは塩竈の魚市場関係者の果たす役割は、宮城県

の中でも、塩竈、結構果たせると思うんです。それだけに、この背後地についても、工場誘致の立場でいろいろ市長も動き始まっているようでありませけれども、何としても成功させたい。そして、新しく立ち上げた工場を中心として漁港背後地を活性化しながら、あの団地で、塩竈市の水産の役割を果たす努力をぜひしていただきたい。こう思っておりますので、ぜひとも、それなりの努力をお願いし、また考え方をお尋ね申し上げたいと思います。

それから、今、年末も押し迫って、いわゆる水産団体でいろんな市政だよりなんかを通じて大売り出しのこと出ています。だけれど仲卸については、なかなかどうなっているのかわかりませんが、年末にかけて県内外からかなりの市場客が来て、ごった返す状況があったわけでありませ。山形あるいは秋田、岩手から正月用の魚を買いに来る常軌があったわけでありませが、この辺ももう少しPRをして、もっともっと塩竈に集客が集まるように、大いに努力をしていただきたいものだなど、こう思っておりますので、この辺の考え方もひとつお尋ね申し上げたいと思います。

それから、中心市街地の再開発について、いろいろきょうも6番議員からもいろいろ質問がありました。私はこういうふうを考えるんです。いわゆる開発基金を投じて取得した土地そして開発基金を使って、6,500万円を使ってさらに解体をしたと、そうしますとこの辺の使用基準、あるいは利用基準、貸し基準、この辺は具体的に出てこないのはおかしいのではないだろうか。やっぱり有料なのか無料なのか、どういう団体に優先に使用させるのか、やはり壊す前のある程度考え方を整理して臨むべきだったのではないかと、我々も聞かれて、いろんな質問の中で展開されてわかりますけれども、具体的な今後の方針についてわかりませというわけにいかないんです。そういう面では、もっと積極的に活用基準、利用基準、使用基準、こういうものを議会に出して、理解を求める努力不足だけは、私は否めない事実だろうと思ひませから、この辺も、もう少し早く、積極的に議会に示してほしい。こう思っておりますので、その辺の考え方もお尋ねを申し上げたいと思ひませ。

やはり、本町、再開発がだめになったからといって、これをさらにもう一回立ち上げる考えは難しいと思ひませけれども、そういう考えが定例にあるのかどうか、あるいは市民の盛り上がりの中でこれをやろうとしているのか、この辺の考え方も、私もわかりませ。したがって、やはりこれを呼び水にして、各商店街、例えば南町、新町、川の前もあそこを使わせてくださいといった場合どうするのか、あるいはほかの商店街、稲荷下商店街含めて、単独の商店街の活用はどうなのか。やはり合同でなければだめなのか、この辺の考え方もきちんと整理をして、

議会にお示ししていただきたいものだとう思っておりますので、その辺もひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、教育問題について通告いたします。

最近の学校の児童生徒に対するさまざまな誘惑対策がいろんなマスコミで報じられております。大変な事態だなと思います。そういう意味では、特に、登下校の問題については、対策はどのようなふうに行っているのか、塩竈に 110番のいろんなあれがありますけれども、それだけでは不十分になってきているなど、こういう対策についてPTAなり、何とか協力をして、いろんな積極的な施策を展開していると思いますけれども、いろんな考え方があると思いますが、その辺の考え方があれば、ぜひひとつお聞かせいただきたいと思います。

最後に通告したのが、塩竈ヴェネツィア計画でございました。これは、ヴェネツィア計画が夢へのいろんな計画のようでありますけれども、私はその前に、何としても海辺の賑わい地区の開発、これは議会の予算もずっと、計画についてもいろいろ経過から言いますとこれは先行するだろう。したがって、私は特に北浜造船団地の解決なくして塩竈の発展はないということを中心に申し上げてきました。したがって、北浜団地の移転の問題、あるいはヴェネツィア計画、あるいはこの海辺の賑わい地区の開発の整合性をどう図っていくか。まず、私は、そういう面では、五、六年前ですか、産業の活性化法が出まして、その後に中心市街地活性化法が出ました。今は経済特区とかいろんなことが、21世紀になってからそうなっていますが、どのこの法律を適用していません。塩竈のこの活性化を図るということは至上命題でございますから、あらゆる研究、検討をして、塩竈市のこの発展計画は、何としてもなし遂げていただきたい。いわゆる何もしなければじり貧になるだけでございますから、私はそういう意味で市長の果たす役割、あるいは市当局が果たす役割、我々も果たす役割ありますけれども、全力を尽くしていただきたい、こう思います。

そして、私が最後に申し上げたいのは、どうも、もっと意識改革について市全体が進んでいないようだ。市長は約2年近くなりますから、もっと腰をつけて行財政改革に真剣に取り組んでほしい。それは、あたりから見ても、内部から見てもどうもいろんな部長任せあるいは三役任せの音が非常に聞こえるわけでございますので、落ち着いて真剣に討議をして、やはり行財政改革を進めながら、市民の負託にこたえていただきたいことを申し上げて、第1回目の質問を終わりたいと思います。ご静聴感謝申し上げます。（拍手）

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、大変厳しい本市の財政状況、ご心配いただきまして、平成15年度決算を踏まえた今後の対応についてという内容であったかと思えます。お答えをさせていただきます。

平成13年度に財政再建団体転落を防ぐために、財政健全化の基本方針を策定したということにつきましては、議員申していただいたとおりであります。この内容は収支改善を図りながら、平成14年度から2カ年間でということを取り組んでまいりましたが、改善目標の約8割程度の達成であったかというふうに反省をいたしております。特に、歳入面では予想を超える市税収入の大幅な落ち込みが残念ながらございました。予算の1割削減を目標といたしました取り組みでありますとか、財政調整基金の取り崩しによりまして、平成16年度の危惧いたしました再建団体転落は回避できましたが、このままの状況で推移しますと平成19年度に再建団体転落が危惧されるような状況にあります。赤字幅が29億円くらいになるのではないかと、大変危惧される状況であります。そういったことを踏まえまして、経常収支比率の引き下げでありますとか、その他の改革に取り組んできたところであります。具体的には数値目標といたしましては、職員定数の100名削減というのが数値目標でありますし、いろいろな手当等の見直しといったようなことも、今後、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところであります。

そういった中で、市立病院問題ご心配いただきました。不良債務が残念ながらどんどん膨らんでいる、これは医師不足、料金値上げ等々いろいろございましたが、やはりここは何とか乗り越えなければならないということで、後にご説明させていただきますような緊急プランというものの策定に、今取り組んでいるところであります。

魚市場会計の繰り上げ充用なども大変に危惧される内容になってきているかと思っております。議員の方からは歳入に見合った財政運営であるべきではないかというご指摘をいただきました。本市の税収、60億円であります。しからば60億の予算化ということになりますと、これは市民の方々が期待する行政サービスがほとんどできないという状況になります。当然のことではありますが、補助金制度でありますとか、交付税といったようなものを最大に活用しながら、そういった中で安定的な、財政運営ができるような仕組みを早急に立ち上げなければならないというふうに考えています。

私、就任以来1割カットということをお願いしてきました。ほぼ平成14年ベースでいきますと一般会計210億円でありますので、少なくとも190億規模でないとなかなか安定した歳入歳

出構造にならないのかなということは、今でも考えておりますが、残念ながら、まだその数字になかなか近づかないというのが実態であります。今後とも積極的な取り組みを行ってまいりたいというふうに考えております。

また、厳しい行財政改革、環境と、時代の変化に対応した新しいまちづくりに向けまして、今、現在新たな行財政改革推進計画の策定作業を進めております。60数項目の取り組み骨子に基づきまして、アクションプログラムを策定し、取り組んでまいりたいと考えております。来年1月にはおよその案を議会の方にもお示しできるということで考えておるところであります。予算編成についても、大変ご心配いただきました。平成17年度の予算編成、まさに我々も正念場だと思っています。歳入が減少していることに加え、繰出金や扶助費の歳出が年々ふえ続けております昨今の状況から、既存事業をそのまま据え置いて、新規事業を上乗せしていくという余裕は全くないというふうに考えております。今までと異なる視点での予算編成等の手法が必要となってきたのではないかなというふうに考えております。つまり歳入の圧縮に対しまして、予算が組めるようにすることが、今必要であります。個別に査定して、積み上げた結果を予算とするのではなくて、使える財源をまず決めてそれを配偶する総額管理の方式を取り入れざるを得ない厳しい環境にあるとの認識をいたしておるところであります。

従来のように要求しても予算がつかないといったようなことで、各課がみずからの役割を放棄することではなくて、各課が予算を自己決定し、事業優先順位に関して選択と集中を行うということが、今ほど必要な時期ではないかなと思っております。一番、市民に近い部署の職員がみずから効率的な事業を組み立てるようなことができるようになってこそ、初めて行財政改革が実現できるというふうに考えているところであります。

次に、浦戸の観光振興について何点かご質問いただきました。

浦戸、まさしく自然豊かでありまして、都会にはない観光資源が豊富でございます。ご承知のとおりゴールデンウィークに行われている海の幸、新緑と島まつりには地域が主体となり、浦戸の資源を生かしたイベントとして参加する方々に大変喜ばれているところであります。

また、最近の一部の船会社がカキツアーというものを企画いたしております。首都圏の方々を浦戸に渡しまして、カキむき場に連れて行って、実際カキをむいているところでカキを賞味していただくということを始めただけであります。この秋の期間だけでも首都圏から4,000人ぐらいの方々が集まってきたということを聞きました。このように、企画がしっかりしていれば、やはり観光客は呼び込めるというふうに、私も考えているところであります。最近では

地元漁協が発行いたしました浦戸諸島くらしの歳時記が大変好評でございます。アサリ、カキ、シラオのゆうパック情報など、地場製品の紹介が盛りだくさんで盛り込まれておりまして、浦戸の情報発信に大いに役立っているところであります。

また、本市のブルーセンターにおきましても、ホームページを立ち上げさせていただいたところであります。このような活動をきっかけといたしまして、浦戸の自然、食材等を活用したグリーンツーリズム等の都市空間交流事業にぜひつなげてまいりたいというふうに考えているところであります。

また、今年は、8月13日の桂島花火大会、8月14日の野々島花火大会には、市営汽船の臨時運航でありますとか、海上タクシーの運航などによりまして、例年以上、例年の倍ぐらいの見物客が訪れていただきました。さらには、今現在、民間活力によりまして、フラワーアイランド計画が実現に向けて着々と進められているということも、観光の大きな資源になるものかなと思っております。以上のような取り組みにつきましては、本市のホームページにもリンクさせ、引き続き適切な情報発信に努めますとともに、離島振興計画の一環として位置づけ、最大限の支援を行ってまいりたいと考えております。

なお、新たな取り組みといたしまして、先般、塩釜高校の生徒の皆さんが、浦戸巡検という野外事業で、実際に浦戸に行ってください、1日かけて島々の景観の基礎となる地層、地質の分析、海岸環境等の自主学習が行われました。また、本市出身の写真家平間 至さんが、浦戸に赴き撮影した浦戸百人百景の写真展がエスプで開催されました。このような活動を含め、今後とも、引き続き浦戸の魅力を総力を挙げて内外に積極的にPRをさせていただきたいというふうに考えておるところであります。

県立塩釜高等学校、県立塩釜女子高等学校の男女共学化方針についてであります。

私もこのたび、こういうご質問をいただくということで、改めて県教委の方に確認をさせていただきました。県立塩釜高校と県立塩釜女子高等学校の男女共学化についての取り組みであります。その前に宮城県教育委員会では、平成22年度まですべての県立高等学校を共学化するという方針を表明しております。これは、議員の方からもご指摘いただいたとおりであります。その中で、県立塩釜高等学校と県立塩釜女子高等学校につきましては、宮城県の教育委員会では共学を前提といたしまして、両校とも現在の場所にそれぞれ存続させるケースを含めた検討を開始したというふうにお伺いしました。これまでは近距離に男子校、女子校の2校がりましたが、それぞれの学校をそれぞれの形で存続させる共学になりますと、教育のカリキュ

ラム等にどのような特色を出していくかということが大きな課題となりますので、それぞれの学校では、既に検討を始めたということだそうであります。塩釜高校と塩釜女子高校の将来については、本市にとりまして大きな関心事でありますので、今後の動向をしっかりと見きわめながら、市といたしまして適切な対応を心がけてまいりたいと考えているところであります。

市立病院の経営健全化についてでございます。このような状況に立ち至った経過につきましては、前段でもいろいろご説明させていただきました。繰り返しの説明は省略させていただきますが、このため、経営健全化計画の策定のために塩釜医療圏内の今後の医療需要の適切な把握などを踏まえ、市民や有識者の方々の意見も取り入れさせていただきながら、策定すべきものと考えております。現在の病院会計、医師数の減少によりまして急速に危機的な状況に陥っております。次期計画の策定を待ってられない緊急事態であります。このような状況を打開するための当面の対策として、病院再建緊急プランの策定に取り組みを始めたところであります。

やはり、新たな医師確保が見込まれますのは、臨床研修制度の1期制である研修生が出てまいります平成17年度から平成18年度まで続くものと予想されます。この間は医療圏の各医療機関と連携を図らせていただきながら、この間の市立病院の診療科目を消化器系の内科と外科、小児科などを中心としたものに絞りながら、場合によりましては病床数も減少させてはどうかというようなことで、今まとめを始めたところであります。

また、職員の勤務のあり方につきましても、市民の医療を守るための協力を得ながら、これに見合ったものにしてまいりたいというふうに考えておるところであります。このプランにつきましても、はまとなり次第、議会や市民の皆様にもご報告を申し上げ、ご理解をいただいてまいりたいというふうに考えております。

水産関係であります。まず魚市場の問題であります。

昨年不適切な取引がありまして、市民の皆様方に本当にご心配をおかけいたしました。心よりおわびを申し上げますところではありますが、おかげさまをもちまして、今、関係者一丸となって再建に取り組みを始めたところであります。そういった地道な努力を我々も一生懸命一緒になって頑張ってみようというふうに考えております。

そういった中で、漁港背後地再開発の進捗についてご質問いただきました。漁港背後地の再開発につきましては、本市の水産加工業の振興にとりましては、非常に重要な課題というふう

に考えております。私も10月27日には、全水加工連の本部にお伺いいたしまして、地元の意向を説明させていただきますとともに、県や関係団体にも積極的な働きかけを行ってまいりました。背後地での事業展開を目指しております物流センター組合と、全水加工連は12月8日に宮城県に対し、来年3月に用地購入の結論を出すという意思表示をしたところでございます。これは、今年4月に宮城県から用地価格の提示を受けた両者が、正式に用地取得の意向を表明したものと受けとめているところであります。物流センター組合は、平成18年度の施設建設を視野に入れておりますので、本市といたしましても同組合と連携を図りながら、本市としても適切な支援策を引き続き継続していくなど、早期に事業着手ができるような環境づくりに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

中心市街地再開発につきましてでございますが、料金問題については後ほど担当よりご説明をさせていただきたいと思っておりますが、この都市空間の利活用によりまして、空洞化しつつある中心市街地に活気を呼び戻そうということが基本であるということにつきましては、先ほどもご説明をさせていただきました。具体的な取り組みといたしましては、12月23日、地元有志で構成されます本町通りまちづくり研究会主催のイベントが開催される予定でございます。地元の自発的な取り組みでありますことから、内容、日程などは直前までいろいろ検討が加えられ、何とか開催にこぎつけたと聞き及んでいます。本来は12月の広報誌で紹介すべきであったんですが、原稿が間に合わず、残念ながら広報誌には紹介できませんでしたが、地元ではポスターを300枚、新聞折り込み1万3,000枚、店ごとに配るチラシ1,500枚、商工会議所ニュース折り込み2,300枚、マスコミPRなどさまざまな手段で当該イベントの周知方に努力をいたしているというふうに関及しております。市といたしましても原稿の作成などに対して、支援をさせていただいたところであります。さらには、当研究会で、先ほども触れさせていただきました12月末の大みそかに本町通りが一体となって初詣の参拝客のおもてなしをさせていただくために、通りの両側に大漁旗で飾る取り組みや、カウントダウンセールといったようなものも企画をいたしておりますので、本市といたしましてもさらなる支援をしながら、かつての本町のにぎわいを取り戻す努力をしてまいりたいというふうに関及しているところであります。

教育問題の中で、登下校の児童の安全対策のご質問いただきました。児童生徒にかかわる事件は全国的規模で模倣犯が出てきているのが現状であり、本市にとっても大変憂慮される課題であるというふうに関及しております。本市におきましては、防犯対策といたしまして、児童生徒対象の実際の事件を想定した模擬訓練の実施による自己防衛の強化でありますとか、

チラシの配布や、学校長の訪問説明による保護者や地域住民一人一人の意識の強化、さらには学校教員、PTA、相談センター、教育委員会等の巡視等による学校を中心とする自衛組織の確立。また子供110番の家、地域子供サポーター、町内会への事件の報告と協力依頼と地域を中核とした不審者早期発見及び連絡体制の確立等を行っているところであります。この四つを柱に関係機関一丸となって取り組んでおりますが、今後とも児童生徒のさらなる安全確保に向けた防犯対策の推進に努めさせていただきたいと考えております。

最後に、塩竈ヴェネツィア計画につきまして議員の所感をご説明いただきました。我々もこの塩竈にさらなる魅力を導入するためには、ソフト的な対策も大変重要ではないかなというふうに考えております。そういったことを踏まえまして、昨年都市再生本部の予算をいただきまして、塩竈ヴェネツィア計画を策定させていただいたところでございます。この地域に埋もれておりましたさまざまな資源、歴史、文化を発掘しながら、足下に泉ありということで、この地域の魅力、触れ合い、楽しさといったようなものを改めて掘り起こしをさせていただいたわけでありまして。活発な意見交換がされる中で、塩竈石の蔵でありますとか浦戸の歴史、あるいは本市と京都の結びつき等が明らかにされ、市民の方々にも一定の評価をいただいたところかなと思っております。こういった、やはり質的な充実というものも、地域の皆様方からは強く求められているのかなと思っております。例えば、今後、前段のご質問の中でもご説明させていただきましたが、津波対策の防潮堤を建設するというのを、今県の方で計画しているようであります。我々の方からは、この防潮堤にぜひ塩竈石を張りつけていただきたいというようお願いをさせていただきました。そういうことによって、塩竈にしかない、例えば防潮堤が建設できる。こういったことを地道に一つ一つ積み重ねながら、新しい塩竈の魅力のスポットをつくり上げていくというようなことも、ヴェネツィア計画の一環ではないかなというふうに考えているところであります。

北浜地区の問題、議員の方から大変ご心配のご指摘いただきました。おかげさまで用地取得につきましては、ほぼ20%程度の進捗を見たとところでありますし、造船関係者の方々からは、大変前向きなご協力をいただいておりますし、心より感謝を申し上げますところであります。今後も県の方におきましては、積極的な用地取得を進めていくということであります。ただ、昨今、若干考え方が変わってきたなという点が1点ございまして、かつては議員の方からお話しいただきましたように、港奥部再開発は海の空間を埋め立てして、新たな土地をつくるということにかなりの力点を置いてまいったわけでありまして、昨今、県の方におきましては、塩竈

の一部の方々からいろいろ意見として出されております、せっかくのそういう親水空間というものをもっともっと大切に、本市が海洋都市であるということ、市民の方々にまざまざと実感していただけるような、そういった空間であるべきではないかというようなご指摘もいただいております。そういったことを大切に、もう一度地域の方々といろいろ調整を図らせていただきたいというような、新たな動きも出てきております。こういった市民の方々の意見というものを大切にしながら、今後も港奥部をひっくるめました、先ほどの海辺の賑わい地区の魅力創出といったようなことに全力を傾けてまいりたいと思っております。

それから、大変恐縮でございました、仲卸の説明が抜けておりました。

仲卸につきましても、本市としてももっともっと積極的にPRということのご指摘でありました。仲卸市場では、今年度国道45号線沿いに案内板を設置し、テレビの商業放送にも取り組みを始めたところであります。12月16日にはNHKの昼の番組で取り上げていただくなど、積極的なPRに取り組みを始めたところであります。また、日曜朝市の定期的な開催あるいは9月3日の魚祭りの実施による集客力のアップ、さらには、最近中小企業団体中央会の補助事業を活用した食堂併設調査事業にも取り組みを始めたところであります。本市といたしましては、これらのイベント情報を市の広報誌や各マスコミ等を活用しながら、積極的にPRをさせていただくとともに、当該調査事業に対し協力支援を行いながら、仲卸市場のなお一層の活性化に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（香取嗣雄君） 加藤助役。

助役（加藤慶教君） それでは、私の方から旧今野屋跡地の今後の活用に関連します土地利用の基準等について、ちょっとお話をさせていただきます。

その前に、あすから、先ほど市長の方からお答えさせていただきましたけれども、クリスマスや年末年始に向けてのイベントがオープンするという中で、今こういうふうに議員の方からご指摘いただきました利用基準といいますが、基本的な料金はどういうふうになるのかを定めないままにオープンということになりましたことにつきまして、大変事務的な手順がおくられてしまいましたことについて、深くおわびをさせていただきたいと思っております。

まず、土地利用の取り扱いでございますけれども、基本的には財産管理上、土地を公有地を貸し付ける場合は有償が基本となっております。そういった意味からしますと、公有財産の活用についての一定の財産規則が定められておりますので、その中でもって公有地の流用につ

いて検討するということになりませんが、年明け早々ぐらいにでも、この土地につきましてはこれまでの再開発との絡みとか、本町商店会との関係等もございまして、商業の活性化などに役立つようにということで、あそこの土地については活用をいただくのが基本だろうというふうに考えております。そういったことも含めまして、利用料金についての基準、さらには、先ほど市長の方からも6番議員の方にお答えさせていただきましたが、その利用の仕方によってはこういった減免の仕方があるのか、それを含めまして一定の整理を早急にさせていただきたいと思っておりますので、その辺ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 11番佐藤貞夫議員。

11番（佐藤貞夫君） 市長初め助役から具体的に答弁をいただきました。

さまざまな問題を提起いたしました。まず魚市場の再開発について、いろいろありますけれども、かつて塩竈は水産加工、いろんな七つの日本一を持っていたという宣伝した時代がありました。例えば練り製品日本一とか近海マグロ日本一とかあるいはその塩蔵タラの日本一とかアブラザメ日本一とかホンダガレイ日本一とか、それからサケ・マス加工、いろんな七つほどあったんですが、今何かそれも消えてしまって、近海マグロと練り製品ぐらいになったのかなと、あるいはそれでも、まだサケ・マスの加工ぐらいまだ、あるいは塩蔵タラ、これぐらいはまだ日本一になっているのかなと思っておりますけれども、もっとPRが足りないなと、特に、今市長が言われましたように、いろんなイベントがマスコミを通じてどんどん流れていくように対策をしてほしいなと、こう思っているわけでありまして。特に初詣客、東北一の参拝客や元朝参りある中で、本町でこういうことをやるんだと、ことしの塩竈おもしろいよという形のPR、そういうのをどんどんいろいろやって、そしてなるほど、それは行ってみたい、こういう動きを積極的にやってほしいなと、こう思っているわけでございますので、こうした今まで出ているということでございますが、有効に活用して、やっぱり、県内各地あるいは県外でも、それらのPRをして、何とかお客さん呼び寄せの努力をしてほしいなと、こう思っているわけでございます。

それから、浦戸の問題は観光問題で、いわゆるいろんな浦戸の状況、我々のわからない面が報告されました。やはり浦戸の自然をどうするか、自然の中で観光客どうするか、それはフラワーアイランド構想とかいろいろ言われましたけれども、例えば5月ころですか菜の花はちょっと、何か最近少なくなったと。多賀城のあやめとか南方のあやめなんか非常に有名になってきている、負けず劣らずそういういろんなアイデアを出して、夢の島構想でどんどんPRし

てほしいなど。例えば、意外と花の寿命の長いサルビアとか、あるいはいろんなチューリップでも果実いろいろありますけれども、寿命の長い花を積極的に島に植えて、あの島行ってみたい、そしてこういう散策をしてみたい、特に、首都圏から4,000人ぐらい来ているという話ですけれども、3時間か4時間で来るんです。だから、松島のあの名勝を見て感激をする、あよかったと、こういう印象を与えて、また来てみたい、ほかにも宣伝したい、こういう状況をもっと私はPRが不足しているんじゃないか、そういう面では、私はもっと活用できる面がいっぱいあるような気がするんです。そういう面では、マスコミ対策を徹底的にやって、話題、テレビ、あるいはNHK、民放、各新聞社、この辺の対策をきちんとやって、そしてなるほど塩竈にいろいろなイベントがあるな、行事があるなと、楽しい思いがいっぱい行事があるという印象を与え、そして塩竈にお客さんを誘致する、その運動こそ私は必要だと、こう思っているんです。ですから、この塩竈に地場産品がどのように出て、どのようにおいしいものが出ているのか、我々もさっぱりわからないんです。例えばシラウオとかノリとかカキとかありますけれども、どういうふうに流れが行っているのか、どういうふうに宣伝しているのか、どういうふうに漁業組合これやっているのか、やっぱり産業部はもっと議会を通じていろんな取り組みをやっていただいて、なるほどしっかりやっているなど、浦戸の産品は大したものだと、こういうふうな状況をぜひつくっていただきたい。今、これだけに落ち込んでいるわけですから、少しでも希望あるいは期待を持てるような塩竈市を、来年度こそは何とかひとつ希望が持てる、夢が持てるような塩竈に、皆さんの努力を期待しながら質問を終わりたいと思います。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 塩竈ならではの情報をもっともっと積極的に発信するように、私も努力を傾けてまいりたいと思っております。

それから、浦戸諸島、議員がおっしゃったとおりであります。大変すばらしい島であります。ぜひ、本市の市民の皆様方に、まずは足を運んでいただけるような努力をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 以上をもちまして、本定例会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

長い間ご苦労さまでございました。どうもお疲れさまでした。

午後4時06分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成16年12月22日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会議員 志 賀 直 哉

塩竈市議会議員 曾 我 ミ ヲ